

決算審査特別委員会

8月27日（金）午後2時54分開議

- 議題 1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
- 3 副委員長の互選について
- 4 決算審査順番
- 5 決算事業現地調査
- 6 その他

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員	2番 山田 良秋 委員
3番 犹守 勝義 委員	4番 藤野 和美 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 長島 邦夫 委員
7番 青柳 賢治 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 渋谷 登美子 委員	10番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
書記	安在 洋子

○森 一人議長 初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたします。松本さん、こちらへお願いいたします。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時54分)

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例によりまして、委員長につきましては副議長が委員長職を務めるというふうな慣例がでてありますけれども、これにご異議なければ、私、松本でございますが、委員長職を受けさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、私、松本が委員長と決定をさせていただきました。

ただいま委員長に当選されました私、松本でございますけれども、就任のご挨拶をさせていただきます。

○松本美子委員長 慣例によりまして、副議長が委員長職ということでございますけれども、不慣れではございますけれども、皆様のご協力をいただきまして、スムーズに特別委員会が進行しますようにご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

◎座席の指定

○松本美子委員長 それでは、座席の指定をさせていただきます。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

それでは、指定をさせていただきます。1番席、小林委員、2番席、山田委員、3番席、伏見委員、4番席、藤野委員、5番席、畠山委員、6番席、長島委員、7番席、青柳委員、8番席、川口委員、9番席、渋谷登美子委員、それから私、最後の席でございます。10番でございます。

◎副委員長の互選

○松本美子委員長 それでは、副委員長の選挙ということになりますけれども、これより副委員長の互選を行いたいと思います。

どのような方法により行いますか、お諮りをいたします。

長島委員、お願いします。

○長島邦夫委員 指名推選でお願いしたいと思いますが。

○松本美子委員長 指名推選の声が出ましたので、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 指名させていただいてよろしいですか。

○松本美子委員長 はい。

○長島邦夫委員 小林智委員をお願いしたいと思います。1番委員の小林智委員をお願いいたします。

○松本美子委員長 ただいま小林委員が副委員長に指名されました。

よって、小林委員を副委員長と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、小林委員が副委員長に当選をされました。

それでは、ただいま副委員長に当選されました小林委員から就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

○小林 智副委員長 ただいまご指名いただきました小林でございます。副委員長の席、重責でございます。委員長を補佐してスムーズな運営に努めるよう頑張りたいと思いますので、よろしくご協力を願いいたします。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

◎決算審査順番

○松本美子委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りをいたします。

お手元に令和3年度決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は、配付した表のとおりでございます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりとさせていただきます。

◎決算事業現地調査

○松本美子委員長 次に、令和2年度事業現地調査の件についてお諮りをいたします。

令和2年度事業において、現地を確認することが必要な事業等がございましたらご意見をお願いをいたします。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 行く場所ですよね、観察の。観光案内スポットをつくりましたよね、看板。それを全部見ながら、大体見ながら、そしてインターランプ内は直接工事をしていないのかもしれないのですけれども、どういう状況になったか見ていきたいなと思うのですけれども。

○松本美子委員長 ほかに。

○渋谷登美子委員 あと、下水道はあるのかな。私は、だからあそこは全部、2点というか、何か所かあるのです。

〔「その1点と」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 それと、インターランプ内。私は、取りあえずそれで。あと、ある程度見られるのかなと思うのですけれども。

○松本美子委員長 ただいま2か所ということで出ておりますけれども、ほかにありませんか。

○渋谷登美子委員 駅西は今年ですものね。

〔「駅西は2年です」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 去年、駅西。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 工事やっていないのではないかな、今年ではないかな。

〔「駅西は令和2年度です」と言う人あり〕

○川口浩史委員 駅西と、あと……

〔「まだ指名されていない」と言う人あり〕

○川口浩史委員 指名されていないのだね。

○松本美子委員長 きちっと手を挙げていただきて、すみません、指名をさせていただきますから。

お願ひします。川口委員。

○川口浩史委員 駅西と、あと線路下の下水管は見ることはできないのだろうけれども、あれはちょっと変わった工事なのです。前の管を残して、それでやったのではなかつたかな。長くもたないのではないかと私なんかは思っている工事なのですが。ほかに行くところがあれば、そこは削ってしまっていいのですけれども、取りあえず私の案です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 さっき渋谷委員の観光スポットのところを見て回るとなると、結構場所、場所が限られて、幾つも出てくると思うのです。

それで、今川口委員の言った例の東武鉄道のところの特殊な工事だということですから、図面だと何かあるのでしょうか、そういうたのは見ておく必要があると思いまので、私は今出た中で、委員長さん、副委員長さんがいらっしゃるので、もう一度その中で重要度が高いようなところをある程度提案してもらって、そしてお任せするという形で進めていただきてもいいような気がします。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今駅前のこととは話が出ましたのですけれども、嵐なびの中が随分大幅に変わっているのですが、予算的には何かあそこ使った、決算的には何かあったか。その場所に行くのであれば。

○松本美子委員長 ただいまの長島委員の件ですけれども、嵐なびの関係につきましては、2年度は観光協会のほうにお願いをしてありますので、補助金等は出ていると思うのですけれども、その辺がいかがかなと思っています。

はい、どうぞ。

○長島邦夫委員 その場所に行くのであればということで、改めてということではない

のですけれども、行くのであれば、中の構造が変わっていますので、見てもいいのではないかなというふうに思つただけのことです。よろしく。

○松本美子委員長 はい、分かりました。

ただいま何点か、4、5点ということで、あとは観光案内板の関係はスポットということで、何か所あるか、ちょっと検討してみないと分かりませんけれども、その辺の案が出ましたけれども、あとは委員長、副委員長に任せさせていただいて現地調査を行うということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎散会の宣告

○松本美子委員長 それでは、委員会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございます。

(午後 3時05分)

決算審査特別委員会

9月6日（月）午前9時00分開議

議題1 「令和2年度決算事業現地調査」

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員	2番 山田 良秋 委員
3番 犹守 勝義 委員	4番 藤野 和美 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 長島 邦夫 委員
7番 青柳 賢治 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 渋谷 登美子 委員	10番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長 大野 敏行 議員

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
書記	安在 洋子

○説明のための出席者

福嶋 啓太	技監
藤永 政昭	企業支援課長
大島 行代	企業支援課商工・観光担当副課長
伊藤 恵一郎	まちづくり整備課長
久保 雄一	まちづくり整備課道路担当副課長
清水 延昭	上下水道課長

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

現地調査及び審査を本日から行いたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで議長に出席をいただいておりますので、森議長からご挨拶をいただきたいと思いますので、お願ひいたします。

○森 一人議長 皆様、改めましておはようございます。

また、福嶋技監をはじめ担当課の課長の皆様には、ご多用のところ説明員としてご出席いただきまして、大変ご苦労さまです。

本日から5日間、決算審査特別委員会となります。次期予算につながるような決算審査をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

◎開会の宣告

○松本美子委員長 ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立をいたしました。

(午前 8時58分)

◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

◎委員会開会日の決定

○松本美子委員長 委員会の開会日についてお諮りをいたします。

本委員会の開催は、本日9月の6日、7日、8日、9日及び10日の5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日9月6日、7日、8日、9日及び10日の5日間と決定をいたします。

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 令和2年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件まで及び議案第46号 令和2年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また議案第47号 令和2年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第46号及び議案第47号の2件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、今委員会の説明員といたしまして出席通知のありました者の氏名、職業一覧をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長の諸般の報告を終わらせていただきます。

◎審査の方法

○松本美子委員長 審査の方法についてお諮りをいたします。

認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などの添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行いたいと思います。最後に総括質疑といいたしたいと思います。その後、認定第2号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 令和2年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行いたいと思います。最後に、議案第46号 令和2年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び令和2年度嵐山町

下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号並びに議案第46号及び議案第47号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件につきまして総括質疑をする委員は、9月の8日の午後1時までに委員長に届け出でください。

◎現地調査の説明

○松本美子委員長 それでは、現地に向かう前に担当課より説明をお願いいたしたいと思います。

まず初めに、藤永企業支援課長、お願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、現地調査の資料に基づきまして、順次説明のほうをさせていただきます。

まず最初に、杉山城跡案内標識設置工事でございます。これにつきまして、事業概要につきましては案内標識設置1基でございます。標識板の大きさにつきましては、縦が60センチ、横が40センチの3枚づけというタイプの標識のほうを設置させていただきました。基礎からの高さにつきましては、3.1メートルでございます。

施工箇所につきましては、嵐山町大字杉山地内ということで、裏面の写真のほうをご高覧いただきたいと思います。真ん中の写真に設置後の写真のほうを掲載させていただいております。場所につきましては、杉山ということで、写真の右側のほうに杉山の公民館が写っているかと思うのですが、公民館の対角線上の角に設置のほうをさせていただいております。3面ということで、ちょっと写真のほうが見づらいのですが、今見えている写真の反対側、玉ノ岡中学校から来るほうからも同じように矢印の標識、また役場側から杉山公民館に向かってくる側、この3面に標識のほうが設置されているものでございます。

請負者につきましては株式会社日装エスティー、請負金額につきましては21万1,200円で、地方創生臨時交付金で補助率10分の10で対応しております。なお、今回

4件の標識、案内標識板につきましては、全て地方創生臨時交付金、補助率10分の10で対応させていただいております。

事業期間につきましては、令和3年2月8日から令和3年3月12日までとなっております。

続きまして、観光施設誘導標識設置工事でございます。事業概要といたしましては、誘導標識設置を単柱式の1基という形の標識になっております。標識板の大きさは、縦横とも1メートル、基礎から標識板の下部、下の高さまでが2.63、一番上の高さまではプラス1メーターになりますので、3.63メートルということになります。

施工箇所につきましては、嵐山町大字越畠地内ということで、裏面の写真のほうをご高覧いただきたいと思います。真ん中に施工後の写真が貼ってあります。こちらにつきましては、アクセス道路のインターフォードから花見台工業団地へ向かっていく途中の町道の交差点、歩道橋がある交差点のちょっと手前の右側のほうに設置させていただいております。

請負者につきましては株式会社日装エスティー、請負金額につきましては52万3,600円です。

事業期間につきましては、令和3年2月12日から令和3年3月22日までとなっております。

続きまして、杉山城跡入口案内標識設置工事でございます。事業概要としましては、案内標識の2面の標識板のほうを1基設置させていただいております。標識板の大きさは、縦60センチ、横40センチのこれは2枚づけというタイプの標識でございます。基礎からの高さは3.1メートルでございます。

施工箇所につきましては、嵐山町大字杉山地内ということで、裏面の写真のほうをご高覧いただけたらと思います。こちら、奥のほうに見える建物が杉山の公民館になっておりまして、杉山城の駐車場を案内する看板、こちら北部から公民館に向かっていく写真になっておりますが、公民館のほうからも、ちょっと見づらいのですけれども、対面に同じ矢印で駐車場方面に行く案内の標識が設置されている状況でございます。

請負者につきましては株式会社工建、請負金額につきましては16万7,200円でございます。

事業期間につきましては、令和3年2月18日から令和3年3月22日まででございま

す。

続きまして、杉山城跡大手口案内看板設置工事でございます。事業概要としましては、案内板の設置、これは文字写真フィルム印刷加工張りという看板になります。面の大きさにつきましては、縦1メートル、横1メーター20センチでございます。基礎からの高さは1.8メートルでございます。

施工箇所につきましては、嵐山町大字杉山地内ということで、裏面の写真のほうを見ていただければと思いますが、これは杉山城の駐車場の玉ノ岡中学校の門の一番近いほうのところに、大手口までの案内看板を設置させていただいております。ちょっとこの写真では見づらいのですが、ここの駐車場から大手口まで歩いていくところを赤で表示して、要は体育館の脇のほうを通って大手口のほうに行ってくださいと、ちょっと現地のほうで確認していただければと思うのですが、そういう表示がされている看板になります。

請負者につきましては松本看板店、請負金額につきましては19万9,100円でございます。

事業期間につきましては、令和3年3月3日から令和3年3月22日までとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

何かお聞きしたいことがありましたら質疑をお受けしたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 ないと認めさせていただきます。

次に、伊藤まちづくり整備課長、説明をお願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、2番目のR2道路改築工事(町道菅谷31号線)の内容につきまして説明させていただきたいと思います。

決算審査特別委員会(現地調査)資料に基づきまして説明させていただきます。事業名としましては、R2道路改築工事(町道菅谷31号線)でございます。こちらは、昨年の全協でも説明させていただきましたけれども、駅前広場の整備でございますが、道路事業で行っていますので、表記につきましては道路工事ということで事業名を決定させていただきました。

事業概要につきましては、レイコール51メートル、Wイコール45メートルでございます。誠に申し訳ない、117ページの主要な施策の説明書におきましては、事業概要がレイコール31メートルとなっておりますけれども、誠に申し訳ございません、こちらのほうが51メーターでございますので、訂正させていただきたいと思います。

路床安定処理工は623平米、側溝工98メートル、防火水槽1か所でございまして、これは説明させていただきますが、100トン、100立米の防火水槽を設置させていただきました。路盤工1,279平米、フェンス工42メーターでございまして、事業概要はこちらでございます。現地行っていただいても分かると思いますが、駅前広場整備工事の一部を行ったものでございます。

施工箇所につきましては嵐山町大字菅谷地内、請負業者は新埼玉環境センター株式会社でございます。

請負金額につきましては、4,140万1,800円でございます。国費につきましては、都市再生整備交付金につきましては5年間で4割となっておりますので、実質国費につきましては1,650万円でございます。なお、当該年度内充当につきましては10分の10となっておりますので、10分の4を超えて充当しているものもありますので、こちらについてはかなり充当しますけれども、実質国費につきましては10分の4でございます。

事業期間につきましては、令和2年12月7日から令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

この際ですから、何か質疑がありましたらどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 ないようですので、最後になりますけれども、清水上下水道課長、説明をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは、3番目の現地調査及びお手元の参考資料を基に武藏嵐山駅付近線路敷横断排水路修繕工事の概要説明をさせていただきます。

まず、施工場所でございますけれども、お手元の参考資料をおめくりいただいて平面図を御覧いただきたいと思います。施工場所につきましては、武藏嵐山駅のホームから小川方面に向かって50~60メーターほどのところでございます。右手に菅谷の東昌寺付近の菅谷寄居線から下ってきて、むさし台に抜ける踏切の付近でございます。

次に、事業概要でございますけれども、参考資料の2ページ目の縦断図を御覧ください。当該線路敷地内を菅谷上流側からむさし台下流側へ、内径600ミリ、距離にして21.5メートル、深さが約2.8メートルの雨水排水管が横断しております。その中ほど、青く囲ったところが陥没箇所でございます。この原因が雨水排水管であったことから、今回の本工事を、修繕工事を行ったものでございます。

参考資料の3ページ目を御覧ください。こちら、全体フローとなっております。まず、管きょ更生前の軌道整備工、その後管路内の清掃と調査を行います。そして、管きょを更生工すると、その後に管きょ更生後の軌道整備工の順で工事を行っております。

次に、施工写真を御覧ください。左上に写真番号が振ってございます。まず、写真ナンバー1でございますけれども、こちら、左下の碎石がへこんでいるところが陥没箇所でございます。

次に、中ほどの写真ナンバー2、こちらが管路の補修前に軌道上を整えまして、軌道測定データを計測するための軌道整備工の状況であります。

写真ナンバー3からナンバー6につきましては、管路内清掃と調査工の状況でございます。まず、高圧洗浄機によりまして管きょ内に入り込んだ碎石や土砂等を高圧洗浄で清掃した後に、テレビカメラを内部に入れて既設管きょ内の状況を確認している写真でございます。この結果、管きょ内の破損箇所が4か所、土砂の流入箇所が1か所、それと接続部においてずれがあった箇所が1か所ございました。工事に当たりましては、鉄道事業者との協議によりまして、F C Rガラスライナーによる内部ライニング工法を採用しております。

ナンバー7からでございます。F C Rガラスライナー工法とは、3層ポリエステルガラス繊維状の二次製品、こちらナンバー7にございます。この製品をナンバー8のように管路内部に引き込んで、ナンバー9の空気圧力で膨らませた後に高温の蒸気を送り込んで管路内部に密着をさせます。ナンバー10になります。そして、このライニング材を密着させ、硬化をさせた後に新たな管を内部に作るように既設管を内部から補強して、現状の土圧と列車通過時の活荷重にも耐えられるようにしているものでございます。このライニングの厚みでございますけれども、平均して6.2ミリの厚みがございます。

そして、ナンバー11でございます。ライニング材が硬化した後、上下の管口のライ

ニング材を切断いたしまして、モルタル材で隙間を埋めて仕上げる状況が、こちらナンバー11でございます。

表、表紙にお戻りください。請負業者につきましては、東武谷内田建設株式会社でございます。

請負金額は951万5,000円でございます。こちらにつきましては、都市下水路整備事業債710万円を起債してございます。

事業期間につきましては、令和2年10月16日から令和2年の12月25日までの71日間でございます。

以上が概要説明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 どうもありがとうございました。

何か質疑がございましたらどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この平面図ですけれども、下流側と上流側の入孔が21.5メートルということで分かるのですけれども、こういった管網みたいなものが東上線のレールの中にはこれ1本だというような形で聞いているのですけれども、それでいいのかどうかということと、それとこの平面図上の横に出てる、5から6とかと振っている番号があるですか、丸で。平面図の下り線だとかのところに4とか5とか6とか、これは何の記号になるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願ひいたします。

清水上下水道課長、お願いします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず最初の管きょ数でございますけれども、東上線を横断している管きょにつきましては雨水管、それは3路線ございます。今回のこの600ミリの雨水管のほかに、東電の変電所の前からホームの下を通ってむさし台側に行っている路線、こちらが450ミリで横断しております。距離にしまして55メーター。もう一本が駅前ロータリーを森林公园側に向かって、埼玉りそなから線路の側道に出る路線、あそこにもう一本、横断管路がございます。むさし台に抜けている管がございます。そちらにつきましては、1,650ミリのボックスカルバートでございまして、距離は34.5メートルでございます。

2点目のこのナンバーにつきましてお答え申し上げます。こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました軌道整備工のためのポイントでございます。こちらのボ

イントで施工前と施工後にそれぞれポイント5点を定めまして、軌道測定のデータを計測いたします。軌道データの計測というのは、軌道管内の変位とか、水準の変位、あるいは平面性の変位、高低変位、いろいろございますけれども、そのデータをきちんと施工前と施工後に取って、変化がないかどうかを確認した上でその実施状況を確認しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 管がずれていて、それで陥没が起きて砂利が入ったり、漏水というか、漏れたりとか、そういうことが起きたわけですよね。管がずれっ放しで、ガラスライナー、これを入れてやったということなのですか。ずれた部分にガラスライナー、弱いのではないかなと思うのですけれども、その点どうなのでしょうか。

○松本美子委員長 質疑終わりましたので、答弁をお願いいたします。

清水上下課長、お願いいいたします。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

確かに管がずれている場所がございまして、それが30センチも40センチもずれてしまいまいましたら、今回のこの内部ライニング工法というのはちょっとできないのです。その検証をしたところ、その管のずれもさほどずれてはいない。そのずれから土砂というものが浸入はしていなかったために、さほどのずれではないので、中にこのライニング工法で、新しい管を通すような形になるのですけれども、それで対応したということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 どうぞ、川口委員。

○川口浩史委員 ずれはどのくらいだったのか、分かっているのですよね。分かりますか、今。

○清水延昭上下水道課長 10センチほどでございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

◎現地調査

○松本美子委員長 それでは、決算審査特別委員会の説明を終わらせていただきまして、これより現地に参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

現地調査 午前 9時25分

現地調査箇所：杉山城跡案内標識設置工事

観光施設誘導標識設置工事

杉山城跡入口案内標識設置工事

杉山城跡大手口案内看板設置工事

R 2 道路改築工事（町道菅谷31号線）

武藏嵐山駅付近線路敷横断排水路修繕工事

現地調査終了 午前11時00分

決算審査特別委員会

9月7日（火）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査
について

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員	2番 山田 良秋 委員
3番 犹守 勝義 委員	4番 藤野 和美 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 長島 邦夫 委員
7番 青柳 賢治 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 渋谷 登美子 委員	10番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
書記	安在 洋子

○説明のための出席者

佐久間 孝光	町長
高橋 兼次	副町長
青木 務	参事兼総務課長
木村 公正	総務課庶務・人事担当副課長
金子 守	総務課財政契約担当副課長
馬橋 透	地域支援課長
青木 正志	地域支援課政策創生担当副課長
安藤 浩敬	地域支援課人権・安全安心担当副課長
村田 朗	税務課長
贊田 秀男	税務課課税担当副課長
岡野 富春	税務課収納対策室長
高橋 喜代美	町民課長
柳澤 純子	町民課戸籍・住民担当副課長

吉 田 信 子	町民課保険・年金担当副課長
前 田 宗 利	福祉課 課 長
太 田 直 人	福祉課社会福祉担当副課長
内 田 淳 也	福祉課児童福祉担当副課長
萩 原 政 則	健康いきいき課長
根 岸 隆 行	健康いきいき課保健担当副課長
内 田 富 惠	健康いきいき課健康管理担当副課長
田 畑 修	会計管理者兼会計課長
大 島 真 弓	会計課会計用度担当副課長
奥 田 定 男	教 育 長
堀 江 國 明	代表監査委員
大 野 敏 行	監 査 委 員

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

川口委員さんにつきましては、所用がございまして、少し遅れるという連絡等が入っております。ご了承ください。

ただいま出席委員は、川口さんが遅れるということでございますので、9名ということになりますけれども、よろしくお願いをいたします。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎町長挨拶

○松本美子委員長 早速ですが、次に佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。この決算審査というのは、単に昨年の予算の執行状況を確認していただくということだけではなくて、来年度の予算編成にも関わる大変重要な審査であると思っております。忌憚のない意見をいただく中で、しっかりと審査、また認定をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、1点ご報告申し上げます。この定例会における一般質問の中で、青柳委員のほうから防災無線を使った自宅療養者に対して直接的な投げかけというのでしょうか、メッセージを発したらどうかというようなご提案がありまして、金曜日、一般質問が終わった後に、すぐに対策本部を招集し、その件を検討いたしました。防災無線上、特に問題はない、また最終的にはすぐにこれは実施すべきだろうという結論に達しましたので、先週金曜日の5時からその放送をスタートする、またあんしんメールにおいても直接的なメールを配信させていただきました。どうもありがとうございました。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日より4日間、堀江代表監査委員、大野監査委員にご出席をいただくことになっております。大変ご苦労さまでございます。

また、傍聴につきまして申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑

○松本美子委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

委員の皆様に申し上げます。質疑の際は、挙手により委員長の指名後、ページ数を述べてからお願いをしたいと思います。また、質疑の回数は3回までとしていますので、ご了承願います。

認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時05分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 16ページになると思うのですけれども、普通徴収のうち……

○松本美子委員長 すみません、どちらの説明書……

○渋谷登美子委員 すみません。主要な施策の説明書です。16ページに普通徴収の金額が出ていますけれども、持続化給付金と、それから中小企業経営支援金がそれぞれその所得の中に加わっていると思うのです。その件数、法人、個人と伺えればと思います。これ件数だけで、金額的には分からぬのではどうから。

それとあと、他市町村のふるさと納税の件数と金額、それと寄附控除がどのくらいあったか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

贊田副課長、お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

申し訳ございません。普通徴収の中に持続化給付金の件数とということなのですが、そこは分かっておりません。

もう一件、ふるさと納税のほうですけれども、寄附金全体の額2,506万6,000円、うちふるさと納税分が2,382万9,000円、寄附控除額が全体で1,148万2,000円、うちふるさと納税分の控除が1,120万7,000円、人数にしまして336人。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 持続化給付金というのは、私、所得の中で結構大きいのだろうなと思うのです。1世帯というか、1個人100万円とか50万とか、そういうふうな感じで出ていて、そうするとコロナによる影響というのは、直接的な影響というのが分からぬことになってくるのですけれども、これというのは把握の仕方ができないのかどうか伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を贊田副課長、お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

一応住民税に関しましては、県のほうへ報告します市町村民税の納税義務者等の調べとか、そういう調査はあるのですが、その中に持続化給付金が幾らあったかとか、そういう申告の、確定申告のときにはお聞きして収支内訳書とかには書くのですが、それがそのまま住民税のデータとして残るということはありませんので、ちょっと件

数、金額が分かりません。すみません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、持続化給付金については分からないと。中小企業経営支援金については、企業支援課では分かるということになってきて、税全体の中では把握ができないということになります。そうすると、今の嵐山町の町民のコロナ禍での影響というのはここでしか見えないのですけれども、それが分からぬということですね。まずいのではないかなと思うのだけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

贊田副課長、お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 住民税ではないのですが、コロナの減免としまして、固定資産税のほうで中小企業の事業者を対象に軽減の受付をいたしました。その中で申請件数が56件ございまして、固定資産税、全額軽減をする人が、これは令和3年の課税のときにするのですが、申請は2年度中に受け付けまして、全額軽減が23件、半額の軽減が33件。これは、家屋、償却、両方ということなのですけれども、申請内訳としまして家屋が42件、償却が46件、両方減額の人が32件になります。金額にしまして減免額2,590万8,341円、主に製造業や小売業といった方の申請は受け付けました。固定資産税では分かるのですが、住民税のほうはちょっと把握ができておりません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 今の質問の答えたと、コロナの影響はちょっと分からぬということです、そういう答弁だったのでしょうか。それで、コロナの影響によって、令和2年度はどのくらい嵐山町では倒産があったのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、14ページがいいかな、16ページがいいかな、個人町民税の平均所得を伺いたいと思います。それから、差押えはどのくらいの件数があったのか、ちょっと事例も含めてお聞きしたいと思います。

それから、62ページの町税還付事業なのですが、町県民税、軽自動車税以外還付加算金について、出ているわけですけれども、還付金も。ちょっと内容を伺いたいと思います。

下の固定資産税の利息相当額という、ちょっとこの内容と、どういうことで支払いが出たのか伺いたいと思います。

取りあえず以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えいたします。

私のほうからは、差押えの件数ということでお答えをさせていただきます。令和2年度につきましては、合計で121件差押えをして取立てをいたしました。内訳につきましては、預金の差押えが95件、給与が6件、生命保険が4件、所得税の還付金が9件、売掛金が2件、差押え債権の残余金というものが1件、建物更生共済が2件、あと購入電力料金が1件、最後に出資金が1件、合計で121件です。

ちなみに、元年度と比べまして、件数的には差押えの件数は減っているといった状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて贊田副課長、お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

各所得者の平均所得ということで、まず給与所得者が296万7,105円、営業所得者342万1,696円、農業所得者203万1,800円、その他の所得者177万6,441円です。

次に、還付金、還付加算金ですが、まず町県民税ですが、税務署のほうから期限後申告の確定申告をされた方が年間で114件ございました。内容につきましては、扶養家族の変更や営業経費の変更、また医療費控除の変更といったものなのですが、そのデータが税務署のほうに申告されてから1か月程度で送られてくるのですが、中には還付額が大きい方がいらっしゃいまして、そうすると1か月ちょっとで還付加算金がついてしまうというか、ついてしまったものがございました。

法人税につきましては、還付につきまして、32件の還付がございました。これにつきましては、法人税、予定申告により前年の税額の半分の額を先に納付していただいているのですが、コロナの影響があったのかちょっと分からぬのですけれども、確定申告で金額がそこまでいかなかつたと、少なかつた場合に還付になります。中には、法人によっては100万円以上の還付も3件ございました。そうすると、1か月ぐらい

で100万円ですと、もう加算金がついてしまうということで、5万7,000円、11件の還付がございました。

固定資産税につきまして、この1万4,900円の還付ですが、これは償却資産の申告の入力に誤りがございまして、持ち主の方の申出により変更させていただいたものです。そのときの還付に加算金がついたものです。

返還金の利息相当額ですが、これにつきましても土地の評価の修正をさせていただいて、10年間の還付金と返還金ということで、利息が8,100円ついたものです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、村田税務課長、答弁をお願いいたします。

○村田 朗税務課長 私のほうから、コロナの関係で倒産件数ということで、そちらのほうをお答えさせていただきます。

嵐山町の倒産件数というのは、現在把握しておりません。国内では、リサーチ会社等によりますと、飲食店が一番多いということです。次に建設工事業、3番目にホテル、旅館業という内容をリサーチ会社のほうで発表しているようです。

また、先ほども贊田副課長のほうから町内の中小事業者の関係でお答えいたしましたけれども、こちらの軽減の申請者数ですけれども、56件、金額にしまして2,596万3,000円で、この内容、申請件数、産業別で申しますと、上位3業種を見ますと製造業が19件、建設業が11件、卸、小売業が6件、製造業、建設業の申請が多いということが分かります。

また、産業別の減税額ですけれども、1番目が製造業で約65%、次に生活関連サービス業で13%、3番目が卸、小売業で6.6%というような状況になっておりまして、コロナの影響で、倒産件数は分かりませんけれども、こういった事業内容等、実績があまりよくないためにこのような固定資産税の軽減の申請が出てきているという状況をお話しいたしました。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、差押えなのですけれども、全部で121件あったと、昨年よりは減っているという回答でございました。前にも聞いているのですけれども、私が前に聞いたときの所得、300万円ということで聞いたら、200万円で統計を取っているというお話をしたけれども、この中で所得200万円以下の人で差し押えた人、何件ぐら

いあるのか。あった場合、その方の生活状況をしっかり見て差し押されたのか、その点確認したいと思います。

個人町民税の平均所得、ちょっと書き切れなかつたので、後でちょっとペーパーでもらえないでしょうか。

倒産件数については、統計を取っていないということでのお話でしたけれども、これは税金がほとんど法人になっているのかな、個人もあるわね。税金が上がらなくなるわけですから、その点で分かる方法というのはあるのではないかと思うのですけれども、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

62ページの還付の関係なのですけれども、まず固定資産税の関係なのですけれども、固定資産税、もう含めたあれなのですか。軽減申請というのは、固定資産税も含めた軽減申請が上がっていたということなのでしょうか、ちょっと確認したいと思います。軽減申請は、所得もありますよね、固定資産税の軽減もたしかあると思いましたけれども、ちょっと内容を伺いたいと思います。固定資産税の軽減がどのくらいあったのかというのを聞こうと思っていました。

それから、還付加算金なのですけれども、昨年は法人町民税以外なかったわけですよね。この辺は、コロナとの関係があるのかなと思ったのですけれども、その点はどうなのでしょうか、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えいたします。

200万円以下の方の件数ということでお答えをさせていただきます。先ほどお答えしましたとおり合計で121件で、うち200万円以下の方については40件ということでございます。委員さんのはうからお話をありましたとおり、生活状況を見てということですけれども、ご本人さんにまずお話を聞いて、あとはそれだけですとちょっと足りない部分がございますので、こちらでも預金の調査とかそういうのをさせていただいて、その両面から判断をさせていただきまして、生活に支障を来さないということで判断いたしまして差押えのほうをしているという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

贊田副課長、お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

還付加算金の関係ですが、コロナとの関係ということで、個人住民税につきましては扶養家族の変更とか医療費控除の変更ということで、あまりないのかなと思うのですが、法人税につきましては前年の税額の半分を納めていただいて、2年度はそこまでもいかなかつたということですので、還付が生じたということで、コロナの影響は法人税はやはりあったのかなと思います。

固定資産税の減免の話ですが、先ほど私と課長がお答えしました中小企業の軽減措置、申請が56件あったという、この2,500万の軽減は、令和3年度の固定資産税から軽減するということと、あともう一件、固定資産税のほうで、令和3年に評価替えがあったのですが、土地の評価については上がった分をそのまま据え置いて措置するというものがございまして、個人、住登外、法人とあるのですが、影響額としまして全部で1,273万899円、固定資産税は土地の分ですが、これを据え置いて、上げないというものがございます。これが固定の2件の軽減になります。

以上です。

〔「軽減申請」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

贊田副課長、お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

コロナの固定資産税の軽減申請の内容でよろしいですか。これは、令和2年度に申請を受け付けまして、令和3年度課税でそれを軽減するというもので、対象は中小企業者です。固定資産税の家屋と償却を対象に税額を軽減するというものです。申請を受け付けましたら、申請件数が56件ございまして、全額軽減が23件、半分の2分の1軽減が33件ございました。その金額は、家屋が1,545万3,264円、償却が1,045万5,077円、合計しまして2,590万8,341円の額が軽減をいたします。

あと、コロナの影響ということで、一番影響が大きかったのは法人税かなと思うのですが、調定額としましてマイナス1,878万3,200円でございました。ただ、これが全てコロナの影響だったかどうかとはなかなか言えないのですが、中小企業者と、あと大法人、大きい法人の中で自動車関連の企業は影響があったのかなと思います。ただ、

設備投資とかをして控除されると、うちのほうには申告では法人税額しか分かりませんので、法人税額に対して税率を掛けているので、収入とか損益とかそういうのまではこちらのほうで全部把握しておりませんので、なかなか全てがコロナだったというふうには言えないとは思うのですが、先ほど申しましたように中小企業、または自動車部品を扱っている企業については影響が大きかったのかなと、それがその1,800万円というマイナスに出ているのかなと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、3回目ですけれども、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 200万円以下の人の差押え、十分調査しているのだということありますので。もともと200万円くらいで生活するというのは、それだけできりぎりですから、そこに差押えをされたら普通は生活難しいだろうなと思うのですけれども、預金があったのかどうか、ちょっとそこはしっかり調査されているということなので、生活に影響がないようにこれからも見ていってほしいと思います。

1点聞きたいのは、課長が軽減申請と金額で2,596万3,000円とおっしゃったわけですよね。今のお答えは、2,590万とおっしゃったのではないですか。ちょっとこの差は何なのか、伺いたいと思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村田税務課長、お願ひいたします。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

こちらの軽減税額につきましては2,596万3,000円、こちらが正しい数字となっていきます。こちらにつきましては、今回一般会計の補正予算にも出ておりますので、こちらは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、こちらの申請の数字になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点ですけれども、主要な施策の説明書の14ページです。法人の町民税ですけれども、収納率が99.9%、前年と同じですけれども、この収入未済額が32万7,000円なのです。いろんなコロナ等の影響もあるのでしょうかけれども、この額が増えているのがやっぱり心配です。それで、ここの件数ですか、どんなふうな推移にな

っているのか。前年比で増えているのだろうとは思いますけれども、納税義務者の数は減っていますので、その点についてお尋ねいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えをさせていただきます。

法人町民税の収入未済額の件数ということでございます。2年度につきましては3社、元年度につきましては2社だったというふうに記憶してございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前 9時37分

再 開 午前 9時39分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、19ページの地方消費税交付金なのですが、これが大きく昨年の決算書から見ると増えているわけです。消費税は令和元年に上がったわけですけれども、令和元年に上がった12月、3月を比較しても上がっているわけなのです。コロナの影響でこれがあったのか。全体的には景気は落ちているというふうに聞いているわけですけれども、この点どういう関係で上がったのか、伺えればと思います。

それから、46ページの上の会計年度任用職員なのですから、フルとパートの人数をちょっと伺いたいと思います。

それと、休暇はしっかり取得できているのか、時間外がどのくらいあるのか、最高の時間でどのくらいになっているのか伺いたいと思います。

パートの方で、期末手当が出なかった人数は何人いるのでしょうか。会計年度任用職員はこの年度から始まったわけですけれども、それまでの臨時職員より給料は増えているのか、伺いたいと思います。

それと、この年度で辞めた方、何人ぐらいいるのでしょうか。引き続き勤めている方は何人ぐらいいるのか、伺いたいと思います。

それから、一番下の職員の衛生管理なのですが、今日、新聞に、神奈川で自殺をした職員が、県は1億円の補償するということで新聞に載っていたわけですけれども、そういう事例がありますと、やっぱり職員の精神的な状況ってのはどうなのだろうかって、嵐山町でどうなのだろうかってちょっとと思うわけです。それで、こちらも休暇の取得はどうなのか、伺いたいと思います。時間外は、最高何時間ぐらいやっているのか伺いたいと思います。2年度、長期休暇された人数、どのくらいの期間なのか、その内容は精神的なものなのかどうか、もし内容でお話しできれば伺いたいと思います。

それから、50ページの平和事業なのですから、今日もまだやっているのかな、今日はやっていないのかな。ちょっと今、今日は焦って、この前はありましたので見ておりますけれども、今年のを見ますと嵐山のが一つもないのです。嵐山の戦争遺跡の保存というのが、私は前から言っているのですけれども、しっかり保存していくべきだと、少なくとも写真には撮っていくべきだというふうに思うのですけれども、ちょっとと考え。去年もあったのかな、ちょっとこの辺のあったのかどうか、では確認して、考え方を伺いたいと思います。

それから、60ページの一番下の入札・契約事業ですけれども、この状況を伺いたいと思います。

それと、69ページの監査委員の関係なのですけれども、委員報酬が昨年より減っているのです。どうしてこれが減ったのか、ちょっと内容を伺わせていただきたいと思います。

それから、研修が昨年もなくて今年もないのですけれども、研修はもともともなったのか、コロナの関係でなくなったのか、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは地方消費税交付金の関係と入札の関係についてお答えしたいと思います。

地方消費税交付金につきましては、令和元年の10月から税率が8%から10%に引き上げられたものでございます。こちらが伸びた理由ですけれども、コロナの影響とかもあったのですけれども、国のはうの消費税もかなり予算に対して上振れしたという報道がございました。やはり消費につきましては、それほどコロナの影響はなかったのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして60ページ、入札の状況についてお答えいたします。入札案件に係る町内業者との契約の状況でございますが、工事につきましては総契約件数が18件ございました。そのうち町内と契約したものは15件ございました。率にしまして83.3%でございます。町外につきましては3件です。契約金額につきましては、総契約金額が1億4,671万円ございました。そのうち町内業者につきましては1億348万円の契約となつたところでございます。率にしまして70.5%でございます。町外につきましては4,323万円でございます。

委託につきましては、総契約件数が28件ございました。そのうち町内と契約したものは7件ございました。率にしまして25%でございます。町外につきましては21件でございます。契約金額につきましては、総契約金額が2億4,080万円でございます。そのうち町内業者と契約したものは9,190万円でございました。率にしまして38.2%でございます。町外は1億4,890万円となっているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

木村副課長、お願ひいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 まず、46ページの会計年度任用職員の関係からお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の令和2年度の職員数ということでお答えをさせていただきます。フルタイムの会計年度任用職員は1名でございます。パートタイムの会計年度任用職員は113名いらっしゃいました。その中で、休暇ですとか、時間外ですとか、どうだったかというご質問なのですけれども、休暇のはうはそれぞれ勤務日数に応じて付与されている日数が異なります。大体1日取れる職員の方、あと年間で5日まで取れる方、そういった方がいらっしゃいます。おおむね取得はできているというふうに

は伺っております。

時間外につきましてなのですけれども、会計年度任用職員につきましては、ほぼ時間外を行っているというような職員はいらっしゃいません。ただ、突発的にやはり少し仕事があったというようなときには、月に数時間程度、そういうった時間外はあろうかというふうに思っております。

あと、期末手当の関係です。先ほど113名の方、パートタイムの会計年度任用職員でいらっしゃるということでお話をさせていただきましたが、その中で期末手当を支給している、もらっている方は33名いらっしゃいます。この期末手当なのですけれども、週に何時間以上お勤めの方、働いている方に対して期末手当が出るというような決まりになってございますので、その勤務日数に応じて支給をしているということで、その人数が33名でございます。

令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まったわけなのですけれども、それまで臨時職員さんとしてお勤めしていただいた方がほとんどです。そのまま令和2年度も一緒に続けてお勤めをしていただいている方がほとんどなのですけれども、基本的にはお給料、そういったものは下がるというようなことがないように、まずは時給の設定もさせていただきました。増えているかと申し上げると、それぞれ業務に応じて仕事の内容が変われば、それは増えたり減ったりということはございますけれども、通常、前年度と同じ仕事をしていれば減っているというようなことはございません。

あと、辞めた方が何人いるかというお話をしたけれども、113名の方をまず令和2年度の当初で採用させていただきまして、特段事情がなければ、そのまま1年間お勤めをしていただくというような形になります。ご本人様の都合、あとは希望などにより、年度の途中で退職されたという方が何名かいらっしゃいます。把握しているのは本当に数名というような形で、そんなに辞めた方はいらっしゃらないというふうに考えております。

あと、46ページの職員安全衛生事業の関係の質問なのですけれども、先ほど自殺をされてしまっている方がどこかでいらっしゃったということなのですけれども、町では基本的にはストレスチェックというようなこともやっております。あとは、何か困り事があれば常に相談に乗りますというようなことでお話をさせていただいているのですけれども、具体的にそういった相談は今のところはございません。

ただ、このストレスチェックをやった中で、ストレスが高かった人というのは何人

かいらっしゃって、こちらのほうではちょっと把握はできていないのですけれども、そういった方はご自身で、自分はちょっとストレスがかかっているなということは自覚をしていただいておりますので、そういったところで何かあれば相談をしていただけるかなというふうに考えております。

あと、休暇と時間外の関係ですけれども、休暇のほうは去年の実績で、平均取得日数なのですけれども、8.2日が平均の取得日数でございます。時間外で一番多かったのは何時間かということですけれども、去年はコロナの給付金の事業が年度初めにございました。そのときに少し仕事が多かった職員がおります。ただ、そのときでも50か60時間が最高だったようなことで記憶をしております。それより高かったというのは、年間を通じていらっしゃいませんでした。

あと、長期の休暇、病気の休暇などをされている方ということでご質問なのですけれども、こちらは病気休暇ということで2人いらっしゃいました。それぞれ1か月、2か月、そういった期間での休暇でございます。

平和事業につきまして、50ページなのですけれども、令和2年度、去年度の事業につきましては、去年は戦後75年、新聞記事の特集ということで、新聞社から許可をいただきまして、約40の記事をエントランス、役場の入り口のところに掲示をさせていただきました。人数等は、ちょっと把握はしてございませんが、来庁者の方にはそこで足を止めていただいて、御覧になっていただけたかなというふうに考えております。

今年度なのですけれども、今年度も講演会とかちょっとできないというようなことで、同じように役場のエントランスに写真パネルを掲示させていただきました。パネルが12枚ぐらいだったかと思います。比企の地域の戦争のそういったシーンをそれぞれ展示させていただいたのですけれども、こちらのパネルが町所有のパネルではございませんで、お借りをして、それを展示させていただきました。その中に、多分1つだけ嵐山町のものも含まれていたような気がいたします。申し訳ありません、たしかあったかと思います。そういう写真の遺跡の保存につきましては、総務課では、申し訳ありません、ちょっと考えてはいないのですけれども、所有というものではないものですから、お借りして展示をさせていただいたというものでございます。

あと、69ページの監査委員の報酬の関係です。こちらは、前年度より安くなっているということなのですけれども、46万6,000円、こちらは代表監査、年額27万1,000円、議員選出の監査委員さんが19万5,000円ということの46万6,000円なのですけれども、

前年度は48万2,250円ということで、これは途中で監査委員さんの改選がございました。月割りの支払いをさせていただいたものですから、1か月だけダブって昨年度はお支払いをしているというようなことで、去年が多かったというような形になります。

あとは、監査事務の研修会の関係なのですけれども、こちらは監査事務研究協議会というものは行かせていただいておりますけれども、研修会というものは令和2年度につきましてはなかったように記憶をしております。コロナの関係で、恐らく中止になったというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 19ページの地方消費税、給料が減っている人が何人もいるという報道ですから、そういう人も確かに買わなければ生活できませんから、そういうのがここに出ているのかなと思ってはいるのですけれども、それでもちょっと伸びが大きいのではないかなど。昨年の12月が4,539万4,000円ですよね、今年が7,100万。12月は、これは反映されるのかな、もう少し後になってしまふかな。でも、3月、昨年が9,090万6,000円か、ですから10万円以上も今年は上がっているということで、コロナで自宅が多いからこういうのが伸びたのか、それも当然考えられるのですけれども、給料が減った人も生活しなければならないという人がこういう目に遭っているということで、支出が増えているということが言えるのではないかと思うのですけれども、もし何かあれば伺いたいと思いますけれども、なければいいです。

会計年度の関係では、分かりました。もう少し、これは精査してやりたいと思います。

職員の関係なのですが、長期休暇の人が2人いたと、1か月、2か月ということで。単なる病気としかお話にならなかつたのですけれども、精神的な病気で長期休暇されたのか、もしお話しえきれば伺いたいと思います。

それから、ストレスチェックのお話がありました。私も、これをちょっとここへ持ってこようと思っていたのですけれども、ストレスチェックは、これは職員、今何人中何人がこれを受けたのかお聞きしたいと思います。高かった人が2人いるということですね。ちょっと人数を伺いたいと思います。

50ページの平和事業の関係なのですが、嵐山町の戦争遺跡の保存は、する考えはありませんよということで、これは担当課等に言ってもしようがないので、これはどこ

になるのかな、町長になるのですか、教育長になるのですか。ちょっと教育長も急に言われたので、あれですね。では、総括のほうにしましょうか。教育長だったら、総括のほうにしたいと思いますけれども。

入札の関係、ちょっとこれ、ペーパーでもらえないでしょうか、ちょっと書き切れなかったので。全体的には町内、結構高くやっているなというのを感じました。委託、どうしようもないのがありますので、町内ではできないというのがありますので、できている分ではかなり頑張っているなという印象を持ちました。正確にはちょっと、ペーパーをもらって判断したいと思います。

監査委員さんの関係では、そうですか、ちょっとダブりが出てしまうわけなのでですか、その分が増えるということで。何か減らしたのかなと思ったので、お聞きしたのですけれども。

研修は、令和2年度はコロナの関係でできなかったというのがほかでありますから。ただ、元年度もないのですよね。この辺は、定期的な研修があったというふうに私は認識しているのですけれども、分かったらでいいのですけれども。分かったらでいいのですというのは、令和2年度は研修がコロナでやめたのかどうか。あったのだけれども、やめたのかどうか。令和元年度はなかったですから。ある程度定期的に研修は必要ではないかなと思っておりますので、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 質疑は以上でしょうか。

○川口浩史委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですけれども、休憩を取らせていただきます。

20分まで休憩とさせていただきますので、お願いいいたします。

休 憇 午前10時05分

再 開 午前10時18分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁から入らせていただきますので、お願いをいたします。

それでは、青木参事兼総務課長、よろしくお願いをいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいというように思います。

まず、1点目の方消費税交付金の関係でございます。先ほどもご答弁、副課長のほうからさせていただいた内容につきましては、国における消費税全体の傾向ということでお話をさせていただいたところでございます。令和2年度の地方消費税交付金につきまして、嵐山町、6,600万円ほど増額をしておるわけでございますが、こちらの主たるものについては、地方消費税交付金のうち社会保障分ということで、一定の額が交付されておるわけでございますが、令和元年度の年度中から始まりました幼保無償化の関係、こちらに関する財源のほうが令和2年度は1年間分交付がなされたと。なお、元年度につきましては、別途地方特例交付金ということで措置がされたということでございますので、この無償化に関するものが主たる増額の要因ということになろうかというふうに思います。

2点目のストレスチェックの関係でございます。どのくらいの職員が受けたのかと、このようなご質問だというふうに思います。正職員及び会計年度任用職員、全員に対してご案内をさせていただきまして、実際には約6割の方が受けさせていただきました。若干少ないなという印象を持っているところでございます。こうした結果を、このストレスチェック自体が本人の気づき、こうしたことを主に目的として実施をしているところでございますので、多くの方に受けさせていただいて、ご本人さんのご自身を知っていただくと、そして重症化することのないように早期に改善等々を図っていただくと、こうしたことに今後も努めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、令和2年度中、長期休暇を取得した職員ということで、お二人ということでお答えさせていただきましたが、いずれも心の状態、こうしたもののがなかなか継続して勤務をすることが難しいと、こうした状況があったわけでございますが、お二人とも早期に快方にされて出勤いただいたと、このような内容でございます。

最後に、監査事務研究会の研修ということのご質問でございますが、比企郡監査事務研究協議会、この中でその年度の事業等々をどういうふうにしようかと役員さんの中で協議をして、事業内容を決定しているというふうに承知をしているところでございます。令和2年度については、現下の状況を鑑みて、研修事業については中止ということでございます。

1点、申し訳ございません、先ほどストレスチェックのところで、正職員と会計年度任用職員ということで申し上げましたが、会計年度任用職員につきましては、正職

員のおおむね4分の3以上の勤務をされている、比較的長時間の勤務をいただいている会計年度任用職員さんを対象にしたというところでございます。

私が以上です。

○松本美子委員長 それでは、奥田教育長、お願ひいたします。

○奥田定男教育長 それでは、戦争の写真、遺跡に関する担当ということですが、教育委員会の人権文化財担当でございます。その中で、嵐山町に関わる貴重な写真、遺跡等は、嵐山町史、それから博物誌の近世・近代・現代編に掲載されているものもございます。

なお、戦争体験集とか戦争体験に係る調査報告書というのもありますし、それも既に作成しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

○長島邦夫委員 これは質疑ではないのですけれども、先ほど委員長が冒頭申し上げたこと、もう一度話してもらえませんか。ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

○松本美子委員長 すみません。もう一度申し上げますけれども、現在の進行しているものにつきましては、令和2年度の決算ということでやっているわけですよね、質疑を。そして、どうしても質疑をなされている方たちが先へというふうな形で、次回はとか、来年度はとか、そういうような言葉で質疑をしておりますので、ここで質疑に戻っていただくということを申し上げました。すみません。お願ひいたします。

質疑のある方はどうぞ、挙手を。

守委員、どうぞ。

○守委員 私から1点だけお願いしたいと思います。説明書の53ページ、ふるさとづくり基金管理事業、これはどういった事業の内容なのか、この基金の役割というのはどういうものなのか、それをお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

ふるさとづくり基金の目的でございますが、こちらにつきましては設置目的をいたしまして、自ら考え自ら実践するふるさとづくりを推進するため、そちらの事業に充

てるために設置された基金でございます。

こちらの今現在の積立金につきましては、どういったものがあるかと申し上げますと、森林環境譲与税分を里地里山づくりの保全に充てるために積み立てているものでとか、あと公共用地、そちらを売り払った分、そちらを積み立てている分、土地を売払いした分をふるさとづくりに積み立てている分がございます。あと、ふるさと納税でいただいた分を積み立てている分もございます。また、その他分として、昨年度3月に国民健康保険の基金を廃止した繰入金がございましたが、そちらのほうを積立てさせていただきまして、今後国保の子どもさんの減免のほうを今していると思うのですけれども、そちらのほうに利用したり、そういうことに活用しているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 決算書240ページと241ページを見ますと、公債費利子3,706万9,000円という金額に対して支出済額が3,348万1,563円ということで、358万7,437円の不用額となっている。これは、担当課のいろいろな努力によるものだと思います。

それで、ここから主要な施策の説明書の5ページに戻っていただきますと、地方債の状況が出ております。これが、去年とその前ぐらいかな、比べてみて、元年度と比較しても、元金も約2億も減っているのですけれども、私がお尋ねしたいのはこのAの利率別の内訳です。ここが、元年ですと2%のところは3.5、それから1.5%のところは2%以下というふうになってきていたのです。今回は、これ、2%と1.5になっているのです。その辺の努力が報われて利子の不用額になっているのだろうと思うのですけれども、いろいろと財政融資資金なんかは、かなり古いものはなかなか変動することはできないのでしょうかけれども、その辺の担当課として努力された部分のところをお尋ねしたいと思います。

それともう一点、25ページ、主要な施策の説明書、ここで地方創生臨時交付金がこのところにずっと載ってくるわけですけれども、この中で総務費の補助金というのが約2,091万7,000円ほどあります。これをいち早く活用して、ページ数がちょっと動きますけれども、98ページ、この4款の衛生費、上水道施設費、水道基本料金免除事業、これが2回にかけて行われています。これは水道事業としか載っていないのだ

けれども、一応この効果といいますか、どのくらいの嵐山町の世帯数の方に還元できたのかということです。

それともう一つ、前後して恐縮ですけれども、50ページの新型コロナウイルス対策物品購入事業です。これは672万ほど支出されていますけれども、ここにサーモグラフィーカメラというので、玄関にあるやつ、177万ほどしました。これについては、いろいろな補助金も活用しながら、こういったようなものに、消耗品などにも使用していったわけでしょうけれども、その辺のところの担当課として、こういったコロナ対策の物品を購入する事業、ご苦労もあったと思います。その辺について、ある程度この金額がやっぱり少し決算の額ではどうだったのかなというようなことについてお尋ねしておきたいと思います。

3点でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願いいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは公債費、地方債の状況につきましてご答弁いたします。

こちら、昨年度から比較しまして、表のほうの表記を、3.5%という利率のものにつきましてはもうなくなりましたので、2%以下という表示に改めさせていただいたところでございますが、利率をできるだけ抑えるために嵐山町では、政府資金につきましては、こちらは利率のほうがほとんど政府のほうで決まっておりますけれども、民間資金につきましては、できるだけ低い利率で借入れを行うということを基本としておりますので、民間の金融機関、今現在4行でございますけれども、そちらから見積りを徴収いたしまして、できるだけ低い利率で借りるようにしているところでございます。

それと、水道料金の免除事業の関係でございますが、こちらにつきましては、こちらのほうに水道基本料金免除事業として載っておりますが、一般会計としましては水道料金のほう、減収分については水道会計のほうに補助を行ったものでございますので、事業の内容等につきましては、大変申し訳ないのですけれども、上下水道課のほうの質疑のほうでお伺いしていただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

木村副課長、お願ひいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは、新型コロナウイルス対策物品購入事業につきまして、その概要等につきましてお答えをさせていただきます。

この購入事業につきましては、消耗品、あと備品、そういうものを感染拡大防止ということで、あらゆるもの想定して、ここで購入をさせていただいたというものでございます。

まずは、消耗品430万ほど購入をさせていただきました。こちらの中では、マスクはもちろんのですけれども、飛沫防止のパーティションですとか消毒液、フェースシールド、次亜塩素酸の薬、あと体温計とか加湿器、そういうものをできる限り皆様に使っていただくようにということで、たくさん購入をさせていただいたところではございますが、例えばマスクなどは、当時マスク、とても高くて、なかなか手に入らないというような状況がございました。単価が高かったのですけれども、1万枚購入をさせていただきまして、今は備蓄をさせていただいております。

あとは、飛沫防止のパーティションは、役場の事務室内、カウンター、あとは学校に、それぞれ全てのところに配置をさせていただきました。およそ200枚ほど購入いたしまして、こちらのパーティションは182万2,056円でございます。消毒液もヒビスコールをはじめ、いろいろな消毒液がございます。こちらのほうも各施設から要望があれば、その都度購入をさせていただきました。およそ500リットルぐらい購入をさせていただいたかと思います。こちらは、72万5,161円でございます。今もまだ備蓄はございます。数百リットルの備蓄はあるかというふうに考えております。

あとは、フェースシールドが200枚、空気清浄機が3台、サーキュレーター、掃除機も購入しました。あと、加湿器も購入させていただきました。体温計ですとかハンドソープ、そういうものも購入をさせていただきまして、トータルで消耗品は430万円ほどになったということでございます。

備品購入のほうなのですけれども、こちらは先ほど委員さんおっしゃられたとおり、来庁者の方々を検温するサーモグラフィーカメラ、庁舎の玄関と、あともう一台はふれあい交流センターに同じものを設置させていただいております。こちら2台で177万1,000円ということで、こちらはとても高性能なもので、動いていてもすぐ体温が測れるというようなものでございます。

そのほかに備品購入といたしましては、分散勤務とか、リモートとか、といった

ものを想定しましたプリンターの購入、こちらは2台で55万1,100円です。あとは、サーモグラフィーカメラはもう少し機能を限定した小さいものも購入をさせていただきました。そちらは9万6,800円ということで、その他備品購入で購入をさせていただいております。

2年度につきましては、こういった形で購入をさせていただきました。足りないものは、また3年度にも追加で購入をしたりしております。

対策としてどうだったかということでございますけれども、予算のつく限りで大体のものは購入できたというふうに考えておりまして、何とか庁舎内、その他施設の対策は講じることができたかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、主要な施策の3.5はなくなったからというようなことですけれども、この2%の部分というのも今回1.5になっているのだけれども、それも3.5がなくなったというような捉え方なのか、それとも何かやっぱり国からだとか、いろいろな指導があったりして、こういった形ができたのかということです。その点をちょっとお尋ねしておきます。

それと、水道事業のところで聞かせてもらうのですけれども、これが補正予算でも、最初はこれ専決だったような気がするのです。それで、非常にこれ、皆さんに行き渡ることなので、いいことだなど私も最初のとき思いました。その次の第2弾がまたがったわけです。2回にわたっているわけです、これはきっと。そうすると、これは国からのほうの地方創生臨時交付金、これを生かしてここに使ってきたのではないかというふうに私は思っているわけですけれども、やっぱり担当課としてもその辺のところはいろいろ考えた上でこれをやられたのだと思います。その辺のところの臨時交付金と、それから水道の減免の出す金額の捉えたところ、これなら行けるというのがあると思うのだよね。その辺のところは、担当課としてやっぱり苦労されたのだと思うのだけれども、その辺のところをちょっと聞かせてもらえればありがたい。

それと、3点目については一応、では取りあえずこの対策費の購入費の中である程度、備蓄ができる程度、予算に対して決算額はこの金額で賄えていたという捉え方でいいのかどうか、お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の起債の償還の関係でございます。令和元年度、3.4%の償還残が1件でございますが、平成7年に庁舎の関係で借り入れたものが残ってございまして、令和元年の表については3.5%以下と、このような欄を設けていたわけでございますが、この1件の償還が終わったことに伴いまして、令和2年度中で一番利率の高いものが、1.9%のものが1件、次が1.6%が2件と、こういった状況でございますので、表のほうを改めさせていただいたというものでございます。ご案内のとおり、ここ何年か、大変低金利の状況が続いておりますので、今借り入れるものは本当に低利で借り入れができると、このような状況になっておるかというふうに思います。

それと、2点目の臨時交付金の関係でございますが、これまでこのような大きな予算が国から来て、自治体のいろんな発想で活用ができると、こうしたものというのは数が少なかったか、ほぼなかったかなというふうに思っております。

こうした中にあって、今回の臨時交付金につきましては、この主要な目的というのが主に4つ示されていたところでございます。1つ目が感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、嵐山町ではできない部分も多々ございますが、2点目が雇用の維持と事業の継続、3点目が次の段階としての官民挙げた経済活動の回復、最後が強靭な経済構造の構築と、こうした4つの主なものが示されたわけでございます。こうした国の指針に基づきまして、職員が頭をひねって、どういったことに活用していたら一番有効なのかということで、事業を選択させていただいたというところでございます。

委員さんご質問の水道料金の減免につきましては、たしか一次、今回のコロナの臨交金は一次から三次まで示されておるわけでございますが、一次で示されたものの金額の中では実は入れることができなかつた事業でございまして、補正を組ませていただいたときに、一時的に一般財源を活用して減免しようと、こうしたことを町のほうで決定して行ったものでございまして、それ以降の二次の交付金の範囲内で臨交金を活用できると、こうした事業でございます。こうした水道料金の減免、即時的な効果があろうかなというような内容でございますので、その後2度目の減免という形でさ

せていただいたところでございます。お一人お一人の金額は少ないかもしれません、広く町民に対して支援ができた事業ではないかと総務課のほうでは思っているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員さん、すみません、答弁漏れか何かありましたら、もう一度、すみませんが、お願いできますか。

お願いします。

○青柳賢治委員 3点目の物品の備蓄もできて、十分ある程度この決算の数字で貯えたというふうな課長、副課長の説明だったのだけれども、そのように受け止めた形でいいかどうかという確認でございます。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

それでは、答弁をいただきます。

木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 失礼いたしました。こちらなのですけれども、2年度に十分に対策品のほうは購入することができました。備蓄のほうも今のところは整っていると、整備されているということですので、今のところは大丈夫かなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私からは3点です。

まず最初、37ページの寄附金についてですけれども、こちらふるさと納税された方が一般寄附金、社会福祉費寄附、また自然環境など項目によって寄附をされているわけですけれども、どのような内容にそれぞれ使われたのかお伺いしたいと思います。さっき、使わなかったものは基金に積んだと思いますけれども、それぞれのものがどういうものに活用されたのか、件数と内容についてお伺いいたします。

先ほどの50ページのコロナ対策の物品購入なのですけれども、こちらサーモグラフィーカメラが177万1,000円ということで、来庁者検温と書いてあるのですが、これにつきましては庁舎のみならず、町全体で購入された全部の金額なのか。また、庁舎には様々な方がご来庁になられて、例えば車椅子で来庁された方は、あれは高さがあり

ますので、そういう方は検査できるのか。また、あそこのところにそういう方が来た場合に、距離で、離れていれば検査ができたのかお伺いします。

それと、61ページ、一番下の不当要求等対策事業で、こちらが、もう何年になるのですか、前は地域支援課にあったかなと思うのですけれども、総務課ということですので、不当要求等のご相談が何件あったのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

ふるさと納税の使い道、どのような内容があるかというご質問でございますが、一般の寄附金で受けたふるさと納税、こちらにつきましては一般的な寄附でございますので、基金のほうへ積立てを行っているところでございます。それで、この中にふるさと納税分として25万円ほど、新型コロナウイルス対策の寄附として受けたものがございますので、そちらにつきましても基金のほうに積立てを行わせていただいたところでございます。

民生費の社会福祉費寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附金につきましては基金のほうに全て、ふるさとづくりのほうに積立てを行っているところでございます。

それと、37ページ、こちらの衛生費の寄附金、自然環境保全に対する寄附金です。こちらにつきましては56万9,000円ございますが、ふるさとづくり基金のほうへ積み立てた分が36万7,000円、武藏嵐山管理活用事業、こちら除草の委託等を行っている事業に20万2,000円充てさせていただいたところでございます。

それと、農業費の寄附金です。こちらにつきましては6万5,000円ございますけれども、地産地消事業の消耗品のほうに3万円使わせていただいております。残額の3万5,000円につきましては、ふるさとづくり基金のほうに積立てを行っているところでございます。

それと、教育に対する寄附金です。こちらにつきましては、学校教育分と文化財保存事業分で受けておるところでございますが、学校教育分につきましては検定受検料の補助事業、そちらの補助金のほうに13万円、残額の10万6,000円につきましてはふるさとづくり基金のほうに積立てをしたところでございます。

それと、文化財保存事業の分でございますが、こちらは寄附が16万円ございまして、

指定文化財の保存事業の環境整備業務の委託料のほうに13万円使ったところでございます。残りの残額の3万円につきましては、ふるさとづくり基金のほうに積立てを行うものでございます。

それと、保健体育費の寄附金、こちら9万円ほどふるさと納税ございましたが、こちらにつきましては全てスポーツ振興基金のほうへ積立てを行ったところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

木村副課長、お願ひいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えさせていただきます。

まず最初に、50ページのサーモグラフィーカメラの関係でございます。こちらは177万1,000円ということで、本庁舎の玄関とふれあい交流センターと2台の分の金額でございます。同じタイプのものが各学校に設置をされておりますけれども、そちらはまた別になります。このタイプのものは、この2台だけでございまして、あとはちょっと小さい簡易的なものになります。

先ほどのご質問で、車椅子の方ですとか、もしかしたら小さいお子さんなんかも同じなのですけれども、ちょっと背が届かなくて感知ができないかもというようなお話がございましたが、距離的には大分離れたところからでもその人を感知することができるので、恐らく車椅子でも2、3メートル後ろからであれば体温を測ることができます。若干ちょっと夏場は誤動作があったりしたようなのですけれども、高機能なものですので、動いているものでもきちんと温度を測ることができるというふうになっております。

あとは、61ページの不当要求相談員の関係でございます。こちらは、たしか迷惑相談員というようなことで、地域支援課のほうでやっていた相談員さんがいらっしゃったかと思いますけれども、こちらのほうは主に不当要求というふうに書いてございますけれども、まさにそのとおりでございまして、それに限らず町民の方の何か困り事ですとか、例えば不審者が出てたとか、あとは不法投棄があったとか、そういうことに対しても対応させていただくというようなことで、今は環境課のほうにその方を配置しております。

相談件数なのですけれども、同じ方が何度もトラブルというか、そういういた問題を

起こして、そういう方々を対応するということもございます。件数で申し上げますと、65件というふうに報告を受けております。その中では、またいろいろ細かい相談、ダブっている相談なんかもございますけれども、65件ということで報告を受けているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 50ページの先ほどのサーモグラフィーなのですけれども、答弁ですとふれあい交流センターの入り口と庁舎の入り口の2台だということでした。今回北部交流センターでも接種をしたわけですけれども、あちらにもあったと思うのですけれども、そうすると持ち運びをしていらっしゃるということで、買わない方向で2台でよろしいということなのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村副課長、お願いいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

こちらに載っている2台のサーモグラフィーカメラは、1台80万5,000円でございました。それに消費税が加わるのですけれども、今北部交流センターなどで集団接種で行っているときには、ふれあい交流センターからそれを移動したりですとか、そういうことで対応させていただいておりまして、この2台は今のところ増やすというような予定はございません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、少し簡易的な小さなサーモグラフィーカメラは令和3年度になってから5台増やしました。そういうもののを使って、同じように体温は測れますので、そういうもので対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、主要な施策の54ページ、財政調整基金に2億5,700万云々かんぬん、これが入っております。厳しい財政状況の中でということで、これは再三言われている中で、この金額がこういう形で確保できたわけですけれども、これは前年度は国からのいろんな形でコロナ関係、20億以上ですか、入ってきたということもあるかなと思うのですけれども、その辺の経緯というか、この辺の苦労話でもいい

のですけれども、それをちょっとお聞かせ願えればと。

それから、前のときに、この基金残高でワーストテンというか、自治体の中でかなり低いレベルということが強調されていたわけですけれども、その辺の状況は逆に脱却ができたのかどうか、その辺ちょっとお聞きいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

財政調整基金、こちらの状況でございますが、なぜこれだけ積立てができたのかということでございます。9月の補正の段階で決算の剩余金、そちらのほうがかなりございました。それを1億7,000万円積み立てることができたということが増やせた原因ではないかと考えております。

また、3月にコロナの関係で特別に発行が許された減収補てん債、そちらのほうを発行したり、またコロナの関係で歳出がかなり減少になったもの等もございましたので、そちらで歳出のほうの余剰金とかもございました。そちらの財源を利用してしまして、3月で7,200万円ほど積立てのほうができました。そういうことが大きな要因となっているところでございます。

それと、財政調整基金、こちらの県内のほうの状況ということでございますが、これは令和元年度の数字、まだ令和2年度は出ておりませんので、令和元年度のほうの数字になるのですが、財政調整基金比率、そちらの数字がございます。そちらにつきましては、嵐山町は8%となっている状況でございます。こちら、町村の平均が16.7%でございまして、市と町村合わせまして、県の平均だと12%、そちらが平均となっているところでございます。市を含めましても下から3番目という状況でございまして、町村の中では令和元年度末でも最下位という状況になっているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、残高の県内の比較というのはできていないということだと、まだ発表もされていないということだと思うのですけれども、もしその時点で3億5,000万あるとすれば、どれくらいの順位に該当するか。これは、当然類推でいいのですけれども、それについてはいかがですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

あと5,000万円あつたら、どれくらいになるかということでよろしいですか。

〔「あくまでも仮定」と言う人あり〕

○金子 守総務課財政契約担当副課長 あくまでも仮定ですね。ちょっとお待ちください。

こちらにつきましては、大体5,000万円あつたとしても財政調整基金比率は9%ぐらいになると考えておりまして、順位的にはそれほど上がらないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかによろしいですか。

ほかにありますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私は2点ほどあるのですけれども、まず50ページの備品購入費の中にウェブ会議用のパソコンというのがございます。現在使っている方法、どんなところで使っているのか。上のZoomのライセンス料とも関係してくるのだというふうに思いますが、活用方法をお聞きいたします。

あと1つは、53ページに普通財産の管理事業がございまして、委託料の中に不動産の鑑定委託料、普通財産の何かを目的を持って鑑定したのだというふうに思うのですけれども、内容をお聞きしたいと思います。

それと、下の伐採委託料についても、場所、どこであるのか、お聞きをしたいと思いますが。

以上です。最初が50です。

○松本美子委員長 50ですよね。

〔「所管が違う」と言う人あり〕

○松本美子委員長 所管が違うかな。

○長島邦夫委員 違ったか。本当だ、ごめんなさい。

○松本美子委員長 すみません。所管が違いますので、そのときにまたお願ひします。

○長島邦夫委員 分かりました。それでしたら、2点目のほうだけお願ひできますか。

○松本美子委員長 53ページで。

○長島邦夫委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私のほうからは53ページの不動産鑑定委託料と伐採委託料についてご答弁申し上げます。

こちらの不動産鑑定委託料でございますが、こちらにつきましては普通財産の払下げに伴う鑑定の委託料でございます。駅西地区の移転用地の払下げと、あと吉田地内の普通財産の払下げもしましたので、そちらのほうの払下げの単価を決めるために鑑定の委託料を行ったところでございます。

伐採の委託料につきましては、花見台工業団地内の緑地の木がございます。そちらのほうがかなり大きくなっています。そちらのほうが工場の敷地内の方に入ってきたてしまっているという苦情といいますか、問合せがございましたので、そちらは木のほうを根元から伐採させていただいた状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 簡単なことなのですけれども、もう一回再質問させていただきます。

その不動産鑑定委託料、吉田地区の……もう一回ちょっと説明していただきたいのですが、どういう場所なのですか、普通財産の。そこ、ちょっと今聞き取れなかつたのですけれども、もう一度お願いできますか。

それと、伐採委託料については、花見台の町の持っている普通財産のところの木の伐採ということなのですか。もう一度、確認だけできれば結構です。

○松本美子委員長 答弁よろしいでしょうか。

それでは、金子副課長、答弁をお願いいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えします。

主要な施策37ページです。そちらの4番目の吉田地内、こちらの土地を払い下げたものでございまして、そちらの鑑定評価になっているものでございます。

それと、伐採の委託料のほうにつきましては、工業団地の企業がございます。そちらの敷地内に町の緑地から生えている木が、枝のほうがかなり侵入している状況がございましたので、それを伐採させていただいたものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 36ページの土地建物貸付収入ですが、ここに三和通商と清水建設とあります。これは、メガソーラーですよね、今、問題になっている。その、この契約はどういうふうな状況になっているのか、どういうふうな形で契約したのか伺いたいと思います。

同じような場所ですけれども、三和通商は1平米90円で、清水建設は1平米70円の単価になっているのです、計算してみると。この基準の違いというのは何になるのか伺いたいと思います。

あと、全体を通してなのですけれども、嵐山町では多分障害者雇用率は2.6%なのですが、令和2年度でどういうふうな状況になっているか伺います。

それと、これは資料を頂ければ結構なのですけれども、公用車管理事業、そのうちの自動車借上料が40台分なのですが、どのような状況になっているか伺えればと思います。公用車管理事業の中に会計年度任用職員報酬が入っているのですが、これはここにだけ1人、運転手さんが入っているということなのか、それともこれを事務事業として公用車管理事業を行っているということなのか、伺いたいと思います。

〔「ページ数」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ページ数ね。そのページ数は52ページです。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

36ページの財産貸付収入の関係でございます。三和通商と清水建設、こちらのほうの貸付けでございますが、こちらにつきましては、以前は公衆用道路となっていた土地を太陽光発電の施設事業用地としまして貸付けを行っているところでございます。

それと、単価の関係でございますが、こちらにつきましては、両方とも単価につきましては10円となっているところでございまして、主要な施策のやつを割り返すと、そのような90円とか70円とかの単価になると思うのですけれども、これは貸付期間が

ちょっと2つとも違いますので、その関係で差異が出てしまっているような状況になつているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、引き続き答弁をいただきます。

木村副課長、お願ひいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えさせていただきます。

まず最初に、障害者雇用率の関係でございます。こちらのほうは、毎年6月1日時点の雇用率、そういうものを県の労働局に報告をしているというものがございます。その数字につきましてお答えをさせていただきます。先ほど委員さんがおっしゃっていた令和2年6月1日時点、こちらは2.5%で恐らく報告をしているかと思っております。令和元年度の6月1日では0.85%だったのですけれども、最新の令和3年6月1日、こちらは2.68%でございます。

それと、公用車の関係でございます。52ページですけれども、公用車は全部で40台、リースで40台ございます。こちらのほうは、軽の乗用車からトラック、そういうものがございます。状況につきましては、資料等を後でご提供させていただきたいと思います。

会計年度任用職員の報酬ということでございますが、こちらは運転業務の会計年度任用職員をこちらのほうで計上させていただいております。今回62万5,527円ということで計上させていただきましたが、令和2年度につきましては運転業務がほぼなかったこともございまして、年度の前半はコロナの給付金の事務、そういうものにも従事をしていただいたところがございまして、今回62万5,000円というのは半年分の金額になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、三和通商と清水建設のこれはどういうふうな契約になっているのか、契約期間はどこまでなのか、そしてこの契約の条件というのはどうなっているのか伺いたいと思うのです。私、これ町道を廃止したときに、とても残念だったのです。嵐山町の議会が町道廃止に反対していれば、こここのところのあのすさまじい嵐山町の景観をなくすことはなかったなというのであるので、これはどういうふうな契約になっているのか伺いたいと思います。

それと、障害者雇用率、令和元年度は0.8で、そして2.6%となると、嵐山町の職員の方は、令和2年度では何人障害者の方を雇用していたのか伺いたいと思います。それは、雇用率というのは正規職員ではなくて、非正規も含めての雇用率になるのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子副課長、お願ひいたします。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

こちらの契約の期間につきましては、三和通商のほうが令和12年7月14日までございます。清水建設につきましては、令和13年の3月31日でございます。

契約の内容につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁お願ひいたします。

木村副課長、お願ひいたします。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 雇用率の関係でございます。令和2年6月1日、2.5%と先ほど申し上げましたが、こちらは正規職員、会計年度任用職員、そういったものを含めた人数で計算をしておりますが、一定の条件を満たしている会計年度任用職員ですとか、あとは除かれる正職員、そういったものもございますので、2.5%という数字を出しております。人数につきましては2人でございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方はいらっしゃいませんでしょうか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの総務課の関係なのですけれども、渋谷委員さんのほうの質疑に対しまして答弁漏れというようなことがありましたので、ここで答弁をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 貴重なお時間をいただきて、申し訳ございません。先ほど渋谷委員さんのほうから、36ページの財産貸付収入の契約の内容についてご質問いただいた件でお答えをさせていただきたいというように思います。

いずれも一般的な町で使用している土地賃貸借契約書、こうしたものを取り交わしてございます。いずれも使用目的につきましては、太陽光発電施設事業用地として使用すると、こうしたことを規定させていただいておりまして、賃貸借の期間につきましては先ほど副課長からご答弁を申し上げたとおりでございます。

規定している項目といたしまして、権利譲渡等の禁止、こうした項目、あるいは土地の使用状況の変更、こうしたものを行う場合には公の承認を受けなければならない、町の承認を受けなければならないと、こうしたことが規定をされているところでございます。また、今申し上げた権利譲渡等の禁止あるいは土地の使用状況の変更、こうしたことの規定に違反したときの契約の解除、こうした項目についても取り交わしているというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

それでは、続いて地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑のある方は、どうぞお願ひいたします。

それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、ページが50ページです。上から2行目にZ o o mライセンス料ということで3万3,000円が入っておりますが、こちらはZ o o m会議をされたということでライセンスを取ったのだと思いますけれども、内容についてお伺いしたいと思います。

次が55ページ、ホームページ運用管理事業の中にイラストレーター使用料というものがございます。こちらについてお伺いいたします。

そして、56ページの12の地域公共交通支援事業、こちらの20万円についてお伺いいたします。

そして、57ページ、真ん中の4、コミュニティ施設感染予防対策事業、19団体に233万円ということであるのですけれども、お伺いいたします。

以上、4点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願ひいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、Z o o m会議の関係なのですが、こちらコロナの関係でZ o o mによる会議が非常に増えまして、当初は町のパソコンを使ってやっていたのですが、どうしても固定しているところでなくて、いろいろな場所でやりたいということで、移動できるように2台分のライセンスを購入しております。

続きまして、ホームページのイラストレーターなのですが、イラストレーターというのは、特に駅にあるサイネージを掲示するときに、いろいろな加工をするときに使うようなものはイラストレーターを使って作成しております。

続きまして、公共交通の20万円ということなのですが、こちらはコロナの感染症予防対策の関係でして、バスの路線に対してコロナの感染症対策をしている事業者で、幾つか条件があるのですが、嵐山だけではなくて、その幹線の道路、停留所を持っている、今回の場合は小川町と熊谷市の3市町でやったのですが、3市町ともこの業者に補助をするということで、共同でやっていきましょうということで、金額のほうはそれぞれ各市町村によって変わってくるのですが、コロナ対策をしたところプラスあと売上げがある程度の一定量の減額が認められたところに補助をしております。

57ページ、コロナの公共施設の関係なのですが、こちらのところは、こちらもコロナ感染症対策をする地域の施設、公共集会所等でコロナ対策をするものに対して、19地区ですね、団体というか地区に。こちらのほうは、その地区で購入していただいた備品とか消耗品、例えばエアコン、あと熱の感知式のものとかマスク、消毒液等を購入したものに対して補助するものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、どうぞ、畠山委員。

○畠山美幸委員 Z o o mライセンス、50ページになりますけれども、2台分のライセンスということですけれども、3万3,000円という。普通、個人で入りますと1か月2,000円、年間だと2万2,000円とかになるのですけれども、これ期間はどのくらいの

期間になるのでしょうか。期間についてお伺いいたします。1万5,000円に消費税かなというのは分かるのですけれども、ちょっと中途半端な金額なので、お伺いいたします。

それから、57ページのコミュニティ施設感染予防対策事業は、ではこれは備品を買ったという内容で、団体で何か……コロナ禍ですから、何もできないのにどうして19団体に対策事業費というのを差し上げるのかなと思っていたのですけれども、ではそういう備品購入費ということで、それ以外はないということでおろしいのでしょうか。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えします。

Z o o mのライセンスなのですが、こちらはちょっと半端なのですが、2021年3月から2022年の2月ということで1年間、年度をまたいでしまうのですが、1年間分でございます。

それと、コミュニティの集会所の感染予防の対策事業なのですが、こちらのほうは先ほど委員さんが申したとおり備品の購入とか消耗品、あと先ほど言ったようにエアコンとかカーテンの設置等の備品、消耗品のものに対しての補助金でありまして、地区的補助金というのはまた別に出しております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 先ほどちょっと間違ってしまったのですが、50ページの、今畠山委員もちょっと関連で質問していましたが、私はウェブ会議用のパソコンの使い勝手というか、使う方法、どんなところに使っているのかということ、それをまずお聞きしたいというふうに思います。50ページですね。ごめんなさい。

その次が61ページの4番の各種相談事業なのですが、顧問弁護士の報酬ということで、その中に括弧で45件というふうに書かれていますが、45件全部聞くのではなくて、どんな傾向のものがあるのかお聞きをしたいと思います。

次に、あと125ページにちょっと飛ぶのですけれども、感染症対応災害対策事業というところに、新規事業ですけれども、自動車の購入費ということで、プラグインハ

イブリッド自動車を購入したというふうなことでございます。借りたのではなくて、購入したということですけれども、おおよそ、このプラグインハイブリッドということですから、何か分かるものもあるのですが、内容をまず最初からお聞きをしたいと思います。

3点です。お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからウェブ会議用のパソコンについてお答えいたします。

こちらは、ノート型のパソコンが2台と、これに伴うルーター、またスピーカー等、こちらとはまた別のものの消耗品があるのですが、それを購入させていただいております。こちらは、先ほどちょっと話をさせてもらったのですが、各課でそれぞれZoom会議が増えまして、いろいろなところで使いたいということなのですが、移動先、空いている部屋等を使ってできるようなものとして2セット分を買っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤副課長、答弁お願いいたします。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私より顧問弁護士さんの法律相談の内容についてお答えさせていただきます。

月に1回、1日6人ということで法律相談を行ってございます。主な内容としては、お金の貸し借りというのが実は一番多うございます。続いて、離婚の問題というのも今はかなり多うございます。あとは、相続、贈与、遺言関係、大きく分けてこの3つが今傾向として多くなってございます。

45件ということになってございますが、実際町民の皆様から相談を受けたのは40件、残りの5件というのは行政、町の相談業務というのがございますので、町の相談業務を5件受けてございまして、合計45件というふうになってございます。

続きまして、コロナの感染症対策事業につきますプラグインハイブリッドについてお答えさせていただきます。プラグインハイブリッドにつきましては、委員さんもご承知のとおりでして、100ボルトのコンセントが車に2個ついてございまして、非常用電源として避難所等で活用できるということで購入をさせていただきました。

大きな目的としては非常用電源が確保できること、もう一つは広報車の機能を持ち

たいということで、スピーカーをつけてございますので、いろいろコロナの感染症対策をしっかりと願いいたしますという形の広報活動ができるということ、あとは災害時に使いたいということもあって4WDであったということ、この3つでまず選択をしたものでございます。

車の詳細といたしまして、バッテリー容量ですと13.8キロワットという形で、ちょっと分かりづらいのですが、今日のような涼しい日でエアコンなどを使わないと、一般家庭の1日分を貯えるという形となっておりまして、200ボルトの充電器で4時間半充電いたしますと満タンになると。それが切れたとしても、ガソリンでいうと5リッター、エンジンをかけて止まった状態で充電を始めたとしても、5リッターで13.8キロのバッテリーは充電できますし、エンジンをかけなければそのまま電気が行きますので、大体10日分というのですか、売りとしては一般家庭の10日分、電気が貯えます。その代わり車が走れませんので、そういうふうな売りというような形になってございます。100ボルトのコンセントが2個ございまして、2つ合わせて1,500ワット。1,500ワットですから、一般家庭のコンセント1個分が、2か所から合わせて1,500なのですが、使えると、このような形で、やっぱり避難所等で活用したいという思いがございまして、このプラグインハイブリッドを選定したものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2回目の質問をさせていただきます。50ページのウェブ会議用のパソコンなのですが、ノート型のパソコンで、そのほかにルーター、スピーカーと1セット、持ち運びができるということで、各課でウェブ会議、いろいろあるのではないかなど、最近増えているのではないかというふうに思います。要望があれば、どの課でも使えるということでお聞きをしました。以前議会でも、ちょっとこれから進んでいく方向ですけれども、いざとなったら貸していただけるような話も聞いたものですから、どんなところで使っているのかなということでお聞きしました。了解しました。

次の61ページについてもお答えいただいた内容で結構です。

次に行きます。125ページなのですが、こここのところでちょっと質問したいというふうに思うのですが、通常このプラグインハイブリッド、今いろんな車種が出ているから、軽から大きい車まで、こういうランクルタイプですよね、そういうタイプもあるのですが、こここのところで広報にも使うのだと、ですから4WDの悪路でも使える

というふうなことで選定したのかなというふうに思います。

そこで、この目的なのですけれども、非常時に主に使うということでございますけれども、非常時用に購入したということだというふうに思うのですが、通常は広報に使っているのか、ほかにも何か使っているところはございますか、そこをちょっとお聞きしたいのと、請負業者なのですけれども、町内の組合さんにもそういうふうな車を販売しているというあれがあるのですね、初めて聞いたものですから、そのところをちょっと説明していただければと思いますが。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

馬橋地域支援課長、お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、車のほうなのですけれども、あくまで感染対策ということで購入するということで、少し縛りがありましたので、そちらのほうでやすらぎという施設、そちらのほうが感染者専用の避難所という設定になっております。そちらのほうを優先的に、電気が止まったときに電気が供給できるようにということがまずメインの理由になります。

それから、先ほど広報ということで、スピーカーで言葉を発せるようにできているのですけれども、たまたま購入する時期に、今まで使っていた青色回転灯のパトロールカー、そちらのほうがリース切れになりました。そちらの代用品として、災害が起こっていない、平時ですね、平時に活用できないかということで、青色回転灯をつけて、なおかつスピーカーもつけて、そちらのほうを平時に青色回転灯のパトロールカーということで今使っております。そちらにつきましては、災害が起こった場合にはすぐ使えますので、平時に遊ばせておくのがもったいないということで、ちょっとそちらのほうは、メインの目的は当然災害用なのですけれども、平時は青色回転灯のパトロールカーとして使用しております。

業者さんのはうなのですけれども、そちらのほうは町内で整備組合というところで車の販売を扱っているということがありましたので、そちらを優先的に使わせていただきました。

以上になります。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私のほうからは2点なのですが、1つは説明書のほうの57ページ、コミュニティ推進事業の補助金で、菅谷1区から9区、宝くじ助成という形で書いてあるのですが、これは1区から9区、何か特別なことをやるということで助成したのかどうか、その内容をお尋ねしたいというのがまず1点です。

それからもう一つは、60ページのところの人権対策啓発事業ということで、これは要するに設置で謝礼が出ているということは、当然看板か何か設置したのだろうとは思うのですが、それはどういった内容の看板か何かをどこに設置したのか、その内容をちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうから宝くじの関係についてお答えいたします。

こちらは、宝くじの助成金を利用いたしまして、菅谷1区から9区まで、菅谷全区のテント、こちらのほうがもう古くなってしまったということで10張、それとそれに使う重りと、テントを運ぶの、今人も大変だということで、軽いのですが、キャリーカートを購入した金額でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして安藤副課長、答弁お願いいたします。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私より看板につきまして答えさせていただきます。

看板につきましては、もうずっと前から立っております、ちょうど国道と……ファミリーマートさんのところに看板がございます。ずっと昔から立っている人権尊重宣言の町ということの看板を立てさせていただいている、そこの借地料という形で謝礼のほうを毎年3,000円お支払いさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 そうですか。分かりました。

では、いいです。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

そのほかに。

山田委員、どうぞ、お願ひします。

○山田良秋委員 1点です。主要な施策説明書、これの55ページ、6の広域路線バス運行事業です。中型のイーグルバスのことだと思います。他市町村との割合での負担金316万4,000円です。町民の利用状況について、町民の足を確保するのはよいことだと思いますが、これについてちょっとお尋ねしたいのです。

まず、1回目、バスの定員です。大蔵の狭いところを車をよけながら通るバスですけれども、あの定員は何名ぐらいなのですか。

○松本美子委員長 1点でよろしいでしょうか。

○山田良秋委員 まず1点。

〔「全部聞いてからです」と言う人あり〕

○山田良秋委員 全部言う。それから、年間で延べ何人ぐらい乗るのか、または1日の平均乗車率でもいいです。

それからあと、定員いっぱいになったことは過去ありますかということです。

以上、お尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木副課長、お願ひいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 では、私のほうから路線バスの件でお答えいたします。

バスの定員について、ちょっとここに今のところ数字が、資料がありませんので分かりませんので、申し訳ございません。

利用人数なのですが、イーグルバス全体ですと、昨年度は年間5万8,021名の利用がございます。定員を超えたという話は聞いておりません。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 主要施策56ページ、上段でございます。令和2年度は、特別定額給付金事業、大変ご苦労さまでした。この数字見ると、ほとんどの町民の手に給付金が渡

ったのかなと思いますが、給付金対象者の数と実際に給付した数、それと辞退した人の数、それからその他、行き渡らなかつた人がいたかいなかつたか、この点についてお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を地域支援課長、お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のはうから特別定額給付金の関係をお答えいたします。

まず、対象者ですけれども、1万7,895人に対しまして1万7,877人ということで、99.8%の方に給付しております。それから、辞退された方につきましては1世帯2名でございます。それから、通知が届かなかつたというか、申請できていない方というのは、一応18名いらっしゃるのですけれども、こちらにつきましては外国人等を含みます。

以上です。

○松本美子委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございました。

それでは、外国人が18名、それ以外では辞退された方を除いてほぼ全員に行き渡つた、交付率が99.8%ということなので大変安心いたしました。

この18名の外国人なのですけれども、これの中で受け取れる権利があるのに受け取られないとか、受け取ることができない、お渡しすることができない事情とかがありましたら、全部とは言いませんけれども、大体こういうような事情がありましたということで教えていただけたらと思います。

○松本美子委員長 それでは、馬橋地域支援課長、答弁お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

外国人の方は、こちらにたしか5名いらっしゃいました。残りの方は、日本人の方なのですけれども、パターンといたしましては基準日以降に転出してしまって、お手紙をお渡しできないという方がほとんどでございます。

それから、日本人の方につきましても住民票を置いたまま違う場所に転出、実際体は転出している方ですとかそういった方で、うちのほうもできる限り住基情報を扱っている課にお願いしまして情報を集めまして、連絡先等を調べたのですけれども、そういう方が見つからずにお手紙が渡せていないという方も数名はいらっしゃいました。しかし、そういう方は恐らく実際住んでいるところで受け取っているというふう

に想定しております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、小林委員、3回目ですけれども、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございました。説明いただきまして、地域支援課のほうでもそういったふうにご努力いただいて、一人も取り残さないというご努力いただいたということで、大変感謝しております。

質問は以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、まず49ページの下のほうですけれども、PC機器の借上料、それから情報セキュリティ強化対策機器の借上料、それらありますけれども、この台数、内容等を教えていただければと思います。

それから、もう一つは主要施策の54ページですけれども、企画総務事業の中で比企元気アップ事業というのが10万円ありますけれども、これはどんな内容でされたのかということです。

それから、3点目なのですけれども、55ページ、この総合振興計画及び総合戦略策定支援業務委託、これが548万云々かんぬんですけれども、それからその下のほうで公共施設個別施設計画策定業務委託、1,639万云々かんぬんと。この業者選定の方法、この業者を選定した理由等をちょっとお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

PCの借り上げなのですが、こちらは52台を借り上げております。

続きまして、情報セキュリティの強化の対策の関係なのですが、こちらは仮想化といいまして、インターネットの分離、メールの無害化、暗号化等の費用でございます。

元気アップ事業なのですが、こちらは比企地域の市町村及び県、地域の団体が連携を図りながら比企地域を取り巻く大きなチャンスを生かして地域の活性につながることを目的としておりますが、昨年度はコロナの関係で事業自体は実施しておりません

でした。負担金のみでございました。実際事業を実施していなかったということで、この負担金は今年度に繰り越しております。

最後に、総合振興計画と個別施設計画の業者選定なのですが、個別施設計画のほうはプロポーザルを実施して決定しております。総合振興計画のほうは、入札を実施しております。プロポーザルのほうなのですが、内容を担当また関係機関と精査しまして、点数をつけさせてもらって、一番よりよいところということで決定させていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私は、49ページのP C機器の借上料ですけれども、この金額に対して52台というのは、ちょっと何か少ないかなという感じもするのですけれども、これは各1台当たりの月額料、かなりの金額かなと思うのですけれども、これはかなり前の契約からずっと続いているということですか。

○松本美子委員長 それでは、1点だけよろしいですか。

○藤野和美委員 1点だけです。

○松本美子委員長 それでは、青木副課長、答弁をお願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 すみません、借上料、私のほうでちょっと間違えておりまして、先ほど52台と言ったのは委託料の関係でした。実際の借り上げの台数は187台でございました。すみませんでした。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑なさる方は。まだ質疑があるようでございますけれども、暫時休憩をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

開始時間は1時30分とさせていただきます。

休 憩 午前1時57分

再 開 午後 1時28分

○松本美子委員長 それでは、時間は少し早いのですけれども、皆様がお集まりでございますので、午前中に引き続きまして地域支援課に関する部分の質疑を行いたいと思います。

また、馬橋地域支援課長さんより答弁漏れがありましたということの申入れがあり

ましたので、こちらを先にしていきたいと思います。

まず、山田委員さんの答弁漏れからお願いをいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、午前中、山田委員からご質問ありましたバスの定員の関係でございますけれども、そちらにつきましては36名でございます。

続きまして、藤野委員のご質問、同じく55ページなのですけれども、総合振興計画策定事業と公共施設の個別施設計画策定事業でございますけれども、こちらのほう、両方ともプロポーザルにより優先交渉権を決定しております。まず、総合振興計画のほうは6者にお願いしまして、2者が参加しております。個別施設計画の関係は8者にお願いして、同じく2者が参加しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

それでは、地域支援課につきましての質疑をなさる方は挙手をお願いいたします。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 21ページの下から2つ目の丸の行政財産使用料、これが昨年はなかつたのですけれども、どういうところが使用財産になったのか伺いたいと思います。

それから、54ページの企画総務事業の比企元気アップ事業、去年もありました。その下の宇宙・産官学・地域連携コンソーシアム、どんなことをしたのかちょっと分からぬので、伺いたいと思います。

それから、次の55ページの特別定額給付金の関係なのですが、小林委員さんからのご質問で大体は分かりました。DVの方もいらしたのではないかと思うのです。世帯主申請ですから、そういった場合の対応はきちんとできたのか、漏れはなかったのか、伺いたいと思います。

それから、60ページの真ん中より上の駐輪場の関係なのですが、最近はすぐ置けるかなという感じがするのですけれども、でも苦情はあったのか伺いたいと思います。

それから、69ページの上の国勢調査事業の、この四角の中のゼンリンに関係することなのですが、事業内容として調査員が使用する調査区地図作成に係る業務委託と、ちょっとよく内容が分からぬのです。ゼンリンといえば、1戸1戸の戸建ての住宅まで地図で示しているわけですけれども、それを手伝っているということになるわけなのですか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、123ページ、この消防施設整備でいいのかな、非常備消防の消防車には

車載カメラは全部についているのか伺いたいと思います。

それから、一番下の防災対策事業なのですが、アルファ米13箱、備蓄用パン30箱ということで、これで何人分になるのか伺いたいと思います。

それから、これはある程度の賞味期限があると思うのですが、その前の賞味期限も切れたので購入したのかなと思うのですけれども、その前の分はどういう処理をしたのか、今度の賞味期限と併せ、その前の分はどう処理したのか伺いたいと思います。

次の124、一番下のアルミ簡易ベッドが60台、その下にもアルミ簡易ベッド91台と151台になるわけですよね。大体これが想定される、避難される方の人数ということであるわけなのでしょうか。段ボールベッドがそこにあったことがありますよね、それを幾つか購入しているのかどうか、併せて伺いたいと思います。

それと、次の125ページの中ほどの工事請負費に電源増設工事というのがあるのですけれども、これは何のために増設したのか伺いたいと思います。

それと、その上の安否確認タオル1万枚ということで、これは黄色いタオルのことかなと思うのですけれども、これを各家に配ろうということでやったこの経緯は、どういうふうな経緯で配ったのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願いいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のはうから、ここから武蔵コンソーシアムの関係とゼンリンの関係をお答えさせていただきたいと思います。

ここから武蔵コンソーシアムというのは、産官学ということで、町、学校、あと民間の事業者、法人、個人の方が集まって、メインは鳩山にある地球観測センターのほうがメインになります。コンソーシアムということで地域のワークショップをやっております。昨年度は、コロナの関係で総会だけしかございませんでした。

続きまして、ゼンリンの関係なのですが、こちらは国勢調査を調査員の方に回っていただくときに地図を持っていただくのですが、この地図はゼンリンの地図を使わせていただいております。この地図は、勝手にコピー等はできませんので、ゼンリンのほうに委託して、その地図を使わせていただいて、その担当の地区をコピーして、担当の調査員のほうに持っていただいて調査に回っていただくということで使用しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして馬橋地域支援課長、お願いいいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、55ページの特別定額給付金のDVの関係をお答えいたします。

こちらにつきましては、世帯主さんに一応支給しておりますけれども、DVの関係で申請があった場合にはそれぞれ個人の方に支給しております。各市町村と連携を持ちまして、漏れのない対応をしております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、安藤副課長、答弁をお願いいたします。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私、何点かお答えさせていただきます。

まず、駐輪場に関してお答えさせていただきます。駐輪場につきましては、今年度より担当としてはまちづくり整備課のほうに移管をさせていただきましたが、最初に駐輪場を1つ廃止のときは、かなりのお叱り等を頂戴したものでございますが、慣れてしまったというのもあるのかもしれないのですが、今私どものほうに少ないという形のほうは、お話をいただいておりません。ただし、並びが、どうしても自転車がばらばらに並んでいるという形での、そういう形の台数というよりかは並ばせ方がよくないという形での去年は一つお話をいただきまして、白い線で駐輪場の区画を書き直したといいますか、現地に行っていただくとあれなのですが、そういうふうな作業を行いまして、こういうふうにきれいに置いてください、このスペースですよという形で調整のほうはさせていただいたという形で、台数というよりは置き方がばららなのではないかと、そういう形のお話のほうはいただいてございます。

また、アルファ米につきましてお答えさせていただきます。アルファ米、備蓄食料ですね、アルファ米につきましては50食になります。これだと650食という形で、5キロの乾燥したお米にお水を5キロ入れると10キロになるという形で、200グラムで50食というような形になります。賞味期限は5年間になります。備蓄用パンにつきましては、缶詰のパンという形になっていまして、中に2個入っております。こちらは30箱で24食ですので、720食という形になります。650を足しますと1,370という形で、こちらも賞味期限は5年間という形になります。備蓄食料は、一般的に賞味期限5年間という形になっておりますので、毎年少しづつ買い足しております。当然5年間たつ

と切れますので、そういうしたものに関しては、今は特に自主防災組織とか地域のコミュニティの方にご案内して、訓練等でどうでしようかという、そういうような形でご案内をさせていただいております。今年度につきましても、幾つかから、もう切れそうなものはありませんかという形でお声かけをいただいておりまして、実際は配付をしてございます。

続きまして、アルミベッドにつきましてお答えをさせていただきます。このアルミベッドにつきましては、コロナの地方創生臨時交付金を活用して購入のほうをさせていただきました。補正予算、6月補正予算、9月補正予算、そういういた関係で2回に分けて購入をさせていただきまして、計151という形になってございます。この151につきましては、この上にはワンタッチパーティション、このパーティションとアルミの簡易ベッドがセットという形になります。2メーター10掛ける2メーター10の高さは140というのですか、そういうプライベート、ワンタッチのパーティションの中にアルミベッドを1つ置きまして、これは避難者というか、要配慮者といいまして、障害をお持ちの方ですとか妊産婦さん、あとは乳幼児、ちょっとした病気をお持ちの方、外国人の方等、特別の配慮が必要だと思われる方のプライベートといいますか、少し間仕切りをするという形で、各10の避難所に、今コロナの対策で少し幅を取りまして、ぎゅうぎゅうでなくて、ゆったりしたスペースを取りまして、各避難所に幾つ、例えば菅小は26、志賀小は20というふうに1個1個、避難所で幾つ要配慮者のスペースが必要かというものを全部計算いたしまして、最終的に計算したものが151セットということで、アルミの簡易ベッドとパーティションはセットという形で購入をしたものでございます。

一般の方に関しましては、このパーティションではなく、ある程度スペースを取りながら、ブルーシート、ここにはないのですが、2メーター70の1間半、1間半のブルーシートを買いまして、こちらに通路1メーター、お互い、今2メーター空けて各避難所に配置をするという形でコロナ避難所のマニュアルをつくってございますので、そういう形で対応してございます。こちらのパーティションにつきましては、特別配慮が必要な方用という形でご認識をいただければと存じます。

続きまして、電源の増設工事につきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、先ほど長島委員からお話をいただきましたプラグインハイブリッド、200ボルトの充電が必要になりますので、車庫にちょうど200ボルトの電源が来てござ

いましたので、本当の簡易にコンセントを作るだけという形で済みまして、このような形で増設の工事をさせていただいたものでございます。

続きまして、安否確認タオルにつきまして1万枚という形で、ちょうど7月に防災会長会議を行いまして、各地区の防災会長さんに趣旨を説明して、多分七郷地区以外は全ての皆さんに行き渡っているかなと思っていました。七郷地区は、ちょうど今月末にこれから配付をするという形で承っております。もともとは、七郷地区の防災会の方から、七郷地区は発足して以来、避難に関してすごく力を、とにかく避難に特化した形ずっと訓練を行っておりまして、何とか、基本的には地震を考えておりますが、地震のときに各班長さんが近所を見て回りたいのだと。そのときに無事かどうか分からぬし、避難をしてしまったかも分からぬので、何かないだろかという形で事前にご相談を、これは何年も前からお話をいただいておりました。そこで、ちょうど臨時交付金を頂戴できるということもありまして、ではタオルを買ってみようかと。結構全国的にやっております。それで、タオルを玄関に置いて、無事だよとか、もしくは今避難をしているよという形で、基本的には班長さん、隣近所で確認をして、大丈夫かな、避難したかなと、それをどうしても防災会としてやりたいと、そこから始まりまして、では七郷だけではなくて全町でやろうよと、そういう形で1万枚購入をさせていただいたものでございます。

車載カメラにつきましては、こちらは非常備消防であればついているのかなと思うのですが、町の消防団の車ですとドライブレコーダーという形が精いっぱいで、なかなかナビが車の性質上つけられないといいますか、ナビつきというのがあまりありませんので、ドライブレコーダーという形になるのかなというふうに考えてございます。

答弁漏れあつたら申し訳ありません。私のほうは以上になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁を引き続き馬橋地域支援課長、お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから21ページの行政財産使用料、こちらのほうのお答えをいたします。

こちらにつきましては、福祉課を通して、保護司会のほうに菅谷のパトロールセンターの一室を貸しております。そちらの使用料になります。

以上です。

○松本美子委員長 これで再質疑は、川口さん、よろしいですか。

○川口浩史委員 いいですよ。

○松本美子委員長 川口委員さん、質疑をお願いいたします。

○川口浩史委員 21ページの行政財産使用料、保護司会から云々という今ご説明で、これは、なに、去年から、令和2年度からのことなのですか。その前はやっていなかつたということなのですか。ちょっと今の説明だとよく分からなかつたので、この始まり、どういう経緯で始まったのかを、もし令和2年度からあればお願いしたいと思います。

それから、54ページの元気アップ事業、これはちょっと説明がなかつたように思うのですけれども、10万円、比企の各自治体が出し合っているわけですよね。全部10万円とか交付金、どんな事業をした……

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 犹守さん、質問したか。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 そうなの。そうか、ごめん、聞いていなかつた。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 ああ、そう。では、そこをちょっと突っ込みたいので。どんなことをしていたのか伺いたいと思います。

それからその下の宇宙・産学官・地域連携コンソーシアム、総会で3万円なのですか。これもあれでしよう、宇宙、鳩山の。だから、各自治体でこれは出し合っているのでしょう。お金ためて何かしようということを計画しているのですか。それであればいいのですけれども、何もしなくて総会だけで3万円というのは、もう嵐山の費用だけで3万円で済んでしまいますよね、総会だけだったら。ちょっとどうなのか伺いたいと思います。

55ページの定額給付金なのですが、DVの関係。そうしますと、これは何件ぐらい嵐山ではあったのでしょうか。きちんとされたということなので、当然件数もおつかみでどうから伺いたいと思います。

60ページの駐輪場なのですが、そうですか、今は苦情がないということで。そうしますと、現状のままでいくということですか。少し広げる話が数年前にあったわけですけれども、その話はもうないということでよろしいわけなのですか。西口に有料の駐輪場を造るというわけですね。そういうことも鑑みて、東口はもうこれ以上は広げないということでおよろしいのか伺いたいと思います。

それから、消防団の消防車なのですが、車載カメラとドライブレコーダーというのはちょっと違うのですか。私にすればどっちでもいいのですけれども、しっかりとそれがついているのかどうか、全部の消防車についているのかどうかをちょっと確認したいのですけれども。

それから、アルファ米や備蓄用のパン、そうすると自主防災訓練、こういう場で使うから扱っていますよということなので、余っているということはないわけですか、捨てているということはないわけなのですか、そこをちょっと確認したいと思います。

それから、次の124ページの……分かりました、このアルミ簡易ベッドの使い方、使うことにつきましては。避難者、一般の避難者の場合の段ボールベッドというのは幾つぐらいあるのですか。そこは十分備わっているのか、ここの中では買えなかつたのかどうか、ちょっと確認したいために今の数を伺いたいと思います。

あとはいいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木副課長、お願ひいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のはうから54ページのまず元気アップ、コンソーシアム。すみません、元気アップのほうは、先ほど藤野委員さんのところでお答えしたので答えませんでした。すみませんでした。

比企元気アップ事業は、比企地域の市町村及び県、地域団体が連携を図り、比企地域を巻く大きなチャンスを生かして比企の地域の活性化につなげることを目的としております。昨年は、コロナ感染症予防のために中止されているのですが、それまでは事業として大きく、一昨年は3つしておりました。まず最初が着地型の観光セミナーということで、比企に人口増加のプロジェクトをしようということで行っております。もう一つが比企こどもまつりということで、比企青年会議所等に協力していただきまして、比企のこどもまつりを実施しました。もう一つが人口の誘導戦略ということで、若年層の労働者の勧誘ということで企業説明会等を実施しております。また、今年度の、令和2年度の補助負担金の10万円は事業をしていなかったということで、今年度に繰り越しております。

続きまして、宇宙・産官学・地域連携コンソーシアム、こちらのほうは町の負担金は3万円ということなのですが、これは会議だけではなくて、会員さんが、法人が18法

人、個人の方が7人いらっしゃいまして、その中からいろいろな事業をやってみたいという方で応募していただきまして、その方に協議会のほうでこの事業が面白いのではないかということで、ある程度補助してそれをやっていただきまして、それをワークショップ等で発表していただくと、それが総会の中に入っておりますが、昨年度はウェブ会議のみの開催となりました。

54ページは以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋地域支援課長、答弁お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

まず、21ページの行政財産の使用料ですけれども、これは昨年度からということになっております。

続きまして、55ページの特別定額給付金のDVの関係ですけれども、嵐山町に住所を有していて、ほかで受け取っている方は3名でございます。

続きまして、60ページの駐輪場の関係ですけれども、こちらにつきましては先ほど副課長のほうから答弁がありましたけれども、今年度よりまちづくりのほうに事業を移管しておりますので、西口の開発と絡めまして総合的に判断していただくことになっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして、安藤副課長、答弁をお願ひいたします。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうからまた何点かお答えさせていただきます。

まず、アルファ米につきましては、捨てていることはございません。地区の夏祭りとか、とにかくいろんなところに声をかけて使っていただけないかという形での一種の営業活動を行って、捨てることがないようにこちらも努力しております。

車載カメラにつきましては、こちらはドライブレコーダーということで、消防団各車両に設置がしてあるという、ドライブレコーダーが設置をしてあると、そのような形でございます。

段ボールベッドにつきましては、現在12しかございません。段ボールベッド、一時、かなり注目されまして、訓練用等で購入をしてみたのですが、かなり大きいのです、物が。ですから、やっぱりしまっておくというところにどうしても難点が来てしまうので、あくまでも試験的、実験的に購入をしたのですが、今12ございますが、これを

増やしていくというような形では、置き場所という面も含めて、現在のところでは考
えてございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、もう終わりですか。

○川口浩史委員 うん。

○松本美子委員長 分かりました。

そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書の60ページなのですが、部落解放同盟の補助金が27万1,300円
で、これはいつも、毎年45万円だったかなと思うのですけれども、返還があったとい
うことですよね。その点の具体的な内容について伺います。

それから、61ページ、顧問弁護士料が85万8,000円ですけれども、契約内容とい
うのはどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 2点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安藤副課長、お願いいたします。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、部落解放同盟の補助金についてでございます。委員さんおっしゃるとおり返
還がございました。5月に支部のほうで総会が行われまして、その後実績報告のほう
を頂戴しております。その実績報告書を支部の方に、プラス支出伝票のほう、持参
のほうをいただきまして、一つ一つ一緒に確認をして、補助の対象になるものを
積み上げたところ27万1,300円だったということで、補助金のほうは40万円でござ
いましたので、差額の12万強を出納閉鎖、5月31日でございますので、出納閉鎖までの
間に返還のほうをお願いしたというようなことでございます。

顧問弁護士さんとの契約内容につきましては、月に1回、町で法律相談を行う及び、
あと電話等で必要に応じて相談を行うというような形で、基本的には内容としてはそ
の程度の内容をさせていただいておりまして、あとは月払いだよとかという形で今や
らせていたいているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、すみません、部落解放同盟の補助金のほうですけれども、実績報告書があって、支出伝票を一つ一つ調査して、そして返還を求めたということで、実際には40万円の部分があったということなのかどうか伺いたいと思います、支出が。

ということと、それと顧問弁護士の報償費なのですけれども、月1回となると一月7万1,500円になりますが、そのほかに電話での相談というだけで、それも含めてということで、他の弁護士さんが関わっている条件に関しては、それ以外のものは前に着手金を払ってあるから今回は使っていない、令和2年度は契約内容の中に入っていないということでおよろしいのですか。

○松本美子委員長 それでは、安藤副課長、答弁をお願いいたします。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、2件お答えさせていただきます。

部落解放同盟嵐山支部さんの支出の総額という意味でございますが、40万円は届いてございませんでした。中身を確認させていただきますと、緊急事態宣言中に関しては活動がやっぱりございませんでした。緊急事態宣言前、4月の頭と緊急事態宣言が解除された7月から活動ということになっておりました。あとは、研修会とか等、当然やっぱり減ったこともございまして、トータルという意味での40万円は支出はしてございません。

続きまして、顧問弁護士の先生に関しましては、純粋に月1回の相談と、必要によって……相談というのですけれども、行政との相談というような形で、それは随時という形で、純粋に7万1,500円掛ける12か月という純粋な相談業務ということだけの契約でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 顧問弁護士報償については、そうすると前回から見ているので、住民訴訟の部分と、それから公平委員会等の対応というのがありますよね。それは令和元年度の着手金で済んでいて、それ以後のものは全然支出していないということでおよろしいのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

馬橋地域支援課長、お願いいいたします。

○馬橋 透地域支援課長 うちのほうで管轄している部分では支出しておりません。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がある方は。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 先ほどから出ているのですけれども、55ページの特別定額給付金事業、これもいち早く嵐山町では町民の皆さんとのところへ届いて、あまり混乱なく、担当課はよく頑張ってくれたのだと思います。

さっき小林委員も聞いているところがあるのですけれども、いわゆる会計年度任用職員からずっと出てきているところが約1,070万ほどになるわけですよね。この作業に当たって委託料なども発生しています。初めての国民に国が給付するというような事業だったわけですけれども、ある程度、最初の当初の予算ですと1,600万ぐらいの国からの事務局経費というのは出ていたわけですけれども、それをかなり減額した形で決算がされています。それで、その辺についての、担当課として、この時間外勤務が約332万ほど出ていますけれども、その作業をやるについてどうだったのだろうかなということをお尋ねしたいのです。

それと、先ほど畠山美幸委員も聞いているのですけれども、57ページのコミュニティの感染対策予防事業なのです。これ19団体ということになると、地区だから恐らく35ぐらい、本当は出していくべきなのかなと思ったのですけれども、233万、19団体に対策事業として補助金が出ました。この辺のところは、要するに各地区に対して、それなりの町として、いわゆる周知をした上で補助金になっていったのかどうかということ、その点について2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

馬橋地域支援課長、お願いいいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから特別定額給付金の関係をお答えいたします。

こちらにつきましては、当初国のほうで概算予算ということで、単純に1,600万ほど事務費を使って構わないという形で来ていましたけれども、こちらにつきましてはうちのほうで事業を進めていく中で、例えば委託、外部に委託して作業をするですか、そういうことになるとかなりの経費がかかったかなと思うのですけれども、こ

ちらは各課に協力いただきまして、職員である程度対応できましたので、そちらのほうをかなり経費削減できたかなというところで考えております。

消耗品等、そういうた必要なものに関しては、全て用意させていただいて滞りなく事業を終了できましたので、いただいた金額については精算をしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして青木副課長、お願ひいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、コミュニティ施設感染予防対策事業の関係なのですが、こちら19団体、19地区ということなのですが、実際申請がありましたのは、全てではないのですが、もっとあります。ただ、例えばマスクとか簡易なものというのは、他の防災のほうの消耗品等で対応できるものがございましたので、改めてそこで重なるようなことがないように、あくまでもこちらのほうで該当するものだけ、あとパーティションとか段ボールベッド等も希望があったのですが、そちらは違う事業のほうから地区のほうには希望どおり配付しております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今課長から説明があったように外部への委託だとすると、もっといわゆる経費がかかっているという説明でした。そうすると、かなり役場の職員で努力されながら、この事業をやられたと思います。

1点、例えばTKCに出ている164万5,000何がしなのですけれども、こういったようなものというのは、これもあくまでも特定給付のこの事業のためだけに使ったと、あと汎用というか、ほかのところに使っていけるようなものではないということのかどうか、それが1点。

それとあと、19団体に出た233万という補助金ですけれども、そうすると担当課としてはパーティションだとかいろいろなものは出てきたけれども、この補助金の趣旨に沿ったコロナの感染の予防対策の事業に対して補助ができたということでよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

馬橋地域支援課長、お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

こちらの委託料はTKCのほうの委託料でございますけれども、こちらの内容につ

きましては特別定額給付金の事業をするためだけのソフトということになります。
以上です。

○松本美子委員長 続きまして、青木副課長、お願ひいたします。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 コミュニティ施設感染予防対策事業のほう
なのですが、こちらは先ほども申したとおり要望があったものをほとんど対応してお
りまして、ここに載っていないものも他の予算で対応しております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

[「なし」と言う人あり]

○松本美子委員長 質疑がないようでございます、地域支援課に関する部分の質疑を
終結したいと思います。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時09分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 65ページの一番上の旅券事務委託、これはパスポートの件ですか。昨
年から比べて増えているわけですけれども、コロナで旅行減るのかなと思ったのでは
すが、増えているわけですよね。何かつかんでいたら、こういったことが要因としてあ
るのではないかということがありましたら、ちょっと伺いたいと思います。

それから、一番下の地方公共団体情報システム機構、この金額が大幅に増えている
わけですよね。2倍以上ですよね、昨年の。ちょっとその理由を伺いたいと思います。

それから、令和2年度のマイナンバーカードの発行数というのは、これはちょっと
どこかに載っているのかなと思って見ていましたが、載っていそうもないのです。
ちょっとどこに載っているのか伺えればと思うのですけれども。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、柳澤副課長、答弁をお願いいたします。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは私のほうから、まず初めに最初の旅券の申請の旅券事務委託料の件についてお答えいたします。

やはりコロナの影響で、令和2年度の東松山のパスポートセンターの実績の数は、1年間で24件、令和2年度は24件ということで、前年度に比べたら前年の13%で、すごく金額のほうは減っているのですけれども、こちらの旅券事務の委託料は、嵐山町は東松山のほうに申請交付事務を権限移譲している額になりますので、こちらの額はそちらには関係なくといいますか、請求のほうが来ていますので、額はあまり変わらず、この金額になっております。

あと、地方公共団体情報システム機構の負担金のほうが多くなっているということについてですが、そちらの額はマイナンバーカードの交付の数と、あと人口割のほうでJ-LISの事業費の請求ということで来ておりますので、そういうのを計算してこちらの金額で、マイナンバーカードの交付も増えておりますので、大きな額になっております。

それとあと、令和2年のマイナンバーカードの交付の数なのですけれども、累計で令和2年の3月31日末の数は5,636枚と、そのときは交付の率が31.5%で、県内で7位になっております。

私のほうからは以上になります。

○松本美子委員長 川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 パスポートの件数は減っているのですけれども、委託費は増えているというわけなのですか。これは何か理由、聞いていますか。何か向こうの言い分、言い値で払っているという感じを、していては駄目というか、理由ぐらいは聞いてもらいたいと思いますので。聞いていないと思ってこういうことを言ってしまっているのですけれども、ちょっと理由を伺いたいと思います。

地方公共団体情報システムは、これはマイナンバーカードが大きく関わっているという、そういう理解でよろしいのですか。これが増えているから、この事業費は増えているという、そういう理解でよろしいのか伺いたいと思います。

マイナンバーカードの数がちょっとどこに載っているのかなと思って。これは出ていますか、5,636枚というのは。23ページの一番下に個人番号カード再交付手数料ということで、再交付の枚数は出ているわけです、20件と。あまり載せたくないのであれなのですか、普通の発行は載せないようにしようと、聞かれたらしようがない、答

えようと、そういうことで対応しているのか。ちょっと載せない理由を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

まず、旅券事務の委託料でございますが、こちらは県のほうで算出がございまして、均等割額、今年度でいきますと30ページ、16款県支出金、県負担金の総務費県負担金でございますが……

〔「もう一回」と言う人あり〕

○高橋喜代美町民課長 30ページの下から3つ目の丸です。戸籍住民基本台帳費負担金、旅券事務交付金、こちらになりますが、均等割額が35万1,000円、人口割額が48万6,000円、合わせまして83万7,000円になっております。こちらの額をパスポート事務をする経費として県のほうから算定されまして、交付金をいただいております。この旅券事務交付金を、嵐山町は東松山市に旅券のパスポートの事務を委託しておりますので、その委託費として全額を東松山市のほうにお支払いするようになつておりますので、事務的な経費がほとんどになりますので、パスポートの件数が、委員さんおっしゃるとおり令和2年度につきましては、先ほど副課長が答弁したとおり約13%に落ちているのですけれども、実際に東松山のパスポートセンターにはその事務をしている職員もおりますし、こうした事務的経費になりますので、特に下がつたということではなく、県のほうで案分された金額を、もらったものをそのままそつくり委託費としてお支払いしている状況でございます。

続きまして、J—LISの負担金でございますが、こちらのほうも国のマイナンバーカードに係る全経費を全国の市町村に案分してお支払いするわけですけれども、こちらのほうもJ—LISのほうにお支払いする金額は全額国のほうから交付されておりまして、そちらはページが26ページ、一番上段の総務費補助金、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金、こちらが766万9,000円交付されております。こちらの金額がJ—LISのほうにお支払いする金額として100%いただいております。こちらの補助基準額から、先ほどご指摘ございましたマイナンバーカードの再交付手数料2万円ですけれども、こちらのほうを控除しまして、国のほうから負担金

をもらっているような状況でございます。ですので、手数料のほうも、再交付に係る手数料を町のほうで徴収しているのですが、その分は差し引いて補助金をもらっているので、町としましては再交付に係る手数料につきまして、実質的にはただでやっているような形になっております。

続きまして、マイナンバーカードの交付数が主要な施策のほうに掲載されていないというご指摘でございました。マイナンバーカードの交付につきましては、実質的に支出と関わっているものではございませんので、記入する欄がございませんでしたので、意図的に載せていないということではなくて、掲載する箇所がございませんでしたので載せておりませんでした。こちらにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおりですが、令和2年度末が5,636枚とお伝えしましたが、年間で言いますと令和2年度中は2,630枚交付をさせていただきました。その前年は768枚の交付でしたので、令和元年度に比べまして3倍以上の交付ができました。マイナポイント等の制度の関係もございましたので、大変皆さんに関心を持っていただいたこと、また町民課でも駅のデジタルサイネージでお知らせしましたり、町の広報、それとホームページ、また窓口で啓発するほかにも各地へ出向いて、図書館ですとか、交流センターで受付をしたこともございました。ただ、こういった回数を本来もう少し増やしたかったのですけれども、コロナの最中ということもございまして、それが増やせなかつたということが少し残念でございました。令和2年度末では県内7位でございましたが、現在、今年度中にまたどんどん伸びまして、8月末では交付総数7,454件で、県内では2位の状況です。交付率は42%という直近の状況をお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方は挙手を。

○狩守委員さん、どうぞ。

○狩守勝義委員 1点だけです。説明書の78ページでちょっと分からぬのがあるので、それを質問というか、質疑させていただきたいと思うのですが、国民年金の総務事業の中の保険料免除の状況ということで、一応ここに一覧が書いてありますて、法定免除、申請免除、納付猶予とか学生納付特例。この納付猶予とか学生納付特例というのは、大体こんなことかなというのは分かるのですが、この法定免除とか申請免除、これはどういったものなのか、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、吉田副課長、答弁をお願いいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

免除の種類ですが、法定免除につきましては障害年金ですとか、生活保護を受けている方が主にその中の詳細となっております。申請免除につきましては、年収、前年度の所得に対して所得が今年度下がってしまって、ちょっと納めるのが難しいというふうな内容の方々が主になっております。

以上です。

○松本美子委員長 猶守委員、どうぞ。

○猶守勝義委員 では、ついでに、ついでと言つてはあれですけれども、納付猶予というのは、当然これは納付するのを猶予するということなのですけれども、それは基準はどういう形なのですか。

○松本美子委員長 それでは、吉田副課長、答弁をお願いいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

対象の方は、年齢が20歳から50歳未満の方を対象としておりまして、納付のほうを、追納が……納付はしたいけれども、今納付するのが大変なのでということで、その納付の期間を延ばしてくださいというふうなのが主な理由になっております。

この納付猶予をすることによって、もしその後障害年金ですとか、そういうことになったときには、一応未納ではないので、その申請するに当たっては未納ですと、もし障害年金になったときですとか、そういうときにはちょっと給付のほうが受けられないというふうな形になってしまうのですけれども、納付猶予で出している場合にはそういったときでも対象にはなってくるような形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 猶守委員、どうぞ。最後です。

○猶守勝義委員 この学生納付特例というのは、これは学生の間はオーケーということですか、そういうことで。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

委員さんの言ったとおり学生の期間、免除の申請のほうは毎年行っていただくような形にはなるのですけれども、学生の間は免除のほうを出していただければ、その本人さんの収入にもよるのですけれども、通るような形になっているような状況でござ

います。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 2点伺います。

まず1点目がコンビニ交付の住民票の写しと印鑑登録証明で、コンビニで利用された方が全部で29件という形でよろしいのですか。

そして、今度統合端末、コンビニ交付サービス事業で……

○松本美子委員長 申し訳ありませんけれども、ページ数をちょっと先にお願いします。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい。次、66ページと67ページになりますけれども、説明書のほうですけれども、コンビニ交付サービス事業で211万3,017円と統合端末ハードウェアで30万2,280円になっています。これでコンビニの交付が行われるようになってきたので、ふれあい交流センターの職員を引き揚げたわけですよね。これは、私はかなり問題があるかなと思っているのですけれども、統合端末機の、全部の嵐山町の町内のコンビニに端末機が入ったというふうに考えていいのですか。そして、だからふれあい交流センター、それは後になっていくのですけれども、これが考え方としてこのような考え方になってきたのかなというふうな流れがあるのかと思うのですけれども、その点について、これは政策的な判断ですから、その点について伺いたいと思います。

それと、次は80ページになるのですけれども、がんの集団検診が実際的に行われなかつたので、これはコロナ禍で集団検診をしないという判断をしたということでよろしいのでしょうか。

以上。80ページ、そうだよね、町民課だよね。たしかそう思ったのだけれども、違ったかな。町民課だね。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

柳澤副課長、お願ひいたします。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 最初に質問がありましたコンビニ交付の件についてお答えいたします。

コンビニ交付は、3月の23日にスタートになったということで、令和2年度は何日でもなかったのですけれども、税のほうでは11件、住民票の写しとか印鑑証明のほう

の関係では、住民票は20件、印鑑証明のほうは9件、交付のほうはございました。

それで、先ほど質問がありましたコンビニエンスストアのほうに統合端末のほうを置くのかとかというようなご指摘があったかと思うのですけれども、コンビニ交付を実際する機械は、今までコンビニエンスストアに設置してありましたマルチコピー機というところの機械で行うものですので、こちらの67ページのほうにあります統合端末のハードウエア購入というのは、こちらの町民課のほうで使用する、コンビニ交付で使う端末になっております。こちらの金額は、新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を利用して導入する形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

肺がんにつきましては、集団検診が行われなかつたので、なかつたという形ということで、この文言のほうにちょっと不備があつたような形、集団検診がなかつたためというふうな形に変えさせていただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、質疑をどうぞ、2回目です。

○渋谷登美子委員 そうすると、コンビニ交付については27日間の間に29件あつたということで、それでふれあい交流センターに関してはもともと人がいなくなってきたのだけれども、そういうふうな形の29件もあつたので、ふれあい交流センターから窓口を全部引き揚げても大丈夫だろうという判断があつたということで、こういうふうな形になってきたのかなと思うのですけれども、それは決算なのだけれども、このところが結構重要なと思っていて、これコンビニ交付するから、ほかの窓口はなくなつてもいいよという判断になったということですね。これは総括になるかもしれないのだけれども、コンビニ交付事業というのは、今住民票の写しと印鑑登録証明がやれるということで、ほかのもので窓口業務があつたものがなくなつていったのは何があったのですか、それを伺います。

それと、がんの集団検診は、もともと集団検診を予定していなかつたということなのですか、予算で。ちょっと予算書を見ていないので。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長に答弁をお願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

ふれあい交流センターとコンビニ交付の関係でございますが、コンビニ交付が始ま

るということを決定しましたときに、証明書につきましてはコンビニで取ってもらおうということで、臨時職員、会計年度任用職員ですね、の配置につきまして検討するということになりました。

ふれあい交流センターの業務につきましては、今回コンビニで交付できる住民票の写し、印鑑登録証明書と税務の課税証明書、所得課税証明書、この4つが取れるわけですけれども、それ以外のものにつきましては、証明書につきましては役場のほうに来ていただか、あるいは郵便で請求してもらう、それとあと電話の予約で土曜または日曜に受け渡しをするというようなことで、証明書につきましてはそのような対応をしていただしたことになりました。

そのほかに、ふれあい交流センターで行っておりました業務全般につきましては、こういった町民課、税務課の業務のほかにも、福祉関係のものですとか、ごみの受付等いろいろあったわけですけれども、そちらにつきましてはいろいろなことで業務を見直すという形で話し合がなされまして、交流センターの業務を終了させるということになりました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、吉田副課長、答弁をお願いいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

集団検診がなくなってしまったために、予算はありましたけれども、がんの検診のほうがなくなってしまったということになります。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これは、ちょっと総括的になるのですけれども、ふれあい交流センターの業務を廃止していくというふうになった会議とか、そういうふうな話し合いはいつ行われたのか、どういうふうな形で行われたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、よく分からぬのだけれども、予算に取っておいたけれども、集団検診がなくなったためにがん検診がなくなったというのは、コロナだから、コロナ禍だから集団検診をやめたということだと思ったのですけれども、そういうことでいいのですか。

○松本美子委員長 それでは、吉田副課長、答弁をお願いいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

今委員さんがおっしゃったとおり、コロナのためになくなつたということで、そのとおりでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 先に検診関係でございますけれども、集団検診につきましてはコロナ禍のため、町民の安全を第一に考えまして、健康いきいき課のほうでやむなく集団検診を中止ということになりました。それで、それは集団のほうはやむなく中止ということにはなつてしまつたのですけれども、個別の検診のほうはありましたので、予算的には予算を落とさず、できるだけ個別検診のほうで受けていただきたいということをお伝えしまして、やはりコロナのために8月ぐらいまではどうしても受診控えというものがありましたが、後半になりました、皆さん、検診はしたほうがいいという意識がまた高まってまいりましたので、ある程度の人数の方には受けていただけたのかなと思っております。

続きまして、交流センターの存続についての会議がいつ頃というお話をしたけれども、ちょっと手元にそういうものを持ってきていないので、日にちまではちょっと覚えていないのですけれども、総務課が中心になりました、関係する町民課、税務課、教育委員会の職員で集まりまして、あと環境課の職員も集まりまして、その業務の細部につきまして検討した結果、ふれあい交流センターの業務につきましては庁舎のほうで引き継いでやっていけるということになりました。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようござりますので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

それでは、50分まで休憩ということでお願いします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時48分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 2点についてお尋ねします。

84ページ、ひとり親家庭の臨時特別給付金事業です。これも予算のときにも説明がありましたけれども、町内の篤志家の方がいらっしゃって、このような形ができたということで、1,000万、1,000万というような形でなると思うのですけれども、これをいただいた家庭については、このコロナ禍の中で本当に大変ありがたい給付金だなというふうに思っているのではないでしょうか。その辺のところを担当課としても、そういうことができたということについてどのように考えているかということです。

それと、86ページ、この子育て世帯への臨時特別給付金、まず1,823万、これもある程度地方創生臨時交付金を使ってのものだと思いますが、その下にも今度18番として子育て世帯応援給付金、その下に次年度へ繰越しが170万ありますけれども、こここのところは同じ条件で支給、給付されているふうに思うのですけれども、1,560万円と170万足しますと、ちょっと金額の差異があるようなのですけれども、どういうことでこのようになってくるのでしょうか、その2点についてお尋ねしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、青柳委員さんの2点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず1つが、84ページのひとり親家庭臨時特別給付金でございます。こちらにつきましては、町内の寄附をいただきまして2回実施することができました。概要から申し上げますと、まず1回目につきましては令和2年度の6月1日時点で、児童扶養手当の受給者へ支給をいたしました。受給者につきましては122名、対象児童といたしまして189名の方に支給をさせていただきました。1世帯につき7万円、第2子以降があるご家庭については、第2子以降1人につき2万円の加算という形で、6月1日に支給をさせていただきました。支給総額としましては988万円となっております。

2回目につきましては、令和3年の1月1日時点で、同じく児童扶養手当の受給対象者の方に支給をさせていただきました。受給者につきましては124名、対象児童と

しましては199名、2回目につきましては1回目とちょっと支給条件が変わっておりまして、多子世帯に手厚く支給したいということもありまして、まず初めに1世帯につき5万円、第2子がいる家庭については1人につき5万円の加算、第3子以降については1人につき6万円の加算という形で支給をさせていただきました。3月25日に支給をさせていただきまして、総額で1,011万円になっております。

失礼しました。先ほどの1回目の支給日を6月1日と言ってしまったのですが、6月10日に支給です。失礼いたしました。

こちらにつきましては、当初、5月の終わりぐらいに寄附者の方からお話をありますて、このコロナ禍で、なかなかひとり親世帯の方、仕事がなくなり家庭が苦しくなって、そういう方にぜひ支援をさせていただきたいというご連絡をいただきまして、かつ6月についてはなるべく早く支給をしてあげてくださいというご要望がありましたので、担当課としてもできるだけ早く事務を進めまして支給したところでございます。支給された方から声というのは特に聞いてはいないのですが、町としても非常にありがとうございます。

続きまして、86ページの給付金になります。まず、子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、こちらにつきましては国のはうでの事業で、全国一律で行った事業でございます。児童手当を受給する世帯に対して、1人当たり1万円を上乗せする臨時給付という形になっております。こちらにつきましても、先ほどの1回目と同じく6月の10日に児童手当の支給に合わせて上乗せして支給した形になります。令和2年度の4月分の児童手当の受給者を対象としておりまして、対象者としましては1,105名、対象児童数としては1,823名となっております。

続いて、子育て世帯応援給付金でございます。こちらにつきましても、コロナの感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を応援するためということで、こちらにつきましては地方創生臨時交付金のほうを活用させていただいて、町単独で支給をさせていただきました。こちらにつきましては、児童手当を受給する世帯に対し、1人当たり1万円の給付、令和3年の1月分の児童手当の受給者が対象となっておりまして、対象者としては959名、対象児童としては1,564名となっております。こちらについては、青柳委員さんのほうで金額のほうがというお話をされたのですが、これにつきましては公務員分が令和2年度に支給ができなかつたものですから、繰越しをさせていただいて令和3年度に支給をする予定となっておりまして、公務員分の金額が抜けて

いるような形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 このひとり親の支援というのは、なかなか町単独の予算では厳しいわけですけれども、今回は本当に特別にコロナの中でこのようなありがたい交付金をできたわけとして、この辺のところの一つの考え方として、今コロナで、やはりいろんな意味で負担がかかっている部分のところに、このひとり親の家庭というのはあると思うのです。そんな中で、これを、今回は指定寄附金でこういう方に特にあげてほしいというものがあったので、こういう形が取れましたけれども、もしそういったようなものがなかったとしたら、仮定の話で恐縮ですけれども、そういったような考え方というのはなかなか難しいものなのでしょうか、それをちょっと伺っておきたいと思います。

それと、児童手当の6月10日、3月1日の、さっき人数もおっしゃっていただいたのだけれども、1回目は1,823名とおっしゃったのですよね、次が1,564名か。これ、ある程度同じ条件で支給されるわけでしょうから、人数のずれはないような気がするのですけれども、その辺だけちょっと確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、給付金の人数の違いというところでお答えをさせていただきます。

86ページの子育て応援給付金の人数につきましては、こちらの公務員分の人数がない状態で、一般の方のみの児童手当の人数になります。6月に支給させていただいた臨時特別給付金、国のはうの給付金のほうにつきましては、一般の方、公務員の方、両方とも支給しておりますので、内訳としましては、6月10日の支給では一般の方の対象児童が1,655名、公務員分が168名という内訳になっておりますので、基準日が違うので、若干の人数の揺れがありますけれども、公務員分の170前後ぐらいの人数が令和3年度での支給ということで、応援給付金のほうについては公務員分が入っていないという状況になります。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、85ページのひとり親世帯の給付金の関係、もし寄附がなかつたらどうしたのかというところでございますけれども、この寄附がある前にも、町としてのそいつた世帯に国からの臨交金を使ってという話もございまして、そいつた話をしている中でこの寄附がありました。なので、この寄附を財源にひとり親世帯のほうにつきましてはできて、ほかのところにその臨交金の分は回したということで、本当に非常に町としては大変助かったということで考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ、青柳委員。

○青柳賢治委員 町の姿勢というのですか、そいつたことも検討しながらやつていく中で、こういったありがたいことがあったということで承っておきます。答弁は結構です。ありがとうございました。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私から2点です。

まず1点は、説明書の84ページ、民生費、児童福祉費、児童措置費の中の子どものための教育・保育給付事業ということで、一応委託料というのを、数見てみると結構たくさんのところに委託しているのだなというふうに感じているところなのですが、これだけのところに委託しているというのは、嵐山町の子どもはそれぞれ保育園とか保育所にお世話になっているというところで、こういう要するに委託料を払っているのかということがまず1つと、もう一つはこれは人数割とかそういう形でこの金額が違ってきてているのか、その辺のところをお聞きしたいというのがまず1点です。

それから次に、86ページ、これは子育て世帯応援給付事業の中で、ちょっと私もこれは質問しようというふうに思っていたのですが、その中でなぜこの給付金が公務員分だけ2年度に給付できなかつたのか、要するに次年度に繰越しという状況になったのか、その辺の事情をちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、狩守委員の2点につきまして回答させていただきます。

まず、84ページの子どものための教育・保育給付事業でございます。こちらにつきましては、こちらに載っている保育所全部に、町のほうからお子様が行っているところの保育園に対して委託料という形で支給をさせていただいております。毎月保育園のほうから請求が参りまして、その月の25日にお支払いをしているところでございます。

金額の違いにつきましては、それぞれお子様の年齢によって単価が国のほうで定められております。その単価に基づきまして、年齢と、あと施設の職員なり加算要件がそれぞれ施設によって違いますので、それが全部総合的な金額で出てきておりますので、それぞれの施設で単価が違ってきているという状況になっております。

あと、続きまして86ページの応援給付金のことですが、公務員分がどうして令和3年度に繰り越してしまったかということでございます。先ほどもご説明させていただきましたが、今回の応援給付金が令和3年3月の児童手当の受給対象者、これは補正をたしか組ませていただいて支給のほうをさせていただいたかと思うのですが、児童手当の支給の一般の町民の方の受給者につきましては、毎月町のほうで支出をしておりますので、対象者は既にこちらで把握しておりますので、すぐ支給の準備はできるのですが、公務員の方につきましては、嵐山町に住所があってもそれぞれの事業所で児童手当というのは支払うことになっております。なので、町のほうでどなたが児童手当を受けているかというのは把握できていない状態です。それなので、公務員の方につきましては、改めてこちらから通知を差し上げて期間を決めさせていただいて、この間に応援給付金を受給される方は申請してくださいという形でご案内をさせていただいて、それが令和3年度からの4月から6月までの間に申請をしていただいているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方。

嵐山委員、どうぞ。

○嵐山美幸委員 私からは3点です。

まず、70ページの社会福祉総務事業の中にS A I T A M A 出会いサポートセンターの交付金、負担金がありますけれども、これは社協でやっていただいているものなのか、ちょっと内容についてお伺いしたいと思います。コロナ禍で事業ができたのかなとも思いますので。

それと、82ページの一番下のファミリーサポート、緊急サポートについてですけれども、コロナで学童保育室が緊急事態宣言で行けなくなったりとかもしましたので、利用回数というのですか、利用件数など、どのような対応をしたのかお話を伺いたいと思います。

83ページ、家でも学校でもない第三の居場所の、こちらも緊急事態宣言ありましたので、どのような対応をしたのかお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、お願ひいたします。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、私のほうから70ページ、S A I T A M A 出会いサポートセンターの関係でご回答いたします。

こちらにつきましては、埼玉県が主導となりまして、各自治体及び社会福祉協議会等の参加団体を募りまして、参加団体につきましては、自治体に関しましては人口の関係で均等割で負担金を算出、県のほうがしまして、その分をお支払いしているものでございます。

こちらにつきましては、社会福祉協議会が行っている結婚支援事業とはまた別ものでございまして、全国的にも珍しく都道府県が主導で、いわゆる機械的なシステムを立ち上げまして、そこに利用者が登録をし、マッチングをして結婚に至るというようなシステムを構築されました。住民の方につきましては、すみません、ちょっと手元に資料がなくてあれなのですけれども、加入する負担金、個人の負担金も自治体のほうで登録会員になっている場所につきましては、少し割引をして登録ができるということになってございます。昨年の状況ですと、嵐山町の方で1組、ご成婚されたという情報が入ってございます。

今後、実は社会福祉協議会の結婚支援事業と別で動いてございますが、そちらともタイアップをしていきながら、より嵐山の方が結婚して、こちらに定住いただいて人口の増加に寄与していただければということも考えてございますが、今のところ社協さんは社協さんで、単独でその事業を実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして内田副課長、答弁お願ひいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから2点お答えさせていただきます。

初めに、82ページのファミリーサポートセンターの利用状況でございますが、令和

2年度につきましては活動件数として293件ございました。通常の利用の方が286件、緊急の病児だったりだとか、そういった緊急の場合が7件となっております。件数といたしますと、前年度とそれほど変わりはありません。というのも、まず保育園等の待機児童がなくなってきたということもありまして、ファミリーサポートセンターの利用の状況を見ますと、ほぼ固定の方、常時利用されている方で、学童保育の送り迎えという方がメインになっております。その方も、先ほど委員さんおっしゃられたように、緊急事態宣言等で登園自粛等はしているのですが、学童に来ている方なのかなというところで、基本的に令和元年度と比べると利用状況はそんなに、ファミリーサポートセンターについては変わっていないというのが現状です。

続きまして、83ページの第三の居場所の利用状況でございます。第三の居場所につきましては、年間を通しての延べになるのですが、小学生が99名、中学生が16名、相談件数が669件となっておりまして、一月で多い月ですと小学生で平均12名の方が利用されて、中学生の方が多い月で平均4名ぐらいの利用があります。

こちらの第三の居場所の利用状況につきましては、やはり緊急事態宣言等によりまして利用をかなり制限いたしました。前年まではイベント等を開催して、サポートセンターに登録されていない児童さんも含めて、いろいろなイベントに参加していただいて活動していたのですが、令和2年度につきましてはイベントをほぼ実施することができませんでした。さらに感染予防ということで、1日の利用者もかなり少數に抑えて運営していましたので、前年と比べると大幅に人数のほうは減っているような形になると思います。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員さん。

○川口浩史委員 70ページの下から2段目の民生委員の、人数は同じなのですが、金額が減っているわけですよね。人数が同じで、どうして減っているのかを伺いたいと思います。

それから、81ページの学童の関係なのですけれども、全体で、全体というか、各学童の人数を伺いたいと思います。また、断った児童がいたのか伺いたいと思います。それと、各学童の指導員と支援員の人数を伺いたいと思います。

それから、外遊び、これは課長、あまり積極的ではないのですけれども、やっぱり

学童は家に帰ってきた感じで保育をするのだということで、当然家に帰ってきて勉強ばかりではないわけですから、遊びもするわけですから、外遊びも私は大事なことだと思います。学童の仕事だと思うのです。どのくらいしているのかを伺いたいと思います。

それと、シダックスになって、おやつは買ってきたものばかりなわけです。やはり手作りはゼロで、袋のものを買ってきて、それを子どもたちに食べさせているという状況なのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、今年になってクラスターが発生してしまったわけですけれども、PCRは保育士は行っていたのか、PCR検査を行っていたのか伺いたいと思います。

それと、その下のこども医療費なのですが、これは今年の予算でもお聞きしたのですけれども、金額が前年から比べて減っているわけです。どんなことが言えるのか、この大幅な減額が。1,000万円を超える減額ですから。町としては、支出が減ってよかったですと送迎が主だということで、病児、病後児の関係でそちらが減ったからこの金額が減ったのかなと思っていたのですが、そうではないということなのですか。ちょっと金額が減った理由を伺いたいと思います。

82ページの先ほどのファミリーサポートの件なのですが、こちらも金額は減っているのです。こども医療費と連動した部分があるのかなと思っていたのですが、今のお答えですと送迎が主だということで、病児、病後児の関係でそちらが減ったからこの金額が減ったのかなと思っていたのですが、そうではないということなのですか。ちょっと金額が減った理由を伺いたいと思います。

それから、83ページの家でも学校でもない、人数は分かりました。食事をしていた人数を伺いたいと思います。

それと、86ページで保育所、保育園の関係ですけれども、待機者はいたのか伺いたいと思います。

それから、保育士の先生方、PCR検査を受けているのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

太田副課長、お願ひいたします。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、私のほうからP70の民生委員児童委員協議会の関係で回答いたします。

民生委員児童委員協議会、町の補助金でございますが、こちらにつきましては町の

ほうで事業費補助金交付要綱に基づきまして、補助対象経費といたしまして活動費、報償費、旅費、需用費、役務費、負担金補助及び交付金、研修費、こちらを予算の範囲で10分の10ということで交付することとなってございます。

減額している理由としましては、コロナの関係で、まず4月の会議が緊急事態宣言下につきまして中止をしてございます。それから、埼玉県のほうで各民生委員さん、活動年齢等に基づいた研修を実施するわけですが、そちらについても基本的には出席を求めず、DVD資料を送付して自宅で研修等をしていただくことになってございました。

したがいまして、通常でいきますと旅費関係と報償費の関係、あるいは10月には関連する施設の視察研修ということも例年実施してございましたが、こちらにつきましてもコロナ禍ということで中止をしてございます。そういうことを加味しまして、補助金の額に対しまして決算、仮決算しますと、補助額よりも下回ってしまいますので、その分を町のほうに返還させていただきまして、339万3,448円と。当初は351万でございましたが、11万6,552円の返還を実施いたしまして減額となっているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして内田副課長、答弁お願ひいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから何点か回答させていただきます。

まず初めに、81ページの学童のお子様の人数と支援員の人数でございます。令和2年度の人数ですが、ひまわりクラブが62名、ひまわり第2クラブが47名、てんとう虫クラブが59名、子どもの森が42名となっております。先ほど待機児童はというお話をたのですが、令和2年度につきましてはひまわりクラブで16名、ひまわり第2クラブで12名の待機児童がございました。

続いて、支援員の人数ですが、ひまわりクラブのほうが常勤が5名、非常勤が9名、ひまわり第2が常勤が3名、非常勤が10名、てんとう虫クラブが常勤が4名、非常勤が5名、子どもの森が常勤が3名、非常勤が3名となっております。

それで、学童保育のおやつの関係なのですが、令和2年度につきましてはコロナ禍ということもありまして、手作りのおやつというのは多分一切控えている状況だったと思います。なので、手作りでの提供はしていないというふうに聞いております。

続いて、こども医療費の金額ですが、こちらにつきましては……

〔「PCR」と言う人あり〕

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 すみません、あとPCR検査です、学童保育のPCR検査ですが、令和2年度についてはPCR検査の実施はしたという話は聞いておりません。令和2年度の話ではないのですが、現段階ですと、今学童の支援員さんのほうで令和3年度、今月の頭の話、状況ですが、40人支援員いる中で、23人は……失礼しました、PCR検査はしていないというふうに聞いております。

続いて、こども医療費でございます。こども医療費の金額の減につきましては、主な原因はやはりコロナ禍において病院へ行くのを控えた結果が、あと実際には子ども自体も少しずつ減ってきておりますので、そういうものが原因でこの金額の減になっているかなと考えております。

続いて、82ページのファミリーサポートの金額ですが、ファミリーサポートの委託料自体は前年度と大きく変わっておりません。ただ、全体の予算として、子育て広場レピで通常ですと教室等を開いておりまして、その教室に講師の謝礼、報酬というのがありましたが、それがコロナの影響で教室を一切実施することができませんでしたので、その人件費のほうの金額で差が出ていると思います。

続いて、86ページのところですが、令和2年度保育所の待機児童はありません、ゼロ人でした。保育士のPCR検査等は、実施のほうはしたという話は聞いておりません。

私からは以上になります。

○松本美子委員長 それでは、続きまして前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私のほうからは、学童の外遊びの件と、第三の居場所の食事の人数をお答えさせていただきます。

学童につきましての外遊びは、教育委員会のほうのご協力を得まして、校庭を使って外遊びを今やっております。私もたまに見に行きますけれども、外で放課後、遊んでいる様子は見られますので、現在は外遊び、前もそうですけれども、教育委員会さんのご協力いただいて校庭を使わせていただいて外遊びをやっているという状況です。

第三の居場所の食事の人数ということですけれども、先ほど内田課長のほうから子どもの数が実人数としては13から14人見ていると。食事の提供というのではなくて、

子どもさんたちにそういう簡単な料理、自分たちで作れるような料理を支援員と一緒にやっていると。預けるというよりもコミュニケーション教室、そういう生活習慣を身につけるような教室ということで、今子どもさんたちを見ているということでございまして、食事につきましても提供というよりも一緒に作って、子どもさんたちにその作り方を学んでもらって、簡単な自分でできるようなものをするということで食事をやってございます。なので、出来合いのものを出すとかというのではなくて、子どもさんたちと一緒に作るというような提供の仕方をしているということでございます。

人数につきましては、先ほど言った子ども家庭支援センターで見ている13人のお子さんが、その食事のほうも一緒にやっているというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 学童の関係ですが、これは予算のときに断った人はいないとたしか答えていたのではないですか。でも、実際はひまわり第1が16人と、第2が12人いたということでおいわけですか。ちょっとこれは確認です。

おやつが手作りなしということで、これは別にこの年度だけではないですね。手作りしたことがないのではないですか。ちょっと栄養面の偏りが出てくるのではないかと思うのですけれども、買ったもので高カロリーのものばかりをおやつに出しているのではないかと思うのですけれども。その辺何を出しているかというのは確認しているのでしょうか。ちょっとその辺、心配するのですが。

外遊びについては、ちゃんと遊んでいるということでありますので、そうですか。いや、否定的なことを言われるのかなと思ったのですけれども、そうではないので、分かりました。外遊びについては結構です。

子ども医療費について、子どもさんが少なくなっているというのは確かにそうなのですけれども、それ以上に大幅な減ですからね。コロナで病院に行かなくなつたというのは、まあ、いいです。私は、マスクが一番大きいかなと思って、マスクで風邪を引かなくなつたというのが大きいのではないかと思っているのですけれども。いや、そうではないよというのがあれば、もしあれば伺いたいと思います。

次のページのファミリーサポートなのですけれども、この金額、昨年は12万5,200円という金額でしたよね。今年が8万7,000円ですから、5万円近い減額になっている

わけです。その主なものは、レピの教室だと。この中にレピが入っているという、昨年までは入っていたので、それが開催されなくなつたので減額になっているという、そういう理解でよろしいのか伺いたいと思います。

家でも学校でもない食事の人数13人ということで、なるほど、生活習慣を身につけるためのそういう点は大事なことだなと思うのです。私が聞きたいのは、緊急事態中に子どもさんの食事はどうしたのだろう。生活習慣を身につけるにせよ何にせよ、食べられるわけですから。これが宣言中はどうしたのか伺いたいと思います。

あとは、ではいいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。お願ひいたします。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、学童保育の待機児童の関係なのですが、すみません、予算のときというお話をしました。でも、当初予算のときですと、まだ待機児童の人数が出ていなかつた……すみません、ちょっとどのタイミングでその人数を言ったかというところがちょっと分からぬのですが、いずれにしてもこちらとしては待機児童の、令和2年度の人数はこの人数として、5、6年生がメインになつたかと思うのですが、その言葉については、大変申し訳ないですが、待機児童になつてしまつますということで話をさせていただいていたかと思います。

次に、学童保育の食事、おやつなのですが、すみません、こちらでは何を具体的におやつとして出していたかというのは把握しておりませんので、調査させていただきます。

続いて、こども医療費でございます。川口委員おっしゃるようにマスクをしていたというのは、この減額につながつた大きな要因の一つであると私どもも考えます。

ファミリーサポートセンターですが、すみません、私のほうで先ほど答弁、勘違いしておりまして、82ページの補助金のファミリーサポートセンター補助金の金額につきましては、昨年と比べて、昨年が12万5,200円、今年度が8万7,800円ということで金額のほうが落ちております。先ほど利用者自体は、大きな変動がないということであるのですが、若干は人数のほう減つておりますので、その関係で金額のほうが、利用者が若干減つたので金額のほうも少し減つてきているということになります。申し訳ありませんでした。

○松本美子委員長 それでは、前田副課長、答弁お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、第三の居場所の緊急事態宣言中の食事ということですけれども、緊急事態宣言中は子どもさんの利用はありませんでした。第三の居場所の子ども家庭支援センターのほうでも、緊急事態については子どもさんの利用は自粛して受けていなかつたということでございます。

ちょっと補足ですけれども、学童のおやつなのですけれども、当然学童で出すおやつについては、県で出していますガイドラインがありますので、そのガイドラインの中にこういったものを出すようにというような指示がございますので、当然そういったことを指定管理者のほうにお伝えをして、そういったものに基づいておやつ等を出すようには指導はしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ、川口委員。

○川口浩史委員 学童の待機児童は、昨年の予算の前に要望が出たわけなのです、突然5、6年生が入れなくなりましたということで。それは解決したようなことで答弁があったというふうに私は記憶しているのです。ところが、結果的には16人いて、12人いてということですから、何だったのだろうなということのことなのですが、何かあるわけですね。

それから、家でも学校でもない、この緊急宣言中のこれやっていないというのは、私も近所ですから分かっているのですけれども、問題はきちんと家で食事ができていたのかというのを確認はしているのですか。家だから、もう知らないよと。家で大変だから来ているわけですから、食事ができていたのか確認しているのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 学童の待機児童の件なのですけれども、当初、初年度ですか、待機児童が出たときには何人かいらっしゃって、その調整をかけてみましたけれども、その後緊急事態宣言になって、預かってもらいたいという親御さんがいなかつたのです。だから、待機の方が入れたのではなくて、待機なさつた方で入りたいという希望がなかつたものですから、そういった意味で解決をしたというか、問題なかつたということでございます。

今回については、その後の、また新年度についての話で、令和2年度ですね、2年度の申込みを受けたところ、また5年、6年生についてはそれだけの人数がいたということでございまして、当然その方たちも前と同じような形で、必要であれば当然町のほうでは教育委員会のほうにも協力いただきながら、前もお答えしましたけれども、そういう対応をしていくというようには考えております。ただ、今のところそういう要望がないものですから、そのままの状況になっているということでござります。

また、第三の居場所のほうの食事ということですけれども、今見ているお子さんにつきましては、皆さん、當時家庭等で取れている状況でして、食事ができないというお子さんは今見ているお子さんの中ではいらっしゃいませんでした。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方は。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 81ページなのですけれども、療育医療費給付金というのがあります
が、これは健康いきいき課かなと思ったのですけれども、福祉課になっているので伺いますけれども、76万2,340円なのですが、対象人数と入院期間と、そしてこれ歳入のほうでは個人負担が出ているのです。これどういうことなのかなと思っていて、国庫負担金とかそういうのにはあまりなくて、県支出金にはあったのですけれども、これは町の財源がどの程度入っているのか伺いたいと思います。

それから、81ページなのですが、学童の1人当たりの法定面積と、実際の嵐山町の1人当たりの面積はどのくらいになるのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 以上でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 2点で。

○松本美子委員長 2点。それでは、答弁をいただきたいと思います。それでは、答弁、お願いをいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、81ページの療育医療費給付金でございます。こちらにつきましては、支払いのほうは福祉課のほうで担当しているのですが、補助金等の申請につきましては健康いきいきのほうで行っております。人数につきましては、未熟児医療ということで、実人数として3名、延べで8名の方に給付を

しております、76万2,340円という形になっております。

続いて、学童保育室の1人当たりの法定面積ということですが、1.65メートルということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これ支払いということなので、療育医療費の給付金ですけれども、これは町の財源が入っているのかどうか。これは、支払いだから分かりますよね。それとも、どっちにしても健康いきいき課で聞くのですけれども、どんなふうになっているのかということと、学童1人当たりの面積ですけれども、それを伺うのと、あと学童1人当たりの面積は、法定面積は1.65平方メートルで、そして嵐山町の学童保育の面積、1人当たりの面積はどのくらいになるのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願いいたします。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 療育医療費を、町の負担分ということなですが、申し訳ありません、ちょっとこちらでは把握できておりません。

○松本美子委員長 それでは、前田福祉課長、お願いいたします。

○前田宗利福祉課長 学童の1人当たりの面積なのですけれども、実は嵐山町の場合、各学童保育所、定員がありまして、その定員が、面積を法定要件で割ったのを定員にしているのです。なので、ひまわりクラブだったら60で、ひまわり第2が40で、てんとう虫が60ということで、これはみんな1.65の面積で割るとなるのですけれども、なので今いるのは要するに定員いっぱいなので、嵐山町も1.65、上限の面積で見てています。なので、要するにそれを超えてしまうので、待機等は見られないというところがあって、もし増やすのであれば当然学童を増やすとかしないと、そういった5年生、6年生まで見るようなことはできないということで、今面積いっぱいの状況で見ていくというところです。なので、1.65の法定の面積が嵐山町の今の学童の1人当たりの面積ということです。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私、今すぐぱっと計算ができないのですけれども、1人当たり1.65となると、密度としてはどの程度になるのかな。1.65割る1.314か、どのくらいになるのですか。1メートルよりはあるということですか。

○松本美子委員長 1点でよろしいですね。

それでは、前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 1.65というと、本当に座って隣がすぐというような密な状態になります。なので、コロナ禍ですので、本当に学童で今の人数を見てしまうと当然密の状態です。なので、学童については、この前も濃厚接触で感染になってしましましたけれども、とても今の学童の中では密を避けるということはできない。なので、今緊急事態宣言下では登室の自粛をお願いしています。なるべく密を避けたいということで、家で見られる方については家で見ていただきたいということで、密を避けるような手は打っています。ただ、緊急事態宣言がまた解除になれば、当然そういった密の状態になるというはあると思っています。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますでしょうか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 主要なところの81ページで、学童の関係なのですけれども、シダックスに委託で約6,239万払っているわけですけれども、これは前の仕組みに比べて、いわゆるコスト面での効果がここであるのか。それから、コスト面だけではなくて、メリットもデメリットも含めてどういう評価をしているのか、ちょっとお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただきます。

前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私がこのセクションになって12年目になりますけれども、私はその保護者会から指定管理者になったときの担当をしていました。何で指定管理者になったかといえば、保護者の方から保護者運営で非常に大変だと、運営が。年額1,000万近くの予算を動かしますし、あと支援員さんを工面したりとか、そういう面で非常に大変な思いを保護者の役員の方たちがしていたのです。毎年毎年役員も替わってしまって、そういう要望が多くて、それでは指定管理者にということでお話が始まったということなのです。

今回もありましたけれども、コロナ禍で、学童の中で不幸にも陽性のお子さんが出て、また支援員さんも陽性になったりとかして、いろんな対応をさせてもらいました。当然父母会であれば、父母会の役員さんたちが仕事を休んで対応したりとかということ

となると思いますけれども、そういう面では今回のこういった非常事態宣言で指定管理者にして、ちゃんと企業としていろんな対応をしてもらったところでは非常によかったですなと思っています。これがもし父母会の運営であったら大変だったなと、父母会の皆さんはとても苦労したのではないかというふうに思っています。

コスト面ですけれども、確かにコスト面としては保護者が見ていたよりも若干多く上がっているかもしれません。ただ、県の補助金の中でやっていますので、それほど増額になっているとは思っていません。ただ、今後どういったところで、子どもさんが今度逆に減っていくような場合も、児童が減ってきますから、そういう場合どうしていくかということもありますけれども、メリットとしてはそういった面で、運営面では非常によかったです。デメリットとメリット、やっぱり企業ですから、そういうところで、町としては当然いろんなことで指導していかないといけないところがありますけれども、そういう面では今後も引き続きと思っています。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

それでは、暫時休憩ではございますけれども、55分から開始ということで、よろしくお願ひいたします。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時54分

○松本美子委員長 皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 それでは、よろしくお願ひします。1点に限ってのみ質問させていただきます。説明書の71ページです。7番の障害者地域ふれあい事業です。事業内容や業者等は記されているのですけれども、事業場所です。

〔「福祉課だ」と言う人あり〕

○山田良秋委員 健康いきいき課と書いてある。

〔「その前に福祉が書いてある」と言う人あり〕

○山田良秋委員 ああ、そうか。失礼しました。では、次の機会にやります。福祉課、では終わってしまったのだな。終わり。では、次の人がやってください。

○松本美子委員長 それでは、山田委員さんは申し訳ないですけれども、違いますので、場所が。次回にということで、すみません、お願いします。

それでは、ほかにどうぞ。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私は、決算書の109ページ、これも一応健康いきいき課と書いてあるのですけれども、これも福祉課に入るのですか。これは健康いきいき課でいいのかな。

〔「ちょっと声が聞こえない」と言う人あり〕

○狩守勝義委員 109ページの備考欄の一番上で健康いきいき課と書いてあって、その18番目に地域福祉人材育成事業と書いてあるのですけれども、これは健康いきいき課でいいのでしょうか、福祉課ではなくて。大丈夫。これは大丈夫ですか。では、質問していいですか。

〔何事か言う人あり〕

○狩守勝義委員 これも福祉課ですか。ああ、そうですか。では、これもなしですね。

○松本美子委員長 それでは、ちょっと紛らわしくて、ここは課の設定が変わりましたから答弁のほうも変わってきてしまっておりますので、また申し訳ないですが、これは取消しということにさせていただきます。

それでは、そのほかありましたらどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 間違わないようにやりますので。

最初は、88ページの、いつも質問しているのですが、保健推進員の運営事業、予算に対してかなり少なくなってしまって、重要な、推進事業というのは大切なものだというふうに思うのですが、何か事業が停滞してしまっているのではないかなんて思つたりなんかしているのですけれども、何か内容をお聞きをしたいと思います。

次に、ちょっと5点ほどあるのですけれども、次に同じページの一番下のほうにやすらぎのトレーニングルームの運営指導業務というのがあります。年間で大体、指導員料ですから決まっているのではというふうに思って、483万の予算がついています

が、それに対して、やはりこういう状況ですから、お答えは大体想像できるのですが、長期の継続ということで、指導の日数も146日ということですけれども、やはり状況が、こういうコロナの状況の中で指導日が少なくなってしまったということなのかなというふうに思うのですが、一応確認のためお聞きをいたします。

次に、91ページのインフルエンザの予防接種の助成事業でございますけれども、これは予算化をされていない事業でございまして、県の補助も34ページだかに……そうですね、県の補助金でインフルエンザワクチンの接種事業、約600万円ついています。そういう、これは県の指導の中から、インフルエンザのこの予防接種、町でも取り入れてやるようになったというふうに想像しますが、そこいらのところを想像だけではなくて、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

それで、自分もこの中で受けていて、何か今年は高齢者については無料だったような気がしますが、ほかの方、いわゆる子どもたちから中学3年生、特別なものが書いてありますけれども、ほとんど無料でできたのだからどうだか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

次に、94ページ……今4点質問しましたか。

〔「今3点」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 3点だよね。あれ、どこ行ってしまった。では、94ページの地域療養の療育の事業ということで、言語聴覚士の派遣業務、委託料ですが、それと発達支援等巡回訪問事業、ここら辺の回数だとか等は書かれているのですけれども、対象になるようなお子さんに派遣をしているのだというふうに思うのですが、あんまりはっきり申し上げられなければそれでも結構なのですけれども、この内容をもうちょっと詳しくお聞きしたいと思うのですが。

あとちょっと1個忘れてしましましたから結構です。4点でお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、私のほうから、まず保健推進員の活動について、昨年の形をお答えいたします。

昨年につきましては、支出のほうが20万2,500円ということで、前年よりも34万6,500円の減でございました。こちらにつきまして、保健推進員の活動は年間2回の会議を定期的にやっていること、それと健診の推進等を各家庭へ回っていただいたり、

活動をしていただいている事業でございました。昨年は、ご存知のとおり、コロナの感染対策ということで、1回目の会議につきましては、61名の保健推進員がいらっしゃいますので、2回に分けて保健推進員会議を実施いたしました。1回目の会議を2回に分けて、分散して、30人ぐらいに分けて実施をいたしました。2回目の会議につきましては、例年3月を予定しているのですけれども、やはり緊急事態宣言になりますと、こちらの会議につきましては中止をさせていただいたところです。

活動につきましても、やはりコロナ禍ということで、お宅に訪問というのはなかなか難しいであろうということで、活動のほうは昨年については実施をいたしませんでしたので、1回目の会議の出席者に対して報償をお支払いした分の支払いのみということになりました。保健推進員については、以上でございます。

続きまして、やすらぎの開館状況とトレーニングの指導状況でございます。こちらにつきましては、表記については指導日数が146日ということで記載させていただいておりますが、こちらにつきましては一般会計で支払いをしている日数という記載になっております。年間を通しては、164日開館をいたしました。例年に比べますと5か月半以上の休館日を設けましたので、例年、元年度は281日実施をしまして、平成30年度は1年間通して実施しているのが308日でございました。なので、約半分ちょっとという実施の日数になったということでございますが、4月から6月を休館にしたということ、それと緊急事態宣言のため、1月8日から3月21日まで休館にしたということでございます。この間の約5か月半ちょっとぐらいなのですけれども、この間に關しても契約金額の6割の支払いということで、人件費のほうはお支払いをした金額となっております。

実施状況につきましては、例年ですと開館時間に自由に、やすらぎのほうにトレーニングに行けば自由な時間できたのですけれども、昨年は7月から開館するに当たり、感染予防のために時間、予約制にして実施をいたしました。1回90分で、その中で15分の消毒時間を設けて、1日5回です。そちらを1回当たりマックス12人の人数で予約を受けまして、トレーニングマシンの間隔を離して実施したり、消毒を徹底するということで、やすらぎの会館の中も利用の制限をかけながら、更衣室は使えないというか、最低限にすると、窓を開けながらするとか、そういう感染対策をして実施いたしました。やすらぎに關しては、以上でございます。

続きまして、インフルエンザの予防接種事業でございます。こちらにつきましては

説明書のほうで91ページになりますけれども、5番のインフルエンザ予防接種助成事業、こちらにつきましては国のほうの臨時交付金の対象ということで実際は活用いたしましたので、全体的に臨時交付金の対象となっております。その中で、先ほど長島委員さんのおっしゃった埼玉県の補助金も利用しながらということだったのですけれども、こちらの中の例年行っております高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、埼玉県の補助金を活用して、自己負担金1人1,500円なのですけれども、そちらの分を埼玉県の補助金として充てました。それ以外については、全部臨時交付金で実施をしたということになります。

対象につきましては、高齢者の方、65歳以上の方のほかに、こちらに記載されております、例年やっております中学3年生、これは高齢者の方と中学3年生に関しては例年行っています。それにプラス妊婦さん、生後6か月から小学2年生、それと65歳未満の基礎疾患を有する者ということで、国のほうで優先して打っていただきたいという示されたものがございましたので、そちらに準じてこちらの方も無料で実施をしたということでございます。

インフルエンザ予防接種につきましては、以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、私のほうからは発達支援等巡回訪問事業についてお答えいたします。

この事業は、町内の5か所の幼稚園、保育園を年2回、昨年度は10月と2月に訪問いたしました。内容としましては、発育、発達にちょっと遅れがあるおそれがあるという、あと成長面だと発達面だと心配のあるお子さん等を、事前に園のほうから情報をいただきまして、それに基づきまして町の保健師と、それから福祉法人昴のほうから派遣いただきました理学療法士、言語聴覚士、あとは作業療法士ですか、あと心理士がいらっしゃるときもあります。共に幼稚園、保育園を巡回訪問しまして、例えば園の中の事前情報をいただいているお子さんを中心にちょっと見させていただいて、発達支援等のアドバイス等をさせていただいているという事業でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、質疑をどうぞ。

○長島邦夫委員 説明で詳しく教えていただいたので、ほとんど再質問はないのですけ

れども、ちょっと確認をしながらいきたいと思います。

最初に、保健推進員の関係なのですけれども、やはりできなかつたというふうなことでございますけれども、やはりそれで不足しているなと反省している部分等もあるのではないかというふうに思いますが、実際できなかつたわけですから。そういうところのあれをどのように思っているか。私は、そのように不足している部分があつたから、その先のことは何かお考えではないかなというふうに思うのですけれども、反省点として何があるか、できなかつたということは何か反省する部分があるのではないかと思いますので、お聞きをできればと思います。

トレーニングルームについては分かりました。

それと、インフルエンザの関係についても国の臨時交付金があったということで、では一般会計とかその関係で、一般財源の中で使用する部分はなくて、ほとんど全部、今言った対象者にはほとんど無料に近くできたということで、もう一回確認をいたします。確認だけですから、そのとおりですということであれば、それで結構ですから。

あと、94ページの発達障害者等の巡回の関係なのですが、どういうシステムでやっているのかなというふうに、よく分からなかつたから質問したのですけれども、大体対象者の方は把握していて、こちらで相談日を設けますからということでやっているというふうなことでございますよね。ここの3つについては、大体同じようなシステムなのですか。同じ日に、月に、10月と2月にやつたということですけれども、全て同じ日にそのような相談を受けたということでおろしいのでしょうか。

以上、それで再質問終わります。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田富惠健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは私のほうから、まず保健推進員の活動で反省している点ですとか、不足していた点があるかということなのですけれども、こちらについては非常に難しいなと思いました、会場の感染対策をしながら、会議については実施できるときにはしたのですけれども、緊急事態宣言中は、ちょっと予防接種のほうも進んできたというところもあるのですけれども、なかなか開催は難しかつたと。あと、やはり町と住民の方をつなぐ大切なパイプ役で保健推進員さんはおりますので、そういう方たちの活動をどうしたらこれは持続していくのかなということは、今の時代、課題だと思っております。

それと、インフルエンザの予防接種につきましては、全て無料で実施ができました。

○松本美子委員長 それでは、根岸副課長、お願ひいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、先ほどの療育事業の関係でお答えさせていただきます。

先ほどお話しさせていただきました発達支援等巡回訪問事業とは別に、すぐすぐ相談というのを設けておりまして、そのすぐすぐ相談というのは健康増進センターで実施しております。これについては、日にちを決めて、予約制で、そこに言語聴覚士、それから理学療法士の先生に来ていただいて、いろんなちょっとテストというか、いろいろ遊びの中で見させていただく、その中で発達支援を促せるようなアドバイス等をしていただきまして、場合によっては医療につなげるような、そういうアドバイスもさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今の94ページの言語聴覚士の派遣業務なのですけれども、近年そういうふうになってしまう子というか、何が多いのだという話は聞くのです。実質的にやってみて相談件数が多いだとか、対象のお子さんが多くなっているというのは事実でございましょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

やはり発達、病後の言葉の面とかあるのですけれども、やはり遅れが見られるというか、発達ですね、発達にちょっと遅れが見られるというお子さんについては、ここ何年かの中ではやはり増えているという状況です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、先ほどの長島委員が聞いた88ページのやすらぎトレーニングルームですけれども、こちらの利用者数は何人だったのか、教えていただきたいと思います。

それから、94ページ、不妊治療の支援事業ですけれども、こちら令和元年度と同等ぐらいの金額なのですが、本当に不妊治療は大変なのですけれども、中には着床した

とかというような、そういうようなお話はあったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、私のほうからやすらぎの利用人数ということで、令和2年度につきましては延べ4,420人、ちなみに元年度は1万2,871人でございました。実人数にしまして、令和2年度は149人、元年度は341人でございました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を続けてお願いたします。

根岸副課長、お願いたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、不妊治療につきましてお答えいたします。

その後妊娠されたかどうかということなのですけれども、全数については把握していないのですが、実際にその後妊娠届が、母子手帳の交付という形で妊娠届が出たときには、あの人、あの夫婦ですね、妊娠されたのだなということで、その場で初めて確認というか、よかったなというお話はしております。

以上です。

○松本美子委員長 島山委員、どうぞ。

○島山美幸委員 94ページの不妊治療ですけれども、そういうお話を聞くと、よかったなと思います。

この内容なのですけれども、不妊治療費助成は6人で53万と、たしかこれ1回目が10万まで出たのだったか、ちょっと内訳、何に10万だとか。だから、1人に対して、最初申請すると10万ですよ、早期不妊検査費用は、これは単純に計算すると1人2万円で検査ができるのかなと思うのですけれども、今女性だけではなく男性も不妊治療できるように嵐山町はなったのだったかどうだったか、確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願いたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、不妊治療について引き続きお答えいたします。

畠山委員さんご指摘のとおり、不妊検査については1人2万円が上限になっております。実質、実際に不妊検査にかかる費用というのは2万を超えてくることがほとんどですので、ほぼ全額かかった費用、2万円はほぼ全員が該当になるのですが、不妊治療につきましては県の上乗せ分、県の不妊助成事業は30万円が上限なのですけれども、県の初回分というのですか、それが、その30万円からの上乗せ分が、町がさらに10万円を上限として助成しますよという事業ですので、中には40万もかかるない方もいらっしゃる、不妊治療しても30万円台の方もいらっしゃる。そうすると、上限10万円ではない方もいらっしゃるという形にはなっております。

それから、男性の不妊治療についてなのですが、これについては不妊治療申請の条件として、助成の条件として、県のほうも含めて男性のほうの……女性だけの要件というのかな、女性だけではなくて、男性も併せて検査、治療を受けないと助成にはならないという条件にはなっております。

以上です。

○松本美子委員長 どうぞ、畠山委員。

○畠山美幸委員 不妊治療のこの6人の53万円の内訳を教えてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 すみません、内訳といいますと、例えば。

○畠山美幸委員 いいです、後で聞きますから。いいです。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 88ページの保健推進員の関係なのですが、先ほど、先ほどというのは、副課長は61人いたと。これ、前の決算ではそうなのですよね。それが45人になっていくわけです。どうして減ったのかをちょっと伺いたいと思います。

それから、その下の健康づくり事業で、看護師が一昨年の決算では45人いたと、昨年の決算では26人と、これも随分減ったなと思ったのですが、今年の決算では8人と。どうしてこんなに減ってしまったのか。それで、これで健康づくり事業が遅滞なくできたのかということをお聞きしたいと思うのですけれども、これは正直にお答えしていただきたいのです。いや、できませんでしたという正直な声が大事なので、それに基づいてどう対応したらいいかというのを考えたいと思いますので、正直にお答えい

ただきたいと思います。

91ページのインフルエンザのその上に返還金とあるのですけれども、ちょっとどういうことで返還金が発生したのか伺いたいと思います。

それから、このインフルエンザの関係なのですけれども、昨年私も対象になったわけなのですけれども、もう私が申し込んだときに、私はのんびりしているので、まだ大丈夫かなと思っていたら、もう申し込んだときに「ありません」ということだったわけなのです。受けられなかつたという人数というのは結構いるのではないかなと思ったのですが、ちょっと分からぬですか。それが1点。

92ページに、中学3年生に、先ほどお答えになったように、これは90人で、全員が受けたということでおろしいのですか。この人数なのかなと思って。もう少しいるのではないかなと思いまして、伺いたいと思います。

新型コロナの関係ですけれども、町ではPCRをやっていないわけですけれども、結果的に町民が熱が出るまで待つということで対応してきたわけですよね。その対応がよかつたのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、外国人やDVの被害者、こういう人たちをきちんと検索して、今年の接種につなげられたのかどうか、遺漏があったのかどうか伺いたいと思います。

93ページの先ほど来る妊産婦の支援タクシーなのですけれども、これは不思議に昨年とぴったり同じなのです、170人で。ただ、事業費が違うのです。昨年は11万5,360円、今年は5万7,700円と。ちょっと人数が多いので、こんなに使われては困るということで引き下げたのか、補助費を。内容を伺いたいと思います。

それから、高齢者の場合の利用は、駅から遠ければ遠いほど利用度が下がってくるわけですけれども、こちらはどうなのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願ひいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、返還金、14万8,000円の返還金についてですが、こちらに関しては令和元年度の感染症予防事業の国庫補助金の返還分です。これは、昨年度実施しました、昨年度が2年目ですか、実施いたしました風しんの追加的対策事業です、大人の風しん。大人の男性の風しんの追加的対策事業に関する、概算払いで補助金を受けているので

すけれども、その実績に合わせた分の返還分という形になっております。

それから、インフルエンザ、中学3年生のインフルエンザの90人ということなのですが、こちらに関しては約150人弱です、通知を差し上げたのが。そのうちの90人の中学3年生が実際に接種をしております。ですので、6割ちょっとという形になります。

それから、妊産婦外出支援タクシーの関係ですが、こちらに関しては高齢者のタクシー事業に合わせまして、昨年度は額を、利用額ですね、今まででは初乗り分760円だったものを、昨年度は1回分、初乗り分500円に変更しております。その代わりに1回につき3枚使えるよと、1回につき500円掛ける3枚、1,500円分を使えるというふうに改めましたので、ちょっと数字が違ってきてているのかなと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして内田副課長、答弁お願いします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 すみません、私のほうから確認なのですが、新型コロナの関係で、外国人の方やDVの被害者の方はちゃんと実施ができたかという質問でよろしかったでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、もう一度質疑をお願いいたします。

○川口浩史委員 ここで抽出したのだと思うのです。その方たちは漏れがあったのかどうか、実際の。そことの差を確認したくて質問したのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、すみません、私のほうから、まず保健推進員の人数について再度お話しさせていただきたいと思います。

昨年、保健推進員の委嘱している人数は61人でございますが、会議に出席した人数が45人ということで、すみません、こちらには45人ということで記載をさせていただいたということでございます。

続きまして、健康づくり事業、こちらの看護師の報酬等が減っているがということの質問でございましたが、こちらにつきまして、らんらん健康教室というものを令和元年度から行っております。そちらに関して、やはりコロナということで教室の規模を縮小して行った関係で、報償費のほうが大分少なくなってしまったということになります。

ちなみに、令和元年度につきましては11日間、3グループを行っておりました。し

かし、令和2年度は当初より、予定していた時期からコロナ対策ということで、なかなか実施が難しくなりまして、教室自体をどうするかということを見直ししまして、日数をその後減らしまして、対象人数も減らしまして実施をいたしました。実施をした日数につきましては、6日間を2グループということで、1つのコースが18人の参加、もう一つのコースのほうが20人の参加ということで、38人の参加者の方がいらっしゃいました。令和元年度に比べまして、実施の日数もほぼ半分になってしまったということと、対象人数も減らしてしまったということで、やはり思ったようにはできなかったというところが状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして萩原健康いきいき課長、お願ひいたします。
○萩原政則健康いきいき課長 最後に、新型コロナワイルスワクチン接種事業の80万800円の関係で、D V、外国人等にちゃんと通知が届いているのかというお話だったと思います。令和2年度の80万800円につきましては、接種券を作成するためのシステムの改修にかかった経費であります。2年度においては、接種券はまだ発送はしておりません。今年度になってから発送させていただきましたが、外国人、D Vを受けている方、全て滞りなく通知のほうは届いていると思っています。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 88ページのこの看護師の関係なのですが。そうすると縮小したので、8人でも健康づくり事業はできましたよということなのですか。いや、やっぱり8人ではちょっと不十分だったなということなのでしょうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

中学3年生のインフルエンザの関係なのですが、受けたくないという、当然そういう方もいると思うのですが、ただ随分多いなという感じがするのですけれども、何か副反応を心配してなのですか。分からぬですか、内容は。分かればちょっと伺いたいと思います。新型コロナ、そうですか。ここでは接種券の作成のみで終わったということですか。分かりました。

妊産婦の関係ですけれども、やはり金額を下げたということが一番大きいわけですね。分かりました。

利用状況なのですけれども、これは高齢者の関係と同じような、駅から遠くなれば

なるほど利用度が減るという状況になっているのでしょうか、その辺つかんでいるのでしょうか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、内田副課長、答弁をお願いいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 私のほうからは、再度健康づくり事業の看護師8人で足りたのでしょうかというご質問なのですけれども、職員も保健師等がありましたので、そちらで職員も一緒にやりながら実施をいたしたところで、不足したということはございませんでした。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、根岸副課長、答弁をお願いいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、中3インフルエンザについてお答えいたします。

こちらに関しては、今年度確かに6割ちょっとという接種率だったのです、令和2年度。これは、令和元年度と比較しますと、元年度が7割弱でありましたので、やはり少しコロナの影響もあったのではないかというふうには考えております。

それから、タクシー券の助成事業に関してですが、こちらに関しては、その距離に関しては高齢者タクシー事業と一緒に要件にはなっておりません。これに関しては、あくまで初乗り分で500円、500円掛ける3枚までは1回の乗車につき、例えば一緒に同乗したとしても1グループで3枚まで一度に使えますよと、初乗り分500円掛ける3枚分ですよという条件になっております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 インフルエンザの関係で、中学3年生はその前の年が7割弱と、意外に受けないのだなというのを、ちょっと分かりました。

一般の方の、高齢者の方の受けられなかつた人数というのは分かるのですかね。それは分からぬ。でも、人数何人いるかというのは分かっているわけだよね、受けた人数がここにあるわけですから。

それから、タクシーの関係なのですけれども、これは高齢者のタクシーは駅から遠くなれば遠くなるほど利用度は減るわけですよね。妊産婦のタクシーは、それはないのですか。1回3枚というのは分かりますよ。そこは分析し切れていないのですか。ちょっとそこのところだけ質問いたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、私のほうからインフルエンザ予防接種の件で、一般の方ということで、高齢者の対象者数は5,988人でございました。接種率は66%となっております。元年度につきましては46%でございました。希望される方は受けていただけたかなと思っているのですけれども、相談があれば対応して、受けられるように対応はしてまいりました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続けて、根岸副課長、お願ひいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、妊娠婦タクシー券事業の関係なのですが、これについてはあくまで1回、距離に関係なく、遠くても近くても関係なく、1度の利用で500円掛ける3枚分、要は1,500円までは助成できますよという制度になっています。

○松本美子委員長 それでは、萩原健康いきいき課長にお願ひいたします。

○萩原政則健康いきいき課長 駅から遠くなると利用者が少なくなるという質問だったと思います。はっきり分析はしておりませんが、やっぱり駅に近い、アパートが駅に近いところには多い、妊娠婦さんがどこに集中して住んでいるかというと、調整区域よりやっぱり市街化区域、そしてまだ家を持っていないアパートがある駅の周辺かなというふうに思われますので、駅に近い妊娠婦さんの利用が多いというふうに思われます。分析はしていませんが、私の考え方でちょっとお話しさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 81ページ、養育医療費給付金というの、これは福祉課なのですから、76万2,340円なのです。21ページのほうに養育医療費保護者負担金というのがあって、それが16万7,380円で、これは3人分だということなのですけれども、延べで8人分ということなのですが、この養育医療費というのは本来無料ではなかったかと思うのですけれども、県の支出金というのは5万6,250円があるのですが、この財源内訳というのですか、これはどういうふうにして考えたらいいのか伺いたいと思うのですが、養育医療費、未熟児の医療費は無料だったと思うのだけれどもなと思う

がら考えたのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願ひいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

養育医療費の負担金、保護者負担金に関してですが、こちらに関しては、実質は保護者の負担額はゼロです。これに関しては、実際にこの部分については児童福祉部門で子ども医療費で振り替えて支出している関係で、実際は保護者の負担金は実質はゼロになっております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、県の負担金が5万6,250円で、国庫負担金がちょっと探してみたら見つからなかったのですが、あとは全部町が負担するという形になるのですか。そのところが分からなくて。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願ひいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 この社会保険分、社会保険の方の分については社会保険、そちらで支出しております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これは全然分からぬのですけれども、養育医療費給付金は福祉課として76万2,340円支出しているのですね、実際に。それが出ている。だけれども、社会保険はこっちには出てこないですよね、福祉課のほうには。だから、そうすると県の負担金は、私がちょっと見た感じでは5万6,250円があるだけで、あと国庫負担金はないから、全額嵐山町が支出しているのか、それともこれは地方交付税に算入されてそこに出てくるのか、どういうふうな計算したらいいのか分からぬ。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

根岸副課長、お願ひいたします。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

国の負担分、国の負担金がここには出ておらないのですけれども、これに関しては国のほうの交付決定が遅れたのです、前年度。国の交付決定が、国のはうでもコロナ

対策とかいろいろあって遅れた関係で、令和2年度中の概算払いは行われなかったのですね。その関係でここにのってこない、ゼロになっているのです。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑はありますでしょうか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点だけなのですけれども、ページはちょっとあれなのですけれども、いろいろな健康事業が今の質疑の中でなかなか縮小されて、そして今までふれあいのあそこの健康教室でしたか、やすらぎか、行っていた人たちもかなり縮小されたりしてきていたわけですよね。

そういう中で、健康いきいき課がやっぱりコロナ、コロナということで、今もまたなおさら大変な、予防接種でご苦労されているのだけれども、令和2年として見ると、コロナで1回閉めて、また開いたりとかということが行われましたよね。やすらぎなんかでも、さっき300人からの人たちが利用したりしているという、そういうたやっていたような人たちへの健康の、いわゆる何て言つたらいいのかな、維持というか、何とか町としてはそのまま継続ではないけれども、続けていくような形もあっていいのかなと。むしろやっていた人たちが不健康になってしまふというようなこともあるのかなと思うのです。そういう点については、担当課としてはやっぱりぎりぎりできる範囲でやってきたというような見解でいらっしゃるのかどうか、その点だけちょっと確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、令和2年度の健康づくり事業、やはり縮小、縮小の中でなかなか思ったようにはできなかつたですし、皆さんがコロナ以外の病気になってしまふのではないかとか、健診率も下がつたりとか、どうやつたらいいのかということはずっと1年間、模索の中で行ってまいりまして、ぎりぎりの中、限られた人数で必死に実施はしてまいりました。

1つだけ、らんらんポイント事業というものでポイントを出す事業があるのでけれども、そちらでウォーキングポイントというものを、例年だと1ポイントなのですけれども、3ポイントにして、みんなに一生懸命、ではちょっとウォーキング頑張つてもらおうとか、そういう工夫はしたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そういうポイントなんかも、通常1ポイントのところを3ポイントつけて、ほぼ去年と同じぐらいの予算が決算で使われていますよね。

それでもう一点、要するにそういうふうな、そこの教室だとか、いろいろ来ていた人たちへの、いわゆる町からの、やっぱりこういう状況なのだというようなことについては、いろいろと健康教室だとか、いろいろ来ていた人たちに理解をいただいているというような形で担当課としては思っていらっしゃるかどうか、その辺答えてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

内田副課長、お願ひいたします。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 健康づくり事業につきましては、先ほどもらんらん健康教室のお話もさせていただきましたけれども、年度当初、もう既に申込みを受け付けてしまったりとか、そういった中でどうしていこうかということで、事業のほうも進みながら変更をかけていった状況がたくさんございました。その中で、既に申し込んできていた方に関しては、電話をしてご理解をいただいて、次回、またちゃんと感染対策をして開催するので、お知らせを待ってくださいというふうに直接お話をさせていただいたり、ご理解をいただきながら実施してまいりました。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますでしょうか。質疑の方はいらっしゃいませんか。

[「なし」と言う人あり]

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終了させていただきます。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時52分)

決算審査特別委員会

9月8日（水）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査
について

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員	2番 山田 良秋 委員
3番 犹守 勝義 委員	4番 藤野 和美 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 長島 邦夫 委員
7番 青柳 賢治 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 渋谷 登美子 委員	10番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
書記	安在 洋子

○説明のための出席者

佐久間 孝光	町長
高橋 兼次	副町長
近藤 久代	長寿生きがい課長
菅原 広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾藤 久史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
藤原 実	環境課長
千野 政昭	環境課環境担当副課長
福嶋 啓太	技監
杉田 哲男	農政課長
中村 寧	農政課農業振興担当副課長
藤永 政昭	企業支援課長
大島 行代	企業支援課商工・観光担当副課長
小輪瀬 一哉	企業支援課企業誘致推進室長

伊	藤	恵	一郎	まちづくり整備課長
久	保	雄	一	まちづくり整備課道路担当副課長
安	在	知	大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
清	水	延	昭	上下水道課長
奥	田	定	男	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
清	水	聰	行	教育委員会事務局生涯学習担当次長
川	上		力	教育委員会事務局人権文化財担当次長
金	子	美	都	教育委員会事務局教育総務担当次長
山	岸	堅	護	教育委員会事務局教育総務担当次長
溝	上	智	恵 子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
不	破	克	人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
平		博	之	教育委員会事務局学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長
岡	本		均	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長
吉	川	壯	司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館 主席主査
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅	幸	農業委員会事務局主席主査
堀	江	國	明	代表監査委員
大	野	敏	行	監 査 委 員

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は9名であります。定足数に達しておりますが、長島委員さんは所用がございまして、少々遅れるという連絡が入りましたので、よろしくお願ひいたします。

よって、決算審査特別委員会は成立をいたしておりますので、これより本日の会議を開かせていただきます。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をさせていただきますが、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑

○松本美子委員長 認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了いたしております。

本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

それでは、質疑がある方はどうぞ、挙手を願います。

川口委員。

○川口浩史委員 74ページのやすらぎの件からですけれども、初めに昨年雨漏りのことでご質問しました。その後町職員あるいは副町長が、副町長自ら上に上って雨漏りの対処をしたというか、防いだということで、この話聞いて、すごい副町長なのだなというのを思った次第ですけれども、しっかり雨漏りは防ぐことができたのか伺いたいと思います。

それから、委託料なのですけれども、昨年より減っているわけです。この減額の大きいのは、やはりコロナの影響で各関係の事業が、事業というか、補償などができなかつたということで減っているのか伺いたいと思います。それで、まずちょっと大き

な点では。

それで、1つちょっと見ておきたいのは、1つというか2つだな、新埼玉環境センターの、昨年は2項目あったのですけれども、これを1つにまとめたから金額が大きくなったのか。昨年書いてある一番上の金額だけだと倍以上しているわけなのです。昨年が26万6,400円、今年が57万960円ですから、この金額がなぜこれだけ上がったのかを伺いたいと思います。

その下の綜合警備保障は若干下がったのですけれども、コロナの影響でこれは保障がなくなったので下がったのかなと思ったのですけれども、ちょっと理由を。2つではない、3つです。

それから、その下の戸口工業なのですけれども、ここも金額が下がっています。それから、次のページで56万1,000円というのがあるわけなのですけれども、これは何のことをやったのか伺いたいと思います。昨年はありませんでしたので、伺わせていただきたいと思います。

それから、76ページなのですけれども、地域包括支援センター、ここの18の負担金補助及び交付金の関係なのですが、昨年は地域包括支援センター職員研修、これががあったのですけれども、恐らくコロナの関係でなくなったのかなと思うのですけれども、ちょっと廃止になった理由を伺いたいと思います。

それから、介護支援専門員更新研修が、金額が下がったとはいえ、実施されているわけですよね。昨年もあるのですけれども、人数と、これは毎年実施をするのでしょうか、この関係者は。この研修はコロナでも、運転免許と同じなのかなと思っているのですけれども、しっかり密を防いで研修ができる、研修をしたということでやったのか伺いたいと思います。それだけでいいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

それでは、近藤長寿生きがい課長、お願いをいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、まず私からはやすらぎの雨漏りの件についてお答えいたします。

やすらぎの雨漏りにつきましては、議員さんのほうからも議会でご指摘をいただきまして、昨年度10月21日に職員で修理を行いました。その後雨漏りのほうもなく、来ておりましたが、7月下旬の大雨で3か所、ちょっと雨漏りが起こっております。その後ちょっと様子を見ているところなのですけれども、ここ8月に入ってからの雨に

については雨漏りがない状況でございます。

一応構造上、トップライトと土台のところのシーリングのほうが欠損しておりましたので、そこを補修する工事をしておりますので、どうしても雨の降り方によっては、またそういう劣化てきて漏るということがありますので、今後は定期的にシーリングのほうの補修をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、お願ひいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

74ページのやすらぎ管理事業の件なのですけれども、こちらの事業の減額なのですけれども、300万ぐらい減額しているのですけれども、これはコロナの影響なのかということなのですけれども、確かにコロナの関係で光熱水費とか、あとやすらぎのほうでシルバーの方にお願いしてもらっているのですけれども、その委託料が減ったから300万ぐらい減額となっております。

細かい点なのですけれども、12の委託料の表なのですけれども、一番最初の新埼玉環境センターについてのご質問なのですけれども、こちらの契約期間が長期継続になっていまして、昨年の契約期間が9月30日で切れてしまうので、9月30日までの金額と、あと10月1日から年度末までのなので、2段書きになっています。ですので、大体金額が同じで、今年と比較すると若干、2万6,960円ぐらい差が出てしまうのですけれども、これについては消費税が上がりましたので、差額が出てしまっています。

その下の綜合警備保障につきましても消費税が8%から10%になりましたので、その分の差額になっております。

その次の戸口工業なのですけれども、これも2段書きになっているのは、59万8,950円のほうについては、長期継続契約が9月30日までで切れまして、これは消費税が8%の分になります。その次のページの75ページの一番上の56万1,000円の金額については、10月1日からの長期継続になりまして、消費税が10%になった金額となっております。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、続きまして簾藤副課長、よろしくお願ひいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 76ページの地域包括支援センター事業

につきましてお答えさせていただきます。

18の負担金補助及び交付金の負担金でございますが、まず1点目が昨年あった地域包括支援センター職員研修がなくなった理由なのですが、こちらの主に包括に配属された新任職員が参加しております國というか、全国研修になっておりまして、嵐山町が一番近いのは東京ですので、東京のほうに幾日か通って行っておりました。私も2年前にこちらに配属されて行ったのですが、座学以外にグループ研修が主な研修でございました。

昨年なのですが、新任職員が、配属された職員がいたのですが、コロナの影響でウェブになってしましました。私の判断でグループ枠、これが非常に勉強になるので、取りあえず去年1年間は、2万2,000円と非常に金額も高い研修ですが、内容もなかなかいいのですが、ウェブになってグループ研修ができないもので、1年様子を見ようということで、昨年は不参加とさせていただいたことによりまして、そちらの分は減額になっております。

もう一点ですが、介護支援専門員更新研修ですが、包括支援センターには介護支援専門員が配属されておりまして、川口委員さんおっしゃるように運転免許証と同じように5年間という更新の期限が参りましたので、その分の研修。コロナでもこちらの研修のほうはやらないと資格のほうが駄目になってしまいますので、参加のほうをしたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 やすらぎの件は、そうですか、分かりました。雨漏りも、なるほど、シーリング補修をしっかり定期的にやらないと駄目なわけですね。ちょっと当面そういう対応をするしかないと思いますので、やっていただきたいと思います。

包括支援センターですけれども、なるほど、ウェブになったわけですか。ウェブで参加はしなかったということなのですか、今のちょっとよく分からなかつたのですが。参加すると費用が発生するわけですよね。しなかつたのかどうかだけ、ちょっと確認しておきたいと思います。

介護支援専門員の研修ですけれども、これ人数は何人だったのでしょうか、ちょっとその点も伺わせていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

簾藤副課長、お願ひいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 大変失礼しました。1点目と答弁漏れ、申し訳ございません。介護支援専門員更新研修ですが、1名参加しております。

もう一点、再質問のほうの地域包括支援センター職員研修でございますが、2万2,000円なのですが、ウェブになったのですが、金額は変更がございませんでした。ということで、ちょっと高いなということを感じまして、昨年度は見送りをいたしました。ということで、参加しておりません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 説明書の76ページ、高齢者外出支援事業ですけれども、当初予算のほうで、こちら、今年からまた見直しがあって、より使いやすい制度になるのかなと思っておりますけれども、こちらが予算のときには、65歳以上の方が5,915人、免許証を持っていない方が1,754人、このうちの45%の789人を予算では見込まれたのですけれども、申請者は863人ということで、大変多くの方が申込みをされておりますが、利用者数は561人ということで低迷をしたわけですが、こちらは去年はコロナの緊急事態宣言もございましたけれども、一応結果としてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願ひいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、76ページの外出支援事業につきましてお答えさせていただきます。

当初予算では、先ほど畠山委員がおっしゃったとおりなのですけれども、実際のところ65歳以上の対象者が5,964人でした。免許証を持っている方というのは、警察にお尋ねできるので尋ねたところ、3,758人だということで、実際免許証を持っていない方というのは2,206人で、2,200人ぐらいいるのですけれども、そのうち申請者が863人ですので、大体39.1%の方が申請したということになっています。

令和2年度、昨年の実績よりも90万ぐらい減っているのですけれども、やはり畠山委員がおっしゃっていたようにコロナの関係がありまして、外出を控えた方がほとん

どの理由だと思います。ですので、90万ぐらいの減額となっております。新年度からは新しい制度になりましたので、今後その経過を見ながら、また考えていきたいと思っています。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 説明書の75ページ、1点のみです。やすらぎのトレーニングルームマシンリース料について伺います。

100万円ということです。長寿生きがい課の施策なので、年配者向けのマシンも用意されていると思います。高齢者であっても筋肉に刺激を加えると筋肉がつきます。外からのぞいたことがあります。年配の方が多いような感じもします。トレーナーの指導の下に各マシン用意したと思うのですけれども、どのようなマシンが入っているのか、それから併せてメーカーが分かっていたら伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願ひいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、75ページのやすらぎのトレーニングマシンリース料につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、契約のほうが健康いきいき課のほうでやっていただいていますので、ちょっと詳しい内容までは分からぬのですけれども、今長寿のほうで分かっているものというのが、フリークライマーというものが2台と、あとリカンベントバイクというものが2台、サイベックスのレッグプレス1台、あとサイベックスのVRバックというのが1台あるということが分かっております。

以上になります。

○松本美子委員長 どうぞ、山田委員。

○山田良秋委員 どうもありがとうございます。ちょっと分かります。

このリース料の中には、機械ですから、こういったマシンというのはよく壊れるのですけれども、使用頻度が高いと特にあります。修理費も含めたリース料になってい るのですか。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 修理料も含まれているのですけれども、買い取っている機械もありますので、そちらにつきましては修繕料のほうから払わせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 それからもう一点、最後にメーカーというのはどこですか。

○松本美子委員長 お願ひいたします。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 すみません。メーカーまでは、ちょっとこちらでは分かりかねますので、お答えできません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方。

それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、主な説明書の75ページ。

〔「マイク」と言う人あり〕

○藤野和美委員 75ページです。この中で、在宅高齢者等日常生活支援事業、これが32万云々かんぬんあるのですが、これはどんなことをやっているのかお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 1点だけですか。

○藤野和美委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願ひいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

75ページの在宅高齢者日常生活支援事業につきましては、こちらにありますように緊急通報システムの借上料と、あと訪問利用の事業を行っております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 75ページになりますけれども、高齢者就業促進事業でシルバー人材

センターの補助がありますが、シルバーの請負事業の影響というのはどの程度あるのか伺いたいと思います、コロナでの影響。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 請負事業の影響なのですけれども、令和2年度の受注件数は954件となっております。令和元年度は935件ということで、19件増加しております。ただ、個人とか公共からの受注は増加していますが、民間からの受注はコロナの影響で減少しているような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 個人からのものというのは、草取りとかそういったタイプのもので、民間からのというのは仕事の店舗に派遣とか、それから工場での就業とかそういったものになると思うのですが、そこら辺の金額的な影響はどうなっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 民間からの金額的な影響ということなのですけれども、令和2年度が9,324万9,000円です。前年度が1億590万4,000円となっておりまして、かなり金額的には減少している状況です。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点なのですけれども、75ページのやすらぎの管理事業なのですけれども、米印で開館日数、年間利用者数、1日平均利用者数が出ています。去年はコロナがなかったと言いつつ281日、1万2,980人、46.2人というものです。

それで、昨日も健康いきいき課のとき、ちょっと確認させてもらったのですけれども、健康いきいき課ではそういったなるべく歩くことを、ポイントを増やしたりとか、そういうようなやっぱり工夫をして、なるべくそれを継続してやっていってもらうような努力もしてあったというふうに聞きました。

今年の令和2年度の事業の中において、これだけの方がやっぱり、実際にあそこを

一回出て、何か拭いたりとか、いろいろなことで使ってきたということで私も聞いていますけれども、ある程度使って利用してきた人たちに、やっぱりコロナの感染を食い止めなくてはならないからということで、そこは十分理解できるのですけれども、そういうたつ利用していた人たちへのフォローというのでしょうか、これを継続していくよとか、嵐丸体操のようなものがあるとか、何かそんなふうな形で担当課のほうで工夫したようなところはあるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

長寿生きがい課サイドとしてのフォローということなのですけれども、委員さんがおっしゃったように嵐丸体操をホームページのほうでアップしてお勧めしたりとか、あと広報のほうで介護予防のための体操を紹介させていただいたりとか、あとそれから東松山のケーブルテレビと協力いただきまして、町内の保育園だとかいろんな団体の方に参加していただいて、嵐丸体操を紹介する番組を放送していただいたりという形で実施しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そういうたつ努力がされているということをやっぱり分かってもらわなくてはならないわけであって、この1万2,900人という人たちが4,400人になった、それは開館日数が少ないからそうですけれども、その辺がある程度周知できたよというような形で担当課としては捉えていらっしゃいますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

やすらぎの参加者の方にも周知をさせていただいたり、あとはホームページ等で周知をさせていただく、それから長寿生きがい課で実施しています介護予防の教室等に参加されている方にも周知をさせていただくということで、あらゆる方法で実施させていただいております。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 75ページ、これはシルバー人材センターへの補助金なのですけれども、先ほど渋谷委員からも質問がありましたけれども、私からは、まずこれ1,197万3,000円の補助金が出ているのですけれども、これは恐らく条例等に基づいて支出されているので、この計算根拠、算出根拠をまず教えていただきたいのです、どういうふうに出されているか。

それと、シルバー人材センター、これは町にはなくてはならない、これは就業支援、就業促進という面からも、それから事業という面からも非常に頼りにされていて、なくてはならない存在だと思うのです。この辺のことについての課題とか、それから町での人材センターの事業、この事業についてどういうふうに捉えているのか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 小林委員に申し上げますけれども、一部予算の部分に入られているようなので、答えが範囲内でということになりますけれども、ただいまの質疑は。

○小林 智委員 えつ。

○松本美子委員長 予算にも関係をしてきておりますので。今決算ですから。

○小林 智委員 ですから、決算で1,197万3,000円出ているので、この計算根拠をまず教えてくださいというのが1つ。

もう一つは、その結果です。令和2年度の結果として課題があったのかなかったのか、評価してくださいというのが質問の内容です。

○松本美子委員長 分かりました。

ということで、答弁をいただきます。

それでは、菅原副課長、お願ひいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、シルバー人材センターの補助金の交付の根拠なのですけれども、こちらにつきましては補助金交付要綱がございまして、補助対象が国が定める高年齢者就業機会確保事業等の補助金の対象の経費のうちの運営費ということで、過去3年間の会員数とか、就業延べ人数とか、日数とかを割り出しまして、AからCランクに格付されるのですけれども、嵐山町のシルバーについてはBランクになりますので、Bランクの金額となりまして、それプラスサポート事業というシルバーのほうでやっていただく高齢者の事業があるのですけれども、それプラスサポート事業の事業費が入りまして、それからあと事務局長の人物費が入りますと1,197万3,000円になります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして近藤長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 私からは、シルバー人材センターの課題ということでお答えさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの会員なのですけれども、令和2年度は258人で、前年度より9人減少しております。ただ、内訳のほうを見ますと、令和2年度の入会者数は33人で、退会者数が42人となっております。やはり退会者数のほうが多くなっているのですけれども、高齢化が進んでいるということが1つ、それと就労形態が大分変わってきておりまして、70代の方でお仕事をされている方等も増えてきておりますので、入会される方も今後ちょっと減少してくるのではないかというところは考えております。その辺りで、会員数の確保を今後どうしていくかということが1つと、あとはやはり請負事業のほうは割と多く入ってはきているのですけれども、派遣事業のほうがやはり数が少ないし、またコロナの影響もあって減少しているという状況もありますので、その辺りを企業さんの方々とどう連携して就業先を確保していくかというあたりが課題かなと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございました。算出根拠、なかなかちょっと難しくて全部理解できなかったのですけれども、一応そういう形で算出されているということなのですけれども、課題の中で私も会員数の減少であるとか会員の確保というのが非常に課題なかなと思います。草刈りからいろんな事業をこちらのほうでされておりまして、やはり人がなかなか足りないよという話、それによって、特に人気の高い事業なんかになると3か月待ってくださいとか、そんなことがあるというふうに聞いていますので、人気の高い事業というのは草刈り等なのでしょうけれども、そうするとやっぱりきつい仕事が多かったりということで、なかなか需給のギャップがあるのかなと思います。この辺について、特に令和2年度で、こういう点についてフォローしたとか、金額面の補助金ではなくて、先ほどの課題について、町として何か特別フォローしたということはあったのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

この件につきましては、町のほうとして特にこういうことという形で支援をしたという部分は、昨年度はございませんでした。

以上です。

○松本美子委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございました。シルバー人材センターに限らず、なかなかいろんなところでやっぱり人材不足ということは言われていると思います。これは、今後町での課題でもあるかと思いますので、この辺については多方面、補助金とかそういう面だけではなくて、いろんなフォローを今後考えていく必要はあるのかなと思います。

質問は以上です。終わりです。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憇 午前 9時35分

再 開 午前 9時38分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私からは、2点お願いしたいと思います。

説明書の97ページです。ここで不法投棄物処理事業というのがあるのですが、これは何件ぐらいこの不法投棄があったのか、それとどういったものが物として投棄されたのか、それをお願いしたいと思います。

それからもう一点は、その下の4番のごみ資源収集運搬事業、これは一方ではごみ減量化推進ということも当然掲げているわけですから、これが前年度と比べて減量を

したのかどうか。また、もし減量してあるのであれば、どの程度の減量化が進んだのか、または要するにその反対もあるかと思うのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願いします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、まずお答えさせていただきます。

不法投棄の関係に関しましてですけれども、どのようなものが不法投棄されているかということで、道路上に、町道上に落ちているものに関しては、やっぱり廃プラスチック類、それから瓶、缶、プラスチック、そういうのが多く捨てられております。

件数については、具体的に課の中で処理簿というのを作つて対応しているわけなのですけれども、具体的な件数までは2年度は把握しておりません。不法投棄の苦情がある前に課職員が自ら行って収集したりしているものについては、一々という言い方は変なのですけれども、処理簿を作つていないこともありますので、具体的な件数は捉えておりません。

それから、ごみ処理の収集運搬の関係なのですけれども、ごみの量ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 ごみの量について、収集運搬業者のはうから毎月というか、一般廃棄物の処理状況報告書というのが提出されていまして、その積み上げの量を申し上げますと、まず生活圏ごみ量、令和元年度と2年度を比較すると、まずし尿浄化槽汚泥が6,520.72キロリットルから6,081.21キロということで、439.51キロリットルの減という形になっています。それから、可燃ごみにつきましては、2,710トンと2,786トンで76トンの増という形になっています。不燃ごみにつきましては280トンと294トンで14トンの増、美化清掃ごみにつきましては2年度は実施しておりませんので、8トンとゼロトンで8トンの減という形になっています。それから、事業系のごみにつきましても、よろしいですか。事業系のごみの量については、やはり同じく令和元年度と2年度を比較すると、可燃ごみが1,122トンと1,014トンで108トンの減、不燃ごみが94トンと86トンで8トンの減、資源ごみにつきましては52トンと23トンで29トンの減という形になっています。

それから最後に、資源物の回収量です。こちらも比較しますと、段ボールが159トンと168トンで9トンの増、新聞が137トンと121トンで16トンの減、雑誌が115トンと133トンで18トンの増、それから最後に牛乳パックが増減なしの2トンということになっています。すみません、あと衣類です。衣類のほうが62トンと71トンで9トンの増といった形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 不法投棄の件なのですけれども、今の話ですと、例えば道なんかにポイ捨てをしているような、そういうものの要するに回収ということの不法投棄という、ある意味では処理ということと捉えていいのですか。要するに例えば山林等に何か捨てているのを発見して、それを処理したとかそういうような事例というのではなくて、例えば道のところにプラスチックとかそういうのを、落ちていたものを回収するという、そういうような処理事業というふうにこれは捉えていいのか、まずこれが1つです。

それと、もう一つはごみ資源収集のほうで考えると、産業ごみのほうは、随分これは減量化が進んでいるなというふうな感じがあるのですけれども、これは要するに一般のほうとすれば、増がある部分と減がある部分というのがあるような気がするのですけれども、ちょっと私聞き間違ったのか分かりませんけれども、それをちょっと確認したいと思うのです。

そのときに、例えば減量化が進んでいないというときに、環境課としてはどういうふうな考え方をこれからしていくのか、その一つの問題点というのですか、課題点とか、そういうものがあったら、それもちょっとお話しいただきたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、千野副課長、答弁をお願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えします。

不法投棄に関しては、先ほど言ったとおり、職員が自発的に不法投棄が多い場所というのですか、そういうところを巡回して回収していると。それから、あとは町民の方から苦情、これがどこに落ちているよという形で苦情があったことに基づいて収集に向かうと、そういう形になっているわけなのですけれども、令和2年度に関しては現場に出ることが多いですから、自発的に収集、これ落ちているなと思ったら拾うと、そういう形で進めてまいりましたので、それほど多くの件数はな

いかと思われます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願ひいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから資源ごみの増えてしまったことに対する今後の対応についてお答えいたします。

今現在コロナ禍の中で、特に資源物に対しては外国に輸出しているという部分、資源物もございまして、コロナ禍の中で今まで日本から外国に輸出していた部分が全てストップをかけられたと、そういうことで収集を初めはしないというお話もあったのですけれども、それでは資源物といえども物があふれてしまいしますので、回収だけはしてくれと、そういったような状況で、回収はしていただいているけれども、買取り単価は今のところゼロ円というものがございます。

そのあふれてしまった資源物を、ではこれからどうするかということにつきましては、海外の動向とかそういうものにも左右されますので、そちらのほうの動向次第でちょっと左右されてしまう部分がございます。可燃ごみもそうなのですけれども、資源ごみもこのコロナ禍で、断捨離ではございませんけれども、今まで手の届かなかつたものが一気に出たと、そういう面もございますので、そういうことに関しましてはホームページ等でも、すぐすぐお出しになる必要がないものは取りあえずちょっと控えてくださいという広報等をしております。当然資源物は資源ですので、有効活用を図らなければいけませんので、そういった広報等もふだんから心がけて行うようにはしておりますし、これからもそのように行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 質問させていただきます。

最初に、96ページのぽい捨て・路上等喫煙防止対策事業についてお伺いします。委託料で、ほとんど業務委託しておりますが、防止ですから、その委託料、業務委託の中に啓発の部分も入っているというふうに思うのですが、その部分をどういう依頼をしているのかお聞きをしたいと思います。

そして、成果、この防止対策によって喫煙等の動向がどうなっているのか、課では

どのようにお考えかお伺いします。

次に、97です。今狄守委員さんが不法投棄の件で質問しましたのですけれども、以前からずっとこの事業はやっているわけですけれども、減っていないのではないかなどというふうに思います。そういう中において、回収はもちろんのですけれども、摘発、名前等が入っていて、警察または役場のほうから対応して善処していただくような行動が、研修があったのかどうか。前もあったわけですから、今はどうなのか、今年度はどうだったのかお聞きをします。

それと、120、121です。内容的には同じなのですが、120のほうであれば下のほうに小千代山の管理事業委託がありまして、あそこの原木を、原木といいますか、雑木を伐採しまして、それをシイタケ材またはまき材等で町内の方にお譲りをすると、そういう事業をやっていましたよね。非常にいいことだなというふうに思うのですが、そこの部分の効果をちょっとお聞きできないでしょうか。

それと、やっぱりトラスト地のほうにおいても枯損木の処理というふうなことで、伐採からあったわけですけれども、あそこを利用、散策している方に私尋ねられたのですけれども、「切ったままあそこのところに並べてあるのだけれども、私持ち帰ってもいいのでしょうか」というのを尋ねられたので、「それは無理ですよ」と、「町のほうに尋ねて、必要があればお話ししたらどうですか」というふうな話をしました。この小千代山の件と同じ件なのですが、どのようになさっているのかお聞きをしたいと思います。それだけです。

以上です。よろしく。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願ひいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうからポイ捨ての関係についてお答えいたします。

こちらの禁煙等強化区域巡回委託ということで委託をさせていただいています。こちらのほうは、現在、昨年度も同様なのですけれども、お二人の方に2人1組で回っていただきまして、委員さんご質問の啓発及び指導に関しましては、やはりたばこを吸っている方とかが指定場所以外で吸っている方に対しましては、そこでは吸わないようにということで、指導とともに、ここの区域は禁煙等の強化区域であると、そういうご説明をさせていただきまして、ご理解をいただけるようにお話をさせていた

だいています。そういうお話をすると中で、反発する人とかそういう人は今のところいなくて、素直に聞いていただけるということで、昨年よりも大分指導といいますか、そういう件数も減っているという話を聞いております。

それと、その辺の効果でございますけれども、効果のほうは、すみません、今言つてしましましたけれども、上から目線ではなく、懇切丁寧にご説明することによって理解が年々深まっていると、そのように感じております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして千野副課長、答弁をお願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えいたします。

まず、不法投棄の関係ですけれども、令和2年度に不法投棄されたものの中で警察のほうに摘発されたような案件はございませんでした。中に個人情報がなかなか入っていないものなので、仮に少し個人情報が入っていたとしても、個人を特定するまでは至らないというところがありました。

それから、こちらの中身につきましては、令和2年度でいえばシイタケ木として22口、それからまきとして5口、合計27口ということで配付させていただいたわけなのですけれども、基本的に広報で事前に周知をさせていただいて、町民の方、町内在住の方ということで限定させていただいて配付をしているわけなのですけれども、配付日の以降につきましては配付のほうをお断りというか、そういう形を取らせていただいております。

以上です。

[「トラストのは」と言う人あり]

○松本美子委員長 トラスト。小千代山と。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。トラスト地内の伐採した木の配付という関係でお答えさせていただきます。

トラスト地内に関しましては、トラスト協会がございますので、トラストで嵐山のボランティアスタッフの方がいらっしゃって、その方にお聞きしたり、もしくは直接トラスト協会のほうにお問合せいただいて、配付がいいよとなれば持つていっていただくという、そういう形を取らせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 ポイ捨てのところから再質問させていただきますけれども、私が聞いている限りでは週2回のお二人で回っているということです。それは、前の聞き取りでそういうふうに聞いているのですが、効果というか、成果というか、そういうふうに回っていることによって、もちろんポイ捨てがあったら、それも取り除いているのだというふうに思いますけれども、件数的にそういう声掛けの量が少なくなっているのだからどうか、回収したもの、ポイ捨てしたものの。そのところだけちょっと確認したいと思います。

それと、不法投棄のところはなかったということで、確かに私が役場のほうにこういうふうな名前が入っているものがありますよといった今までの例もございます。そのところだけはっきりよく見ていただかないと、ごみの中をあさるというのも嫌ですけれども、だけれどもこれは仕事ですから、はっきり特定できるものについては、摘発するだけではなくて、ご注意を申し上げると。あったものについては撤去してもらうのだと、そういうことのあれは最も大切だというふうに思うのですが、なかつたということでございますので、それはそれで結構ですけれども、そういう努力もさらに入ったほうがいいような気がします。

それと、120ページですけれども、最終的には余ってしまって、山の中にそのまままで、期間が切れたのでお断りをしたというふうな今お返事だったというふうに思いますか、やはりあそこの中に置いて肥やしになればいいのですけれども、逆のマイナスの部分も山林というのはありますから、やはり多少期間がずれた程度でお断りするというのもどうなのですか、どういうふうにお考えなのか。もう期間を切ったら、ぴたつとこれからもやっていくのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。次につながることですから、ちょっと返事がいただけなければ、それでも結構です。

トラスト地については、委託先のほうに全部依頼しているということで、処理を依頼しているということで、では了解いたしました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

藤原環境課長、お願ひいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、ポイ捨ての関係についてお答えいたします。

こちらのほうは、まずその件数でございますけれども、件数につきましては、昨年度はたしか230数件ほどだったと思います。それに対しまして、今年は周知啓発で95件ということでございます。指導のほうに関しましては、たしか13~14件だったと思う

のですけれども、それに対しまして昨年度は4件という形で、かなり減っている状況でございます。

それと、そのごみの量なのですけれども、昨年実はご質問いただきまして、ごみの量を控えているのかということでございまして、そのときはちょっと控えてございませんで、これから控えさせていただくというご答弁させていただきまして、前年度のごみの量は、申し訳ありませんが、ありませんけれども、令和2年度に関しましては、一応ごみの総量でございますけれども、31.1キログラムでございます。そのうちの缶、ペットボトルが約0.5キログラムという形で控えさせていただいています。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうから、現地に置きつ放しかどうかという話だったのですけれども、それで今年度というか、令和2年度に関してもそうだったのですけれども、切ったばかりの木ではなくて、昨年度に切ったものがいいよとかという、そういう話も申し込まれた中の方からいらっしゃいましたので、そういう場合には適宜誘導させてというのではないですけれども、こちらを選んでいただいて持ち帰っていただく、寄附をいただいて持ち帰っていただく形を取らせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 96ページの12番の空き家等管理事業でございますが、こちら消耗品費ということで書いてあるわけですけれども、空き家管理に使われるような何かをお買上げになったのか、またどちらを空き家対策されたのかお伺いしたいと思います。

次の13番、地域猫活動推進事業でございますけれども、こちらは地域活動推進事業費10万円を活用されて避妊、去勢をされたと思うのですが、そして次のところの飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業、こちらはふるさと納税を活用されたのだろうなと思います。それと、ここには書いておりませんが、さくらチケットを利用されて、地域猫活動、飼い主のいない猫、さくらチケット、トータルでもいいし、それぞ

れでもいいのですけれども、何匹の猫を避妊、去勢されたのかお伺いいたします。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁いたします。

まず、空き家の管理事業ですけれども、消耗品費として計上されているわけでございまして、こちらに関しましては所有者の方に幾ら話をしても対応いただけないという案件がございまして、そちらのほうで毛虫が大量に発生してしまったので、毛虫の防除というか、その殺虫剤というか、そちらを購入したという形になっております。

続きまして、地域猫の関係ですけれども、まず地域猫活動推進事業に関しましては、町内ボランティア1名の方に対しまして不妊、去勢費、それから保険費、それから子猫の保護費等で10万円を支出したわけなのですけれども、それに関しましては不妊・去勢の頭数は6頭という形になっています。

それから、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業に関しましては、3名の方に関しまして不妊手術が14件、去勢手術が25件、合計39件という形になっております。

それから、支出の項目には出てこないわけですけれども、動物基金のさくらねこチケット、こちらを活用して手術した頭数ですけれども、こちらにつきましては基金のほうで120枚のチケットの交付を受けまして、12名のボランティアの方に手術に協力いただきまして、雄61頭、雌49頭の計110頭ということで、国で支出を実施しているところであります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、12番の件でございますけれども、毛虫の駆除ということで消耗品費なのですが、空き家、大分多く見受けおりまして、それ以外に見回ったとか、あと草刈りをしたとか、そういう件数はないのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、千野副課長、答弁をお願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁いたします。

見回ったという草刈りの関係、先ほど言ったとおり、所有者によっても対応いただけない空き家分がございますので、そういったところは町の備品といいますか、草刈り機を使って草刈りを実施したと、そういったことはありますけれども、消耗品費と

して購入した事実はございません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、3回目になりますけれども、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 役場の職員として、どうしてもそういうふうに受け入れてくれないと
ころの草刈りとかをしたのは何件だったのでしょうか。

○畠山美幸委員 それでは、千野副課長、答弁をお願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 そういった対応をいただけない空き家、それが2軒
ございました。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、申し訳ございませんけれども、暫時休憩とさせていただ
きますので、お願いいいたします。

20分まで、すみません、お願いします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時20分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、質疑から入りますので、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 96ページのイノシシの個体分析なのですけれども、この年度では何匹
ぐらい捕まえて分析をしたのでしょうか。分析の結果というのはどういうふうに出し
ているのか、出ているようでしたら伺いたいと思います。

それから、一番下の水質調査なのですけれども、次のページに河川だとか沼もある
のかな……ありますよね、花見台ありますから。その水質調査の結果をちょっと伺い
たいと思います。

それから、狩守委員さんがお聞きした中で、可燃ごみの一般の量が2,760トンでよ
ろしいのですか、ちょっとこれ確認なのですけれども。事業系が1,122トンとおっし
やったのですか。ちょっとよく聞き取れなかったので、間違っていれば訂正をお願い
したいと思います。これは、前年より増えたのか減ったのか、ちょっと狩守さんの質

間でよく分からなかつたので、答弁が分からなかつたので伺いたいと思います。

それから、120ページなのですけれども、自然緑地管理事業の委託料、除草委託料です。将軍沢の方に笛吹峠の除草を委託しているわけですけれども、これは年何回で、何人くらいでやつているのか伺いたいと思います。

それから、次のページの一番上のモウモウ少年団の関係なのですけれども、この県緑化推進委員会分、これが昨年は10万円あったのですけれども、4万円に下がつたのはどういう理由からなのでしょうか。

それと、ちょっとページが戻つて、40ページの雑入の下から3つ目の丸の緑の少年団活動助成金があるわけです。活動するのにお金を取つてゐるということになりますよね、これだと。ちょっとこの理由と、昨年11万円で、今年というか、これが5万円ということで、下がつた理由等を伺いたいと思います。

118ページ、都市下水路、上下水道課の関係なのですが、川島川、毎回ご質問していますけれども、川島川の対応はどういうふうにしたのか、大腸菌はどのくらいの数になつたのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えいたします。

まず、イノシシの個体分析の関係なのですけれども、令和2年度は11頭分です。1頭当たり7,326円の11頭。

〔「11頭」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 11頭です。11頭分ということで支出しております。

それから、結果ということなのですけれども、埼玉県の第二種特定鳥獣の管理目標ということで、農業被害を抑えて分布の拡大の防止を図るといったことを目的にやられていますので、町のほうからは報告して、そういう結果というのは特に返ってきてないという状況にござります。

それから、水質の調査結果につきましてなのですけれども、まず河川水質の関係からご説明しますと、結果として市野川水域、まず矢崎橋ですね、矢崎橋のところで年間、5月、8月、10月、1月に測定を実施していまして、それで矢崎橋のほうではpHが2回、5月、8月に基準値を超過してしまいました。BODが、1月の1回が基準値

超過、それから大腸菌群数が5月、8月、10月の3回、こちらが基準値を超過した結果です。それで、年4回の平均値も基準値を超過した状況でございました。

それから、相生橋ですけれども、大腸菌群数が8月と10月の2回、基準値を超過、年4回の平均値も環境基準を超過といった形になります。

次に、川島川の流入前、流入後というのを1月にのみ1回実施したわけですけれども、こちらにつきましてはBODが超過して、いずれの流入前、流入後につきましてもBODと大腸菌群数が基準値を超過した結果という形になっております。

それから、槻川水域ですけれども、谷川橋については基準値の超過はございませんでした。槻川橋につきましては、8月の1回で大腸菌群数が基準値を超過、それから年4回の平均値も基準値を超過したという形になっております。

続きまして、都幾川水利ですけれども、八幡橋につきましては、大腸菌群数が5月、8月、10月の3回、基準値を超過、年4回の平均値も基準値を超過した結果となっております。二瀬橋につきましては、大腸菌群数が5月、8月、10月、こちらもやはり基準値を超過、4回の平均値も基準値を超過した結果となっております。

それから、ふん便性大腸菌群数、水浴場水質判定基準というところの結果でございますけれども、まず槻川橋、こちらは5月が水浴場水質判定基準で水質の区分Bということで、可という結果になっております。5月は可で、こちらにつきましては100ミリリットル当たり400個以内ということで、可の結果となっております。8月が100ミリリットル当たり1,000個以内ということで、水質Cの区分、可という結果になっております。八幡橋におきましては、5月が100ミリリットル当たり1,000個以内ということで、水質区分Cで可、それから8月が100ミリリットル当たり1,000個以上ということで、こちらは不適という結果になっております。

それから、続きまして花見台工業団地の水質の調査の結果ですけれども、こちらは調整池自体は環境基準が直接当てはまらない水域ということでございますけれども、放流先の市野川の環境基準と比較して、全地点で参考として比較した環境基準に適合していたと、そういう結果になっております。その中で、亜鉛含有量だけ見ると、第一調整池がほかの地点よりも高い数値を示したと、そういう結果になっております。

それから、続きまして今度は環境調査業務委託の結果につきましてですけれども、調査結果として、騒音と悪臭、こちらを測定しているわけですけれども、騒音では送

風機前の敷地境界で基準値を超過した結果になっています。悪臭に関しましては、敷地境界で9月に測定したときに基準値を超過、それから敷地境界でなくて、排出口のところで測定を実施したときにはやはり2か所とも基準値を超過という形になっております。嵐山町におきましては、臭気指数規制がしかれているところでありますけれども、敷地境界で規制基準を守られている上で、排出口の基準もクリアすることが求められるということありますので、今後も継続して指導をしていきたいところであります。

続きまして、ごみの量、可燃ごみの量につきましては、生活系のごみが令和2年度は2,786トンという結果になっております。事業系のごみの量、可燃ごみの量は1,014トンという形になっております。生活系のごみの可燃ごみにつきましては、令和元年度が2,710トンで、2年度が2,786トンということで、76トンの増となっております。事業系のごみにつきましては、元年度が1,122トン、2年度が1,014トンということで、108トンの減という形になっております。

それから、自然緑地の中で將軍沢の里山管理、こちらにつきましては主に20名程度の地元の方に参加いただいて実施をいただいているところでございます。年1回実施しているところでございます。

それから、モウモウ少年団に関します緑化推進の交付金が減っていると、そういう形につきましては、家庭募金、募金を原資としているものですから、募金が減ってしまったということで、緑化推進委員会のほうから、これまでの額よりちょっと減らしていただいて、この額でお願いしたいということで、5万円を緑化推進のほうからいただきまして、1万円を事務費として町のほうで財源移譲させていただいて4万円を支出していると、そういう結果になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水上下水道課長、お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 それでは、私のほうからは118ページの都市下水路、川島川の関係についてお答え申し上げます。

まず、川島川の水質調査結果でございますけれども、数値のほうから申し上げます。令和2年度5月が、単位のほうはMPN／100m³になっております。5月につきましては160万、8月が13万、10月が22万、1月が、先ほど千野副課長のほうから申し

上げましたが、2点で採取をしております、川島川の流入前が7,900、流入後が1万3,000でございます。平均値といたしますと、40万750でございます。昨年度の平均値が109万4,250でございましたので、昨年度と比較いたしますと平均値で55.2%減少したという結果でございます。

次に、対応でございますけれども、こちらにつきましては118ページの委託料の中の上から4つ目の都市下水路清掃業務委託、事業内容が清掃、消毒工、こちらのほうで対応をいたしてございます。こちらの業務の中身でございますけれども、菅谷地内の県道から駅ホームの森林公園側、先日横断管があると言ったところでございますけれども、そこまでの集水ますの間を、管きよ勾配の関係でたまり水ができやすいところを中心に清掃と消毒工を昨年12月に実施いたしました。こちらは、排水路、管きよと、それと人孔部に清掃と高压洗浄と、あと塩素消毒によるものを178メーター実施いたしました。このことにより、先ほど数値を申し上げましたけれども、10月が22万、それで1月が流入後で1万3,000、流入前で7,900ということで、この清掃と消毒を12月半ばに行いましたので、その辺りで1月の数値が下がったのではないかと思うところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼いたしました。先ほど雑入の中で、緑の少年団の活動助成金の関係ですけれども、少年団のほうから徴収しているという事実はございませんで、緑化推進委員会からの交付金という形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、2回目の質疑になりますけれども、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、96ページのイノシシなのですが、これは県のほうがこういう指定でやるのですよということで、県のほうは平成34年、だから来年度までなのかな、今年33年度ですよね、たしか。ちょっと間違っていたらあれなのですけれども、それに基づいて、また新たな計画が出されるということでおろしいのですか。多過ぎたら、当然処分しないとならないですよね。ちょっと県の意向が私は分からぬのですけれども、嵐山町辺りですとやっぱり農作物への被害も出ているということで、これ調査だけではなくて、もっと駆除という形も大胆に取っていくべきではないかなと思うの

ですが、これ言うと駄目ですよと言われるのですけれども、もし答えられたら伺いたいと思います。

ごみの件は、そうですか、分かりました。これは、ちょっと守委員さんが質問していますから、これはいいです。

水質なのですけれども、先に志賀地内からの用水路水質調査がありますから、これもちょっと結果どうだったのか伺いたいと思います。

それで、基準値をオーバーしているということで……そうだ、花見台の関係は亜鉛が基準値超過だということでお答えあったわけですけれども、前はここはBOD、生物化学的酸素要求量、これも不足していたということであったのですけれども、今回はそれはなかったということなのですか、ちょっとこれは確認です。

それで、全体的に基準値を超過しているということで、担当課としてはどういう対応されたのかを、これもちょっと……でも対応まではいいか、大丈夫だよね、伺いたいと思います。

それから、120ページの将軍沢の除草の関係ですが、これは前、長島委員さんかな、質問して、私も改めてこれを見て、こういう地域に任せるというやり方はいいなと思って感じた次第です。こうした方向をやっぱりほかでも取っていくことは大事ではないかなと思いましたので、ちょっとこれは総括でやりたいと思いますので、イノシシと水質、その件ちょっとお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁いたします。

まず、イノシシにつきましてですけれども、令和元年度でいえば捕獲頭数が33頭ということだったのですけれども、2年度につきましては11頭ということで、捕獲頭数は減ったと、そういうことになっておりまして、令和3年度に見直しになるということは県から聞いておりますので、またその計画に基づいて適宜捕獲等について……捕獲はこちらではないのですけれども、個体分析調査のほうを実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、水質、志賀地区のほうです、志賀地区の水質の関係ですけれども、こちらは志賀地内の諏訪沼からの用水路、こちらのほうで地元の方々から用水路が赤茶色というのですか、てかてか光っている、そういう形のお話がありまして、水道の水

域に影響があるのではないかということで水質調査を実施したところです。志賀沼の上で太陽光発電施設が2か所造成されましたので、そういったことも含めまして調査を実施したわけですけれども、農業用水基準、ヒ素、全窒素、水素イオン濃度等の9項目につきまして調査したところでございますけれども、その中で電気伝導率の項目が若干基準値を超過しておったと、そういった結果ではありますけれども、委託業者のはうからは水道の正常な生育には支障がないというお話をいただいております。

それからあと、花見台の水質の関係ですけれども、亜鉛が超過したということではなくて、基準値内には収まっていたのですけれども、その中で第一から第三までの中で数値が高かったと、そういう表現でございます。失礼いたしました。全ての項目で環境基準に適合していたと、そういった結果となっております。

以上です。

○松本美子委員長 質疑がございますか。

〔「答弁漏れがある」と言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません、川口委員、答弁漏れが現在までにまだございますでしょうか。

○川口浩史委員 うん。

○松本美子委員長 では、どうぞお願ひします、もう一度。

○川口浩史委員 基準値超過しているわけです、平均値で。4回やつたらとかとおしゃっていて。これは、どういう対応を取られたのか。この会社から出ているな、そこまで突き止めたら、その会社に指導はしたのか。ちょっとそういう対応について伺いたいのですけれども。いや、していなければしていないでいいのだ。

○松本美子委員長 川口委員に申し上げますけれども、花見台の関係だけでよろしいですか。

○川口浩史委員 ううん、全体の。

○松本美子委員長 全体ですか。では、全体だそうですので、水質の検査の結果につきましてどのような対応をしたかということで、よろしくお願ひします。

すみません、千野副課長さんでよろしいですね。お願ひします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

水質で基準を超過してしまったところで、どういった指導をしているかということですけれども、まず河川水質につきましては、特段この業者から出たものが悪いと

かというのは判明しておりませんので、特段の指導はしておりません。

それから、花見台につきましては、先ほど申し上げましたとおり環境基準には適合していましたので、指導も実施しておりません。

それから最後に、環境調査業務委託の中で臭気指数を超過したと、こちらもよろしいわけですよね。文書による指導というのではなくて、令和2年度に関しましては6月から11月まで中に立入調査という形で入らせていただきましたので、改善点があれば逐一口答で指導しているというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

そのほかに質疑のある方はどうぞ。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 説明書の95ページ、96ページにかけて2点ございます。

初めに、1点目です、9番の河川美化清掃事業です。負担金の楓川をきれいにする会、きれいな町の財産ですけれども、この会どこにあるのか。それから、5万7,000円、この会の事業内容ですか、それをちょっと伺いたいと思います。これが1点。

2点目です。11番の外来生物対策事業です。これは、外来生物等とあります。アライグマ、ハクビシンとかタヌキ等も入ると思うのですけれども、町の外来生物の実態ということでお尋ねしたいのですけれども、捕獲頭数117頭あります。このアライグマがどのぐらいかとか、それがもし分かっていたらお尋ねしたいと思います。

それから、2番目は「等」と、外来生物等とあります。スズメバチの駆除でお世話になった関係もありますので、スズメバチの駆除なんかもこの中に予算として入るのかどうかということをお尋ねします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁させていただきます。

まず、楓川をきれいにする会ですけれども、この会自体、小川町、事務局が小川町なのですけれども、小川町に事務局がありまして、東秩父村と嵐山町の監視員の方々で構成されております。

事業内容といたしましては、これまで河川の美化清掃だったり、ウグイの放流だ

つたり、先進地、事業地の管内研修だとか、そういうものを実施したわけですけれども、令和2年度につきましてはコロナの関係もありましたので、全てが中止といった形になっております。

それから、外来生物の関係ですけれども、この117頭というのは、町のほうで専門の職員、会計年度任用職員を採用しておりますので、その方が月曜と金曜に来られたときに、回収、処分等をしていただいた頭数が117頭という形になっております。それで、実際の全ての頭数、令和2年度につきましては224頭という形の結果となっております。加えて比企管内というのですか、東松山環境管理事務所管内では2,751頭の捕獲ということで、令和元年度と比較して97.7%の結果であったということでございます。

それから、外来生物の事業の中でスズメバチの駆除が含まれるかというご指摘ですけれども、こちらについては含まれておりません。

以上です。

〔「117頭の内訳」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。117頭の内訳、こちらにつきましては全てアライグマという形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 全てアライグマということですか。

それから、再質1点ですけれども、町内の外来生物の増減、これは捕獲数と相関関係がほぼあると思います。増える傾向にありますかということなのですけれども、もし分かっていたらお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁いたします。

まず、元年度と単純に比較すると、元年度が203頭で、2年度が224なので、若干増えているというところでございますけれども、おおむね200頭前後のところで推移してきましたので、2年度に関しては若干増えたかな、10%ぐらい増えてしまったのかなというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 先ほどの外来生物のアライグマの駆除なのですが、地域的にはどこが多くなっているか。ある程度の分析はできていると思うのですが、市街地の中ほどどの程度入ってきてているのか伺いたいと思います。

それと、令和2年度で埋立ての申請数というのはどのぐらい……

○松本美子委員長 申し訳ないのですけれども、渋谷委員、ページ数を先に言っていただかないと……

○渋谷登美子委員 すみません。これは、ページ数はないです。外来生物に関しては96ページですけれども、埋立ての協議についてはあったかどうかなので、これは申請があったかどうかなので、それはページ数に出ていません。

○松本美子委員長 それでは、千野副課長に答弁をお願いいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁させていただきます。

外来生物の関係で、市街地の中にどれぐらいというお話をされたのですけれども、大字ごとに何件というのは特に把握しておりませんで、全町にわたってアライグマ発生しているものですから、被害があるものですから、市街地である菅谷地内でもありますし、平沢地内とかそういったところも多く捕まっているところでございます。

それから、埋立ての件数、これは条例の許可を得た件数ということでよろしいでしょうか。

○渋谷登美子委員 申請です。

○千野政昭環境課環境担当副課長 土砂の搬入を伴うものの件数でよろしいですか。要は切土、盛土の関係もあるので、切土、盛土は何件かあったのですけれども、土砂の搬入に関しては特になかったというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 アライグマの地域的なものと、全町的になってきているということだと、200頭前後だけれども、全町的になってきていて、市街地の中に、令和2年度は菅谷の中にも入ってきたとかということですよね。志賀地区にも入ってきたのかな、全町的となると。そうすると、かなり広がってきていて、もう嵐山町町内はアライグマが闊歩しているような状況になっているということでしょうか、伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 答弁させていただきます。

先ほど言った菅谷地内ですか平沢地内、こちらにも件数が出てきているというだけあって、数が多く発生しているということではございません。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 外来生物なので、本来入ってきてはいけない生物なので、それが200頭前後で動いていて、その程度で定着しているということで、多くはないということなのですけれども、もっとこれについては、どこにというのはある程度把握していないと、どこにすみかがあるかというのは把握している必要があると思うのですが、それは把握されていなかったということでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

千野副課長、お願ひいたします。

○千野政昭環境課環境担当副課長 アライグマに関しましては、基本的に家屋被害ですか農業被害、こちらがあって、申請に基づいて箱わなを設置するものですから、今現在町内で70か所以上、箱わなが設置されておりますので、設置された件数を具体的に集計すれば、どこの地区は何件だというのは分かりますけれども、そこまではいまいち把握していないというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩させていただきます。ご苦労さまでした。

休 憇 午前10時56分

再 開 午前10時58分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私からは3点でございます。

説明書の101ページ、農業次世代人材投資資金、3人でという形になってますが、この内容をちょっと教えていただきたいというのが、まず1点です。

それから次に、102ページの21で賠償金という形で書いてあるのですが、どういった形で賠償金という形になったのか、それをちょっと教えていただきたいということ、これが2点目です。

それと、もう一つは103ページ、これは多面的機能支援事業ということで9件ということですが、この多面的機能支援事業というのはそもそもどういったものなのかということです。この3点をお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 補償金の関係ということでよろしいですか。7万円の農業の。

○狩守勝義委員 補償金ですね、補償金。ごめんなさい。賠償金ではなくて。

○松本美子委員長 それでは、答弁に移らせていただきます。

それでは、中村副課長に答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、101ページ、農業次世代人材投資資金ということで説明させていただきます。

こちらのほうは、県の補助金で10分の10でございまして、新規就農者が経営を開始するとき、5年間補助金がいただけるということで、いつでも年額が150万円になっております。3人対象者がございまして、1人目の方は2年目で150万円、もう一人の方は4年目で、この方も満額の150万円、もう一人の方は5年目の前期分ということで、そもそも前期から始めたもので、終わりも前期ということで75万円になっております。合計が375万円ということです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきますが、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

賠償金7万円の件でございますけれども、こちらにつきましては、今町のほうから行政財産使用料ということで、花見台工業団地の第三調整池、こちらを貸付けをさせていただいてございます。本来あそこのため池につきましては、下流域の長沼下土地改良組合、勝田土地改良組合のほうが水利権を持ってございます。そういう関係で、

地元のそこを行政財産として活用させていただいているわけでございますけれども、地元との協議の中で、水利の補償金という形で毎年7万円のほうを支払いさせていただいている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 続きまして、多面的機能支払交付金の事業につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、各嵐山町内の10土地改良組合等ございますけれども、そのうちの9地区につきまして、その土地改良組合と地域の住民の方々が町道でそのエリアの農道であったり、水路であったり、ため池であったり、そういうしたものにつきまして、草刈りであったりだとか、農道の補修工事、そういうものを地域でやっていただいてございます。そういう地域につきまして、事業区域内の面積に応じまして国、県から交付金が支払われてございますので、それに基づきまして、事業区域の面積割に応じて交付金のほうを支払わせていただいているというものでございます。現在町内で9地区の活動区域がございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 1点だけ、もう一度質問させていただきたいのですが、この次世代人材投資資金のほうですけれども、3人新規ということですけれども、1人辞退したことではなかったですか。それは私の勘違いですか。

○松本美子委員長 それでは、中村副課長、答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 次世代投資育成金の関係ですが、2年度に限つては辞退する方はおりませんでした。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 100ページの1番のところの地産地消の事業ですけれども、こちらが倍になっているわけですけれども、内容について伺います。

ページ数はないのですけれども、102、103がため池のことなのですが、令和2年度にため池の農業委員さんに応募していたわけですけれども、残念ながらそれが駄目だ

ったわけなのですけれども、理由についてお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、中村副課長、答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、100ページの地産地消事業の関係の説明をさせていただきます。

こちらのほうは、令和2年度に農林61号の関係で、めんこ61協賛店スタンプラリーを行いました。スタンプラリーの開催に際しまして、のぼり旗33本、あとはスタンプラリーのチラシ、そういうものを消耗品として購入しました。また、協賛店が15店舗おりますが、その中の町内のパン屋さんですか、農林61号を使った商品を開発するということで、製粉済みの小麦粉を購入して試験的に提供したという内容でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、農業委員さんのほうの補助金の関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

令和2年度につきましては、支出のほうはさせていただいてございません。令和2年度に申請をさせていただきまして、二次審査まで行ったわけでございますけれども、最終的に審査委員会のほうから、やはりため池の他の地域との差別化といいますか、区別化、それはどこがどういうふうな形で違うのか。また、そういうものを今後どういった形で保全していくのか、そういうよかったですと指摘されている事項がございましたので、令和3年の3月の幹事会の中でご相談を、協議をさせていただきまして、再度チャレンジをするということで、その反省点等を検討、指摘事項を踏まえて再度これから申請に向かっていきたいということで、今年度につきましては予算のほうを計上させていただいているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 100ページだけ再質問します。

地産地消でスタンプラリーをやり、いろいろなグッズも買ったり、協賛店も増えているということなのですけれども、農林61号自体は何トンぐらい取れて、この事業によって売上げは幾らぐらい上がったのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思

います。

○松本美子委員長 それでは、中村副課長、答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えいたします。

令和2年度の農林61号の作付面積が13.5ヘクタールということで、全てのトン数32.4トンという量が収穫されました。

また、協賛店等の売上げでございますが、残念ながらちょっと売上げのほうは把握してございません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 1点だけお尋ねします。

農業者支援事業の12番の委託料のところです。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○山田良秋委員 失礼しました。100ページです。

○松本美子委員長 すみませんが、100ページでよろしいですか。

○山田良秋委員 100ページです。失礼しました。12番の有害鳥獣捕獲委託事業の関係です。まず、1点目はセイメイファーム周辺で被害を被るカラス、この追い払いもこの事業に含まれているのかということ。

それから、2点目はタヌキの捕獲、これは地域支援課の外来生物駆除でなく、ここに該当するのかということです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願ひいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、有害鳥獣駆除についてお答えいたします。

有害鳥獣捕獲委託事業としまして、小川獣友会嵐山支部のほうに委託しております。期間は、表にあるとおりでございますが、その中でカラスも捕獲の対象になっております。実績ですが、39羽という捕獲数になります。

なお、追い払いにつきましては、捕獲でありますので、やってございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、引き続き杉田農政課長、答弁をお願いいたします。

○杉田哲男農政課長 それでは、タヌキの件につきまして私のほうから答えさせていただきたいと思います。

有害鳥獣駆除ということでございますので、我々としますと農業者から、どういった野生生物において、これは在来種になりますけれども、どういうふうな被害があつたかということにおきまして、これは環境サイドのほうになりますけれども、有害鳥獣の捕獲の許可をいただきます。ということでございますので、基本的にはその種に応じて捕獲のほうを行うということでございますので、在来種でタヌキの被害があつたということであれば、その駆除する動物の中にそれを取り込むということは可能かと思いますけれども、今現在直接的に、足跡等で区別をするという、分別をするというところになるかと思いますけれども、特にタヌキから被害が多いという状況はちょっと耳にしてはございません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 どうもありがとうございました。77万円、獵友会嵐山支部ということで、委託料で、この成果の顕著なものですか、それが分かるようでしたら教えてほしいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中村副課長、答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、実績についてお答えいたします。

まず、カラスは先ほどお答えしたとおり39羽でございます。スズメが9羽、ハトが9羽、ヒヨドリはゼロでございます。ムクドリについてもゼロ、イノシシが10頭、鹿13頭。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 何点かあるのですけれども、質問いたします。

最初に、100ページなのですが、職員手當の中に時間外の勤務手当がございます。農政課の課員の動きを見ていますと、主に内勤というより、外でいろんな各種団体の

ところに出向いていった、そういうようなものが多いのではないかというふうに思うのですが、実態、質問したことがないものですから、一度把握しておきたいなと思いまして。

次に、101ページの上段ですけれども、農業者のフォローアップがついていますが、前のページのフォローアップの事業については、これは分かれますが、コロナ対策、いわゆる臨時交付金の関係かなというふうに、それで大きく農業者の方にはメリットがあったかなというふうに思うのですが、内容をお聞きいたします。

それと、確認なのですが、千年の苑の事業で土地購入費がございますけれども、これは駐車場のところの整備したところの土地というふうに思っているのですが、確認ですが、教えてください。

それと、最後になりますが、103ページの林業の振興事業なのですが、伐採委託等、公共用地を中心に毎年進めていますが、今年はどこの地域だったのかお聞きをしたいというふうに思います。できればそこのところの成果をお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、杉田農政課長、答弁をお願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

私のほうからは、農業総務費の時間外手当につきましてお答えさせていただきたいと思います。令和2年度につきましては、93万8,007円ということでございます。委員ご指摘のとおり、我々農政課の職員につきましては、昼間は現場と農業者との接触であったり、会議等がございます。そういう事務的な経費で、やはり夜間に、どうしても期限がございますので、そういう中で対応を取らなければならないというものにつきましては、必要最小限ではございますけれども、時間外手当のほうをいただきましてやらせていただいているというふうな状況でございます。

職員の人事の関係もございますので、やはり新規というか、異動してきた職員等が発生した場合につきましては、多少こういった時間も多くなるわけでございますけれども、令和2年度につきましては約200万円程度の時間外でございましたけれども、令和2年度につきましてはこちらのほうの金額で収まったというふうな状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中村副課長、引き続き答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、101ページの農業者フォローアップ

事業についてお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、前ページに、100ページに載っていますフォローアップというのと、通常毎年やっているものであります。こちらの予算につきましては、前年度に認定農業者と直売所生産組合の組合員からいろいろ徴収しまして、ご要望いただきまして予算取りをするというものでございます。なかなかこちらの要望に添えない状態でございまして、次のページにございます農業者のフォローアップ、2点ございますが、委員のおっしゃるとおり地方創生の臨時交付金を使用しまして実施したものでございます。

まず、新型コロナウイルスの感染対策分でございますが、こちらはコロナの影響によって運営等で影響を受けている酪農家ですとか、イチゴ農家、新規就農者、有害鳥獣に苦しむ農家を支援するために補助金を準備いたしました。こちらのほうは、補助金が10分の10以内ということで、南部堆肥、施設の修繕費ですとか、らん丸塾、これは新規就農者の支援になるのですけれども、トラクター、リースで行っていましたものを購入したものに充てましたり、同じくらん丸塾の杉山の圃場に井戸を掘りましたり、そういうことに使っております。

また、酪農家の支援といたしまして、飼料用の種子を補助いたしました。また、イチゴ農家に対しても、終息後のお客さんを戻す準備ということで、イチゴの苗を1万3,200株ほど補助いたしました。

また、ふだんのフォローアップでは電気柵のほうは補助しておりませんが、いろいろなご要望、農協の補助金もございますが、なかなか皆さんに、電気柵は人気がありますので、回らないという声を聞いておりますので、こちらの電気柵についても9名の方に補助をしました。

続きまして、農業者フォローアップの地域経済活性化分ということで説明します。こちらもコロナ終息後の客の増加と売上げアップを応援するために準備してございました。補助率は、同じく10分の10以内ということで、内容につきましては直売所の生産組合、なかなか売場のほうの冷蔵庫等も足りておりませんので、平冷蔵庫購入に補助しました。

また、売上げアップというか、営業時間も短縮してコロナ禍の中営業しておりますので、リピーターを生むために生産組合サービス品ということで、1,500円以上買った方には150円のジャガイモですとか、そういうお野菜の小袋を用意しましてプレ

ゼントしたというサービスを行ったものに対してフォローアップで補助しました。

また、比企のらぼう菜のほうには、のらぼう菜というと収穫時期がございますので、特産品にいろいろ使うためには、加工して乾燥させてフレーバーにすれば、通年パンであったり、ケーキであったり、いろんな使用用途がございますので、そういうたのらぼう菜を乾燥させるための乾燥機購入のために補助してございます。

また、生産組合に対しましては屋内の販売、なかなかこういう時期でございますので、あまり好ましくないということで、外の売場を確保するということで、外の売出し等で使う屋外のアンプ、スピーカーのアンプですね、そちらのほうに補助をしました。

また、味彩工房に対しまして、タケノコ等、使用用途はいろいろございますが、真空パックをするための機械の購入に充てました。

そのほか、ちょっとたくさんあるのですけれども、農林61号を使った協賛店の方もお店を構えてなかなか頑張っているということで、カフェの童音舞さんがコロナ対策として間取りを改修するということで、改修費を補助しましたり、カフェわさん、こちらも農林61号を使ったレモンケーキ等が大変好評でございましたので、スタンドミニサー等を購入したものに補助し、もろもろが補助されてこの390万7,000円になったものです。

続きまして、土地購入費でございます。こちらが千年の苑の土地、これは駐車場でございます。駐車場につきましては、土地開発公社で購入していただきましたので、そちらの勧奨金ということになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、杉田農政課長、答弁をお願いいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、林業振興事業のほうの里地里山の再生事業につきましてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、県のほうの10分の10の補助金をいただきまして、施工箇所といたしましては越畠2か所、千手堂地区で小千代山と千手堂地内1か所ずつということで、合計4か所でございます。

以上です。

○松本美子委員長 申し訳ございませんけれども、審議の途中ではございますけれども、1時間以上たっていますので、ここで40分までお休みをさせていただき、暫時休憩と

させていただきます。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時38分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑の途中でしたので、引き続き行いたいと思います。

長島委員さんからの質疑なのですけれども、その前に答弁漏れということがございましたので、農政課長より答弁をもう一度お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 答弁漏れがありました。大変失礼いたしました。実績、成果でございますけれども、その4か所の中で、合計といたしまして面積で3.97ヘクタールの刈り払い等の事業が実施をさせていただいてございます。また、枯損木といたしまして637本の枯損木の伐採ができたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞお願ひいたします。

○長島邦夫委員 では、何点か再質問するところがあるのですけれども、お願ひします。時間外勤務手当のところですけれども、農政課の職員さん、たくさんいらっしゃいますが、全ての方がそのような場に、時間外のところに当たるという可能性があるのですね。そのところはちょっと分からぬから、お聞きをしたいと思います。

それと、2点目なのですけれども、101ページの今言ったフォローアップの関係、随分詳しく説明していただきありがとうございました。想像している以上に皆さんが困っているという話はいろんな部分で聞きました。生産しても売り先がなかなか詰まってしまっていて売れないのだと、そういう場合にはもう捨てるしか方法がないので、他人にあげたりなんかするのだけれども、営業で作っているのだから、そういうわけにはなかなかいかないのだよという話を聞きまして、こういうふうにフォローアップ、援助していただいたところが次に大きくながるのではないかというふうに思うのですが、であってもまだこのほかにも援助し切れなかつたというところがもしあったら教えていただきたい。自分では、そうそう把握しているわけではないのですけれども、あつたら教えてください。

それと最後に、答弁漏れでお話ししていただいたのは農林振興事業のところだとい

うふうに思うのですが、全て予定していたもの、予定も聞いていますが、予定していたものが全て終わったのかどうか、この年度初めに予算化した中で全て終わったのかどうか、そのところだけ確認させてください。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、杉田農政課長、答弁をお願いいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、時間外の関係でございますけれども、管理職を除く方につきましては時間外の対象になってございます。その方々の進捗状況であったり、また農業者を対象とする会議の担当者であったり、そういった方々が主に時間外の対応になるということでございますので、ご了解いただければと思います。

また、続きましてフォローアップのほうの関係でございますけれども、ハード面、そういったもので町からの支援ができるものにつきましては、こういう形で支援をさせていただいてございます。農産物の、主といたしましては生産組合員さん等々も中心になってくるわけでございますけれども、そういう一つの例といたしますと、JA埼玉中央のほうで東武東上線を活用して、ある意味閉店前で、3時であったりだとか2時であったり、売れ残り、在庫として残る部分、そういったものを月に1回であったりだとか、そういう形で池袋の駅において販売をしているというふうな努力もされているようでございます。こちらにつきましては、非常に好評をいただいているというふうに聞いてございます。

また、農業者支援事業の中で、全て今年度に終わったのかというところでございますけれども、こちらのほうの事業の中で、やはり委託等で、例えば農業振興地域の整備計画の委託であったり、そういったものにつきましては、コロナ禍の中で打合せであったり、また県との協議に時間を費やしている部分がございましたので、繰越しをさせていただいている事業が何点かございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○長島邦夫委員 あれ、農林振興事業のところを今説明してくれたの。

○松本美子委員長 そうですね。

○長島邦夫委員 そこのところの話。

○松本美子委員長 はい。

○長島邦夫委員 分かりました。

○松本美子委員長 それでは、3回目になりますけれども、お願ひします。

長島委員。

○長島邦夫委員 再質問といいますか、フォローアップのところでございますけれども、
フォローアップのところは、臨時交付金ですからいろいろなものがてきてきて、予算
があるわけではなくて、そのところに十分に配付をしたというふうに思うのですが、
やっぱり短期間の間でやったというふうに思います。ですから、そのところに漏れ
というか、要望は出ていたのだけれども、そこまで時間が切れてしまったとか、そ
ういうものもあったのかどうかということをちょっとお聞きしたいのです。

○松本美子委員長 それでは、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、国の感染対策分、また次期作のための要件というものがござ
いますので、それに合致しているものを拾い上げをさせていただきまして、事業の
完了年度内に完了する見込みのあるものということで採択をさせていただいてござ
いますので、全て年度内に終了しているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 99ページの四角の表ですけれども、遊休農地現地調査確認用図面作成
業務委託、両備システムズに。これは毎年やるものだと、農地法でやるものだという
答弁を昨年していましたけれども、昨年と今年、今年というか、どの程度の違いがあ
るのかを伺いたいと思います。

それから、100ページの有害鳥獣の件なのですけれども、この金額、事業費が昨年
より減っているわけです。結果が、カラスが39羽、スズメが9羽等々、昨年よりこれ
は少なかったので事業費も減ったということなのでしょうか、その点を伺いたいと思
います。

それから、101ページの千年の苑事業なのですけれども、大体1年間に2,700万円く
らいはかかるというふうに見ていいのか伺いたいと思います。

それと、一番下に返還金が、1,026円で僅かですけれども、これはなぜこの金額が
発生したのか伺いたいと思います。

それから、102ページの下の……103ページのほうがいいな、この調査しているわけですけれども、この結果をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 99ページの農業委員会費のほうの委託料でございます。遊休農地の現地確認の図面の作成料でございますけれども、こちらにつきましては11月に意向調査等々に基づきましたA判定をされている農地、B判定をされている農地、そういうものを踏まえまして調査のほうをさせていただいている基礎資料となるものでございます。これにつきましては、変更があったのかということでございますけれども、やはり荒廃農地、Bランクに当たるものでございますけれども、保全管理からなかなか手が回らなくなつてB判定に行つてしまつたというものにつきましては微増でございました。何筆かということにつきましては、ちょっと今詳細のほうは答えられませんけれども、特に将軍沢地域であつたりですとか、そういう8つのエリアはなかなか手が回らなくなつてきている状況なのかなというふうに感じております。

私のほうからは以上です。

○松本美子委員長 それでは、中村副課長、答弁をお願いいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 続きまして、101ページの千年の苑事業の推進協議会への関係をお答えいたします。

大きく分けまして事務費と事業費になってございます。この中で管理事業ということで、らんざん営農さんの委託料というのがかなりウエートを占めております。

また、令和2年度に関しましては、そのほかに排水対策ということにかなり重点を置きまして、水路のしゅんせつ工事と先ほどの水路、大きい水路2本ございますので、そちらのほうの排水対策、またはラベンダーの苗等不足分を購入した、そういうものに使わせていただきました。

また、次のその下に書かれております返還金でございますが、こちらは地方創生交付金、地域支援のほうで申請のほうをしていただいておりますが、30年度の確定額と実績額の差額が生じたということで、こちらのほうは返還したという金額です。

続きまして、有害鳥獣の委託費でございますが、こちらのほうは特に実績が変わつたからというものではありませんで、2年度の委託費が単純に単価等の関係で77万

円になったものでございます。

続きまして、102ページのハザードマップでございます。こちらのほう、農業水路等長寿命化・防災減災事業ということで、ハザードマップの作成でございまして、その前年度に17か所、防災重点ため池が27か所ございまして、そのうちの花見台を除く24か所が防災重点ため池となっておりますので、この辺の作成が、前年度の17か所の残りの2年度は7か所ということで作成した委託でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて杉田農政課長、答弁をお願いします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

ため池のほうの耐震診断であったり、そういうものをここ何年か実施をさせていただいてございます。先ほど副課長からお話をありましたけれども、27か所のうち花見台を除く24か所につきまして調査をさせていただいてございまして、豪雨の耐性評価、そういうものにつきましては、基準値をクリアしているものは1か所のみでございます。耐震の診断、こちらにつきましては24か所中6か所が基準値を超えており、オーケーであるということでございますので、それ以外のため池につきましては今後何らかの改修工事が、発生が出てくるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑どうぞ。

○川口浩史委員 この99ページの関係なのですけれども、2か所の保全がAからBに変わったということで、現状しようがないかなとは思うのですけれども、これは法律で調査することになっているわけです。国からは、何か指導というか、方向性のあるものは来ているのでしょうか。取りあえず調査だけなのか、何か来ているのかどうか伺いたいと思います。

それから、有害鳥獣の件なのですが、単価が下がったという答弁でした。そうすると、単価が下がったというのは、町としてはいいのですけれども、獣友会としては、では今これは何人でやっているのですか。人数も少なくなつて、さらに単価も下がつたと。そうすると、ますます魅力のないことになっていきますよね。ちょっとその辺はいかがなものかなとも思いましたので、なぜ単価を下げたのか伺いたいと思うのです。この方たちがいるから生産物の被害が防げているわけです。ぜひこの被害額というのも出していくようにしていってほしいのです。そうでないと、やっぱりどうして

も対策が十分なことができない、できてはいないと、これは環境課のほうもそうですね。そういうふうなことになってしまうと思います。これ言うと、もうこれ以上言うと予算の分野だよと言われるから、この程度に収めておきます。

千年の苑、そうすると排水対策の関係とラベンダーの不足分を除けば、大体1年間はかかる金額になるということですね。ちょっとどのぐらいになるのか。いや、このところの事業費の、これが排水対策ですよ、これがラベンダーですよというの、金額が分かればちょっと教えてもらえないでしょうか。

沼の調査の件ですけれども、対応は今後していくと。今年度は、今の新しい年度では入っているのかな、ちょっとその辺伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、99ページの農地のほうの判定の関係でございます。こちらにつきましては、やはり谷津田の中でB判定、これはもう耕作不能というか、そういったところにつきましては、今国の指導の中では近隣の農地に支障のないものにつきましては、林野化したような箇所につきましては非農地判定を行っていくというふうな指導もございますので、現状把握をさせていただいて、地主の意向等も含めて近隣の農地に影響のないものにつきましては、そういった対策も必要になってくるのかなというふうに考えてございます。

続きまして、有害鳥獣駆除でございますけれども、こちらにつきましては獣友会の人数の方も減少傾向にございます。町といたしましては、環境保全型農業の中で獣友の銃器であったり、わなであったり、そういった資格を取得する方につきましては補助をさせていただきながら、増加に向けての支援をさせていただいているというふうな状況でございます。町といたしましても、限られた予算の中でございますので、獣友会の方々に負担をお願いしているということは重々ご理解はしてございますけれども、こういった形で調整を取らせていただきながら実施をしているというふうなところでございます。

続きまして、千年の苑事業のほうでございます。一般的に令和2年度の中で圃場の草むしりであったり、管理であったり、通常の経費でございますけれども、人件費相

当額として考えていただいていると思いますけれども、大体1,320万円をそういった通年の管理の中で委託をお願いしている状況でございます。それ以外の費用につきましては、枯れてしまったラベンダーの苗であったり、肥料であったり、そういった対策費に充てさせていただいているというふうな内容でございます。

続きまして、ため池のほうでございますけれども、こちらにつきましては、今年度調査、点検等々が終わりましたので、これは国土強靭化事業、そういった国のほうの施策のところもございますので、今後この24か所につきましては整備計画を立てながら、年次的にこれらの対策工事のほうを、ハード面を、来年、再来年以降になるかと思いますけれども、実施をさせていただくということで、これは時限立法で、国のほうでこの期間までということでの財政支援がございますので、有利な状況に合わせながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔「獣友会の人数」と言う人あり〕

○松本美子委員長 獣友会の人数ということで、すみません。

それでは、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 失礼しました。獣友会の人数につきましては14名でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、引き続き農政課に関する質疑を藤野委員にお願いします。

どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは101ページです。この中で、環境保全型農業推進協議会、それから農業再生協議会、それから地域6次産業化推進事業、それぞれの内容、どんなことをやったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願ひいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁いたします。

まず、環境保全型農業推進協議会でございます。こちらのほうは、生分解性マルチ活用事業の補助、または南部の有機堆肥場、有機肥料の活用推進事業としましてホールローダーのリース料を補助してございます。また、農業用の廃プラの回収、年1

回、1月でございますが、そちらのほうの回収と処理を行っております。また、有害鳥獣の被害の防除といたしまして、捕獲したものの倉庫、解体する倉庫ですか冷凍庫の購入に補助しております。

また、再生協議会でございます。こちらのほうは、農業団体の代表が構成されております委員によって、経営所得の安定対策事業のほうの事務的な補助、取りまとめ等の支援に補助しております。

環境保全型農業の直接支払いがございます。3件と書いてありますが、こちらのほうは団体に補助しております、化学肥料や農薬の慣行レベル50減などを実施している3団体に補助しているものでございます。

6次産業化の事業でございますが、こちらのほうは農林61号を使用したパン屋さんが新規にできまして、そちらのほうの業務用の機械、パンをこねる機械の購入の助成に補助したものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。2回目です。

○藤野和美委員 そうしますと、環境保全型農業推進協議会、協議会そのもので協議をしているというよりも、いろんな施策に対して援助しているというふうなことなのです。

それから、再生協議会についても、協議会そのものを行っているよりも、この中で支援等しているというふうに理解していいのでしょうか。会議等をしているのであれば、それをどういう形のメンバーで、何回しているとかあれば教えていただきたいと思うのです。

それから、農業支払い3件というのが、団体3件ですけれども、どのような団体があつているのか、構成をしながらこういうことに取り組んでいるのかということがあれば教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

中村副課長、お願ひいたします。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 再生協議会の会議でございますが、大きい会議が、まず大体9月にやっておりますが、これはブロックローテーションの関係、土地利用の調整協議会ということで担い手さんを中心に行っております。また、10月には、例年なのですけれども、転作のブロックの作付の調整会議、こちらも認定農業者等と

行っております。そのほか幹事会等も数回やっております。

続きまして、環境保全型農業の直接支払いのほうなのですけれども、3団体ということで、らんざん営農さん、それからこれは小川の団体ですが、圃場が嵐山町内でございますので、地場産研究会……

〔「違う、違う、協議会だ、協議会」と言う人
あり〕

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから環境保全型農業推進協議会の構成のほうにつきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、従来防除協議会というものがございまして、空中散布であつたり、水稻等の防除、そういうものを検討させていただいた団体でございますけれども、時代の流れとともに今の時代に合わせた形での対策をということでの協議をする会でございます。会長といたしましては、町のほうがさせていただいてございまして、参与として県の農林振興センターであつたり、農業協働組合、県の農業共済、また農業委員会、土地改良の連絡協議会、また南部堆肥生産組合、鳥獣保護委員等々がメンバーというふうな形でなってございます。

基本的にはどういったものをということで、事業計画といたしますと、水稻の温湯消毒、そういうものの実施であつたり、取りまとめであつたり、また有機肥料の利活用の推進を協議、また農業用の廃プラスチック、そういうものの適正な処理に係る推進であつたり、小麦等の赤カビの防除、また先ほど来ご質問いただいていますけれども、有害鳥獣対策、こういったものをどういう形でやっていくのか、そういう対策のほうを協議しながら、事業実施に向けての取組を行っていく協議をさせていただく団体というものでございます。

再生協議会のほうにつきましては、先ほどお話をさせていただきました国の転作制度でございますけれども、経営所得安定化対策、こちらの推進に係る事務費ということで、国のほうからそういう臨時職員の経費であつたり、取りまとめの経費であつたり、補助のほうが10割来るわけでございますけれども、その事務実施を行っていただくための補助金という内容でございます。

続きまして、6次産業化のほうでございますけれども、先ほど説明のほうをさせて

いただきましたけれども、めんこ、小麦農林61の利活用を推進するために、新たに町内のほうに店舗ということで、その61号をパンに加工するための機材の一部のほうを補助させていただいたというふうな内容でございます。こちらにつきましては1件でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑がないようでございますので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

再開につきましては1時30分とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

休 憩 午後 零時09分

再 開 午後 1時27分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

では、質疑のある方はどうぞ。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私からは、1点伺いたいと思います。

説明書の105ページ、地域商業等活力創出支援事業について伺いたいと思うのですが、この推進委員会に対して200万円ほど一応補助金が出ているのですが、当然これは地域商業の活力創出についていろいろ話し合い等、議論されていると思うのですが、その実績でどういうふうなものがあるのか、それを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

大島副課長、お願ひいたします。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

嵐山町商工会の地域商業等活力創出推進委員会、こちらの実績になりますけれども、令和2年度、まず事業といたしまして、1つ目が嵐山さくらまつりの開催に当たるものがございます。ただし、こちらにつきましては、令和2年度、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

2つ目が空き店舗活用補助金でございます。こちらにつきましては、事業所のぱん工房たろたろさんに対しまして、空き店舗の活用ということで補助金を交付いたしております。補助金額は50万円でございます。

3つ目がまちゼミ事業に関わる事業者向けセミナーです。こちらにつきましては町内事業者が講師となりまして、専門店ならではの知識などを一般消費者向けのセミナーを開催することで、販路開拓、新規顧客獲得を目標とする事業でございます。こちらにつきましても、緊急事態宣言が発出されたため、開催が延期、中止となりました。ただし、各店舗同士で個別に対応している案件があるかもしれませんけれども、ちょっとそちらまでは把握ができておりません。

4つ目につきましては、飲食店等応援事業でございます。こちらの事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店への来店客の減少に伴う厳しい状況を鑑みまして、飲食店のテークアウトやデリバリーの情報を集約し、町民の皆様へ周知する取組でございました。こちらにつきましては、嵐山町の広報、昨年度の6月号への差し込みと、嵐山町を中心としました読売新聞と朝日新聞への折り込み、こちらで対応させていただきます。以上の4点が事業実績でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、狩守委員、2回目どうぞ。

○狩守勝義委員 そうすると、この200万円というのは、ただ単に委員会の例えば話合いとかそういうものではなくて、今の4つの事業に対して、さらに補助金を分配とかと、そういう形でやられているというふうに解釈してよろしいわけですか。

○松本美子委員長 それでは、お願ひいたします。

大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 委員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○松本美子委員長 次に質疑のある方はどうぞ。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 106ページ、お願いします。2件あります。

1点目は、下のほうですけれども、消費者行政推進事業のところの18の負担金、東松山市消費生活センター、この内容をお尋ねします。

それから、2点目はその下の観光総務事業ですけれども、負担金の、3か所ありま

す、日本さくらの会、それから全国京都会議、それから埼玉県外国人観光客誘致推進協議会ですか、この負担金、どんな会なのか、内容をお尋ねします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤永企業支援課長、答弁お願ひいたします。

○藤永政昭企業支援課長 お待たせしまして、すみませんです。それでは、まず最初の東松山市消費生活センターの負担金の内容でございます。こちらにつきましては消費者相談、そういったものの相談を、今比企のほうでは東松山市のはうでやっていただいておりまして、それに伴う負担金のほうをお支払いしているという状況でございます。

続きまして、日本さくらの会の負担金の内容でございます。こちらにつきましては、財団法人のほうでさくらの会という会がございまして、これは全国でやっている会になります。これは、嵐山町の場合につきましても都幾川の桜堤の桜並木、約2キロほどあります。また、その他笛吹峠の桜、また古里のほうにも桜並木観光という形での維持管理をさせていただいております。それに伴いまして、このさくらの会のほうに加盟しております、2年前にもこのさくらの会の桜の木に詳しい方、ちょっと来ていただいて、状況のほうもいろいろ見ていただいたとか、そういった経緯がございます。それは会費を負担していれば、無料でそういった相談にも乗っていただいたり、実際に見に来ていただいて確認をしていただいたりとかというのをしていただいている、そんなような状況でございます。

続きまして、全国京都会議でございます。これも名前のとおり、全国的に、嵐山町の場合には小京都嵐山ということで、京都の嵐山に絡んだ観光地というところも売りに出しておりますので、そういったところでこちらのほうに加盟して負担金のほうをお支払いしております。これは全国的にやっていますので、全国の総会だとかそういったものについては、全国各地、これは各加盟している市町村が手を挙げて、うちのほうで開催してくださいという形で開催しているようでございますので、この辺、埼玉県内でここ何年かの実績を見ますと、埼玉県内ではそういった総会だとか、会議というのは行われてはいないのですけれども、なかなか遠くの開催が多いものですから、そういった会議に実質参加はしておりませんが、負担金のほうを納めながら、加盟している団体の観光に関してのPR、そういったものを一緒にやっていただいている、そういうような会になっております。

続きまして、埼玉県外国人観光客誘致推進協議会、これにつきましては県内の観光地、これは外国人の観光客を誘致することを促進、振興を図るということを目的に組織されている協議会でございまして、観光に関しまして各市町村、全団体とは限らないのですけれども、観光励行をやっているような市町村については、この協議会のほうに加盟しているというような状況で、観光客誘致に向けての観光のPR、そういうしたものをしていただいているという内容でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 どうもありがとうございました。

1点目の内容については、東松山市でやっている、それのあれですね。

それから、さくらの会、あるいは京都会議、外国人誘致、これはPRと一緒にやつてもらっているという、5万円払ってメリットがあるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○松本美子委員長 ほかに。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 106ページから3点ほどあるのですけれども、聞きます。

最初に、一番上段の元気回復会議の成果をまずお聞きいたします。

それと、その下に、これは新規なのですけれども、販売促進支援給付金事業、内容を、何に使ったのか。多分支援しているわけですから、給付しているわけですから、その給付したところがあるのですけれども、それに給付したことによって、何かこういう成果がありましたとか、そういう報告までいただいているのかどうか、お聞きをします。

それと、その下の補助金で、嵐山町商工会に対して184万9,000円していますが、内容的には分かっています。コロナの関係で、コロナ禍において、いろんな給付事業が出てきたときに、どこでも支援、自分、全部やらなくてはならないかというときに、商工会のほうでいろいろ説明、応対、申請の代行等もやっていただいたという事業内容は分かっていますが、成果的にどうだったか。どのような件数があって、こういう効果がありましたというところを教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、藤永企業支援課長、答弁をお願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 では最初に、元気回復会議の関係でお答えさせていただきま

す。

この元気回復会議は、名前でいくと何か会議を持っているような名称に、以前からちょっとご質問を受けて、思うのですが、元気回復会議というのは、昨年度はちょっとコロナの関係と、また観光協会のほうがいろいろ改革をしまして、DMO化に向けていろいろ観光協会自体も動きがありましたものですから、実際に会議というのは昨年度はなかったと思います。今までですと、商工会、観光協会、町と、そこでいろいろ何回か会議をして、活性化のほうの会議のほうをしていたという経緯なのですが、昨年度は会議自体はたしかございませんでした。

こちらの回復会議のほうの予算の関係なのですが、主に嵐なびのほうの販売等、そういうものの人件費、そこが主で予算のほうをお願いしていただいております。

成果につきましては、いろいろ嵐なび等も、各観光協会事務局が年度途中、ちょうど移転をしたりだとか、そういうところも含めて、少し県内の店舗だとか、そういうのも少しずつですけれども、商品を増やしたりだとか、場所のスペースとともに模様替えといいますか、そういうのも考えながらやっていって、そういったところでいろいろ工夫をしながら、活性化のために動いてはいたのですが、昨年度もやっぱりコロナの影響でなかなか、観光客数というのがかなり激減しておりますので、そういった意味で実際に数字としてというのは、どうしても売上げから何から、前年度に比べれば落ちておりますので、なかなか成果というと、ちょっと比較がしづらい部分もありますが、いろいろ行った方で話を聞きますと、大分変わってきてよくなったねとか、商品の数が増えてきたねとか、いろいろそういうご意見もいただきますので、そういう意味では今後コロナのほうが収まってくれれば、成果のほうもだんだん見えてくるのかなというふうには思っているところでございます。

続きまして、コロナ対策の販売促進の関係でございます。販売促進の関係につきましては、こちらにつきましては町内事業者向けの支援という形で実施をさせていただいております。こちらにつきましては、経営革新計画、これを策定しまして、もしくは計画を実施している業者さん、そういう業者さんに対して、いろいろこれから経営のほうを促進していくというところの事業者さん向けに10万円を上限とした給付金のほうを支払ったという内容でございます。

主な内容につきましては、例えば機械装置等を設置するだとか、そういう費用だとか、広報関係、チラシを作つて配布したりだとか、ホームページ、例えば作つてP

Rしていくとか、または展示会等に出展するだとか、そういうことで促進に向けてやりますというところの事業者さん向けに支援のほうをさせていただいております。補助を受けた業者さんから実際成果どうだったのというのは、ちょっと確認のほうはできておりませんが、現実、皆さん、このコロナのほうの対策として前向きにやっている事業者さんのはうが申請のほうを出してきたと思っておりますので、そういう意味では、ちょっと成果というよりは今後事業を続けていくという意欲を持ってもらう分にはよかったですかなというふうには思っております。

また、商工会の補助金の関係でございます。こちらにつきましては、委員さんご質問のとおり申請の相談窓口のほうを開設して、主にそちらのはう、人件費、そういうものを含めて補助金のほうを出させていただきました。社労士さんのはうにも依頼して、相談のほうもやらせていただいているというところでございます。

相談件数につきましては、令和2年度分としての全部の相談件数というのが、2年度で366件の相談件数でございます。事業者数でいきますと256事業者、1事業者で複数回相談に見えられたということもありますので、そういう意味で数字のほうは相談件数が多くなっているということでございます。

成果としましては、例えば国のはうで進めております持続化給付金ですか、国のはうにも申請を出す、また町のはうでも支援の、町のはうの支援の申請の中身というのはそんな難しい内容にはしなかったのですが、そういうところの相談をしながら、商工会さんのはうで指導しながら、申請のほうがスムーズにできているかなというところではよかったですかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、少し再質問させていただきます。

元気回復会議なのですけれども、何年かたっているからというか、私が当初に話を聞いている限りだと、商工会の関係の役員ですとか、町の執行に近い方だとか、企業の課の担当の方だとかが集まって、嵐山町を元気にしていくにはどうしたらいいかということで始めたというふうに、いろんな会議を持ったというふうに聞いています。ですから、この年度にどのようなあれがあったかなと思って聞きたかったのですけれども、会議等はやっていないと、嵐なびのほうの支援に回っていますというふうなことでございますよね。ですけれども、元気回復会議ですから、ちょっと名前が違うの

ではないかなと、そういうイメージで持たれるかなというふうに思うので、なるべくそのように、沿ったところの会議はそういうところで出してあるわけですから、予算も通ればそういうものだというふうに思いますので、そのところはちょっと考え方か違うのではないかと思うのですけれども、言ったことに対してもう一度答弁いただきたいなと思います。

それと、販売促進のほうのことについては、本当に皆さん助かっています。いろんなことで慣れないことが出てきて、事業はどんどん、どんどん縮小していく、そういう中においてどういうことを販売促進につなげたらいいかと、みんなアイデアを考えて申請をしたというふうに思っています。ですけれども、10万円ですから、そうそうあれでもないかなというふうに思いますけれども、次のときにでもその成果というのを、必ずこういう効果があったのだというふうなことを、それは全部聞くことはできないかもしれませんけれども、事業としてやる以上は控えておいたほうがいいかなと思いますけれども、ご意見伺いたいと思います。

それと、商工会の申請の窓口については、万々歳の成果だったというふうに私も思っています。非常に良好で、大変いい成果が出たというふうに思っています。これについては再質問ございません。最初の2点だけお願ひします。

○松本美子委員長 それでは、藤永企業支援課長、答弁をお願いいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず元気回復会議の関係でございます。委員さんご指摘のとおり、会議の名前と実際中身が違うというのでしょうか、何かあまり合っていないなというのはそのとおりかなというふうに思います。現実、これは蓋を開けてみると、私のほうも元気回復会議の中身を見たときにはほぼ人件費で、結局この会議名というのはどういう意味なのだろうなというのは、ちょっとすぐにはやはり理解できないところもございましたので、そういう意味ではやはり委員さんご指摘のとおりかなと思います。

今年度から一応観光協会のほう、指定管理という形で嵐なびのほうもやりましたので、この元気回復会議につきましては、予算上はもう計上のほうはされておりませんので、かといってこれから観光協会、商工会、町、ここが全然打合せをしないで観光を進めるわけではございませんので、その都度、その都度、3つの団体、ましてやDMOに向けて観光協会は今向かっていきますので、そういう意味では随時会議というのは開かれていかなければできないのかなというふうにも思っていますので、これ

と内容に沿った、元気回復会議みたいな名前に沿った会議というのは今後行われていかなければいけないのかなというふうには思っております。

また、販売促進の関係でございます。これにつきましては、本当に成果のほうがなかなかまとめていなくて、大変申し訳なく思います。これから、まだ全然遅くはありませんので、商工会さんのほうの協力を得ながら、22件の申請ありましたので、その22者、できれば全部のところに、ちょっと成果、何かあったかどうかというのは確認してまとめたいなというふうには思っております。よろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず最初に、ページがなくて、104ページに花見台の管理センターはあるのですけれども、私の質問は花見台の企業さんの駐車場が足りないということを予算のときに質問させていただきました。その際に、もしそのようなご相談があれば相談に乗るということでございましたが、令和2年度相談はあったのかお伺いしたいと思います。

それと、もう一つが106ページの6と7、事業名が6番と7番の小規模と中小企業の給付金です。国のはうの給付金が、50%以上売上げが落ち込んだところには国でやっていただいて、今回そこから漏れた方のための中小と小規模のところの内容だというのは存じ上げておりますが、小規模のほうは63件、それで中小は98件ということでしたが、売上げが落ちたところに差し上げる給付ですので、これ全体が幾つで63件だったのか、98件だったのか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、小輪瀬企業誘致推進室長、お願ひいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、最初の花見台工業団地の企業さんから駐車場についてのご相談があったかという件についてお答えいたしたいと思います。

令和2年度には、直接企業支援課のほうに駐車場に困っているよということで相談いただいたということはありませんでした。ただ、近隣を見ますと、山を少し切って駐車場を造ったりしている企業さんも見受けられますので、企業さん、個別の対応で、企業支援課を通さずともいろいろ調整を図りながら駐車場を造っているという状況かなと思っております。全部が解消されたということではないと思いますけれども、そんな状況かなと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤永企業支援課長、お願ひいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、2つ目の給付金の関係につきましてお答えさせていただきます。

小規模事業者等応援給付金、これは委員さんおっしゃるとおり、国の持続化給付金に該当にならなかった方、20%から50%の間の減少した企業さんを助けようということでの給付金でやらせていただいて、申請のほうが63件だったということでございます。全体、町内の事業者数は、昨年度のこの頃にちょっと調査した数字でございますけれども、小規模事業者が489、中規模事業者が140、大規模事業者が3の合計632業者で、これは小規模業者という形になりますので、大規模事業者とかそういったところは該当しないというところもございますけれども、一応事業者数は今のような数字で、申請があったのが63という状況でございます。

中小企業経営継続応援金の98件、これにつきましては、この給付金の趣旨というのでしょうか、この内容というのは原則無利子の貸付制度ということで、セーフティネット保証の4号、5号とか危機関連保証という、そういう制度が国の方で始まって、こちらのほうで100万円以上の、要は資金を借り受けした業者さんに対して、少しでも救おうというところで20万円の給付という形をさせていただきましたので、小規模だとか大規模だとかということではなく、減少が大きくて金銭的に負担が大きかった業者さんを少しでも助けようというところでの支援をさせていただいたところでございます。それが98件だったということでございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 105ページの企業誘致事業なのですけれども、この川島地区地権者説明会用の資料作成業務一式で9万7,900円と。いや、すごい金額だなと思って、どういう資料を作ったのか伺いたいと思います。

それから、その下の企業奨励金、どんな企業に何をしたので渡したのかを伺いたいと思います。

それから、そのページの一番下の嵐なびの清掃なのですけれども、これは毎日やっているのでしょうか、伺いたいと思います。

108ページの観光地域づくり法人推進事業、いや、私、正直言って、DMOを取るのにこんなにお金がかかるという理解でいいのですか。これは、DMOを取るメリットというのはあるのかなと思うのですけれども、この2,300万円を取り戻すというのには相当時間がかかるのではないか。その辺の見通しも併せて、どうしてこんなにかかってしまうのか伺いたいと思います。

それから、一番下のハイカーおもてなし事業の案内板をこの前見させていただきました。関越から下りて右側に出て、その道路の右側に看板が、杉山城とあじさい寺の看板があるわけですよね。この看板を見て、杉山城跡が2つあるような感じで捉えてしまうのではないかとちょっと危惧するのですけれども、こういう看板の造り方というのは、町サイドだけでこれで造ってくださいと言ったわけなのですか。こういう看板を造っている会社に相談はしなかったのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、小輪瀬企業誘致推進室長、答弁をお願いいたします。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、説明会用の資料の素案作成ということで、こちらにつきましては前回6月議会でも全協でご説明のほうをさせていただきましたけれども、川島地区の産業系土地利用を進めるのに当たりまして、4月に地権者を対象とした説明会のほうを実施させていただいております。そのときに、地権者の皆様に事業の概要、今回業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業と、こちらの手法を使いまして進めたいのだという内容、その内容につきましてご説明して、ぜひともご協力をいただきたいという考え方をお示ししたわけなのですけれども、その内容を分かりやすく資料として、最終的には職員で作ったわけなのですけれども、いろいろたたき台となる素案のほうを今まで、令和元年度には基本計画の策定だとか、農林調整の作成だとか、業務委託のほうで発注をしておりました昭和の北関東支店のほうにつくっていただいたという内容になります。あくまでたたき台です、資料のたたき台、素案をつくっていただいたという内容でございます。

企業誘致条例の奨励金なのですけれども、こちらにつきましては共和合成株式会社さんのほうに交付をさせていただいております。機械部品製造メーカーでございまして、土地を取得して倉庫を新しく建築されたと、その拡張に対しての奨励金という内

容でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて藤永企業支援課長、お願ひいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず3つ目の嵐なびの清掃の関係でございます。

これは、毎日やっているのかというご質問だったかと思います。毎日でございます。

続きまして、観光地域づくり法人関係のところなのですが、一応決算上は農政課のほうになっておりますので、なかなか、この中身につきましては私のほうではちょっとお答えのほうはできないのですけれども、今後DMO化で取り戻せるのかという意味では、うちのほうになりますので、今までちょっとお話のほうはさせていただいているけれども、DMO化に向けて稼ぐ、そのところを考えながら、今後やっていかなければいけないというところもありますので、実際どうなるか分かりませんが、この辺の今までかかった費用、これが町のほうに返済できるように頑張ってやっていくしかないのかなというふうには今思っているところでございます。

最後のハイカーおもてなし事業の看板の関係でございます。こちらにつきましては、2方向から杉山城のほうにというふうに見えるのではないかと。確かにぱっと見、杉山城、杉山城と出てきますので、委員さんのおっしゃるとおり、そういうふうに、ふと思ってしまうかなというところもございますけれども、手前のあそこの信号を曲がりますと町道という形で、特に関越のボックス、そういったところが狭くなっていますので、ちょっと大型のバスの通行が厳しいかなというところもありまして、大型車ということで県道の深谷一嵐山線、そちらのほう、大型車は右折してくださいという意味で大型車という名前もつけて看板のほう、あとは普通車は手前のその交差点、町道のほうから行けますよみたいな形の考え方で設置のほうをさせていただいたという経緯でございます。

業者さんと相談しているのかというお話もございましたけれども、全然相談しないわけではございませんが、こういった看板でございますと、業者さんの方で、例えばこういうのがいいのではないかとかということがあれば、それは受け止めながら、ではどういうふうに造つたらいいのかなというのは当然考えていくと思いますが、案内板のこういった形になりますと、ある程度町の意向が、こういうふうにやってもらいたいと言えば、業者さんの方でも、ああ、分かりましたという感じにはなってしまうのかなというところもございます。内容によっては、業者さんの方からアドバ

イスいただかないと、こちらでも分からぬという看板とかがあるかもしれません、今回につきましては、相談はしていますけれども、町の意向のほうが強かったかなというふうには思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 105ページの川島地区の関係、素案にしても約10万円、素案に対して10万円かかってしまうのかなというのは思ったのですけれども、ある程度は、そうか、あの資料かとちょっと今思い出して。分かりました。いいです。

企業奨励金ですが、企業名を言ってくれて、本当にこれ、今まで聞いても聞いても秘密だ、秘密だということで答えなかつたのですけれども、別に何でもないですよ、答えたって。倉庫を造ったということで、分かりました。これは、もうそういうふうな制度になっているわけですから。

146万円というのは、これは税収ないということではありますけれども、本当にそこまでの税収があるのかなというのをちょっと確認したいので、ちょっとお聞きしたいと思います。

嵐なびの関係なのですけれども、153万円と。それで、116ページに、まちづくり整備課が東西連絡通路をやっているわけなのですけれども、例えばNPO法人夢・フレンズが月から木曜日で45万7,000円だと。ちょっと値段が違ひ過ぎるのではないかと思うのですけれども、こういう連絡通路のほうとの整合性というのは、きちんと見てこの金額を設定しているのかどうか伺いたいと思います。

それから、観光地域づくり、そうですね、しっかり農政課と書いてあったのですね。てっきり企業支援課だと思っていて。分かりました。看板もちょっと分かりやすいのが今後に、あれだとちょっと問題かなとも思いますので、今後はしっかりしたものを作っていただきたいということを申し上げて、これはいいです。

支援課と嵐なびの。

○松本美子委員長 それで2点ですね。

それでは、答弁をお願いいたします。

小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 企業誘致の奨励金146万円なのですけれど

も、企業誘致条例の中身としまして、その対象となる企業の拡張していただいた土地であるだとか建物、あとは新規の場合には償却資産も入るのですけれども、その固定資産税相当額を奨励金として交付するという中身になっております。

申請するときには、その納税証明、あと公課証明、その対象となる物件の固定資産税の公課証明というものも添付をしていただいた上で申請をしております。こちらでも確認をしておりますので、この奨励金の146万円、これはイコールとは言わないのですけれども、ちゃんと税収として税務課のほうで収納されていると考えております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、藤永企業支援課長、どうぞお願ひいたします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、嵐なびの清掃の関係でございます。他の、今具体的にはまちづくり整備課との比較といいますか、その辺で整合性を取っているのかというようなご質問かなと思います。特にそこのところを話をして、確認をし合っているわけではございません。今回、例えばうちのほうの嵐なびの清掃につきましては、実施の内容というものを仕様書で示して、こういった作業をしてくださいというのを6項目うたって、実際それをやってくださいということでやっていたいただいております。

それに対して、これはシルバー人材センターさんのほうにお願いしていますので、時給といいますか、1時間当たりの単価等はもう決まっているとは思うのですけれども、その単価に合わせて、やっぱり1日当たり何時間かかるとか、そういったところを突き合わせて、そうするとこのくらいかかるてしまうというところでの積算のほうをしておりますので、特に突き合わせというものはしていないのですけれども、ただ2階、いろんなところを掃除、またトイレットペーパーの交換から何から細かいところの全部管理もしていただいておりますので、多少ほかのところと比べると割高のような感じはするかもしれません、作業の内容が大分違うかなというふうに思っております。

○松本美子委員長 よろしいですか。

川口委員、どうぞ。

〔「補足で」と言う人あり〕

○松本美子委員長 申し訳ございません。大変失礼いたしました。

福嶋技監、お願ひいたします。

○福嶋啓太技監 すみません。ただいまの嵐なびの清掃の業務の関係で、まちづくりの

ほうと突き合わせをしているかどうかという話なのですけれども、2つの業務を並べて突き合わせという形ではやっていないのですけれども、私のほうで各積み上げの積算の状況というのはチェックしております、先ほど藤永課長申し上げましたけれども、単価と人工と掛け合わせて、それと必要な経費を積み上げてということで予定価格を出して、それに対して見積りを取ってという形でやっております。それについては、まちづくりのほうも同じような方法で契約をしておりますので、適正であると考えております。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○松本美子委員長 ほかに質疑がないようでございますので、企業支援課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

暫時休憩とします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時11分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まずは、113ページのLED道路照明灯なのですけれども、こちらが若干値段が下がっているのですけれども、令和元年度に比べて。ちょっと私、去年のを見ていないので分からぬのですけれども、光熱水費が以前こっちのLEDのほうに入っていたように見ていたのですけれども、光熱水費が今度上に移っていて、上の2番の光熱水費のほうも、令和元年は1,000万円を超えていたのですけれども、今回令和2年度は880万円ということで下がっていますが、修繕料が元年は多くて、令和2年はそういうところがなかったのか、ちょっと内容について伺いたいと思います。

あと、LEDのほうのこともお伺いしたいと思います。

それから、114ページの嵐山歩道橋の、これは次年度へ繰越しになったわけですけれども、その理由はどうして繰越しになったのだったかお伺いしたいと思います。

以上です。3点です。2番、3番、今の。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願ひいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 114ページの歩道橋の縁越しの関係ですが、縁越しの理由なのですけれども、いろんなところと調整をさせていただいたり、そこら辺で時間を費やしてしまって、それで縁越しという形で、若干なのですけれども、年度を超えて工事のほうを一応終了はさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、伊藤まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路照明灯の光熱費と修繕料の関係を答えさせていただきたいと思います。

光熱費につきましては、毎年毎年上がっておりまして、昨年度は945万4,000円とか、それほどだったのですけれども、今年は845万8,000円と、約99万5,000円ぐらい下がっているようでございます。こちらについては、やっぱり電気料というのは調整費とかいろいろ複雑な計算がございまして、分かりづらいのですけれども、基本的に去年につきましては光熱費、全般的に下がっている状況がありますので、そういう調整費等が前ほど上がらなかったというふうに思います。

なお、LEDをやる前は2,000万程度かかっておりましたので、それが800万になったというので、その辺は、上下はありますけれども、効果があるのかなというふうに考えているところでございます。

修繕料につきましても、去年は多分87万円ぐらい取っておりました。今年42万円ということでございまして、LEDについてはリースでございますので、リースにしている機器については、物はリースでございますので、お金は払いません。ただ、工事費、工賃というか、そういうのはかかりますけれども、それについてはお金は払っておりますので、基本的にはちょっと内容的にあれなのですけれども、詳しい1個1個の積み上げはちょっと言えなくて申し訳ないですけれども、町の持っているLED、リースしているLEDのほうが壊れて、町が単独で修繕したものが減ったということでございますので、その辺は、それもLEDの効果が出ているのかなと考えたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 114ページのほうの歩道橋をもう一回お伺いしますけれども、いろんな調整をしていてということで今ご答弁がございましたけれども、予算のときには施政方針の中にもこの歩道橋のことをうたっておりまして、しっかりここを直していきますよということがうたってあったのにもかかわらず、ちょっと私も説明あったのかなと思って、調整でそんなに時間がかかってしまって繰越しになってしまったのでしょうか。それとも、そんなに直す必要がまだ……繰越ししても大丈夫だったからだったのか、ちょっとうまく説明が言えないですけれども、確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願ひいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの歩道橋につきましては10月に契約を行い、年度末までに完成するように進めさせていただきました。

ただ、歩道橋については道路上にあるものでございますので、警察と協議したり、あと多少、中の塗装とかの内容につきましても検査をしながら、あと足場とかの内容についていろいろ調査しながら行っておりますので、若干、ちょっと1か月程度、申し訳ありませんが、調整がつかなくて1か月程度遅れてしまったということでございます。これにつきましては、繰越明許費を出しておりますので、議会等では既に3月のときに説明等をさせていただいているかなというふうに。3月の議会のときに、補正予算のときに繰越明許をお願いしているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 では、繰越しになって、もう完成していますね。確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、4月30日に工期は終わっておりますので、既に完成し、通行しているところでございます。

以上でございます。

〔「何月に完成」と言う人あり〕

○伊藤恵一郎 まちづくり整備課長 こちらにあるとおり、4月に完成しているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私から1点だけ、119ページ、都市公園等管理事業の一番下のところの遊具点検委託料ということで、都市公園7か所とフィットネス21パーク、これの遊具等の点検作業をされたということなのですが、その結果はどうだったのか、それを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

安在副課長、お願ひいたします。

○安在知大 まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから遊具の点検について説明いたします。

都市公園8か所とフィットネス21パークの遊具について点検をさせていただきました。この中で、点検の結果、菅谷公園のブランコとチェーンネットクライマー、それから志賀の団地から薬局のほうに上がっていくところの右手に蜻蛉橋上緑地というところがあるのですけれども、そちらのほうのブランコの台座について、ちょっと指摘を受けまして修繕を行いました。蜻蛉橋のほうなのですけれども、こちらのほうはブランコの座る台座のところが腐食していました、地区のほうのまもり隊のほうで台座のほうを修繕していただいております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 1か所、お尋ねします。

ページは116です。2段目の表のエレベーターの保守管理点検委託料です。嵐山駅というのは、町の一つの顔だと思います。今は、西口の整備も進んでおります。エレベーターのこれ、町の負担というのは、私、勉強不足で初めて知ったのですけれども、2つお尋ねしたいことがあります。武藏嵐山駅設置のエレベーターの管理は、町側で行う、費用が年間約100万円ですか。エレベーター設置したとき、過去設置したとき、これも町が負担したのかということが聞きたいのです。

それから、もう一つは東武東上線、駅がどんどん増えています。昔はもっと少なかったのですけれども、寄居のホンダ移転のあれもできました。橋上の各駅にはエレベーターがあります。ホーム内のエレベーターというのは、多分東武側が造ると思うのですけれども、東上線の各駅の、橋上の駅がほとんどと思うのですけれども、そのエレベーターというのは、その駅がある自治体でみんな管理、点検やっているのかなということをちょっとお尋ねします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

伊藤まちづくり整備課長、お願ひいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

嵐山町の東西連絡通路にあるエレベーターにつきましては、嵐山町が駅を橋上化したときに嵐山町が設置させていただきましたので、引き続き嵐山町が管理を行っているところでございます。もちろん中のホームにつきましては、そのときも設置しますけれども、それは東武が負担して、今も東武が管理しているところでございます。

東武東上線もいろいろ橋上化されていて、東西連絡通路とか自由通路がありますけれども、内容によってはやっぱり東武が造ったものについては東武がやったり、ばらばらでございまして、まだ町が、基本的にはその市町村が要望すると、基本的には市町村がつけるというのがおおむねあるかなというふうに考えているところでございまして、東武がつけたところについては東武が設置して管理をしている、そういう状況であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。もう一度ありますか。

○山田良秋委員 先に要望してしまうと自治体が負担するという、それはあれですよね、住民のあれですから。どうもありがとうございました。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 116ページの事業名7の武蔵嵐山駅の西口整備事業、主要施策の説明書、これがずっと次年度繰越しなど、今までのご苦労をここに載せてあるような、最終なることになるのでしょうかけれども、私がこの2年度の決算を評価させていただく意味では、この部分のところのいろいろと載せてある事業、これもいろいろと苦しくて、

事故繰越しが続いたわけですけれども、令和3年度中にここに載せてある事業は一応完成するという捉え方でいいのかどうか、確認をさせてください。いわゆる次年度へ繰越しという工事がずっとありますよね、さっきの菅谷36号線の956万円から。この工事が一応令和3年度中に予定されているわけですので、その点だけちょっと確認をさせていただきたい。

○松本美子委員長 それでは、伊藤まちづくり整備課長、答弁お願ひいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 こちらにあるとおり、繰越しとか事故繰越とか多くて、皆さんにご心配かけているというふうには認識しております。地権者等の交渉がちょっと長引いたところもありまして、いろいろ事業が長引いている状況でございます。もちろん、次年度に繰り越している委託費につきましては、こちらのとおり、こちらは菅谷36号線でございますので、菅谷36号線というと駅広に向かう、滑川のほうから向かってくる土地の測量とか、そういうのはすぐに終わるよというふうに考えておりますし、また一部見直し等もしておりますが、それについても警察との協議が終わり次第、終了するかなというふうに考えたところでございます。

移転先造成工事につきましても、今現在、多分、現地確認していただきたいと思いますけれども、もう既にほぼ工事が終わっておりますので、こちらについても終わるかなというふうに考えております。

前年度に繰越し、事故繰越で計上しているものにつきましては、既に契約が終わっておりますし、その残金を繰り越しているものでございます。さきに現地を見ていただきましたけれども、既に移転先を着工しているような状況でございますので、これは必ず3月に終わるというように契約上なっておりますので、また地権者の方もそれに向けて協力していただいている状況でございますので、こちらにつきましては全て終わるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 115ページの一番上の前川の護岸整備なのですけれども、これちょっとどの辺のことを言っているのか。そして、災害防止の事業だということで、崩れかかっているのを修理することになったのか、整備することになったのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それと、118ページの平沢土地区画整理組合なのですけれども、予算でも聞いているので、予算のほうが進んだことを聞いているわけですけれども、この事業で、どこまで終わったのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

それでは、久保副課長、お願ひいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 115ページの前川なのですけれども、位置につきましては、前川は長い距離がございまして、そこで毎年台風とかが来たときに越水しそうな、崩れそうな箇所という形で、一応6か所の工事を予定している箇所の委託業務になります。その場所につきましては、積みブロックという形で護岸の整備の予定を一応しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安在副課長、答弁をお願ひいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから区画整理事業について説明いたします。

令和2年度では、区画整理事業始まってから26年になりました。事業内容としましては、換地処分を令和3年度に行う予定で、それに必要な換地処分通知書の作成準備業務と、あと街区及び画地の出来形確認測量、それから換地への修正業務、また55街区というところに3つ保留地がございまして、そちらの鑑定評価を令和2年度は実施いたしました。

現在令和3年度なので、またそれに令和2年度の業務内容を引き続きまして、換地処分に向けて今回新たな業務委託等で令和3年度は実施しております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 前川なのですけれども、越水するおそれがある6か所、この6か所全部を今回積みブロックで整備したということでよろしいのですか。その長さが60メートルだということで。10メートル、10メートルで6か所になりますよね。そういうことでよろしいのか伺いたいと思います。

それから、平沢土地区画整理なのですけれども、これで、あと何年だったかな、ちょっと予算のときのことを覚えていないのですけれども、順調にいったとして何年でこれは終わるのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長、お願いいたします。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 115ページの前川の関係なのですが、令和2年度につきましては測量設計業務をやらせていただきました。6か所、1か所当たり10メーターで、一応60メーターの設計業務になります。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、安在副課長、お願いいたします。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 区画整理事業の終わりなのですけれども、今年度換地処分ということを目標に今進めております。

ただ、換地処分終わりました後、区画整理事業の精算金の精算事務というのがございまして、そちらのほうが令和4年度以降から行う予定でございます。また、保留地が、今現在土地の謄本とか、そういった登記がされていないものですから、そういうものの登記を行うという業務もあります。ですので、今年度事業計画の変更を行っているのですけれども、組合解散の予定時期は令和8年度末、令和9年3月31日ということで進めています。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

それでは、休憩時間なのですけれども、45分までということにさせていただき、45分から始めます。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時43分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

○ 狩守委員、どうぞ。

○ 狩守勝義委員 私からは1点でございます。説明書のほうの146ページ、これは145、146につながっているのですが、社会教育団体等育成事業ということで補助金の関係の質問です。嵐山町文化団体連合会と、それから嵐山町青少年健全育成委員会をちょっと見ますと、前年度の決算が9万円でしたか、それが文化団体のほうが2万6,417円、また青少年健全育成委員会に至っては1万円というふうに相当減額されています。その辺の事情というのは、どういう理由からこうなったのか、伺いたいと思います。

○ 松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

　　○ 清水次長、お願ひいたします。

○ 清水聰行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、お答えいたします。

　　嵐山町文化団体連合会並びに青少年健全育成委員会の補助金の減額についてというご質問でございますけれども、この2団体につきましては、コロナ禍ということで、予定していた事業ができないということで減額申請になっております。

　　以上でございます。

○ 松本美子委員長 狩守委員、どうぞ。

○ 狩守勝義委員 一応コロナが原因ということであるということは、今後のことの話はあれかも分からぬのですが、当然これが次年度とか、そういうときはまた復活するというような考え方をしてよろしいのですか。減額のまますといくというふうな考え方になったら、ちょっとまずいなというふうに思っていますけれども。

○ 松本美子委員長 それでは、清水次長、答弁をお願いいたします。

○ 清水聰行教育委員会事務局生涯学習担当次長 基本的には、補助金額については前年度の当初額と同じ額の補助金を予定しております。

○ 松本美子委員長 はい。

○ 狩守勝義委員 ということは、一応2年度の予算と同じようなというような考え方でよろしいのですね。

○ 松本美子委員長 答弁をいただきます。

　　○ 清水次長、お願ひいたします。

○ 清水聰行教育委員会事務局生涯学習担当次長 そのとおりでございます。

○ 松本美子委員長 ほかに質疑のある方どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 126ページの教職員研修会謝礼、昨年が1万円で、今回5万円ということで、増えた理由を伺いたいと思います。

それから、127ページの奨学金貸付事業ですけれども、貸し付けた人がおられるのか、いたら何人なのか。また、返済について、返済は滞りなく行われているのか伺いたいと思います。

129ページの学校規模適正事業ですけれども、新校開校準備委員会のことだと思うのですけれども、まずここで、1点目お聞きしたいのが傍聴者、どうしてもコロナの関係で制限せざるを得なかつたわけです。傍聴者を断つた人数は何人ぐらいいるのか伺いたいと思います。

それから、新校開校準備委員会で決めたいこと、校名、校章は出ていますけれども、そのほかに何を決めたいのかを、決めたいと予定していたのか伺いたいと思います。

その下のG I G Aスクールの関係なのですが、タブレットを全生徒児童に配付したわけです。この活用は、令和2年度、どのような活用がされたのか伺いたいと思います。

それから、131ページの菅小だけなのです、この標準学力調査というのは。これは、どういう経緯で実施をしたのか伺いたいと思います。これ、ほかの学校はなぜしなかったのか、それも併せて伺いたいと思います。

ほかの学校では、比企地区学力テストというのをやっているわけです。ちょっとこの内容と、これは各学校の順位というのが出てくるのですか。あまりいいものだとは思いませんが、そんな順位で競うというのは。ただ、出てくるのか、出てきているのであれば、公になってしまいますけれども、これだと。いや、私は七小の順位が嵐山の中でどのくらいの位置を占めるのか、ちょっと確認したいので伺いたいと思います。

それと、玉中とほかの学校でもありましたけれども、志賀小か、胃がん検診の委託があるのですけれども、これは先生の検診をしたということでおろしいのですか。こういう場合に町からの費用が出るということで理解していいのか伺いたいと思います。

それと、学校給食、ちょっと飛んで153ページなのですが、管理事業の費用がほぼ同額なのです。昨年は、4月、5月休んでいるはずなのですけれども、どうしてこういう金額になったのかを伺いたいと思います。

そして、最後なのですけれども、先生方のPCR検査をしていないはずですよね。いろいろ議論をして、うちはやめようと。各学校ごととかな、学校ごとでしなくてもいいというふうに判断したのか、町からの指示があつてしまつたのか、教育委員会の指示でしなかつたのか、ちょっとその辺の議論があつたのか、なかつたのかも含めて伺えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、溝上指導主事、答弁をお願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 1つ目のご質問、夏季教職員全員研修会の予算の件でございます。昨年度は、結果的には中止ということになりましたが、教職員研修会は幼稚園、小学校、中学校の県費の教職員を含め、町の職員全員が集まって行う研修でございます。ここでは、学力、人権、様々な角度からの研修を行っております。そこで、外部からの優れた人材を講師として派遣をいただくための予算ということで計上させていただきました。繰り返しになりますが、結果的には中止となりました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、金子次長、お願ひいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 順次お答えをさせていただきます。

まず、2点目であります奨学資金についてでございますが、貸付け、新たに行われた方に関しては、令和2年度、3件でございます。また、返済に関しては滞っている方というのが4件あります。こちらに関しては以前よりお話を、返済計画の見直し等を行なながらお返しいただいている方が3名、新たに1名ということでございます。こちらに関しても、返済滞りをそのままにすることなく、連絡を取りながらご相談に乗るという形を進めさせていただいております。

続きまして、3点目の129ページの学校適正規模等推進事業でございます。こちらに関しては、傍聴者、やはりコロナ禍の関係で、委員さんおっしゃるように、会場によつては人数の規制をすることがございますということをあらかじめお知らせさせていただいた中で、お断りをしたという方はいらっしゃいませんでした。逆に事前にというお話をさせていただいておりますが、当日になってお越し頂いてもまだ人数に余裕があつたので、傍聴のほう、お入りいただいたという経緯もございます。

また、校名の募集をさせていただきましたが、それ以外に何を決める予定であった

かというお話をいただいておりますが、この委員会の中では校名のほか、校章、校歌に関してもお話を進めさせていただく計画を取っておりました。また、建築等に関しても、こちらに関しては専門技術が必要になりますので、委員の方からそのままいただくご意見ではないのですが、やはり保護者目線ですとか、いろんな住民、町民の立場に立ったご意見というものをいただく予定でございました。

続きまして、129ページのG I G Aスクール構想事業でございましたが、こちらに関しては、令和2年度は納品までということでございました。工期ぎりぎりになりました、やはり全国区でタブレットとP C、こういったものが一気に契約を結ぶことになりました、各事業者にまだ納品ができないというような公共団体さんもあったようなのですが、嵐山はこの工期内に納品をしていただきながら、ただ活用に関しては納品だけでなく、そこからその番号にアカウントを付したり、個人名の管理をしたり、また学校に各何台ずつというような事前の準備が必要でございましたので、具体的な活用というのは令和3年度になってからでございます。

続きまして、131ページでございます。131ページの標準学力調査に関しては、こちらはこの主要な施策の記載の基準が30万円以上の契約ということでございますので、ほかの志賀小、七郷小学校に関しては、この金額に30万円を超ませんでしたので、表記をしていないということでございますが、3校のほか、中学校も含めて全部で5校で実施をさせていただいております。順位等に関しては、指導主事からご説明をさせていただきます。

また次に、胃がん検診に関しては、町立学校で勤務される先生方に対して行うものでございます。

次が、153ページでございます。学校給食運営管理事業でございますが、こちらに関しては、やはり4月、5月が休校であったために給食を提供はいたしませんでした。ただ、その後、6月が簡易給食、7月、8月の一部ですが、追加で臨時給食ということで提供させていただきました。そういう中で、各委託業者、給食の調理業務ですか、運搬業務等に関しても契約変更を何度も行いました。そういうことで、減あるいは増減というような結果になりましたが、あとは令和元年度と比較しますと消費税の関係がありまして、契約に関する消費税率が変わったことによる委託料というものも影響してきております。

また、最後、8番目でございますが、教職員のP C R検査をしていないという理由

でございますが、基本的には国や県の指針に基づきまして、具合の悪い、体調の悪い方々に関してはお帰りいただく、静養するということを原則としております。そういった中で、またお医者さん、医療機関の受診ということも、まずは原則ということで進めさせていただいている。教育委員会では、そういった各種通知等にのっとりながら、校長会、各学校の校長先生方にも協議を諮りながら決定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

不破指導主事、お願ひいたします。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

比企地区の学力テストについてですけれども、中学校3年生を対象として、玉ノ岡中、菅谷中ともに3回行われております。こちらは、高校入試、進路選択のためのテストということで、比企地区全体で行われております。試験の内容を基に各それぞれの学力を見て、自分の学力を基にどこの学校にどれぐらいの力があるのか、その学校を選んだ中での順位というものは出るのですけれども、校内での順位というものは出ない形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 教職員研修会が中止になったと、中止になって前年度より増えているのです、事業費が。前年度の決算見ると1万円なのです。それで、令和2年度は5万円と。ちょっとおかしいわけですよね。中止になって、どうして事業費が増えてしまうのかという、どういうことなのかを伺いたいと思います。

奨学金なのですけれども、127ページの。そうですか。こういう時代ですから、滞納、別に不思議ではないと思うのです。無理やり取っているようなことはないと思うのですけれども、その点は確認しておきたいので、学生の後、生活に影響するようなことまでして返済を迫っているのか、その点があるのかないのか伺いたいと思います。

4件滞納があったということで、ほかの人はというか、全部が滞納者だということでおいいのでしょうか。きちんと払っている方はいないということで認識してよいのか伺いたいと思います。

新校開校準備委員会、129ページ、学校規模適正等の事業なのですけれども、断つ

た人数はいない。ちょっとこれカウントしていないのだと思うのです。私の知っている人で、当日行って、人数いっぱいですよと言われて帰ってきたということを伺ったのです。ですから、何人かいるのではないかなと思ってちょっと伺ったのですけれども、これはちょっと総括で出していますので、それはいいです。ただ、そういう人がいたということですよね。

それと、校名、校章はそうですよね。校章はそうですよね。校歌、建築なども大体の専門家が、設計士さんが作ったものを見てもらうというような形なのですか。そのくらいのことをやってもらおうということで考えていたのですか。ちょっと確認ですけれども。

タブレットは、そうですか、昨年度は活用はなくて、今年度以降ということで。そうすると、秋以降がいきなりだったわけなのですか、コロナで。今やっているのでしょうかけれども。答えられたら。あまり予定の話をするのはよくないのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 それで、タブレットの関係なのですけれども、いや、私が……そうそう、ちょっと次のページに書いてあったので。SNSのトラブルがあったとあれに書いてありましたよね。9月議会に、学校の評価のあれの中に書いてあったのですけれども、ご存じないの。学校評価の用紙、もらったでしょう。あの中にSNSのトラブルがあったと書いてあったのですけれども、このタブレットの関係で私はあったのだと思っていたのです。そうではないということなのですよね、そうすると。そうすると、携帯は持つていていると、携帯というか、スマホを持ってついているということで、遠い人は持つてているのかな。たしかそうですよね。最後1人になってしまって、それは危険だということで、その子どもさんには持たせているということでしたよね。そうすると、その子どもさんが被害に遭っているというふうにあれでは見ていいのか、ちょっと伺いたいと思います。

学校給食、ほぼ同じというのはちょっとどうかなと、ちょっと後でまた精査したいと思います。

比企地区の学力テストは分かりました。標準学力調査は、これは学校ごとの順位というものは出るのですか。七小の順位がどうだったのかを、比企地区も個人のは出ない、個人のは出るとおっしゃったのですか。学校ごとのが出るのか出ないのか、ちょっと伺いたいので。ちょっとそこを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、教職員研修でございますが、実際に人を集めて一堂に会してという研修会は中止とさせていただきました。ただし、年度末に講師の先生がDVDに焼いたものを教職員が研修として、それを個々に見るというのでしょうか、そういったオンライン系の研修をいたしました。そのときの講師の謝礼がこの金額になっております。すみません。

次に、奨学金でございますが、失礼いたしました、きちんと払っている方というのは当然いらっしゃいまして、返還を今回、令和2年度で行っている方は15人いらっしゃいます。そのうちの4人が滞納ということでございます。また、生活に影響がということで、実際のところ今月はちょっと難しいというご相談もあります。そういったところはご相談に応じて、ではまた来月、できる限りというようなことをして、途切れないと返還というのも念頭に置きながら、ご相談に乗るという体制を整えているところでございます。

次に、新校開校の関係でございますが、建築に関してはやはり専門性がございますが、嵐山の学校は大変古い建築年数でございます。現在の新しい学校ですとか、今の学校の基準というものもかなり差異がありますので、そういったものも見ていただきながら、なかなかご希望がその建築の図面に反映するというところまでは当然いかないと考えておりますが、実際に子どもを育てるという環境の中でのお話を伺いする予定でございました。

次に、SNSのトラブルということで、今回の点検、評価の中で、いじめのページにSNSトラブルから子どもを守るというような記載をさせていただいておりますが、実際にSNSによってトラブルが起きたという事例はございませんでした。

あと、スマホ、携帯電話の使用に関しては、やはり一切できないということではなく、おっしゃいますように遠いご家庭もありますし、状況に応じてということで、学校のほうにご相談、申入れをしていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、不破指導主事、答弁をお願いいたします。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

標準学力検査、比企地区学力検査に関して、学校の順位というものは両者とも出ない形になっております。

続いて、タブレットの活用ですけれども、学校のほうで子どもたちが活用でき始めたのは5月の下旬、6月の頭辺りからになります。まずは、ログインをするところ、写真を撮る、インターネットで検索をする等を行い、学校内での活用というものは1学期のときに進んでおりました。今2学期に入りまして、持ち帰りについての準備の活用を進めているところでございます。

続いて、先ほどのSNSのトラブルですけれども、学校での持込みでのトラブル等はありませんが、家庭でのトラブル等はある可能性があります。そこで起こったことが学校に連絡があって、そこで措置をするということはあります。ただ、タブレットでのトラブルというものは、現在把握はしておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、3回目ですけれども、どうぞ。

○川口浩史委員 126ページの教職員の研修会なのですが、オンラインでやったと。その前年度は、しっかり講師が来てやったわけでしょう。講師が来てやったのが1万円、オンラインが5万円、ちょっといかがなものかなと思うのですけれども、その辺はお考えにならなかつたのか。前年度との整合性、ちょっとあまりにも取れていないなということをお考えにならなかつたのかどうか伺いたいと思います。

SNSは、なるほど、そうですか。分かりました。これはいいです。では、その1点だけです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 ご説明させていただきます。

研修でございますが、その前の年に関しては、大学の教授で、ご本人から申入れがありまして、交通費程度で結構ですというお話をいただきましたので、金額に関しては今回の金額になります。令和2年度に関しては、やはり一つの映像をつくるのに、やはり資料の作成だけでなく、映像に係る準備ですとか、そういうものも含まれるということで、金額が5万円ということでお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 ちょっとダブるところもあるのですけれども、質問させていただきます。

最初に、学校の教育のIT新事業、128ページの下段です。そのところのページから次のページにかけて機械器具の借上料が載っております、約3,000万円ぐらいですが。予算のところで聞いた限りだと、PCで86台を中学校というふうなことでございますけれども、この下にタブレット、GIGAスクールの構想で、これからその運営が始まっていくのだというふうに思いますが、いわゆる子ども向けだけではなくて、タブレットではなくて、先生方のタブレット、いわゆるオンラインの関係をこれからやっていくには、その基になるものがないと駄目だというふうに思いますけれども、それはこの機械の器具の借上料の中に入っているのですか。まず、それを1点目に聞きます。

それと、129ページの一番下にPC用のタッチペンの購入が入っていますが、これはGIGAスクールのタブレットに合わせて子どもたちに支給をしていくというふうに取りますが、それでよろしいのかどうか。

それと、この臨時交付金の中で、130ページにかけて、ロングレバーですか、給食の食器、あとサーモグラフィーが入っておりますが、これも臨時交付金の関係だというふうに思って聞くのですが、その中のロングレバー、いわゆるこれ水道の水栓の関係だというふうに思うのですけれども、一挙に替えたというあれば、感じとしてはなるべく手を、蛇口のここにべたっと触らないで、ここでやるというふうなことだというふうに思いますが、確認のためお聞きをいたします。

それと、これは152ページにちょっと移っていくのですが、一番下段に公有財産の購入として土地の購入費が書かれていますが、これはどこを指しているのかお聞きいたします。

何点かありましたけれども、よろしくどうぞ。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。GIGAスクール構想に伴う子どもたちのタブレット

に関しては、契約の中にも整備をさせていただいております。先生方のタブレットも当然必要となってまいります。こちらに関しては、令和元年に小学校のタブレットPC導入事業ということで、小学校に導入をさせていただいたものがございます。そちらを小学校の児童が使うのではなく、全部の各先生方に振替をいたしまして、先生方に指導できるタブレットというものが渡るようにさせていただいております。

契約に関しては、途中で契約を解除いたしますと当然いろいろな違約金等もありますし、今あるもの、今契約をさせていただいているものの中で、先生たちも同じようにできる環境というのを整えさせていただいております。この借上料の中に入っています。

2点目でございますが、タッチペンは、おっしゃいますとおり、G I G Aスクールの関係で子どもたちに1人1台タブレットが手渡されました。タッチペンも、同じように1人1本という形で支給をさせていただくものでございます。

また次に、130ページの衛生関係のロングレバーでございます。おっしゃいますとおり、水道蛇口のひねる部分を少し長めの柄のものに替えました。こうすることによって、実際に蛇口ですと手で回すことになりますが、手や指の消毒というものを励行しておりますので、なるべくそういったところで触らない、肘で開閉ができるというのに取替えをさせていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水次長、お願いいいたします。

○清水聰行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、私のほうから152ページの公有財産購入費についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、平成29年度に鎌形球場総合運動公園を用地買収したものでございまして、このときに埼玉県の土地開発公社の資金を使っての購入ということで、その返済に充てる、償還ということでお支払いしているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 全部ではございませんけれども、一部再質問させていただきます。

最初に、これは確認しながらいきますけれども、先生方については令和2年度の中で、このG I G Aスクールに使われると予想されるものについては全て所有している

ということで、現段階においても何も支障がなく進むというふうなことで承りました。

あと、タッチペンなのですけれども、もちろんタッチも使うのだと思います。タッチペンで使う部分もあるからタッチペンを購入したということで、これもなるべく触らないようにということで、あれですか、分かりました。これはこれで結構です。

では、一番最後の公有財産の関係ですけれども、これはもう買い戻しというか、そちらのほうで、一応県のほうでやってくれていたところに、新たにこの年度では発生していないのになというふうに思ったものですから、またはB&Gの関係かなというふうに思ったのですけれども、鎌形球場のところだけということでおろしいのですか、ほかにも含まれているのかどうか、そこだけ。

○松本美子委員長 清水次長、お願ひいたします。

○清水聰行教育委員会事務局生涯学習担当次長 お答えいたします。

鎌形球場と嵐山町総合運動公園になりますので、B&Gの脇のグラウンドについても含まれております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私、7か所ございます。

まず最初に、127ページ、英会話指導事業でございます。今回補正予算に英会話の、早めに募集しないとなかなかつかまらないということで予算入っておりますが、こちらは本来であれば学習指導要領の改訂に伴い、小学校3、4年生に外国語の活動の時間、また5、6年生にも外国語の時間があるということですけれども、嵐山町においては早い時期からやっていただいているのは承知しておりますが、今回この先生方にご指導いただきて、子どもたち、3、4年生、5、6年生はどのような感じだったのかお聞きしたいと思います。

次に、ちょっとこのところで見つからなかつたのですけれども、平成29年から学習支援教室というものが3年間やっていたわけですけれども、それはもう3年間で終了して、今後は支援講師を増員しということで予算のほうでご説明があったわけですけれども、ちょっと一生懸命探したのだけれども、その支援員さん、どこにあるのかなと思って、見つからなくてているものですから、どのようになったのかお伺いしたいと思います。

そして、128ページ、親の学習講座でございますが、こちら3校で4万円の12万円ということで掲載がございますが、コロナ禍において、果たしてこれができたのかなというところがございますので、内容についてお伺いしたいと思います。

そして、130ページの真ん中にサーモグラフィーカメラの購入6台とあるのですが、小中学校合わせて5校なわけですけれども、6台。これは、先生方が、教職員の方が通るためのサーモグラフィーなのか、はたまた生徒たちが、生徒児童が使うものなのか、ちょっと各学校に1台では足りないなと思うのですけれども、どのような活用をされたのかお伺いします。

それと、132ページには、これは菅谷小学校の漏水調査をしましたよということで、7月15日に事業、期間は終わっているわけなのですが、6月補正にあったのだろうなと思うのですけれども、内容をお伺いします。

それと、幼稚園につきましては、昨年、令和2年は50周年記念ということで、おめでとうございました。私たち議会にも何か粗品を頂いて、ありがとうございました。50周年記念は、こんなコロナ禍にぶつかってしまいましたので、本当に記念品程度で終わってしまったのか、内容についてお伺いしたいと思います。

それと、まちづくりだったかもしれないのですが、通学路においてのブロック塀の撤去の補助金というのがあったのですけれども、それはこちらでよかったですのかが、ちょっとまちづくりで確認しなかったのですけれども、もし分かれば撤去の補助ができたのかお伺いします。

全部で7点、以上です。

○松本美子委員長 それでは、溝上指導主事、答弁をお願いいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、1点目の英会話事業につきましてお答え申し上げます。

嵐山町では、大変手厚い英会話のための支援を行っていただいております。直近で、学力の状況が見られる埼玉県の学力・学習状況調査の結果を確認いたしますと、中学校2年生、中学校3年生で英語の試験がございます。この結果からは、埼玉県の平均値に十分達する力を持っているという結果が出ておりますので、この英会話事業もかなり大きな力となっていると把握しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、引き続きまして金子次長、答弁をお願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 ご説明を申し上げます。

2点目の学習支援事業に代わる先生方の増員ということでございますが、こちらに関する128ページの小中一貫教育推進事業というところで先生を増員したものでございます。

続きまして、128ページの親の学習講座実施事業でございますが、こちらに関する就学前健診、健康診断のときに行っているものでございます。これから就学をされるお子さんの保護者に行っているものでございますが、やはりこのコロナ禍で3密を避ける、それから今まで教室1つで、体育館で行っていたのですが、これを分散させまして、全部で菅谷小学校は4教室、七郷小学校は1教室、志賀小学校は2教室ということで、それぞれ人数を20人以下ということで、おおむね20人以下ということに分散をさせまして実施したものでございます。当然今まで配付していたようなものも消毒ですとか、そういうものを徹底するということで、その講師の先生方にもご理解いただいて実施をしたところでございます。

次に、130ページの備品の中のサーモグラフィーカメラでございます。こちらに関する6台ですが、菅谷小学校のみ2台、ほかの学校は1台ずつということでございます。主に現在は玄関に置いてありますと、来訪者の方、来校者の方々に検温していただくということを主に行っています。当然先生方もお使いになりますし、また何か行事等がある場合は、持ち運びができますので、例えば体育館で何か集会というのでしょうか、そういうものがある場合には、そちらに持ち運んで使うということも実施しているところでございます。

続きまして、132ページの菅谷小学校の漏水ということでございますが、こちらは緊急修繕ということで、予備費対応をお願いいたしておりました。体育館の脇が水が少ししみているという話から、即日、もう水がどんどんあふれて、校庭がかなり水になってしまった、校庭の広範囲が結構水になってしまったということで、漏水調査をすぐに入れさせていただいて、修繕も併せてさせていただいたところでございます。

もう一つ、最後の7番目のブロック塀の撤去に関するものでございますが、ブロック塀に関する国庫補助は教育施設としてはありますと、こちらに関する令和2年度の利用はございません。また、一般の方の住居等のブロック塀撤去に関しては、企業支援課またはまちづくり整備課で担当しているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

田中嵐山幼稚園長、お願ひいたします。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 ありがとうございます。昨年度50周年を迎えることができました。当初、奥田前園長の頃から積立てをPTAとともに始めまして、式典を予定しておりましたが、6月に実施することができませんでした。そして、その集めましたお金につきまして、式典を行わない代わりに記念誌の作成と、それから記念品を作らせていただきました。この積立てに関しての収支決算につきましては、PTAで監査を受けております。

そこではそんなにはなかったのですが、おかげさまで嵐山幼稚園、嵐山町、そして議会の皆様、そして地域の方も支援してくださって、うちわ等寄贈いただいたものもあったり、また昨年、これを記念して絶滅危惧種ソフトラノオを育てておりまして、そこからできたさわとらくんから着ぐるみ等を、この50周年を記念して寄贈していただきました。ご質問いただきまして、本当に私感じているのは、嵐山町は幼稚園に対しまして本当に温かく、多大なるご支援をしていただいているということをこの50周年記念を通して、また日頃から感じているところでございます。この場をお借りして本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 ほとんど分かったのですけれども、小中一貫教育事業の中に支援員さんが入っているということで、そうしますと、この職員手当等の会計年度任用職員手当のところと上の報酬、1番と3番のところの方々が支援員ということでよろしいのか、何人こちらにいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

一番最初の英会話教室の英会話事業のことなのですけれども、先ほど溝上先生からは中学校の能力が高いということはお伺いしているのですけれども、私が質問したのが小学校3、4年生、5、6年生ということで質問させていただいたものですから、そこはどうだったのかなということで再度お聞きしたいと思います。

それと今のです。2問です。

○松本美子委員長 それでは、答弁漏れもあるようのですけれども、再度の質疑ということで、溝上指導主事、お願ひいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 大変失礼いたしました。先ほど申し上げましたのは、小学校3年生から外国語活動、そして英語科の授業を受けまし

て、中学校2年生、3年生で、これまで培った力がこういう形で発揮されてきたということのご説明でございました。大変失礼いたしました。

現在の3年生、4年生、それから5年生、6年生につきましては、おかげさまで町の支援をいただいている関係で、ALTの先生も派遣をしていただき、そして小中一貫の英語担当、外国語担当の職員もついておりますので、1つの教室に担任プラス小中一貫の英語担当、そしてALTのネーティブの方ということで、3人体制で授業が組めるような大変ありがたい環境に恵まれております。子どもたちは、おかげさまで明るく、楽しく、そしてコミュニケーション力重視ということで頑張っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、金子次長、答弁をお願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

小中一貫教育推進事業でございますが、この1、報酬、3、職員手当等、4、共済費、8、旅費までがこの先生に係るものでございます。人数に関しては3人でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 溝上先生にもう一回質問なのですが、先ほど嵐山町では早い時期からやっていたものだから、今、中2と中3の子が本当にレベルが高いというお話を伺いました。

嵐山町においては小学校何年生から、だから今回はこういうふうに変わったのだけれども、何年生を対象に何年前から始まったのか、ちょっと確認です。

○松本美子委員長 それでは、参考までということになりますけれども、溝上指導主事から報告いただきたいと思います。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 では、正確な資料、ちょっとここに手持ちでないものですから、平成29年度から3、4年生、3年生以上のところで授業としては開始をしているかと思います。ただ、1年生、2年生におきましても、外国語という授業の活動はないのですが、学級活動の中で年間数回の英語の活動、英語に触れる活動を入れていただいておりますので、今、中学校2年生、3年生につきましては1年生の頃から取り組んできているというような状況が考えられます。ALT

Tの派遣が全ての授業に入っているわけではなかったですが、1年生から外国語に触れる活動はしている子どもたちが今2年、3年になっているというような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書のほうの21ページで使用料がありますが、ふれあい交流センター使用料、北部、南部それぞれに、コロナ禍だということで、緊急事態宣言で全然利用できなかったわけですけれども、開館日数と、そして大体の利用者数というのはどの程度になっているか伺いたいと思います。

4月ですか、5月の後半になったらサテライト利用という形で職員の方が入ってきたわけですけれども、ほかの市町村によっては公民館とかふれあい交流センター、いわゆる人達が集まるところを閉鎖するというところがないところもあったのです。その基準というのはどこにあったのか伺いたいと思います。

それから、128ページ、発達障害等早期支援対策事業がありますが、これは年に1回ということなのですが、境界知能というお子さんですか、それが大体7人に1人ぐらいになるということで伺っているのですが、その発達障害の早期支援対策事業と、その境界知能の子どもさんをそのところである程度検知できるというのかな、そういうふうな状況になっているのかどうか伺いたいと思います。

それから、130ページに人権教育事業がありますが、ふれあいじゅく、利用する子どもさんの状況はいかがなのかということと、ふれあい講座はどのような形で行われていたのか伺いたいと思います。

あと、同じところですけれども、人権教育研究事業、これは中学校の内容になってくるわけですが、それについてはどのようなことがなされたのか伺いたいと思います。

あと、各ページにわたっているのですけれども、要保護、準要保護の数なのですが、令和2年度では元年度に比べて増えてはいないのです。実際にどの程度子どもさんを持っている方で困っている方がいらっしゃるのかというの、なかなか数字として出てこないのでけれども、その中で分かっていくようなことがあったでしょうか、伺います。

あと、146ページ、これも図書館の開館日数と貸出し図書数なのですが、これにつ

いても図書館、開館しているところもあったのです、いろんな工夫をしながら。だけれども、嵐山町の場合は閉館してしまったというふうなことの状況判断は、基準というのはどこがなさったのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水次長、お願ひいたします。

○清水聰行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、使用料についてお答えさせていただきます。

交流センターの開館日数と利用人数ということでございますけれども、大変申し訳ございません、基本的には休館を、交流センターにつきましては、2年度については4月1日から6月14日の75日間と令和3年1月4日から3月21日までの77日間、計152日間の休館を行っております。

大変申し訳ございません。利用人数については、今手元に資料ございませんので、ちょっとお答えできかねます。

基準につきましては、町内での会議等を持ちまして総合的に判断をしてということで、主に緊急事態宣言発出中については休館をするというような形で対策を取っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、溝上指導主事、お願ひいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは、発達障害等早期支援対策事業に関しましてお答え申し上げます。

年間20回ほどの訪問、日数でいきますと10日ほどということになりますが、幼稚園、それから小学校の低学年につきましては早期発見、まさに早期発見を中心活動しております。支援に当たってくださっている先生の見立てによりまして、子どもたちに、発達障害の傾向があるお子さんにつきまして見いだしまして、そして保護者の協力の下、しかるべき発達検査等の受検等を促すような形になっております。場合によっては、発達検査そのものを受けたということもあります。

また、小学校の高学年、それから中学生になりますと、今度はその発達に課題のあるお子様方の支援の具体的な方法について教職員が学ぶような機会という意味合いも持たせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 お待たせしました。申し訳ありません。

川上次長、お願いいいたします。

○川上 力教育委員会事務局人権文化財担当次長 それでは、私のほうから130ページのふれあいじゅくにつきましてお答えさせていただきます。

ふれあいじゅくなのですけれども、令和2年度、全部で23回を予定していたのですが、やはりコロナ禍ということもありまして5回しかできませんでした。場所につきましては、北部交流センターで、割と比較的広いホールのほうを使いまして活動を行いました。

以上です。

〔「大人の講座」と言う人あり〕

○川上 力教育委員会事務局人権文化財担当次長 では、続きまして大人の講座の中身なのですけれども、健康ダンス教室、それからお花のクラフト教室を行いました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、金子次長、お願いいいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 4番目の137ページの振興事業についてでございますが、人数に関しては数名減っております。ただ、全体としての児童生徒数も減っているので、率としては上がっていると考えます。ご相談をいただきたり、申請の時期にはボーダーラインの方に関してといいますか、まず全て申請をしてくださいということでご案内をさせていただいております。その上で、またご相談というような繰り返しの体制になっているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川上次長、答弁をお願いいたします。

○川上 力教育委員会事務局人権文化財担当次長 お答えさせていただきます。

同じく130ページの人権教育研究事業につきましてお答えさせていただきます。こちらは、中学校2校、菅谷中学校、それから玉ノ岡中学校にそれぞれ10万円ずつの補助金を支出したものでございます。

中身については、まず菅谷中学校なのですけれども、人権教育のDVD代、それから生徒さんが人権の標語をつくって、それをクリアファイルに印刷したものを作成しました。それから、玉ノ岡中学校につきましては、同じくDVDを購入する、それか

ら連だこといつのですか、連なっているたこを買って、そこに生徒さんの自分の目標だったり、好きな言葉だったりを書いて、それを連ねたものを飛ばしたというのをやりました。ちなみに、イメージ的には、お線香の青雲のコマーシャルがあると思うのですけれども、ああいう感じで連なったものを揚げたということです。例えば「健康第一」とか、それから「有言実行」とか、そういう自分の好きな言葉だったり、目標だったりを書いたものを揚げたということです。揚げた後は、それぞれの教室の掲示板、外の掲示というのですか、下ろして掲示を、校内展示をしたということです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

答弁につきましては、吉川主席主査、お願ひいたします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、答弁させていただきます。

緊急事態宣言中の図書館の休館のご質問についてです。ふれあい交流センターで先ほど申し上げましたのと同様に、教育委員会事務局として話し合いを行いまして、緊急事態宣言中は休館と決定いたしました。

以上です。

○松本美子委員長 答弁漏れは何かありますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 答弁漏れになるのかな。要保護、準要保護の関係なのですが、それでは令和2年度というのは令和元年度に比べると人数的には減少しているのですけれども、30年度と比べると増えているのです。令和元年度では、この子どもの貧困状況というのは把握することができなかったというふうに考えていいのかどうか伺いたいと思います。

それと、図書館のことなのですけれども、図書館の貸出し図書数というのは……

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げますけれども、図書館に入りますと2回目になりますけれども、いいですか。

○渋谷登美子委員 違います。これも言っているので。

○松本美子委員長 答弁漏れということですか。

○渋谷登美子委員 うん。

○松本美子委員長 では、どうぞお願いします。

それでは、吉川主席主査、図書館についての答弁をお願いします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 図書の貸出しにつきまして答弁漏れ、申し訳ありませんでした。令和2年度の図書の貸出数は4万6,115冊ありました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして金子次長、答弁をお願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。

子どもの貧困状況の把握というのは、個々の事案としては把握はできておりません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷登美子委員、質疑をどうぞ。

○渋谷登美子委員 ふれあい交流センターなのですけれども、サテライトとして利用されたのはよかったですと思うのですけれども、逆に言えば住民がその分使えたわけですよね。皆さんのが使えるようにしてといって、密にならなければ。そうすると、住民対応ということでは、住民のことについては、それほど集団で集まるとか、そういう居場所を探さなくてはいけないということで物すごく苦労したわけなのですけれども、私なんかも川越市に行ったりとかいろんなところに行って、ヌエックが開いていたときもあったからヌエックもというふうな形でやっていたのですけれども、そういったことに対する対応というのは教育委員会事務局では考えなかったということなのですか。ただ単に、嵐山町からコロナの感染者を出さないということのみに、1点に絞ったというふうに考えていいのかどうか伺います。

それから、次の発達障害のことなのですけれども、境界知能の方というのは、この頃出てきている問題というか、前からあったのだと思うのですけれども、ケーキを4分の1に切れないとかそういう本がありますよね、少年。そういうふうな問題でいくと、75から60ぐらいの方というのはボーダーラインとは違うというのかな、そのことに関しては申請ではなくて、教師が見つけなくては難しいような課題と書いてあるのですけれども、それは発達障害の早期支援事業で見つかるものなのかどうか伺いたいと思うのです。そのことについては、発達障害とはちょっと雰囲気が違うのかなと思って見ていましたけれども、それは把握されているのかどうか伺いたいと思うのです。

ボーダーラインというのは、ご自分で、親御さんが気がつくということですよね、

申請していって。そうではない形でのものというのがあるのかどうか伺います。

ふれあいじゅく、ふれあい講座に関して分かったのですけれども、人権教育研究事業の内容なのですが、それぞれ菅谷中も玉ノ岡もなかなか楽しいことをなさっているのだなと思ったのですけれども、DVDというのはどのようなものを購入されているのか。例えば相変わらずではないのですけれども、外国人の問題とか、LGBTの問題とか、そういう形も入ったDVDをなさっているのかどうか。そういういた研修というのは、今の人権教育は幅広いですから、その点についてどのような形でなさっていたのか伺いたいと思います。

あと、図書館の開館、貸出し図書数というのは、例年に比べてどのような形なのですか。10万冊以上貸出しがあったと思うのですが、貸出し図書数も工夫されているようだと思うのですけれども、やっぱり少ないのでないかなと思うのですけれども、これは何か別の方法があってもいいのかな、考えられてもよかったですのかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

町民の方というのは、おうちにいらっしゃらなくてはいけない方が多かったので、図書館とか、それからほかの場所に行くことができなくて苦労なさったと思うのです。そういう部分もやっぱり考えられてもよかったですのかなと思うのですけれども、教育委員会事務局としていかがなのでしょうか、伺います。

○松本美子委員長 ちょっとお尋ねしますけれども、質疑を今後まだなさる方、何人ぐらいいらっしゃいますか。

それでは、申し訳ございませんけれども、途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。

4時5分までということにさせてください。よろしくお願いします。

休 憩 午後 3時52分

再 開 午後 4時03分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません。ちょっと早かったのですけれども、時間のほうが。申し訳ないです。

教育委員会に関する部分の質疑の関係ですけれども、渋谷委員さんの2回目からの

質疑ということになると思いますので、どうぞ。

〔「答弁から」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑はまだ……

〔「質疑は終わりました。答弁からです」と言
う人あり〕

○松本美子委員長 私の勘違いということでございましたので、大変失礼いたしました。

そうしますと、渋谷委員さんが質疑をなさいましたので、答弁からということにな
ると思います。よろしくお願ひをいたします。

それでは、村上教育委員会事務局長、お願ひいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 施設の閉館等について、私のほうからお答えをさせて
いただきたいと思います。

まず、新型コロナが、昨年度というか、昨年の頭から全国的にも拡大していった中
で、学校の閉校等もあったわけですけれども、その中で個々の担当部局、私どもでい
えば教育委員会ですけれども、それぞれで決めるのではなく、基本的には嵐山町です
ので、新型コロナ対策本部、こちらのほうが緊急事態宣言が出されたところで立ち上
がっております。その中で、様々な課が施設等を持っておる中で、できるだけ統一し
た形で施設をどうするかというのは考えていこうという形になりました。

極端に言いますと、例えば北部交流センターは閉館しているけれども、隣のやすら
ぎはやっているというと、町民の方がかえって混乱いたします。何よりも館を閉館す
るという段階では、新型コロナウイルスがどういう形で感染するのか、とにかく人が
密になるのを避けるということが言われておりましたので、渋谷委員のおっしゃると
おり、町民の皆さんのが少人数で集まるような場所が、確かに公共施設が閉館にな
ることで場所がなくなってしまったわけで、スポーツする場所もなくなってしまいました。
スポーツ施設についても、屋外よりも、まず最初に屋内の施設のほうを閉鎖という形
を取らせていただきましたけれども、町全体でそうした状況の中で、当然近隣市町村、
また県内、また全国的にもどういう対応をしているのかということを調査しながら、
では嵐山町では、昨年度の前半の部分では、それほどまだ発症の方の数は少なかつ
たですけれども、この発症者が少ない状態を維持するために施設の閉館、また職員の
サテライトも、これも町全体の中で、対策本部の中で、町として職員を2つのグル
ープに分けて勤務を行うという形を取らせていただきましたので、そういった中で渋谷

委員がおっしゃるとおり、まず感染者を増加させない、これを優先的に、各施設のほうを閉館させていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして溝上指導主事、お願いをいたします。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 2点目の発達障害に関する子どもの状況の把握について回答をさせていただきます。

子どもさんの発達に関する心配なことに関しては、まずは親御さんが気づくというところ、そしてそれが難しかったとしても福祉課の保健師、それから医療関係者、様々な健診等、それがかなわなかったとしても保育園や幼稚園での活動の様子を把握している教職員から、そこで、もし万が一把握ができなかったとしても、小学校に入学をする際の就学時健診での知能検査、それから知能検査では表れない行動等の違和感、この辺については観察をしております。小学校に入学してからも、なお境界線でなかなか気づかれにくいお子様につきまして、我々教職員は日々の活動の中から子どもの困難さを把握するために日々努力をしております。それでも、なお専門的な見地からアドバイスをいただくことにより子どもの困難さに気づく目を養うということで、巡回支援の先生に年間を通じてご指導いただいているところでございます。

我々教職員が気づかず、そして親御さんもなかなか気づかずというところで、見逃されて困難に直面している子どもさんになるべく早く必要な支援が行えますように、この巡回支援の先生のご指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして不破指導主事、お願いいたします。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 DVDについてお答えさせていただきます。

多岐にわたる人権課題において、児童生徒には幅広く人権教育を進めていく必要があると考えております。そのような中で、DVDの内容としてはピンポイントで、例えばLGBTQとか障害者についてというものではなく、複合的なものが今DVDで出されておりますので、各学校、学年に応じたものを、様々な人権課題が含まれたもののDVDを購入して各学校で活用させていただいているところです。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、図書館の関係ですけれども、吉川指導主事、お願いいた

します。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、答えさせていただきます。

まず、図書の貸出数、過去との比較です。コロナが関係しない過去3年間の平均貸出数は、年間で10万8,342冊ありました。令和2年度は4万6,115冊ありますので、例年の43%にこれは当たります。

そして、図書館の工夫についてお答えいたします。まず、臨時休館中のサービスとしまして、2階入り口に特設窓口を開設し、予約資料の受渡しを実施いたしました。予約者の負担軽減のため、電話予約を解禁し、AV資料のウェブ予約も解禁といたしました。また、本選びの助けとなるよう、図書だよりに掲載する紹介本を拡充したり、さらに図書館だよりの臨時号の発行等を実施いたしました。さらに、これに付随するものですが、ウェブ予約の推進もいたしました。広報、ホームページによる啓発、ウェブ予約システムの分かりやすい使い方等のチラシの作成、ホームページへの掲載等を行いましてウェブ予約を推進しました。この結果としまして、令和2年度のウェブ予約数は2,473件となりまして、前年度比で1,335件増加いたしました。

そのほかにも、工夫としましては本の福袋の事業の実施の回数の増加を行いました。例年2回行っておりましたが、実施を1回増加し、3回とすることで滞在時間の短縮化を図り、感染症拡大防止に努めました。そして、出張ブックポストを町内に3か所設置いたしました。ふれあい交流センター、B&G海洋センター、活き活きふれあいプラザやすらぎの3施設です。来館せずに気軽に返却できる環境をつくり、利用者のサービスの拡大に努めると同時に、不要な図書館への来館を防ぐことにより感染症対策にもつながるものだと思っております。

そのほかにも、コロナ禍に合わせたボランティア活動としまして、布絵本等の作成などの感染症リスクが低い活動の紹介を図書館ボランティアさんに行いました。こちらは、図書館が材料を提供し、ボランティアさんは自宅にて製作するものです。実績としまして、昨年度、布絵本、計11点作成していただきました。うち4点がバリアフリー本棚に配置、うち7点が託児ボランティアに使用するものとなっております。こうした工夫を行いました。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、私のほうからは学校管理費の件ですけれども……

○松本美子委員長 ページ数をお願いします。

○藤野和美委員 ごめんなさい、131ページ。これは菅谷小学校、それから七郷小学校、志賀小の関係なのですけれども、いわゆる管理事業費が小学校についてはかなり減額になっています。中学校はそうでもないのですけれども、小学校3校がかなり減額になっているという。ちょっと細かく私は読み込んではいないのですが、何らかの形で原因というか、傾向があるのであれば、それを教えていただきたいと思います。

それから、もう一点は148ページ、図書館の改修事業です。これは、昨年予算づけがされて、臨時交付金の中で手当てされているわけですが、これを見ますと設計業務はもう終わっているということなのですが、見通しです、この辺の工事の見通しについてお聞きいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

小学校の管理費の減額についてでございます。こちらは、主に消耗品に該当いたします。こちら令和元年度に学習指導要領の改訂に伴う指導書、指導教材、教員用の指導教材を購入したことによる支出がございまして、令和2年度に関しては4年に1回でございますので、その分が減額ということになっているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉川主席主査、お願いいいたします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 では、お答えいたします。

148ページ、図書館改修事業であります。こちらは、地方創生臨時交付金を活用し、図書館2階の開架ホールの窓と空調機の改修を行うものであります。今年度は、工事が残っております。8月に工事業者が決定いたしまして、予定としましては10月1日から12月末まで図書館を閉館し、工事を行い、来年から図書館を再開する予定となっております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 では、1点だけ。今、来年とおっしゃったのですが、来年度ではなくて来年ですね。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

吉川主席主査、お願いします。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 来年の間違います。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私からは1点なのですけれども、29ページに学校保健の特別対策事業補助金という補助基準額がうたわれているわけです。そして、2分の1、限度がありますので、550万円ですか、この金額が町のほうに入ってきているのだと思います。

そこで、私がお尋ねしておきたいのは、さっき長島委員もちょっと尋ねていたのですが、130ページに戻りまして、令和3年の3月までの決算年度ですので、このサモグラフィーだったり、それからロングレバーだったりとか、補正予算でも出てきたところですけれども、いち早く対応していただいたのかなとは思っています。ですけれども、大事な子どもたちを預かる現場として、その点についてある程度学校側で考えている、予定している、ここまで何とかやりたいというようなことが、こういった備品類の調達含めてできたのでしょうか、その点をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

金子次長、お願いいたします。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

補助金をいただきまして、各学校の衛生管理というのに大きく使わせていただきました。学校で必要なものということも常々学校と確認をしながら進めてまいりました。また、学校で個々に必要なものに関しては学校の金額を決めまして、その中で学校で購入していただくという方式も、併せて2方式で行っています。ただ、令和2年度の後も手を洗ったり、消毒液等の消耗品に関しては、やはりある程度のストックはありながらも、まだまだ必要な部分が、この先もまだ状況が分かりませんので、そういうことに関しては、また整備をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 令和3年の3月までの状況では、一応間に合っていたということでございます。これは余計なことになりますけれども、新学期も始まつきました。また状況が違つていますので、現場のほうから強く、子どもたちを守るということも含めまして対応していっていただきたいなというふうにお願いしたいところです。

結構です、これで。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がございますか。

[「なし」と言う人あり]

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結させていただきます。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

(午後 4時19分)

決算審査特別委員会

9月9日（木）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査
について

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員	2番 山田 良秋 委員
3番 犹守 勝義 委員	4番 藤野 和美 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 長島 邦夫 委員
7番 青柳 賢治 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 渋谷 登美子 委員	10番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
書記	安在 洋子

○説明のための出席者

佐久間 孝光	町長
高橋 兼次	副町長
青木 務	参事兼総務課長
馬橋 透	地域支援課長
前田 宗利	福祉課長
萩原 政則	健康いきいき課長
近藤 久代	長寿生きがい課長
藤原 実	環境課長
福嶋 啓太	技監
杉田 哲男	農政課長
伊藤 恵一郎	まちづくり整備課長
奥田 定男	教育長
村上 伸二	教育委員会事務局長

杉 田 哲 男 農業委員會事務局長農政課長兼務
堀 江 國 明 代表監查委員
大 野 敏 行 監 查 委 員

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 全課局に関する質疑並びに現地調査を終了しております。

これより、歳入歳出を含め総括的な質疑をお受けしたいと思います。

総括質疑に対しましては、4名の方が届出を出していただいております。

初めに第10番、川口浩史委員、次に第12番、渋谷登美子委員、次に第9番、青柳賢治委員、最後になりますが、第4番、藤野和美委員の順で行いたいと思います。

それでは、川口委員から総括に入らせていただきますけれども、順次質疑を求めます。

初めに川口委員、お願ひいたします。

○川口浩史委員 それでは、総括質疑をさせていただきたいと思います。

第1点目は、難病患者見舞金制度を復活させたことです。これは、福祉を重視する視点から質問したいと。改めて考えまして、これはすごいことだなということで思いましたので、ご質問させていただきたいと思います。復活させた理由は何だったのか伺いたいと思います。

2点目に、稼ぐ力についてです。私は、この稼ぐ力というのは、前の議会でもお話ししましたけれども、強い疑義を持っております。そう簡単に稼げるはずがないからです。むしろ失うお金のほうが結果的に多くなってしまうと、中には成功するものも

あるでしょうが、多くは失うお金のほうが多くなってしまう。そうなっていないのか、嵐山町が。そういう視点で伺いたいと思います。稼ぐ力を使った金額と稼げた金額、幾らなのか伺いたいと思います。

3番目に、環境を守る嵐山町、それにふさわしい行動が、事業ができているかということです。水質調査をお聞きしました。基準値超過というのが随分ありました。基準値は、我々が健康に暮らすために設けられた値であります。それが超過しているわけです。町民憲章には、緑と清流のまちをつくりましょうということも書いてあります。こうした視点に立った町の環境が守られるような行動が行われているのかを伺いたいと思います。

4つ目に、傍聴者の制限が行われております。これは、コロナの影響により仕方のないことです。ただ、傍聴者の制限が行われているために、傍聴したいという方が傍聴できなかったという事例があるわけなのです。そのため、こうした方のために、隣室等にモニターを置き、そこに配信することが必要ではないかというふうに思いますので、お考えを伺いたいと思います。

5つ目に、新校開校準備委員会の件です。これは、昨日、この用紙を提出するのは午後1時ということでありましたので、こういう書き方をしてしまったのですけれども、昨日の質疑でこのことはもう聞いておりますので、私が疑問に思っている点についてお答えをお願いしたいと思います。

新校開校準備委員会の委員の方から、「この準備委員会は統合について少しでも議論する場がないのでしょうかね」ということで私に聞いてきました。「それは、統合はもう決まったことですから、それはありません。ないと思いますよ」ということでお返ししたのですけれども、統合を理解していない人が、多分この方だけではないと思うのです。校名、そして校章、今後は建設についてということで、いい議論ができるのか。こういうことを聞いて、私はできないだろうなと思ったわけです。議論の進め方として、しっかり委員の皆さんには理解していただく時間が必要だ。ただ資料を配って終わりだということではなくて、理解をしていただくことが必要だ、私はそう思いました。1点目はそれを伺いたいと思います。

そして、2点目は、統合について少しでも関与した委員会にしていくべきだというふうに思います。そうでないと結果的にいい意見は出ない、そう思うのです。ところが、校名とか、校章とか、教育委員会や町にとって、Aであろうが、Bであろうが、

○であろうが、どちらでもいいわけです。そういうような視点ではいい意見は出ないわけですから、もっと深みのあるものを得るために、統合の段階から議論できる委員会にしていくべきだと、校名とか校章とかそういうだけではなく、議論をしていくべきだということで、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

そして最後に、環境課の仕事量に対しての体制が弱いのではないかということで、別にこれは環境課長に頼まれて言っているわけではないのです。何にも頼まれておりません。私の主觀でこれを質問しているわけですので、念のため申し上げて質問したいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をいただきます。

初めに、前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、1番目の内容につきまして答弁させていただきます。

難病者見舞金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、難病患者の方に対し、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的に見舞金を支給することいたしました。なお、支給額につきましては、年額5,000円でございます。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、杉田農政課長、お願ひできますか。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

稼ぐ力を使った費用ですが、企業や商工者支援等で各事業にわたる部分がございますが、令和2年度決算ということでございますので、地方創生推進交付金での事業につきましてお答えさせていただきます。

事業費につきましては3,983万7,247円でございます。農政分野の事業といたしましては、歳出のほうで、地産地消事業で11万4,345円、農業者フォローアップ事業といたしまして、新型コロナ対策分を含めて1,321万2,000円であります。

稼いだお金のほうでございますけれども、地方創生の事業といたしまして、コロナ禍ではありますが、嵐山町観光協会でのバーベキュー場や千年の苑事業関連としての収益事業といたしまして3,147万1,006円、めんこ61プロジェクト関連で協賛店等の売上金額といたしまして4,029万2,600円、農産物生産組合の直売所での売上げ、こちら

につきましては2億8,572万円です。

また、嵐なびでの販売でございますけれども、令和2年度では155万3,755円ということでございましたけれども、令和3年度につきましては、4月から7月の期間でございますけれども、農林61号の乾麺のお土産だったり、ラベンダーオイル等のお土産品の販売等々で、4か月間で211万3,910円の売上げとなってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは次に、藤原環境課長、お願ひいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。質問項目3についてお答えいたします。

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準があります。人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域で直ちに達成され、維持されるように努めるものとされています。

令和2年度の調査による人の健康の保護に関する環境基準の適合状況は、調査を行った全ての地点、項目で環境基準に適合していました。

生活環境の保全に関する環境基準は、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準とされています。令和2年度の調査における生活環境の保全に関する環境基準の適合状況は、水素イオン濃度（pH値）と生物化学的酸素要求量（BOD）と大腸菌群数で未達成である以外は、全て環境基準に適合しておりました。

水素イオン濃度について、河川では水深が浅く、水が停滞する河床、川底ですね、の付着藻類があるような場所でpH値が高くなること。生物化学的酸素要求量について、水の中の有機物を微生物が分解するのに使われた酸素の量のことで、川の汚れの様子や、ご家庭や工場などの排水の状態を評価するための指標であり、これが超過していたこと。大腸菌群数について、水域にし尿汚染が存在する可能がある場合に、し尿汚染の指標として用いられるもので、これが超過していたことで、これら、例えば畜産農場、工場、浄化槽などから排水対策が一層推進されることで抑制が図られるときしております。

したがいまして、町は県と連携して、河川のしゅんせつや改修による水深や流速の確保をすること、町民、事業者などが排水基準に適合する排水を心がけるための施策や、その行動を誘引する広報活動等の周知をしていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは続きまして、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。大変失礼いたしました。清水上下水道課長の答弁をいただきたいと思います。

○清水延昭上下水道課長 私からは、3のご質問の都市下水路、排水路から公共水域、河川へ流入する水質の観点から答弁させていただきます。

昨日の審査委員会の中で、新田沼都市下水路の清掃をやって、ある程度の効果が得られたということを答弁させていただきましたけれども、しかしながら依然として河川の水質基準よりかなりオーバーした数値でございましたので、引き続き河川に流入する排水路につきましては定期的な清掃と消毒を行い、河川の水質改善に取り組んでまいります。

また、清掃や消毒のみでは、効果は一時的なものでございますので、水質基準に近づけるための根本的な解決となるのは、やはり公共下水道への切替えでございます。それと併せまして、未接続世帯の公共下水道へのつなぎ替えも併せて推進してまいります。浄化槽排水が減少すれば、必ず河川の数値の減少につながることと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは続きまして、青木参事兼総務課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは4点目の会議の開催につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

コロナ禍での会議の開催の在り方、そういうものを考えたときに、やはり感染防止対策をいかに図っていくかと、大変重要なことだというふうに認識しておるところでございます。

会議については、原則公開ということになっておりまして、定員を設けての傍聴も可能となっているところでございます。この定員の設定については、会場の広さ等を勘案し設定することが考えられ、感染防止の観点から、コロナ前に比較し減少することが想定でき、定員を超える場合にあっては先着順あるいは抽せんと、こうしたことことが要綱上決められているところでございます。

コロナ後、会議開催として主に使用される会議室というのは2階の204、205、こういった会議室が使われているわけでございますが、コロナ後にあっては、この2つの部屋をつなげて1つの部屋として広く使用していると。また、町民ホール等、広い部

屋を使っての会議開催、こうしたことについて優先をさせていただいているというところでございます。

委員ご提案の隣室での視聴ができるようにということでございますが、機材の関係あるいは場所の確保等、こうしたこと、いろんな問題があろうかと思います。こうしたことから現状では導入する考えのほうはございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、村上教育委員会事務局長、お願ひいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 私のほうからは、新校開校準備委員会の進め方、内容、統合についての意見を聞くということに関してお答えさせていただきます。

新校開校準備委員会は、令和2年4月1日施行の嵐山町新校開校準備委員会設置要綱により設置し、令和2年度中に3回の会議を開催いたしました。この前提となる嵐山町立学校適正規模等基本計画、こちらの中で小中一貫校の新校を設置するということが定められておりましたので、この新校開校準備委員会の会議につきましては、新校開校までのスケジュール、学校名、校章、校歌などについてご検討いただきました。ですので、再編について改めてご意見を聞くというのではなく、新校開校に当たって、どのような形で進めていくかということでご検討いただいたところでございます。

しかし、令和3年1月に町長から学校再編について改めて検討する方向性が示されましたので、本年6月議会に嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を上程させていただき、可決、決定いただいたところでございますので、今後はこの審議会の中で、改めて再編等につきましてご審議いただくこととなっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは次に、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 6点目の町の職員体制につきまして、お答えをさせていただきます。

職員の配置につきましては、各課長へのヒアリング、職員の自己申告書、当年度の各課の新規事業等、様々なことを考慮し配置を行っておるところでございます。

職員数の確保が難しい中にあって、お一人お一人の職員が自己の持つ能力を最大限に発揮し、多様化する行政需要に的確に応えていかなければならないと、こうした状況にあります。全体を見てみると、どの課も十分かと言われば、なかなかそうではないところもあるかというふうに思います。しかしながら、先ほど申し上げまし

たように、それぞれの職員が力を発揮していただき、限られた人員の中で行政を遂行していく、こうしたことに日々努めておるというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、2回目の質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 難病者見舞金制度なのですが、1回で終わらせるつもりでいたのすけれども、コロナの支援金で5,000円だというのは、それはもう分かっているわけなのです。問題は、問題ではなくて、私は強く評価したいのです、よくこれをやってくれたというのを。住民運動があれば、それは福祉重視というのにはあります。でも、なければ、通常は、福祉はもう削減する一方、これが普通、ここ20年ぐらいそうではないですか。

関根昭二町長が、私が議員になって1期目頃ですけれども、よく皆さん、皆さんと言ったかな、意見聞いて私やっているだろうとなって、個人的なことで言ってくれたことあったのですけれども、そのときも、ちょっと今、急に今思い出したので、福祉を新たにやってくれたのです。それちょっと今思い出したのですけれども。それ以来……それもうなくなっています。削減する一方だったわけなのです。それを復活させた、住民運動がないところで復活させたというのは、これはすごく評価をしなければいけないなと思いましたので、どういう心境というか、お考えでこれを復活させたのか、ちょっと町長に伺いたいと思います。

それから、稼ぐ力なのですが、令和2年度の関係で使ったお金と今まであるものとを比較されたのでは駄目だなと思って、ちょっと質問の仕方が悪かったかと思ったのですけれども、これだと稼いでいるほうが多いということになるわけですね。そうなのかということで、少し質問の仕方を変えないといけないなとちょっと思いました。だから、もうこれはいいです。

ちなみに、千年の苑で1年間にかかるお金が、昨日、1,320万円だということで、これは最低かかるお金ですから、地方創生交付金が来年まであるのか、それ以降はなくなるわけなのでしょう。そういう中で、本当に稼げる力を、稼げていけるのかということは私は強く疑問を持っています。ちょっと質問の仕方が悪かったので、これでは稼げてしまっているので、これ以上質問すると私の墓穴を掘るので、いいです、これは。

水質調査なのですけれども、これは今年だけではないのです。酸素要求量が低い、

あるいは水素イオンも書いてあったかな。あと、亜鉛は人間の体にいいのですけれども、ただ取り過ぎるとよくないということあります。それと、大腸菌の問題もあるわけです。これが今年だけではないわけなのです。だから、私は質問しているのです。毎年基準値超過しているわけなのです。そうすると、どこで発生しているのかを突き止めていかないと、これは改善しないわけです。環境を守る町としては、放っておくということでしょう、環境課長のこの答弁では。それではまた来年も同じことになりますよ、基準値を超える水を流しているということになるわけですから。それはやっぱり改めていく必要があると思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

都市下水路を昨日質問して、傾斜の緩い部分をさらったということで、これ大分効果あったのだなと思いました。ただ、基準値は1ミリリットルだか10ミリリットルだかに大腸菌1,000個なのです。1,000個なのですよね、たしか。そうですよね。それが1万幾つだったっけ、昨日のだと、書いてありますけれども。ですから、確かにまだまだ高いわけなので、傾斜の緩い部分は根本的にそこを直さないといけないので、それはちょっとお金かかるでしょうから、当面はこれでやるしかないと思うのですけれども、これはもうやってもらっていますから、これは答弁結構です。ちょっと環境課長のほうだけ伺いたいと思います。

傍聴の制限がどうしても、それは通常の場合だって、コロナがなくたって制限はあるわけですけれども、ここだったら30人というふうにあるわけですけれども、コロナによってよりそれが狭まったわけですよね。通常の感覚でどうしても来てしまうというのはあり得ることだと思うのです、幾ら皆さんが制限していますよということを言っても。それで、来た人をそのまま帰すというのはいかがなものかなと。隣室等へのモニター配信をすることが、今の嵐山町の機器で十分できるのではないか。問題はやろうとするかどうかの気持ちだけで、その気持ちがないからこういう答弁してしまうのだと思うのです。会議の模様を聞きに来てくれた、ありがたいことだということで、私はぜひ、現状の機器でできるはずなのですから、ある程度情報も得ていますので、だから私はこういうふうに申し上げているのです。これはぜひやっていってほしいと思うのです。もう一度伺いたいと思います。

新校開校準備委員会は、これ新校開校準備委員会ということがどうしても、これがきっかけで思ったのですけれども、嵐山町の全体の委員会など、審議会などがこういう実態ではないかなと思って、よく中身を分からぬで出席しているのではないか

という、そういうおそれを私は抱いたのです。ですので、資料を配ってもうそれで終わりだというのがほとんどではないのですか、ほかの審議会や委員会などで。簡単な説明はありますけれども、簡単過ぎるので、説明は。1回目はもう説明だけで終わつて、しっかり説明をして、それで理解してもらって中身に入っていくということを私はしていくべきだというふうに思うのです。

それから、そのためには、ある程度決まってからやるというのは、私の感覚からしてもなかなか理解がし切れないなと思うのです。統合を決めたのは教育委員会ですけれども、それだけの専門的な知識を持ってやられたのかということを考えると、政治的判断でやっているのだろうなと思わざるを得ないわけで、そこにこそ私は保護者の目線が必要だと、統合を決める段階で。校名に保護者の目線だと言われたって、入りようがないのではないかですか。校章に保護者の目線だと、昨日保護者の目線が云々とお話がありましたけれども、入りようがないわけです。ですから、統合をする段階で決めていく。ほかの委員会や審議会でも、ある程度重要な段階から入つていいといい意見はもらえない、私はそう思うのですけれども、これもう一度伺いたいと思います。

最後に、環境課の仕事なのですけれども、どこでも足りない、そうでしょう。確かに人数が、私が議員になった頃から比べて大きく減っているわけですから。ちょっと環境課の仕事を、昨日の決算書のこれを見ますと、犬の登録事業、外来生物対策事業、空き家管理事業、ポイ捨て防止事業、水質・騒音・悪臭対策事業、不法投棄処理事業、塵芥処理事業、オオムラサキの森管理事業、トラスト地管理事業、公園等の整備事業、武藏嵐山管理活用事業、保護樹木管理事業、それに残土や盛土などの事業というか、管理、太陽光の管理というかな、今度入ってくるわけですけれども、これだけのことをたった4人でやるわけですから、ちょっと体制が弱いのではないかと思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

ちなみに、環境課の残業というのはどのぐらいあるのか、もし分かったら、今持っていないかな、持っていないければしようがないのですけれども、分かれば伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、佐久間町長から答弁をいただきます。

○佐久間孝光町長 川口委員のご質問にお答えをさせていただきます。

この難病患者見舞金制度、川口委員がこういった事業に目を向けていただいて、こういう形で評価をしていただいた、非常にうれしく思っております。ただ、これは議会の場でありますので、正確にお答えをしなければいけませんので、この見舞金制度、制度を復活させたのは3年度であります、2年度は制度ではないのです。ですから、大変申し訳ないのですが、今回はお答えは控えさせていただきます。来年度の決算のときには、その辺のところもしっかりと回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、藤原環境課長、お願ひいたします。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

川口委員さんのもっと有効な手だてを打てないかと、積年の基準超過に対して有効な手段がもっと打てないのかと、そういうご質問でございますけれども、特に問題になっているあの市野川は、上流の小川町さんのところでも……これは、すみません、最初に大腸菌群数の基準値の限度に関しましては、河川ごとに決まっておりまして、1,000の河川と5,000の河川とございまして、市野川のほうは5,000の河川でございます。小川町さんのほうも、やはりその5,000を超えているというような結果を調べております。嵐山町でまた超えて、またそれぞれその最終ポイントがございまして、増えたり減ったりしているのですけれども、そういう上下動を繰り返しながら滑川町さん、東松山市さんと下流にも続くのですけれども、そちらのほうでもやはり基準値は超えていると、そういう状況になっております。ですので、こちらの水質の、特に大腸菌群数の改善に関しましては、嵐山町単独の施策だとなかなかそこを改善するというのはちょっと難しい状況でございます。しかしながら、その辺は近隣の市町村ともいろいろ連携を保って、何とか大腸菌群数を減らそうと、そういう活動というのは必要だと思いますので、機会を捉えて、その辺はぜひそういうことを進めていけるように、連携を取っていきたいと考えております。

こちらの大腸菌群数のほうは、私も調べさせていただいた中では、やはり工場排水とか、生活排水とか、その辺の汚濁を低減していくことが一番有効だと、そういう知見が拝見されますので、これは環境課単独ではございませんけれども、町全体として工場排水を適正に保つこと、あと生活排水の基準を保つように、これからそれぞれ下水道事業なり、浄化槽事業なり、そういうのを着実に進めていくことがこの大腸菌群数を減らす、最も近いかなというようなことを感じております。

なかなか環境課単独で、次の年に基準値内に収まるような即効性のある対策が打てないのは、私もじくじたる思いではございますけれども、そういった生活排水なんかにおかれましても、なるべく汚れた水を流さないような、そういった広報等はぜひ力を入れてやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをいただければと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは答弁を、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは会議の関係でお答えをさせていただきたいというふうに存じます。

我々このコロナというのを本当に初めて経験をし、緊急事態宣言というものが発令されて、その間会議の開催もできない状況が続いたと。その間、例えば書面会議であったり、そういった模索をしながら進めてきた。中には、会議の開催自体もできない状況が続いたと、こんなことを経験したわけでございます。

緊急事態宣言が解除されて以降、どう会議を安全に開催するか、これは本当に職員の皆が細心の注意を払って会議を開催してきたわけでございます。第一義的には、会議の出席者、この皆様方に安全に会議を行っていただくということを、これが一義的だというふうに思っています。

傍聴に関しては、公開の会議の場合には、あらかじめ定員を定めていれば、定員は何名です、こうですとか、そういった会議開催について、ホームページ上、お知らせをさせていただくということになっております。傍聴を希望される方については、そういった情報を御覧いただき、傍聴していただく、こうしたことが基本だなというふうに考えております。こうした基本的な考えについては、今後も継続をしていきたいというふうに思います。

先ほど委員さんから、既存の機器で十分対応ができるのではないかと、このようなお話をいただいたところでございますが、会議の内容を例えば隣の部屋で映すという場合には、その様子を映すカメラも必要だと思います。こうした機材については、現在町のほうには用意しておらないというふうに記憶をしてございます。新たなそういった投資も必要になります。1度目の答弁で申し上げましたように、場所の関係も当然ございます。やはりそういった諸般の状況を考えてみると、現状では委員さんご提案のような対応は難しいというふうに考えております。

以上です。

- 松本美子委員長 続きまして、村上教育委員会事務局長、答弁お願ひいたします。
- 村上伸二教育委員会事務局長 私のほうから、委員会の進め方についてご答弁申し上げます。

新校開校準備委員会、先ほども答弁させていただきました、嵐山町立学校適正規模等基本計画、これに基づいてこの新校開校準備委員会は設置されたわけですけれども、この基本計画に至るまで、平成29年8月から平成31年1月まで小中学校適正規模等検討委員会、こちら15回開催され、この委員には小中のPTA会長、また地域からということで区長会のほうにも委員をお願いして、その中で様々な検討をいただいた上で、学校の再編統合が望ましいというご意見をいただいた上で計画の策定でございました。

新校開校準備委員会を開くに当たりまして、いきなり会議でお願いしてということでなく、まず委員をお願いする段階で、事務局のほうからそれぞれのところにこちらから出向きて、これまでの経緯、また当日、1回目の資料を事前にお渡しした上で、お渡しするだけでなく、そちらの説明もさせていただいた上で、1回目の委員会を開催いたしました。皆様の前で改めて全体のこれまでの流れと今後のスケジュールということ、第1回目の委員会でございました。

そうした形で進めてきたわけではございますけれども、最初の答弁でも申し上げましたとおり、それでもやはり町民、保護者等のご理解が十分得られていないという町長の判断で、改めて条例設置の委員会でこれから審議のほう、再編も含めて、統合するかしないかも含めて、改めて審議のほうをいただきたいというふうに考えております。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは続きまして、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。
- 青木 參事兼総務課長 それでは、私から、環境課の関係でご質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

環境課の時間外の状況ということでお尋ねでございますが、細かい時間数につきましては、手元に資料がございませんので、お答えをすることはできません。ただ、決算ということでございますので、環境課の時間外勤務手当につきましては、主要な施策の説明書の95ページ、環境衛生総務事業というところに記載をさせていただいてお

りまして、金額で申し上げますと、年間で26万6,902円という金額でございます。支給の対象となる職員については2人でございますので、お一人当たり年間13万円というような時間外勤務手当というふうになります。この金額というか、時間数、単価から見ますと月おおむね10時間前後かなというふうに思います。この時間数は他課に比べて極端に多いとか、そのような数字だというふうには思ってはございません。

また、環境課の職員につきましては、令和2年度、正職員は2名でございますが、会計年度任用職員ということでございまして、お二人配置をさせていただいております。こうした会計年度任用職員さん、こうした方にも助けていただいて、業務を遂行しているというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、3回目の質疑に入ります。

川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 難病患者の件は、制度と書いてしまったので、確かにそれは今年度からですよね、昨年度はコロナの支援金で復活させたということですからね。分かりました。いいです。きちんと評価は評価でしておくことが大事だなと思いましたので、それだけ申し上げておきたいと思います。

水質の関係なのですけれども、工場排水、生活排水、そういうところから出ているのだと思うのです。どうして出るのかなというのが私には分からぬのです。工場にしろ、生活にしろ、下水道か、浄化槽かと、そこに入るわけですから、汚い水がそこに入るわけですから、それ以外のところで出てくると。その出てくるのが、菅谷の都市下水路も何でそこに出てしまうのか、たると何か汚物がそこに入つて大腸菌が出るのか、これちょっと都市下水路のほうですけれども、ちょっと分からぬのですけれども、そういう流れが悪くなると、きれいなものも汚くなつて大腸菌が増えるのか、ちょっとその原理が分からぬのですけれども、もしそういう原理であれば、浄化槽を幾らつないでいても駄目なわけです。そういう点が分かっていて、工場排水や生活排水に起因しているのではないかということでおっしゃったわけなのですか。そこを、どこか漏れているとか、そういうことでおっしゃったのかどうか。そうすれば、やっぱり各事業所には、あるいは家庭にはしっかり見ていただくしかないわけで、その辺は近隣の市町村とやはり連携してやつていただくことしかないと思うのです、おっしゃるように。どういう原理で、課長がおっしゃった工場排水、生活排水はどういうこ

とで大腸菌が発生するのかを、ちょっと大腸菌だけに限りますけれども、お聞きしたいと思います。

傍聴の関係なのですが、これちょっと、課長はこういう、いつも否定的な答えしか言いませんので、町長か副町長に伺いたいと思うのですけれども、簡単なカメラもないのかな、カメラあるようなことでこう聞いたのですけれども、ちょっとカメラあるのかどうか、それは課長でいいや、カメラあるのかどうかだけ確認したいと思うのです。

カメラ、仮になかったら、最低限音だけでも隣室に配信するということもやっていく必要があると思うのです。やっぱり聞きたいということで、帰られたというのはやっぱりまずいわけで。先日の私の一般質問のときも、入れたと思うのですけれども、下のモニターで見ていました。「川口さん、頑張ってくれましたね」と声かけてくれましたから。やはりモニター、モニターがあったほうがいいのですけれども、最低限スピーカーだけでも用意して、隣室で聞けますよということでやっていくことが大事だと思うのです。ちょっとそのお考えを伺いたいと思います。

新校開校準備委員会、ちょっと新校開校準備委員会を代表して私質問しておりますが、出向いて説明というのはほかの委員会でもしているのだと思うのです。それが理解……全員が移動したわけではないでしょう、小中学校の適正規模の委員が増えているわけだから、人数が。だから、その増えた人は関わっていないのですから、当然分かっていないわけです。それ説明したからもういいということでおっしゃったのでしょうかけれども、なかなかそこがつかみ切れないというのが実情としてあると思うのです。皆さんは説明したというふうにおっしゃるけれども。だから、私に言ってきているのですから、こういうことで。ここは統合をお話しする場所ではないですよと、ないわけなのですけれども、そう思って来ているわけですから。委員ですよ、これは。だから、ほかもあると思うのです、こういうのが。ですので、しっかり分かってもらわないといい意見は出されない。これは嵐山の損失になります。ただ開いたというだけで、皆さんの意見どおりに、最初にまとめたようなものが通りましたという、その実績づくりだけに委員会を使っていると、そんなふうに思われないようにしてもらいたい、そういうことで私申し上げているので。新校開校準備委員会がどうなったか、それは経過は私も分かっていますので、委員に対しての対応ですよね、最初の、それをお聞きしているので。それが新校開校準備委員会なので、局長のほうでお

答えになっていただいているのですけれども、でもそんなにほかの課も変わりないと
思いますので、またもう一度代表して伺いたいと思います。

環境課のことについて、そうですか、残業はほかと変わらないようなということでおっしゃられているわけですので、もう少し私も、ではこれは仕事量を見て、提言するときには提言したいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水上下水道課長、お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 それでは、私のほうからは大腸菌の関係でご答弁させていただきます。

大腸菌と申しますと、やはりこの自然界の中にどの場所にでも存在しているわけでございます。全てがふん便性の由来のものではないわけです。地中の中に存在しているもの、あるいは水中の中に初めから存在しているもの、そういうものの全てを総称して大腸菌群数ということで、河川の水質基準で定められております。

先ほど環境課長のほうからご答弁申し上げたとおり、市野川の上流から下流域の市町村で、それぞれ全て超過しているということでございますので、一言で申し上げますと市野川が汚れているということになります。汚れているというのは、BODの関係もございまして、河川中の汚濁物質、有機物ですね、それを分解するときに好気性の微生物が酸素を使って汚濁物質を分解するわけですけれども、きれいな水のところには汚濁物質がありませんので、微生物はそんなに酸素を必要としないで分解することができます。よって、BODの数値が高いところは、有機物、汚濁物質がたくさんあるということで、濁っているという指標の問題でございます。

それと、事業所排水及び浄化槽の排水によって、大腸菌群数が多く発生するということなのですけれども、基本的に市街化区域の事業所、花見台工業団地とか、そういうところは公共下水道に流しておりますので、そこからの排水はございません。

また、調整区域の事業所につきましても、合併浄化槽を入れておりますので、その合併浄化槽によって汚濁物質がかなり軽減されて排水されるわけですけれども、それが河川に流れ込んでおります。

また、浄化槽の排水につきましても、調整区域につきましては市町村型で事業を進めておりますので、市町村型の浄化槽を設置している浄化槽は、これは極めて高性能

な浄化槽でございまして、通常の単独浄化槽とか、通常の合併浄化槽のちょっと性能が悪くなったものと比較しまして、市町村型で排出される浄化槽の排水は8分の1のBODの量で排出されますので、高性能な浄化槽事業が進めば、おのずとBOD数値あるいは大腸菌群数の数値も下がってまいります。

市街化区域につきましても、今現在、90%、公共下水路に接続しております。残りの10%が単独浄化槽や合併浄化槽、それとくみ取り槽でございまして、その排水につきましては切替えの推進をしていかないと、その排水が性能の悪い浄化槽、単独浄化槽はもう既にみなし浄化槽という法律の位置づけになっておりまして、浄化槽のていがないというふうに判断されております。その水が都市下水路、排水路ですね、に流れ込むと、結果、管路のたまたま部分とかで集まつたときに、それがたまり水となって大腸菌がどんどん、どんどん増えていったものが河川に流れ込む、それで大腸菌の数値が高くなる、何百万とか何十万とか過去にはありますので、それをやはりこう公共下水への接続替えを推進すれば、浄化槽排水がだんだん減ってきますので、それが河川の水質改善に結びつくものだと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青木参事兼総務課長、答弁お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 会議の関係でお答えさせていただきます。

会議の配信に必要な資機材ということでございますが、現状、総務課のほうでは用意はしておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続きまして、佐久間町長、お願ひいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

コロナ禍の中で、傍聴できなかつた方がおられたということで、本当に申し訳ないなというふうに私自身も思います。ただ、今国を挙げて感染防止ということで取り組んでいます。そして、緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置を発令されると、特に飲食店の方々は仕事すらもできないのです。収入はない、家賃は払わなくてはいけない、給料は払わなくてはいけない、本当に人生がおかしくなってしまう。

そしてまた、若い人たちの中で、結婚式を挙げるといつても、こういう状態だから皆さんに声かけることができない、それすらも延期して延期してという方々もおる。もっとあるいは一生涯の中での最後の別れ、お葬式にしても、一生涯ずっと人生を歩

んできた、様々な方たちとの関わりがあると思うのです。ですから、こういった方にもお知らせをしたい、お礼を述べたいということがあっても、こういう状況だからといって親族だけでお葬式をされる方、私も何人か本当に不義理をしたというふうにも実感をするほど、こういう時期なので控えさせていただいたこともございます。

また、それと同時に、嵐山町ではその当時はそんなに感染が拡大していなかったので、どうにかできましたけれども、成人式、これもあの当時は中止をしたところも数多くありました。嵐山の場合にはそんなにその当時は感染が進んでいなくて、そして担当課のほうでしっかりと感染対策をしていただく中で、どうにか無事にできましたけれども、そういうこと。

そして、何といっても、今回のオリンピック・パラリンピック、こういったものは本当に子どもたちにとっても一生涯、今回が最初で最後のチャンスだったと思います。しかし、こういう状況であるからこそ、やはりそのところは観戦すべきではないということで、ほとんどの学校が中止にするというような状況であります。

何しろ感染防止ということに関しては、人流を止めるということがまず第一義でありますので、そういう点の中で今回そういう形で、申し訳ないと思いますけれども、ぜひご理解をいただきたい。

それからあとは、このいろいろな会議の中には、議会であれば議長がいる、委員会であれば委員長がいる、その会の代表、長によって、いろいろな裁量権も任されておりますので、そういうことをしっかりと駆使する中で、適正な運営を図っていきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、最後になりますけれども、村上教育委員会事務局長、お願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

川口委員ご指摘のとおり、小中学校の適正規模の検討から新校開校準備委員会に至るそれまでの経緯について、委員さんも含め、町民、保護者の方のご理解が十分でなかったというふうに、佐久間町長の判断で新たに条例設置の審議会を設置し、改めて検討することになりました。その辺の反省点を踏まえまして、委員また町民に対して十分、この新たな審議会を設置して検討していく意義、目的等について丁寧な説明をした上で、この反省を生かして今後に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、すみません、1時間たちましたので、10時15分まで休憩とさせていただきます。暫時休憩します。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時15分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渋谷登美子委員より総括質疑が出ておりますので、順次質疑をしていただきたいと思います。どうぞ。

○渋谷登美子委員 では、7点質問いたします。

1点目です。コロナ禍において、非課税世帯、特にシングルマザーの所得減少についての把握について伺いたいと思います。

2番目です。コロナ禍の緊急事態宣言によって、当初予算より各課の事業の休止、それから事業縮小で財政調整基金に7,000万円ほど積み立てたというお話をでした。各課の事業休止、事業縮小の事業の内容とその影響額について伺います。

3番目です。町民の町政参加がコロナ禍においてできなかったと学校統合に係る説明でされています。では、都市計画マスタートップランや第6次総合振興計画、各種計画策定、それから嵐山町の事業変更に際して、町民への説明や町民が参加できるような形に配慮した点を伺います。

次です。4番目です。特別地方消費税交付金と町立幼稚園3年保育をしなかったことについての財政政策上の問題、課題を伺います。まず、これ令和2年度の消費税が10%になって、それで令和元年度は10月からだったので、人口的には違うのですけれども、令和2年度の消費税と平成30年度のことを比較してみたのです。令和2年度の消費税10%分と平成30年度の消費税8%での地方消費税交付金の差額は5,420万3,000円でした。地方消費税交付金の増額分は3歳児以上の保育・幼稚園の無償化についての支出に充てるということで、消費税の10%の増額が始まりました。保育園の平成30年度と令和2年度町支出分の差額は1,322万4,407円、町立幼稚園の経費の支出の差額は929万2,138円となります。となりますと、消費税の交付金で5,240万3,000円の差額というのは、本来3歳児以上のものに充てて、幼保無償化に充てて、その名残の部分をほかの福祉財源に使うということになってきているわけなのですけれども、

実際には3歳児以上の保育園の経費と幼稚園経費の分の支出額の増額分は2,253万6,145円となるわけです。ですから、実際には國の方針の問題、消費税増額分の支出の問題と嵐山町の消費税増額分のところは違っているわけで、これは、私は一般財源として消費税交付金をほかの会計に支出するのは、ほかの残額が余った場合はいいと思うのですけれども、そうではない場合は不適正であると考えているのです。ですから、ほかの私立の幼稚園なんかでも3歳児保育を始めています。ところが、それができていない。特に人口の問題もあるのですけれども、ここでは子どもたちの人口は減少しています。増えているわけではない。それで、これについての考え方を伺います。これはかなり大きな問題だなと思っています。ほかの部分に、本来使わなくてはいけない部分に使っておらず、一般財源としてそれをほかの部分に使ってきただということは問題が大きいなと思っています。

5点目です。地方自治法138条4項違反の委員会の開催について伺います。

6番目です。令和3年度より、ふれあい交流センターの窓口業務を廃止するに至った経過を伺います。これは、令和2年度のふれあい交流センターの使用の状況の中からこういうふうな形に進んできたと思いますので、その点について伺います。

7番目です。会計年度任用職員制度への変更後の人件費の増額分ですけれども、給与と期末手当、社会保障費は入らないのですよね、これは。増えていないのだなと、期末手当があるから増えているのかな、すみません。人件費比率と物件費比率の令和元年度との比較を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をいただきます。

まず、前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、1番目の特にシングルマザーの所得減少の把握はということについてお答えをさせていただきます。

独り親世帯の所得の減少の把握につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給時、これ8月にあったものですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少した方に対して追加の給付の申請を受け付けました。このときの状況ですが、独り親世帯131世帯中、44世帯の方から申請がありました。このことから、おおむね3人に1人、33%の独り親世帯で影響があったものと把握をしております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、2点目の各課の事業休止、事業縮小の事業、こちらにつきましてお答えをさせていただきます。

主なものにつきましてお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、大きく分けて、施設の臨時の閉館によるもの、それと学校の臨時休校によるもの、それ以外の部分と、この3つに分けさせていただきました。

まず、施設の関係でございますが、活き活きふれあいプラザやすらぎ、交流センター、スポーツ施設、図書館、こうしたものが当たるかと思いますが、こうしたものの運営の委託料であったり、光熱水費が挙げられると思います。こうしたものの影響額につきましては804万5,000円。

次に、学校の臨時休校に係るものとして、光熱水費が一番大きく影響を受けるわけでございますが、663万3,000円。

その他分といしまして、行政バスの運行委託、こうしたものであったり、こども医療費の給付、受診控え、こうしたことの行動もあったわけでございまして、こども医療費給付、こうしたものが1,642万1,000円。

こうしたものに係る収入が、当然当初で見込んでいたわけでございますが、こうした収入の減少分を差し引きますと4,268万7,000円、こうした金額が主なものとして挙げられるのではないかというふうに考えてています。ただ、ただいま申し上げたものについては主なものでございますので、これ以外細かなものは当然あろうかというふうに思います。

また、臨時的な財源として、例えば減収補てん債の発行であったり、当初予定していた校務支援システム、こうしたものを延期したと。こうしたものが財調の積立ての財源になったという内容でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続きまして、馬橋地域支援課長、お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから第6次総合振興計画の策定に関しましてお答えいたします。

こちらにつきましては、広く町民の方の意見を反映するために、まず住民意識調査、それから町立小学校に在籍する4年生の保護者に対するアンケート、それから若者と

して消防団員へのアンケート調査、それからパブリックコメントを実施いたしました。また、審議会の開催におきましては、会議に来られない委員の方に対しまして、ズームにより参加をしていただいております。

策定後につきましては、概要版を毎戸配布いたしまして、町民の方に周知いたしました。本編につきましては、図書館で閲覧できるほか、ホームページのほうにアップしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続きまして、伊藤まちづくり整備課長、お願ひいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 まちづくり整備課における計画策定、事業説明についてでございますけれども、まちづくり整備課は一種専門的な分野でございまして、ある程度人数の参加人数が把握できたため、感染対策をしながら説明会等させていただきました。

都市計画マスタープランにつきましては、令和元年11月から策定を始めまして、アンケートについては、先ほどの総合振興計画におけるものを利用させていただきました。また、日程調整等を行っており、コロナ感染前だったため、2月には農業団体、観光団体、商工団体のヒアリングも実施できました。

地域懇談会におきましては、なかなか難しかったのですけれども、9月26日にやつております。これは、先ほど言いましたとおり、ある程度参加人数の予測ができるおりますので、3か所に分けて行いました。体温の測定、手指の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを取るために席を空けての設置と、来られた方の住所、連絡先の把握を行い、開催させていただいたところでございます。

また、10月にはパネル展示を行って、さらにコロナ禍における小学校児童、父兄へのアンケート、また12月にはパブリックコメントを行っているところでございます。

都市計画マスタープランにおきましては、都市計画審議会で審議しております、審議会からも広く町民から意見を取るようにということで、配慮しながら行わさせていただきました。

また、事業の説明ですけれども、ちょっと一例で、駅前広場の事業説明も令和2年11月に行っているところでございます。こちらは、もう既に平成29年、平成30年に2回同じような形を開催させていただいておりまして、こちらも人数の把握ができるおりますので、ある程度の参加人数の予想ができるわけで、開催のほうをさせて

いただいたところでございます。こちらも先ほどの説明と同じように、体温の測定とか、手の消毒とか、マスクの着用、席を空けての設置とか、あと連絡先の把握とか、そういうのを、感染拡大防止の対応をしながら、そちらの対応をさせていただきました。

このように、まちづくり整備課におきましては、一種専門的でございますので、参加人数が限られているということもありますので、説明会を開催させていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは続きまして、青木参事兼総務課長、答弁お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私から4点目から7点目まで、順次お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、4点目の地方消費税交付金の関係でございます。地方消費税交付金につきましては、ご案内のとおり、一般分と社会保障分と、この2つに区分されて交付がなされているところでございます。このうち社会保障分として交付された地方消費税を、単純に元年度と2年度を比較いたしますと、6,972万7,000円増加をしたというところでございます。この増加をした6,900万につきましては、子どものための教育・保育給付事業、幼稚園管理費、実費徴収に係る食材費補足給付、こうしたものに充当しておるところでございまして、国において示している社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費、こうしたものに適正に充当しているというところでございます。

次に、5点目の委員会の開催についてお答えをさせていただきます。委員会等に関しましては、それぞれ設置の根拠を設けておりまして、その設置根拠に基づき開催をされているところでございまして、法令に反して開催しているものはないというところでございます。

次に、6点目、ふれあい交流センターの窓口業務の関係でございます。経緯についてというお尋ねでございますが、その背景の一つとして、令和2年の第3回、ちょうど1年前だと思います。1年前の定例議会の中で、代表監査委員から財政状況、町の財政状況に関して大変厳しいご指摘をいただいたというのは記憶に新しいところでというふうに思います。また、その年、昨年の12月の町の広報紙においては、町の財政調整基金、こうしたものについて、町民の皆様方に改めてお示しをさせていただいたところでございます。こうしたことで、大変な財政的な危機感を職員一同持っている

というところが一つの背景としてはあろうかというふうに思います。

この交流センターの窓口の見直しに関しては、今申し上げましたような状況下にあって、職員体制を含め、より効率的な運営をいろんな部分で行っていく必要があるということ。それと、交流センター設置当初と比較して、なかなか職員の配置ができない状況があったと、体制としては当初と比べれば大変脆弱化しているという背景。それと、コンビニ納付、税の納付ですね、こうしたものが定着をしてきていると、また新たに証明書の交付のコンビニ交付、こうしたものもサービスとして開始ができると、こうしたサービスの提供体制が整ってきた。こうしたことをそれぞれ考慮し、窓口業務を廃止をするということに至ったというような内容でございます。

最後に、7点目です。会計年度任用職員制度の関係でございます。ご案内のとおり、従前の臨時職員さんから令和2年度会計年度任用職員と新たな制度が創設をされて、1年間運用してまいったというところでございます。元年度の人事費の総額と令和2年度の人事費の総額を比較をいたしますと、増額分は8,967万5,000円でございます。従前臨時職員賃金につきましては物件費に区分をしておりましたが、会計年度任用職員に変更となりまして、報酬という措置で支弁するということになりますので、人事費に区分をしたということになります。この物件費から人事費に区分替えした会計年度任用職員の経費につきましては、6,821万3,000円になろうかと思います。また、会計年度任用職員さんの期末手当でございますが、総額で712万5,000円でございます。

それと、人事費比率と物件費比率の元年との比較はというお尋ねでございますが、歳出総額に対する人事費、物件費それぞれの比率ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず、人事費でございますが、令和2年度が14.7%、令和元年度は17.2%でございまして、比較をいたしますと、2.5ポイント減少しているという状況でございます。また、物件費でございますが、令和2年度が11.7%に対しまして、令和元年度が14.9%でございましたので、3.2ポイント下落をしていると、このような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ、質疑を。

○渋谷登美子委員 まず、1番目なのですけれども、シングルマザーの所得減少については約33%の減少ということです。それで、生活保護世帯については、母子世帯で増加しているかどうか分かるか伺いたいと思います。これは、生活保護になってくると

全く変わってこないのかなと思うので、伺いたいと思います。

それから、2番目です。コロナ禍の事業休止、事業縮小の範囲なのですけれども、交流センター等の臨時閉館と臨時休校とか、あと主なものを言われたのですけれども、私は嵐山まつり、町民体育祭とか、そういうものの減額というのはどこに入ってるのかなと思っているのですが、どうなのでしょうか。この前の答弁で覚えていたのは、財政調整基金にその減額分を7,000万円ほど積み立てたというふうな形で私はメモしていたのですけれども、そうではなくて、実際には4,000万ぐらいということになるのですか。ちょっとそこが分からぬのですけれども、伺います。

それと、これは細かいことになるのですけれども、ズームでの参加、1人だけの方が参加された第6次総合振興計画に関しては、そのときの状況というのはズーム開催で、どのような課題があったか伺いたいと思います。

駅西については、都市計画マスタープランで、ほとんど専門的なものであったから問題ないということです。

あと、嵐山町の事業の変更というのは、このほかについて町民への説明とか町民参加というのはなかったということですね。例えば私はすごく重要な問題だなと思っているのですけれども、ふれあい交流センターの窓口の廃止なんていうのは、多分町民の方すごく驚いたと思うのですけれども、それについて町民の意見を聞くとか、そういうことはなかったのか。これは必要なかったというふうな判断でそれをなさったのどうか、後のほうになってしまふのかもしれませんけれども、この点で伺いたいと思います。

あと、特別地方消費税の問題ですが、これは令和元年度と比べていただいて、そして6,000万円ほど増えているということですね。これはどういうふうに考えたらいいのかなと思ったのですけれども、元年度に関して言いますと、10月から3歳児の幼保無償化が始まりました。それで、その部分が不足しているのでという形で国庫支出金が出たと思うのです。ですけれども、嵐山町は本当は3歳児の無償化をしなくてはいけなかったのに、それに対応するような準備は少なくともやっていかなくてはいけなかったのだけれども、やらなかった。そして、その部分を一般財源として社会保障費のほうに充てたということですね。実際には、嵐山町は幼保無償化によって、お金というのは、子どもに対しての保育の部分というのは、金額的には下がっているのではないかと思うのです。その部分を考慮しなくて、他の市町村では、必要だ

と思われる市町村は充実させていった、3歳児以上のものを、3歳児からの幼稚園の事業を進めていく準備をしていた。ところが、ほかのところでは今度、逆にこれが大変だという形で、公立の幼稚園を廃止していくところが出てきた。ですけれども、嵐山町は、町立幼稚園は非常に重要であるというふうな考え方の下で存続させている。このところの考え方なのですけれども、地方消費税交付金というのは10月からではなかった、本来は。消費税の値上げというのは、10%にするのは前倒しでやったわけですよね。それなのに、これに対しての考え方方がいま一つ、私としては納得できない、非常に男性的な考え方で、女性がこういうふうに必要だと思っているものをやっていかない、そういうふうな考え方があって、特に国の政策とはちょっと違っている方向に向かっているなと思うので、それについて再度伺いたいと思います。

地方自治法138条4項違反の委員会の開催についてですけれども、ないというふうなことでした。ですけれども、私はこれ非常に問題が大きいなと思ったのは、指摘していたにもかかわらず、新校開校準備委員会には報償費を支払っています。これ138条の4項違反です。

それと、そのほかに嵐山町の場合は、令和2年度で見ますと、これが問題だなと思ったのは、障害児就学支援委員会、それと学校給食運営委員会、これ開催しています。ほかの部分では、財政関係の部門で審議会に関わるものはあまり会議は開催されていなかったのですけれども、ほかのものでチェックしていく中で、令和2年度は開催されていなかった部分が結構ありました。ですけれども、ここに関しては問題が多いなと思っています。

新校開校準備委員会に関しては、私はこれは報償費を支給するべきではなく、何かの謝金という形で、報償費ではない形でやるのだったらよかったですと思っていて、えつ、出してしまったのですかというふうな感じで思っていたのです。障害児就学支援委員会もそうですけれども、これは嵐山町以外の、町内の人以外の方が入っています。学校給食運営委員会も、役場の職員以外の方が入っているのです。その場合は、基本的に138条4項違反になってくる。それは、1遍一般質問でもお話ししていたと思うのですけれども、これについては調査していただきたいというふうな形でやっていたけれども、これについて調査せずに、それで全て法定でいけると、適合しているというふうに思われるのかちょっと間違いかなと思うのですけれども、その点にどのような解釈をなさって、138条4項違反でないというふうに思われるのか伺いたいと思いま

ます。

それから、ふれあい交流センターの窓口業務を廃止するに至った経緯ですけれども、財政状況の厳しさの指摘があったということです。職員体制の効率な運営、設置当初と比較して難しいということで、またコンビニ納付とコンビニ交付が整ってきたという形でこれを進めてきたということですが、これでは町民の方の考え方とか感じ方とか、そういうものは一切入っていないわけです。同じような先ほどのことになっていきますけれども、どっちでやつたらいいのか分からぬのですけれども、財政状況の厳しさと職員を窓口に設置しなくて、別な方、会計年度任用職員で済ませていくというのは、かなり私はここのところは問題が大きいかなと思っているのですけれども、その点についてはどのように考えていくのか伺いたいと思います。

次の7番目です。7番目に関しては、人件費比率は実際には令和元年度が17.2%で、令和2年度は14.7%減少というのは、これは臨時交付金が入ってきたからそういうふうな形になっているということなのですか。物件費に関しては、ここでは全体でいくと、全体の経費が膨れたからこういうふうな形になってきたという形で……すみません、私すっかりあれですね。令和元年度と令和2年度の比較というふうな形で出しているので、違ってきているなと思うのですけれども、実際には増額分があるわけなので、人件費比率は上がっていかなくてはいけないのですよね。だから、そのところはどうでしょうか。31年度と比較するというのを書いていなかったので、その点についてはどうどのように考えられるか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をいただきます。

前田福祉課長、お願ひいたします。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、1番目の生活保護世帯についてお答えをさせていただきます。

生活保護世帯の支給につきましては、県の福祉事務所が管轄になってございまして、町のほうとしては世帯の種別については把握はできておりません。ただ、世帯数と人員については報告ございますので、参考までにお話をさせていただきたいと思います。ちなみに、平成30年度の末が173世帯、令和元年度の末が178世帯、令和2年度の末が181世帯ということで、若干の増加はございますが、コロナ禍で急激に増えたというような数字ではないというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続けて、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

委員さんご質問のとおり、令和2年度、様々な事業が実施できなかったというものでございます。例えば嵐山まつりであったり、防災訓練、がん検診等の集団検診、もちろんものがあったわけでございます。こうしたものについては、年度途中の補正予算で減額をさせていただき、またそれ以外に年度末まで予算があれば、不用額として計上をさせていただいたというものでございます。こうした事業の中止によるものについては、補正で落としたもの、不用額となったもの、合わせますと約1,600万円ほどあろうかというふうに思います。

また、先ほどもご答弁申し上げましたが、財調への積立ての関係については、令和2年度のみの措置として発行することができた減収補てん債、こうしたものを活用して、財調のほうに積み立てたというような内容でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋地域支援課長、答弁お願ひいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうからズームの、過程とおっしゃいましたか、経緯なのですけれども、こちらにつきましては、審議会の委員さんのほうから、どうしても役場のほうに来庁して会議のほうに参加できない、ウェブのほうで参加したいという意向がありましたが、当初地域支援課のほうでも、そのウェブの会議という体制ができていませんでしたので、ズームのライセンスを急遽試験的に取得しまして、試してみたというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、4点目から7点目まで、順次お答えをします。

まず、4点目の地方消費税の関係でございます。冒頭ご答弁申し上げましたとおり、元年度と比較をすると、引上げ分については6,972万7,000円というような金額でございます。こちらについて、国が示す基準に基づいて充当しているということで申し上げさせていただきましたが、その内訳を申し上げますと、子どものための教育・保育給付事業4,850万円、幼稚園管理費の、これは幼稚園の教諭分の人員費に充てさせて

いただきましたが、2,072万7,000円、実費徴収に係る食材費、副食費の補足給付の補助金として50万円、こうした経費に充てさせていただいておると。財政担当でございますので、こうしたお金の使い道、こうしたことについてはこのようなことで、繰り返しになりますが、適正に充当させていただいているところでございます。

次に、5点目でございますが、こちらの委員会の関係につきましては、渋谷委員さんからも過去に一般質問でいただいてあります。現状、先ほどご答弁申し上げましたが、それぞれの設置要綱等々、こうしたものに基づいて会議のほうを行っています。

支出が違法ではないかというようなお話でございますが、例えば新校開校準備委員会であれば、7節の報償費でお支払いのほうをさせていただいていると、要綱設置ですから報償費でお支払いをすると、これは間違いないことでございます。報酬でお支払いしたわけでございませんので、そういった意味では間違なく実施をしているということでございます。

一般質問のときにお答えをさせていただきましたが、全国町村会では、一つの指針として、こうした取組をしている自治体があり、こうした方法がありますということをお示しをしておるところでございます。こうした指針に基づきまして、全国の状況で、見直しの状況は私把握をしておりませんが、嵐山町としてはこうした指針を参考にさせていただいて、検討させていただくということで、たしか副町長からご答弁を申し上げさせていただいたというふうに記憶をしているところでございます。そのような方針で、今後見直しを、見直しというのでしょうか、より適正な方向にこうした委員会を持っていくと、このような考えでいるところでございます。

次に、ふれあい交流センターの窓口の関係でございます。町民の考え方、感じ方がこうした施策に反映されていないと、このようなお話かというふうに思います。こうした施設にあっては、一番は利用の状況がどうなのかと、こうしたことを見るということは大変重要なことだというふうに思っております。担当課、窓口業務を担当している課からも情報をいただき、協議をし、そうした中でこうした形に持っていくことでも一定の町民サービスは確保ができるだろうと。それは、利用の状況等々を含めて考慮し、こうした結論に至ったというところでございます。決して町民の皆様方の考え方、こうしたものを全く考慮していないというふうには思っていないというところでございます。

最後に、会計年度任用職員の関係でございますが、令和2年度の決算については、

先ほど委員さんのはうからお話しいただきましたとおり、コロナの関係で大変大きな予算が国から来たということでございますので、先ほど私がご答弁申し上げました比率、歳出総額に対する比率というのは、人件費、物件費とも当然下がると。というのは、補助費と補助金等々で出したものが大変多くございましたので、補助費等が多くなっているということでございまして、全体の割合からすれば、下がるということになります。

ご参考までに、こうしたコロナの関係経費、こうしたものを除いて、指標のほうを参照させていただきますと、人件費については令和元年度に比べますと2.3ポイント上昇するような形になっております。これは、当然物件費から人件費に会計年度さんの費用が移行していますので、それだけをもって見ても上がってしかるべきというふうに思っています。また、物件費については0.7ポイントの上昇という形になっています。

以上になります。

○松本美子委員長 それでは、3回目の質問となりますけれども、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 1番目はいいです。そして、2番目もオーケーです。3番目ですけれども、3番目も大丈夫です。

そして、4番目なのですけれども、私がすごく問題にしているのは、特別地方消費税交付金分は3歳以上の幼保無償化に使う、まず最初に出すということで、消費税10%分を早めたわけですよね。ところが、それに関しては、町立幼稚園に関しては、3歳児保育をしようとしている。今現在もしようとしている。実際にかかった部分というのは、地方消費税交付金分で全部出しているということで、それを比較しないといけないのだけれども、その比較の部分がちょっと違うなというふうに思っています。

これに関して、3歳児の保育を、本来3歳児は集団の中で教育するというふうな形で、3歳児以上の幼保無償化が進んでいるけれども、嵐山町に関しては、特定の子どもたちは3歳児教育を受けることができない。この前からの一般質問を見ていても、学校統合が終わってから考えていくという考え方ですよね。学校のことを進めてから教育委員会は進めていく。でも、3歳児というのは一番重要なポイントになってきます。こここのところでそういうふうな形の答弁だと、次に進まないなと思うのです。特に嵐山町の、コロナ禍だからどこもそうなのですけれども、出生率は下がっています。生まれてくる子どもも少ない。それはなぜかというと、あまりに若い人の意見を、特

に子育てをしようとする女性の意見とか、結婚しようとする女性の意見を聞かない状況があると思っているのです。それがここに反映されている。地方消費税交付金というのは、3歳以上の幼保無償化に使うことになって、最初にやることになっていたけれども、それをやろうとしていなかった理由というのかな、それは何なのか伺いたいと思います。今後もそういうふうな形になってくるので、それについて伺います。

次ですけれども……

○松本美子委員長 はい、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地方消費税交付金のことなのですけれども、私は、新校開校準備委員会は、これは支出しなければよかったのになと、そういうふうに思っています。令和2年度の中で一番問題だったのかなと思っているのは、学校給食運営委員会なのです。学校給食運営委員会、これはずっと要綱でやっていったら……ではない。これ規則なのですけれども、実際に学校給食費の値上げをしていますよね。それから、次の段階では、学校給食費のある程度の免除というのですか、そういうふうな形をしているのに、これが条例として嵐山町の議会で議決されていないために、学校給食の給食費が値上がりしたこと、実は親御さんから聞くまで分からなかったという状況があります。

138条の4項の附属機関というのは、何が必要かというと、これは町民に関わる、権利に関わる問題に関して、町内の役場職員だけだったら別にそれは構わないのだけれども、町外の人が入ってくる場合は、より専門的な知識が必要なので、そこで条例制定しなくてはいけないというふうになっているわけです。これについて見直しをするという形で言われていたけれども、実際にはまだ条例制定もされていないので、その点についてはちょっとここことは、令和2年度で出てきたのは障害児就学支援委員会の問題とこの2点が、このところで私は引っかかったのです。全部で3点ですけれども、引っかかったのですけれども、どうしたものかなというふうに思っているのですけれども、実際には支出されているので、これに関しては監査請求とかいうこともできるわけです。だけれども、それは見直すという形でなさっていくということで、私もこんな大変なことはやりたくないで、そのところははつきり、いつぐらいまでに見直されるかというのがある程度出てこないと難しいかなと思うのですが、伺いたいと思います。

それと、ふれあい交流センターの窓口業務を廃止するに至ったのは、町民サービス

が確保できるという形で、ふれあい交流センターの窓口の方からお話を、情報収集して、そういう形になったということなのですが、実際にそうなのでしょうか。私も、たまたま令和2年度はコロナ禍だったので、ほとんど使用、交流センター自体を使わなかったという状況があります。その中で、ふれあい交流センターの窓口に配置されている職員からの情報というのは適切だったのかどうかというの、分からぬのですが、コロナ禍で150日ですか、全部で休館していたというふうな形でしたよね。それについてはどうなのかなと思っていて、指定管理者になっているわけではないし、見直しをしたほうがいいかなと思うのですが、その点について伺います。

7点目はいいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

奥田教育長、お願ひいたします。

○奥田定男教育長 それでは、4番の嵐山幼稚園の3年保育の問題についてお答えをします。

税金の扱い方については、ちょっと私よく存じ上げないところもあるのですけれども、委員さんおっしゃるように、3年保育をやろうとしないというのはちょっとあれで、6月議会でご答弁申し上げましたように、3年保育の意義とか重要性、私、十分認識しておりますので、それについてはぜひできるものならやっていきたいなというふうに思っております。したがいまして、3年保育を進める上でどういう課題があるのか、既に職員を、滑川幼稚園、既に3年保育やっていますので、そちらのほうに職員あるいは幼稚園の職員を派遣して、実情を伺って課題を整理したりして、道筋をつける努力は現在しているところです。

ただ、この3年保育に関わっては、教育委員会は独立した執行機関ですけれども、やはりこれだけの問題になると教育委員会単独では決定できません。当然予算も絡んできますので、保育園を所掌している首長部局とも協議を進めなければいけませんし、また子どもの減り具合とか保育園の在り方とか幼保一体とした幼児教育全体を考え進めていかなければいけない課題であると認識しております。

したがいまして、その研究は今鋭意進めておりますが、なかなか、その滑川幼稚園との話し合いといいますか、研修でも、前に子どもの数が減って、学級が減って、教員や施設に空きができた段階で検討しますというお答えをしているわけすけれども、やはり単にそれだけの問題でもない、施設そのまま空いたからすぐ3歳児をできると

いう問題でもないというようなことも、その滑川幼稚園に行って研修してきた中で、職員からも報告を受けております。したがいまして、それらの課題をクリアしながら、また町の執行側とも十分協議を重ねて、できるだけ3年保育ができる方向で努力はしてまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋副町長、お願ひいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、5番目の問題につきましてお答え申し上げたいと思います。

以前、見直しをするというふうに、私のほうからお答え申し上げてございます。ただ、いろいろ事情ございまして、現在進んでおりません。ただ、当然これは予算にも関係することでございますので、かかるべき時期までにはきっちりとした結論を出して、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、佐久間町長、お願ひいたします。

○佐久間孝光町長 6問目について、お答えをさせていただきます。

青木総務課長のほうから、何点かご指摘ありました財政再建の問題、これはお話がありましたように、代表監査のほうから昨年のこの第3回の定例会において、普通監査報告というのは出来上がった文章を読み上げるという程度で終わるのが通常だと思います。しかし、その後に代表監査のほうから、いかに嵐山町の財政状況が厳しいものなのか、とうとうとお話がありました。私は、これは大変重く受け止めるべきだというふうに考えておりました。それがまず大きな柱としてあるということ。

それからあとは、職員体制の問題も出ましたけれども、職員のほうから、今の体制でここもここも担当しているのだと、とても大変だということ、そういった職員体制の話も聞きました。

あとは、利用率の関係も当然ございました。また、コンビニ収納に関しては、その時点においても、さらに今後いろいろな証明書なり、税の負担なり、そういうものが可能になっていくというような方向性が見えておりましたので、そういう点も考慮する。

それからまた、ごみを持っていく、そういう手続もあちらのほうでていたので

ですが、そういったことも、直接あちらのほうに搬入して手続をするというようなことも可能になりましたので、そういった点においても十分だろうと。

それからあとは、外出支援タクシー、今まではある一定のお金を払う、初乗りでも、という形であったわけですが、今年度からはそういったことをなくしてやろうというようなことに切り替えたこと。

それで、私もあそこのふれあい交流センターの近くに住んでいますから、当然周りじゅうの人から、「佐久間町長、就任早々何をやってくれたんだい」と、そういうお声は当然伺いました。中には、「年寄りを見捨てるんかよ」というふうに言われたこともございます。しかし、今のような状況を一つ一つ丁寧にお話をしたときに、「ああ、そうなんか。でも、タクシー券といったってお金払わなくちゃいけないんでしょう」と、「そうじゃないですよ。もし890円だったら、2枚やれば、お釣りは出ないけれども、お金を使わずに行けますよ」と、「ああ、そうか。まあ、私なんか行くのは年に1回ぐらいだから、まあ、いいけど、それだったらいいけどね」というふうな方なのですね。それで、隣近所に、1軒1軒、全部歩きました。そうすると、「あっ、そういうことなんですね」と。それで、タクシー券も申請していない方がいたら、ぜひこれ紹介してあげてくださいということでお願いをして、非常に快く皆さんご理解をいただきました。

そういうことを総合的に考えると、生活に支障は多少出るかもしれません。しかし、不便はかかるけれども、生活ができなくなるとか、大きな支障が出るというところまではいかない。ですから、多少そういうことは、不便はおかけするかもしれないけれども、やはり私の立場としては、町全体の財政運営ということもしっかりと頭に入れた中での判断が求められます。

それからあとは、これは社会情勢もあります。デジタル化というのは、今年度はデジタル庁が発足をしましたけれども、ICT化というのはもう何年も前からそういうことを言われているわけです。今の国の動向としては、役場に行かなくても、ほとんどの手続が自宅でできるようにしようではないかと、こういうことを求めているわけでありますから、だから今あそこのふれあい交流センターの業務としては、貸館業務だけを担当している。しかし、私から考えれば、貸館といえども、もうシステム上は簡単にできるようになっている。むしろそういうことを望んでいる数のほうが多いのかな、全体的には。ただ、ふれあい交流センターを主に使っている方々の年齢層だと

か、今の状況を見ると、そこまでいくといろんな面で支障が本当に大きくなってしまうということの中で、そこだけは人員を配置していこうという判断の中で、今のような状態になっております。

しかし、今申し上げたように、これだってもうシステム上は十分できますので、時期を見てしっかりとデジタル化の方向性で実施をしていって、さらに使い勝手のいい形で、そしてまた手間を取らずにいろいろな手続が取れる、そういう体制を目指していきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷登美子委員が3回まで質疑をなさいましたので、これにて暫時休憩をさせていただきます。それでは、25分まで休憩ということになりますので、お願ひいたします。

休 憇 午前11時13分

再 開 午前11時25分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番目の総括質疑でございますけれども、青柳賢治委員、どうぞお願ひいたします。

○青柳賢治委員 それでは、総括質疑のほうをさせていただきたいと思います。

令和2年度の決算は、コロナ決算と言っても過言ではないと、この辺のところを根底にしながら質疑させていただきたいと思います。1点目から3点目まであります。

1点目ですけれども、地方創生臨時交付金が総務費補助金から消防費補助金まで、約2億4,000万ほどが交付されました。自治体が初めて経験する事態ではないかと思われます。この交付金が活用されること、さらに有効に町民の福利に行き渡るということが大切だと思います。そういう意味では、この3日間質疑をお聞きしてきて、効果を上げているのだろうなというふうに思っているところでございますが、担当の課として、その辺のところの効果について、さらには評価についてお聞きしておきたいと思います。

2点目でございますけれども、コロナ禍で、今までの質疑にもあったように、特にいろんな事業が縮小されておりました。私は、その中で、やはりコロナ禍、これが一番感染症を防ぐということで大切であるということは認識をしておりますけれども、あらゆるそこまでに、いろんな健康器具とか、いろいろ使っていたその健康面、

そういう事業が縮小されております。このような部分については、町民の健康面ということについて、創意工夫のようなものがあったのかどうかということを聞いておきたいと思います。

それと、3点目ですけれども、駅前西口の整備、これはかなり進んできました。6日の日の初日の現地調査のときに、最後に駅前の広場と西口の、そして嵐なびの店舗をそれぞれの委員が実際に見てまいりました。下水の関係のこともありましたので、ちょっと時間を費やしたのですけれども、随分なかなか、その現場から皆さんのがなかなか立ち去らないというか、ずっと見ていたというような状況を私は目にしたのです。やっぱりあの姿になったということ、それから嵐なびの店の中の品ぞろえなどを見て、やはり皆さんそれに感じられたのだろうと思います。そういう中で、ここまでいろいろと繰越しをしながら、担当課としてご苦労されて進んでまいりました。昨日も私質疑で、令和3年度の中で何とかなっていくのだろうかということも質疑させていただきましたけれども、ここまでについても、令和2年度の時点までの評価について、お尋ねしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願ひできますか。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは1点目の地方創生臨時交付金の件につきましてお答えをさせていただきます。

地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、この交付金の趣旨でございまして感染の拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援する、こうしたことを見頭に置きまして、全てで39の事業を実施したところでございます。

委員さんお尋ねは、事業の効果と評価ということでございますが、効果、評価につきましてはなかなか数値では表れない部分もあります。時間的な経過もございます。なかなか難しいところでございますが、まず感染防止対策につきましては、町が管理する公共施設において感染の拡大の防止が図られたと、こうしたことがあり、一定の効果はあったのではないかと評価ができるかなというふうには思っております。

また、地域経済、あるいは住民生活への支援につきましては、誰一人として取り残さないと、こうしたことを念頭に据え、事業者から子育て世代まで幅広い支援をさせていただいたところでございます。町といたしましては、この感染拡大がいつまで続くのか分からぬ状況の中での対応でございましたので、その時々に応じて、何が必

要なのか、こうしたことを常に考え、事業を選択し、実施をさせていただいたところでございます。

このコロナ対策につきましては、今も進行中でございます。引き続き、常に住民目線に立って、対策等を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、萩原健康いきいき課長、お願ひいたします。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目2についてお答えします。

コロナ禍で町民の健康を維持するため、埼玉県で実施しています埼玉県コバトン健康マイレージ、こちらは歩数計を持って、ウォーキングによる健康づくりでございます。こちらの参加者の推進を行いました。

また、町独自で実施しております、コバトン健康マイレージらんらんポイント事業の見直しを行いました。見直し内容ですが、町のイベント事業等が中止になり、ポイントが集めづらくなると考えられましたので、ウォーキングポイントを3倍にして実施いたしました。

また、活き活きふれあいプラザやすらぎのトレーニングルームにつきましては、利用人数の制限、時間制、予約制、あとマシンとの間を広く間隔を空けるよう移動し、利用者の健康チェック、換気、消毒等を行い、緊急事態宣言中は開館できませんでしたが、それ以外のところは、感染予防対策をしっかり取って開館をいたしました。

以上でございます。

○松本美子委員長 次に、長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 2項目めのコロナ禍で介護予防事業が縮小される中、創意工夫したことにつきましてお答えいたします。

外出自粛が長期化することにより、高齢者の閉じ籠もりや健康への影響が懸念されるため、令和2年5月に緊急事態宣言が解除されてからは、元気はつらつ体操教室、脳の健康教室等、介護予防事業につきましては、事業を中止するのではなく、広い会場に変更したり、1回の人数や実施時間を減らし、会場の消毒を定期的に行うなど環境を整えるとともに、検温や健康チェックを行い、感染予防対策を徹底し、開催いたしました。

また、教室に参加しなくとも、自宅でできる体操や脳トレをできるだけ多くの方に周知するため、ホームページや広報だけではなく、テレビ埼玉や埼玉新聞等の報道機

関においても紹介させていただきました。

東松山ケーブルテレビにおきましては、令和2年6月より介護予防に関する体操等を定期的に放映していただき、地区のグラウンドゴルフ参加者や幼稚園、保育園等、町民の皆様に参加いただいて作成した嵐丸くん体操の動画を放映しております。このような世代間を超えた取組により、町民の皆様の健康が維持できるよう創意工夫しております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、まちづくり整備課長、お願ひいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口につきましては、もう既に、昭和57年、第2次嵐山町総合振興計画におきましてから40年近く、都市基盤としての整備の課題とか、活性化の課題というのが、長く嵐山町の課題として挙げられておりました。このような課題であった西口でございますけれども、平成26年に、まち・ひと・しごと創生法というものが創設されてから、地方創生の流れというのがございまして、前岩澤町長が平成28年、武蔵嵐山駅周辺活性化10年計画というのを立てて、また始まったというふうに記憶しているところでございます。

それを受けまして、町では、平成29年度から武蔵嵐山駅周辺活性化総合会議というのを開催させていただき、嵐なびや駅前広場の整備、県道武蔵嵐山停車場線の整備の要望とか、そのものを検討させていただき、アンケートを取ったり、調査を行っておりました。

嵐なびにつきましては、順調に整備が完了したところでございますけれども、駅西口の都市再生整備計画事業につきましては、平成30年度から事業を行っておりますけれども、地権者の交渉にちょっと時間を要しております、事故繰越を2年連続で行うという、ちょっとなかなか厳しい状況になっておるところでございます。しかしながら、そのような案件も契約については全て締結しておりますので、用地につきましては令和3年度に全て確保できることになるというふうに考えてございます。目標年度までには完了するというふうに進めているところでございます。

これまでの評価ということでございますけれども、事業中ということでございますので、完成後、事業評価というのを行おうかなというように考えているところでございます。ただし、コロナ禍におきましては、現在コロナ禍、今ありますけれども、コ

口ナ後におきましても、既にいろんな議論がされております。本年3月、国土交通省がニューノーマルに対応した新しいまちづくりに関する調査報告というのを出しております。その中で、これから都市に求められるものの一つとしまして、駅前空間を多様な活動ができる場として活用するなど、魅力向上を求められているという、そういう結果も出ております。本事業によりまして、そのような空間になればいいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、2回目ですけれども、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点目ですけれども、嵐山町に国のはうから来た臨時交付金というものがどのように活用されるかということが一番肝腎だと私は思うのです。そして、今課長が説明してくれたように、いろいろな、39事業にも及ぶものに及んだと。そして、私は昨年の、この令和2年の予算の中においても、コロナの影響を考えた執行をしていかなくてはならないのだぞということを私執行に申し上げているのです。当時、お答えしている方は、副町長は安藤さんであったり、岩澤町長でしたけれども、そのことをちょっと触れさせていただきますけれども、その当時ですと歳入の確保が果たしてできるかどうか、予定どおり図れるか、歳出は計画どおり歳出できるかと、そのような令和2年の予算の審議であったわけです。

そして、今この決算を見ると、やはり先ほどもありましたように、代表監査委員からの指摘もあつたりしながら、財政調整基金がここまで積み上がったと、この背景にはいろいろな方が我慢している部分もあるのでしょうか。ですけれども、今町の進めている方向性というのは、必要な人に届くということなのです。そこをもう一度やっぱり深めていただくというか、今まだ進行しておりますコロナが、さらにデルタ型が拡大しているような状況の中で、これを生かしていただくという意味で、私は特別定額給付金もそうですが、それから子育て世帯への支援金もそうですけれども、ここではちょっと臨時交付金しかうたってありませんが、そういった中で、町に篤志家がいらっしゃって、さっきも言っていたような独り親家庭に補助ができたという、この決算の内容というのは立派なものだろうなと私思っています。

ただ、この中で一度、その担当課なり、町長でも副町長でもいいのですけれども、臨時交付金という捉え方の中に、先ほどは子育て世帯の中で説明があったように、何世帯だったかな、33%ぐらいだったというような申請、手を挙げてくれた人が。實際

に130世帯ぐらいいると、44世帯の方が手を挙げたというような形でした。今回はたまたまそういうような臨時の、いわゆる寄附金があったことによって、それができましたけれども、そういうような、ある程度今のこのコロナの、経済がこういった状況で厳しい中にあって、その辺のところを町として、手を挙げてくれる人には何とか手を差し伸べられるというようなことも大切なのかなというふうに思います。その点について、町の見解をいただければと思います。

それから、2点目のコロナ禍なのですけれども、これにつきましては非常に、閉館、やすらぎもそうでしたし、いろんな施設が閉館になっているという中で、私もこれはいろんな方から耳にしたのは、どこの団体とは言いませんけれども、例えばいろんなものを指導している、そういった、借りる場所がなくなってしまったというようなグループ、それはここの健康いきいき課や長寿生きがい課とはまた離れるのだろうけれども、そういった人たちへの目線というかな、今までずっと町の答弁を聞いていますと、感染症の防止、これが一番だということであるとすれば、その辺をさらに、いろいろ使っている団体を含めたり、健康のためにそこに行き交っている人たちに対して、そういうことをしっかりと説明してくることが足りていたかどうかということ。今の課長さんお二人の説明だと、いろんなことを知恵出してやっていただいています。ですけれども、その健康面というのは、いろいろ今までやってきたことに対して、できなくなることへのマイナスというのは、これ大きいのです。そういうことへの町民目線というかな、団体で使っている人たちへの目線、そういう点は、そういう健康を管理する立場としてはどうでいらっしゃったのかなということをお聞きしておきたいと思います。

そして、3点目になりますけれども、この駅前西口はずっと長い間の嵐山町の一つの懸案でございました。そして、今回のこの3月の補正におきましては、国庫の補助金自体が全体計画で40%になった。そういう中で、6,200万円ほどの減額になりました。ただ、その分を町債を発行しながら、さらには財産売払収入を充てて、この決算にたどり着いているわけでございます。

その辺のやはりご苦労というのかな、去年の今頃、夏頃を思ってください。駅から見た西口はどうだったですか。今回のあの姿がやっぱり担当課として、さっき課長が答えられたけれども、事故繰越という、非常に厳しいですよ、担当課としては。これを乗り越えながら、ここにたどり着いてきたという、そこは私は高く評価しておきた

いと思います。

そして、さっき新しいことをおっしゃっていただいたのだけれども、私もそこ、決算なのでどういうふうに触れたらいいか、ちょっと悩んでいたのですが、これからはいよいよ、令和3年度が終わるわけですけれども、その効果を発現させていくという、やっぱり駅に人が来るというような手だてをしていくと。総務経済常任委員会でも提言させていただきましたけれども、そのところに向かって、町民の皆さんや、それから外から来ていただく方、そういった方へのアピールがこれから求められていくというように思います。そこは、まちづくり整備課のあれにはならないかもしれないけれども、やっぱり駅が変わり、西口が変わって、町が元気になっていくと、そしてそれが財源を確保していくという一つの道にもつながるのだということにもなると思うのです。その辺については、課長でなければ、副町長でも町長でも結構ですので、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

委員さん、今お話しの中にもございましたが、このコロナ禍にあって令和2年度の財政運営はどうなるのかと、こうした大変危惧をしておったわけでございますが、ここで決算を終えてみると、例えば町税につきましては、昨年に比して若干減少、総額ではしておりますが、それほどコロナの大きな影響もなく推移ができたのかというふうに思っております。こうしたこと、国からの支援等々、そういったものもあって運営ができたのではないかというふうに思っております。

また、歳出にあっては、先ほどの渋谷委員さんのご質問の中にもございましたが、当初予定をしていた事業も執行ができないと、この状況もあったわけでございますが、こうした状況に対して、それぞれの各課が創意工夫を凝らして、いろんなフォローをしてきたというふうに思っております。

先ほど委員さんのはうから、手を挙げる人には手を差し伸べることが必要だと、こうしたお話をいただいたところでございます。冒頭申し上げましたが、今回のこの臨時特例交付金につきましては、大きく分けて4つの分野に経費を使ったわけでございますが、こうした中で個人であるとか、あるいは事業者であるとか、こうした方に対

して直接的な支援というものもできたわけでございます。例えば国が特別定額給付金、こうした制度を設けて実施をしたわけでございますが、その制度に申請時漏れてしまつた、こうした方に対しても、交付金を活用して、町独自の施策として実施ができたと。あるいは子育て世帯に対しても、少額ではございますが、支援をできたと。また、現下の状況に苦しんでいる方に対する支援のみならず、将来を見据えた事業展開、こうしたことに対しても支援をさせていただいたというところでございます。

財政担当としては、39の事業ということで申し上げましたが、幅広い分野において事業が展開できたのではないかというふうに思っておるところでございます。ただ、これで果たして十分なのかと問われれば、そうではないと。なかなか手が届かなかつた部分もあるかと思います。今後そういったところに対しては、しっかり考えて、実行ができればというふうに思っているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、萩原健康いきいき課長、答弁お願ひいたします。

○萩原政則健康いきいき課長 閉館したことについての利用者の理解についてですが、コロナの初めにクラスターが発生したという報道があったのが、高齢者施設とトレーニングジムで起きたというのが私の記憶にはあります。それで、やすらぎは、やすらぎのトレーニングジム、どうなのかなというのが一番、町では心配をしました。緊急事態宣言はもちろん休館でしたが、7月から開館を始めました。そのときに、今までトレーニングルームを登録している方全員に、6月17日付で今後のトレーニングルームの再開についてというご案内をさせていただきました。

先ほど簡単に利用人数の制限だとかお話ししましたが、利用人数、一遍に使える人数は12名でスタートしました。時間制限ということで、75分間の利用制限、その後15分間の消毒ということで、90分を1つのグループとして1日5回、その回数を行いました。そして、もちろん予約制にしました。ここで誰かが感染したときに、その濃厚接触者が分かるように、この時間帯のこの人たちということが分かるように、予約制、時間制をしました。

一番もっと大事だったのが、朝入るときに全て全員に健康チェック、もちろん体温もですが、健康チェックのシートの提出と、あと夏場でもエアコンを入れながら窓を開ける等の換気、あと気になる方については、次のマシンに動くときに、全てのマシンのところに消毒を置きまして、自分で拭いてもらって利用すると。それで、75分が

終わったら、管理をしている人が全員で15分間の消毒ということで行いますということで、再開のいろいろな細かいルールまでを決めた通知を出して、7月から再開をさせていただきました。

利用者の方については、今まで好きな時間に行って、好きな時間にできることからすると不便をかけたと思いますが、こういう状況の中で開けてもらったというだけですごくよかったですという声もいただいているので、利用者の方からはご理解をいただいているというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤まちづくり整備課長、答弁お願ひいたします。では先に、すみませんが、高橋副町長、答弁お願ひいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、3番目についてお答え申し上げたいと思います。

駅前の関係でございますけれども、やはり一番は関係する地権者の皆様方のご協力が得られたということかなというふうに考えております。私も、時々あそこらへ行って見ていたのですけれども、一番感じたのは、駅前に立って空が見えるようになったというのは本当につくづく思いました。したがいまして、まだまだこれから移転をしていただく家もございますけれども、ご協力を得て、期限までには残りの事業をきちんとすることが最大の課題かなというふうに思っております。

また、そういう点では、いろいろお話をさせていただくこともあるかと思いますけれども、まずはきっちとした形で所期の目的を達成すると、そしてそれが今後のまちづくりにとってどういうふうに展開していくのかなというのも考えながら、事業を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、3回目の質疑になりますけれども、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 副町長も、本当に長い間関わっていただいたわけでございまして、ここまで来られて、本当によかったなと私も思っております。

それで、この1、2、3を通してなのですけれども、地方創生臨時交付金は今度三次分もありまして、補正予算も出ていますけれども、ここにはやはり今回あった39事業含めて、令和2年度に行なういろいろな事業に、国からの要請は4つの感染拡大の防止等、これは変わっていないのだと思いますけれども、やはり町の独自の工夫を凝らしたようなものをやっていける分があればやっていただきたいと思いますけれど

も、その辺のところは令和2年度の反省みたいになってしまふので、ご回答がいただけるかどうかは別として、お尋ねしておきたいと思います。

それと、2点目の、今課長が話してくれたように、これだけのいろいろな努力をしてきていたということ、それはよく分かりました。

そして、私がちょっとここであれしておきたいのは、そこに、いろんなところを利用していた人たちがいたと。その利用していた人たちへの、その人たちも一つのことを通して、発表することの練習だったり、いろんなことをやっているわけです。そういう人たちへのその目線というものは、コロナが来るから、なかなかこっちの、通常の健康面と重さが違うので、私もそうだろうなと思います。ただ、そういう部分への配慮というものをやっぱり求められていると思うのですが、その辺のところについて、ちょっと最後なのだけれども、これは町長でも副町長でもいいですよ、聞かせていただければ。

あとは、駅前のこととは、今副町長が答えていただきましたので、できるだけこの効果が出るような使い方というか、そういうようなものを、はっきり言うとある程度図ができるわけだから、町民に示して、そして町民から、こんな駅にしてほしい、こんなふうになってほしい、こんなことをやろうというようなところへ、この令和2年度の決算をつなげていただけるようにお願いしたいと思います。これは答弁結構です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、1点目につきましてお答えをさせていただきます。

コロナの対策でございますが、自治体によっては、財政的な余裕がある自治体は、当初国の財源を当てにせず、一般財源を活用して、予備費等々ですね、そういうものを活用して、実施ができたところもあったかというふうに思います。残念ながら、嵐山町はなかなかそのような対策が取れずに、国からいただける財源を最大限かつ効果的に活用していくにはどうしたらいいかと、こうした視点で事業を決定し、実施をしてきたということでございます。先ほども申し上げましたが、令和2年度決算でございますので、振り返ってみて、そのときにやるべきことは何とか実行できたのではないかと、このように思っておるところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、佐久間町長、お願ひいたします。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

ちょっと全体的なことも含めてお答えをさせていただきたいと思うのですけれども、今回のコロナ対策の交付金のほう、基本的には、国がかなり思い切った予算措置をしてくれたのだなというふうに私はまず感じています。これなくして、町村レベルではとてもではないですけれども、これだけのことは、分かっていてもできない。まず、それがもう大前提にあります。

あとは、青柳委員のほうから指摘あったように、ではそれだけの財源をいただいた、これをどういう形に使っていくのか、何のために、誰のために使っていくのか、これは非常に大切なポイントで、庁内でも、これはもう必要ないのではないか、ではこっちではないかと、ではこっちの代わりにこっちを優先しようという形の議論はしっかりとさせていただく中で、最終的にそれではこれとこれとこれにしようということで決めさせていただきました。

また、決まった後、今度は事業一つ一つに予算がつきましたけれども、この事業をつくっただけでは意味がありませんので、本当に必要としている人のところにちゃんと届けるまでが当然仕事になりますから、ですから特に商工会との連携の事業などは、今までではどっちかというと受け身だったのですけれども、そうではなくて、担当課から、商工会のほうからどんどん積極的に地元の業者の方々に、何かお困りはないですか、こういう制度がありますよ、こういう申請ができますよ、本当にきめ細かくやつていただいた、こういった成果というのはしっかりと出ているかなというふうに思っております。

そしてまた、触れていただきましたけれども、公的なものでなくて、個人の方が、しかもこんなに大きな応援をしていただける。本当にありがたいかなという感じは何度も受けました。

それからあとは、やすらぎのことに関してですけれども、私のほうにも、「佐久間さん、こんなに休館、休館じゃ、かえってコロナの前にこっちが病気になっちゃうよ」というようなご意見も、正直なところいただきました。でも、それは裏を返すと、今まで、コロナの前においても、どれだけすばらしい運営をやってくれたか、この裏返したなというふうに思っています。そして、こういう緊急事態宣言中、制限を

かけられた中での利用者の中で1件事故が起こって、このときの対応は、そこにいたトレーナーだけではなくて、一緒にトレーニングをしていた方々が本当に即座に対応していただいて、人命救助に当たっていただいた。私も報告書を見させていただきましたけれども、本当に素早い、無駄のない対応の中で、その方が一命を取り留めるだけではなくて、早い処置のために本当にお元気になられた。こういうことを見ると、単に肉体的な健康だけではなくて、日頃のコミュニケーションだとか、そういったことにも十分つながっているのだなということはとても感じます。

もちろんこういうときですから、取捨選択、優先順位というのをどうしてもつけなくてはいけません。その中でも細かい軌道修正が幾つかありましたけれども、そのとき、そのとき、ではこの方にはこうしてもらおう、この方にはこうしてもらおう、この件はこういうふうに判断して、こういうふうにやろうではないかということで、軌道修正をしながらやってまいりました。

また、駅前に関しても、今副町長のほうからお話をありましたけれども、何といつても地権者の方々の理解と協力がなくてはできない。しかし、地権者というのはそこで生まれ育った人、そこでずっと商売をやっている人、地権者の心も1日1日動くわけです。頭では分かっている、協力してあげたい、でも片づける、この一冊、この一つの書類、この一つのブロック、これ全部思い出があるのです。でも、そういうところを本当に担当課の職員が寄り添って、私も報告を受けるたびに、よく我慢しているな、よく聞いてあげているなと。そういう中で、目に見える形でここまで進んだということ、これは本当に私も職員一人一人に感謝しておりますし、また地権者の方々にも当然感謝をして、しっかりと所期の目的、にぎわいづくりですね、あそことのところににぎわいができるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ただ、まだまだ至らない点もたくさんあると思いますので、そういった点はまた皆さんのはうからいろいろご指摘をいただきながら、軌道修正できるものは即座に軌道修正をする中でやっていきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございました。

これにて青柳賢治委員の総括質疑が3回まで整いましたので、答弁もいただきました。

暫時休憩とさせていただきます。1時30分から開始となりますので、よろしくお願

いをいたします。

休 懇 午後 零時02分

再 開 午後 1時28分

○松本美子委員長 それでは、皆様全員お集まりでございますので、時間はちょっと早いのですけれども、お集まりになっていらっしゃいますので、これより始めさせていただきます。

総括質疑につきましては、本日最後の藤野和美委員の質疑から、どうぞお願ひいたします。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 では、私のほうから主に3点についてお聞きいたします。

1点目は、臨時特例交付金の使い道と、その中の特に子育て世代への支援についてお聞きいたします。

それから、ちょっとページが前後してしまうのですが、2番目が駅西口の開発について、その中で停車場線の拡幅について、それから業者選定について、それから3番目は歩道の確保、今後の歩道の確保等についてお聞きいたします。

それから、3番目は千年の苑について、最初はラベンダーの面積を縮小したと思うのですが、その辺の経緯、考え方をお聞きします。それから、小麦61号、それからポピー等を植栽したと思うのですが、その辺の経緯と成果についてお聞きします。それから、昨年度の苗の購入、購入先も含めてお聞きいたします。それから、マイラベンダークラブの活動等について、それについてお聞きいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、1点目の臨時交付金の事業に関しましてお答えをさせていただきます。

令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、39の事業を実施したところでございます。活用した交付金の総額でございますが、令和3年度への繰越事業を含めまして、総額で2億5,336万5,000円でございました。

この臨時交付金を活用した事業につきましては、感染拡大の防止対策として、感染

拡大防止に有効な消耗品や備品の購入、各種施設の換気改善対策などを実施しているところでございます。また、災害時の感染拡大を防ぐため、避難所の感染拡大の防止対策も実施をいたしました。

地域経済や住民生活への支援といたしましては、感染拡大により影響を受けている中小企業の事業者や農業者に対し、各種給付金や補助金を給付し、事業の継続等の支援を行ったところでございます。また、コロナによって負担が増大している医療機関や福祉施設に対しましても、給付金を給付し、支援を行いました。さらに、小中学校の児童生徒に1人1台のタブレットの配置やコンビニ交付サービスの開始等、ウィズコロナ時代に対応するための環境整備を行ったところでございます。

その中で、子育て世代への支援として活用した交付金でございますが、うち現金給付を行ったものとしましては、新生児特別定額給付金事業が630万円、子育て世帯応援給付金事業が1,732万6,000円、学校給食臨時支援事業が310万1,000円、この3つの事業を合わせますと2,672万7,000円でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、まちづくり整備課長、お願いいいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、2番につきましてお答えさせていただきたいと思います。

駅西口整備につきましてでございまして、令和2年度についての決算にはございませんが、停車場線の内容につきましてお話しさせていただきたいと思います。武藏嵐山停車場線のことにつきましては、過去、平成29年、菅谷地区にアンケートをさせていただいて、約5割、48%の方が狭いという結果が出ました。これに基づきまして、県のほうに相談等をさせていただいたところでございますが、基本的には歩道がもう既に、狭くとも歩道がついて、それも両側歩道がついている道路でございまして、県道でも歩道がない道路がたくさんある、その中で既設でもうあるものについてはかなり優先度が低いというふうなお話でございまして、再整備についてはかなりハードルが高いというふうに考えています。ただ、総務経済常任委員会様からも報告書が出ておりますとおり、引き続き歩道拡幅については要望を行って、再整備についてお願ひをしているところでございます。

2番目の業者選定でございまして、これは町が発注する工事についての回答ということできさせていただきたいなと思います。嵐山町は、町内業者でできるものについて

は町内業者でという、入札の基本的な方針というのをつくりまして、それを公表しているところでございます。現在コロナ禍でもございますので、それについても徹底して、町内業者でできるものは町内業者ということで行っているところでございます。もちろん町の顔となる事業でございますので、地元業者を優先的に選定しているところでございます。ただ、鉄道敷地に近いこともありますので、鉄道敷地に近いところは鉄道のほうから規制もありますので、そういうものをバランス取りながら選定していきたいと考えているところでございます。

歩道の確保、今後のということでございますけれども、以前、既に議員の皆様方につきましては、令和元年に全員協議会を開いて、この駅前広場の平面図というか、それについてはお示しさせていただいたなというふうに思います。この中の構想は基本的に変わっておりませんので、今後そのような形で歩道を確保していきたいという、歩道の確保というか、歩行者の誘導をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは続きまして、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、3番目の千年の苑につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、ラベンダー園の面積を縮小した件でございます。こちらにつきましては、千年の苑ラベンダー園といたしまして、当初10.5ヘクタールを目標とし、令和元年度に開催をしましたラベンダーまつりでは、8ヘクタールのラベンダー園として町内外の方に好評をいただきましたが、度重なる天候不良や台風により、育成状況が悪化し、大半が枯れてしまうという深刻な事態になりました。

こうしたことから、枯れる原因を調査させていただき、原因であろうと考えられる要因としての圃場の水はけの改善策を検討した結果、令和2年度には、まず比較的圃場が高台で、見せ場である4ヘクタールのエリアを対象に、水路しゅんせつ、また圃場の排水対策の工事を実施いたしました。したがいまして、現時点での規模で安定した株の育成を第一に優先といたしまして、現在の面積となっております。

続きまして、小麦61号、ポピーの成果につきましてお答えさせていただきます。千年の苑事業といたしまして、年間を通して観光客を誘致することが課題であります。圃場の周辺には、人気スポットとして定着しております都幾川の堤に咲き誇る桜堤がございます。6月のラベンダーの開花までの間に、集客を見据えて令和2年度にポピー

一を約2ヘクタールの種をまき、さらには隣接した圃場に、約3ヘクタールに特産品の原料である農林61号を作付し、麦焼きを楽しんでいただく仕掛けづくりにチャレンジいたしました。残念ながら、コロナ禍もあり、集客につきましては把握することができませんでしたが、ポピーに関しては、堤をウォーキングされる方や、一眼レフカメラで本格的に撮影する方の姿が多数見られましたので、今後の集客に期待を持てる感じております。

続きまして、苗の購入の件でございます。令和2年度につきましては、嵐山町千年の苑事業推進協議会におきまして、町内の農家3戸から1,748本、金額といたしまして34万6,104円、町外から7,896本、132万4,840円のラベンダーの苗を購入してございます。なお、町内の育成農家につきましては、祭りのイベント等での苗の販売に来ておりましたので、購入の配分として少なくなっているのが現状でございます。

続きまして、マイラベンダークラブの件につきましてお答えさせていただきます。マイラベンダークラブは、平成30年に当初の第1期生として20名、4団体が加入し、発足をさせていただきました。現在は、令和2年度に2期生29名、1団体を追加し、農場長のアドバイスを受けながら、平均10株から20株、多い方は50株もの栽培を楽しんでいただいてございます。

また、千年の苑クラフト工房におきましては、会員を対象としたラベンダーを使った手芸教室や蒸留体験も行って、マイラベンダーを使用した6次産業化の手がかりや町民の方が楽しんでいただく機会を提供してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、2回目の質問どうぞ。

○藤野和美委員 1番目につきましては、先ほどの青柳委員のほうからも質問がありましたので、重複することはないようにいたしますけれども、昨年度、当然コロナ対策ということで、20億以上の国からの資金が入ってきたということありますけれども、子育て世代につきまして私が質問をいたしますのは、3月から、去年の3月ですね、学校の一斎休校というのが始まったと。これが数か月、約3か月ですか、大変な影響というか、受けて、子育て世代の方、大変なご苦労があったと思うのです。その中で臨時交付金が出てきた。1つは、定額給付で1人当たり10万ということで、非常にこれは大きなことだったと思うのですけれども、もう一つ、先ほど出ました臨時交付金、これが約2億5,000万、青柳委員のときは2億4,000万とおっしゃっていたと思

うのですが、いずれにしましても臨時交付金が2回にわたって大きなものは出てきたと思うのです。

この臨時交付金の際に、国のはうは指針は出していました。指針は出しておりましたけれども、国のはうではあくまでこれは指針だと、指針であって、自治体の判断で結構ですと、使ってくださいと、自由に使ってくださいということがあったと思うのです。そうしますと、その中で、いわゆる自治体の姿勢、判断というものが、ある意味では問われたと思うのです。その自治体の判断の中で、ちょっと考えますと、子育て世代へ使った金額が、先ほど課長のほうでは約2,200万、1,100万ぐらいでしたか、ということでありました。

寄附をいただいたことによって、ひとり親の方にその寄附のお金、資金を給付ができたと、非常にこれは大変なことだったと思うのです。本当にありがたいことだったと思うのですけれども。ただ、正直な話、町全体として考えますと、子育て世代への金額が、苦労している世代に対しては甚だ少なかったのではないかというふうにちょっと私は思っているわけです。

その一方で、臨時交付金の中で、例えば図書館の4,300万云々かんぬんが出ています。これは、一般質問の中でも、決算の中で聞きましたけれども、今年の10月から始まるということで、緊急な課題ではなかったのではないかと思うのです。

それから、G I G Aスクールで、G I G Aスクールそのものは8,000万超えていますけれども、実はあの時点で、確かに全国的には早かったと、手を挙げるのが。その後、文科省がG I G Aスクールを推進するためのまた補助というのが8月から実はあったと思うのです。ですから、あの時点で一番困っている人たちの、そこにやはり優先的に資金を使っていくという考えがなかったのかどうかということをお聞きしたいと思うのです。

それから、西口についてですけれども、停車場線の拡幅について、前町長から10か年計画の中で、駅前開発、駅前の西口の開発があったと。そのときに、構想を出したときに、県との交渉がなかったのかということなのです。やはりこの西口開発をするからには、停車場線の道路の幅、歩道というのは、本来は町民的に考えますと一体的に考えていたわけですけれども、それは最初の計画をつくるときに、それが前提としてあって、県と相談して果たして進められたのかどうか、それについてお聞きいたします。

それから、業者さんの問題ですけれども、これ率直なあれなのですが、その会社さんどうこうと私が考えているわけではないのですけれども、該当される会社さんが、この分野の専門的な会社さんなのかというのは、ちょっと率直な疑問があります。要するに、建設関係を主にやっている会社さんなのかというのがあります。その会社さんが下請に出していることはないかと、それについてお聞きいたします。

もう一つ、歩道の幅ですけれども、これは総務経済委員会の中でも指摘したかと思うのですけれども、今のままの計画だと、要するに歩道の場所も問題があって、実際には歩道がないことによって、あの停車場線の道を要するに不規則横断する人が多数出てくるのではないかという指摘もあったと思うのです。ですから、その辺の対処について、やはり歩道を歩く人の誘導をうまくしないと、あの道が、停車場線の道がかなり危険な道になる可能性が非常にありますということがありますので、それについて、2年度の段階でどのような検討があったのかということについてお聞きいたします。

それから、千年の苑についてですけれども、これが10.5から、ほぼ高台中心に、半分ですか、というふうに変わったと。もともと10.5ヘクタールにするという計画自体が無理があったというふうに、去年の決算と、要するにある意味総括として考えているのかどうか、それについてもお聞きいたします。

それから、小麦61号、ポピーですね、要するに下の部分、ああいう形で新しい取組というか、小麦61号とか、これは特産物等々の展開の中では、非常にいろんな意味で、私どもはつながってくるなというふうに思っています。

それから、ポピーについても、ああいう形で新しい花、花があるということですね、季節、季節の中で展開ができましたので、非常に試みとしてはよかったですと思うのです。ただ、あれを全体として観光地とするためには、やはりまだ研究する余地があると思いますので、その辺の課題について、そこから出てきた課題についてどういうふうに考えているかというふうに思います。

それから、苗の購入のところですけれども、これ前町長が千年の苑に関して、お金は一切町内で消費するというか、苗も含めて町内でそのお金を回していくというか、使っていくのだという、経済効果ですね、おっしゃっていたと思うのですけれども、実際には育成農家は3戸しかないということで、今後の……この調達は実際には町外でも132万、調達しているわけです。育成農家さんが、これは今後についても当然絡んできてしまいますが、どういう形で育成というか、協力をしてきたのかとい

うことです。特に町外から132万、購入していますので、去年の段階で。いろんな話があったと思うのですけれども、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、マイラベンダークラブの関係ですけれども、これも非常に皆さんご苦労されてやっていたと思うのですけれども、これはあそこの千年の苑の新しい方向としての関係を考えますと、マイラベンダークラブの取組は非常に大きな取組だと私は思っています。単なるコスト面だけではなくて、やはり町民の方が参加して千年の苑を盛り上げていくというか、町民の方自身の苑というか、していく、これが私は成功の鍵だと思っておりますけれども、ポピー等をやった、それから生育状況いろいろありますけれども、千年の苑のあの広いエリアの中で、マイラベンダークラブの方が、さらに去年の総括の中で、もっと広げて、それから町民の方がほかの花もやっていくとかいう、その総括の中で、そんな展望が生まれてきていなかどうか、それについてお聞きします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

青木参事兼総務課長、お願ひいたします。

○青木 務参事兼総務課長 では、1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらと、1人10万円の特別定額給付金事業補助金、こちらにつきましては、別物という扱いをさせていただいておりまして、特別定額給付金のほうが約18億円、コロナ感染症対応地方創生臨時交付金が、先ほど申し上げました2億5,000万円ほどというような内容になっておるところでございます。

この交付金の使途につきましては、まず感染拡大防止、こちらに資する事業を行う、これが最優先だというふうに理解をしておりました。そういった意味でも、町民の皆様方が安全に施設を利用できるような形で行政としては対応を取る、こうしたことが喫緊の課題であったというふうに思います。

また、そうした中にあって、町民で、このコロナ禍にあって様々な部分で影響を受けている方、事業者含めてですね、そういった方に対してどう支援を行うべきなのか、こうしたことを総合的に勘案して、事業選定をしていったところでございます。

子育て世代に対する現金給付という形での支援については、先ほどご答弁申し上げ

たところでございますが、例えば子どもたちが生活をする場、保育所であったり、学校、学童、こうしたところの感染防止対策もしっかりと取っていかなければならないと思います。

また、今回インフルエンザ予防接種、予防接種を受けることも効果があると、こういった認識の下、一定の世代の方に対して、そういう助成も行ったと。いろんな部分で幅広く事業のほうを選定させていただいたというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続きに、伊藤まちづくり整備課長、お願ひいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、停車場線の拡幅について等、順次答弁させていただきたいと思います。

駅西口の停車場線の拡幅につきましては、青柳委員のほうでも答弁させていただきましたけれども、長年の課題があって、その課題を受けて、平成28年の地方創生の流れを受けて、様々なご意見いただいた中で、平成28年、前岩澤町長が当選したときに、嵐山駅周辺活性化10年計画というのを立ち上げて、スタートしたというふうに記憶しているところでございます。その後、調整会議に諮って、この公約というか、内容についてどうやって実現したらいいかというのを検討して、現在に至っているところでございまして、その中には、調整会議の中には前々の技監等入っていただき、どのようにしたら整備を進めていただけるかというのを検討しながら行っているところでございますが、ただ県のほうに相談しても、やっぱりハードルが高くて、なかなか再整備ができないということで、今現在も要望活動を続けているところでございます。

ただ、嵐山町ができる場所につきましては、町が整備していくということになっておりまして、現在でも駅前広場の入り口のところはもう既に、県道ではございますけれども、駅前広場として整備するところについては幅員を広げて、歩道を広げて整備を行う予定となっているところでございます。

業者選定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町内でできるものは町内業者でという、そういう基本的な方針がございますので、こちらの工事につきましては土木ということで、資格を持っている業者の競争入札を行いました。

工事の内容につきましては、それほどすごく難しいとかいう、そうではなくて、十分堪えられるような業種でございますので、町内でできる土木業者ということで選定させていただきました。

下請ということでございますけれども、確かに電気工事とかも含めていますので、そういうものにつきましては下請というか、発注することございますけれども、基本的には全てほぼ自前でやっているのかなというふうに考えているところでございます。

あと、駅の歩道の誘導ということでございまして、駅前広場を渡って、今現在で言うと、横断歩道を渡って埼信に向かって右側の歩道を皆さん歩いていって、それで行くとずっと右側に歩道があるという状態になると思います。今度はロータリーができますので、左に渡っていく、そのときの状況が駅前広場を横断してしまうのではないかというご懸念があるかなというふうに考えているところでございます。町では、以前からポケットパークを、埼信の反対側というか、埼信の斜め前に造りまして、基本的にはそちらのほうを優先的に造るという、当時の計画もございました。もちろんその反対側の歩道も造る計画ございましたけれども、現在ちょっとなかなか交渉が、その当時難航しておりますし、今歩道は造っておりませんけれども、ただ町としては埼信の反対側にも歩道を造るという計画はまだ生きておりますので、それを順次やっていきたい。土木事業でございますので、全部一遍にというのはできませんので、しかるべき補助金を見つけたり、時期、時期によって歩道の整備を行いたい。その中で、今回は駅前ロータリーの整備を行いますので、そのような整備をして、将来的な計画を持って進めさせていただきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目のラベンダー園のほうの面積の関係でございます。当初10.5ヘクタールということで計画をさせていただきまして、北海道の先進地等も視察をさせていただきながら、あのエリアで可能であろうということで計画をさせていただいたわけでございますけれども、天候と、またスタッフが、今常時12~13名のスタッフで除草作業、維持管理のほうを行って、させていただいてございます。この面積を令和元年度当初で見させていただきますと、やはり雑草の繁茂が、非常に広大な面積になってまいりますので、なおかつ畝を立ててございますので、機械のみで対処ができるというところではございませんでしたので、また7月、8月は健康を害するような暑さ、そういう中で作業が午前中のみというふうなこともございましたので、非常に厳しい

状況もありました。そういうことも考慮しながら、皆様にきれいに見ていただく面積といたしまして、今現在4ヘクタールのところを集中的にさせていただいているというところがあるかなというふうに考えてございます。

続きまして、2点目のポピーのほうの関係でございます。こちらにつきましては、1年草でございますので、秋口から年明けぐらいに種をまきまして、開花時期が5月ぐらいということでございます。見ていただく部分につきましては、非常に好評をいただいているかなと思いますけれども、こちらにつきましては、課題といたしましては、見ていただくのみということで、それを基に収入を得るものがなかなかないのかな。見ていただいて入場料を取るという面積でもございませんので、そういったところにつきましては、楽しんでいただくエリアとして活用ができればなというふうに考えてございます。

続きまして、苗のほうの購入でございます。先ほどお話をさせていただきましたけれども、町内の農業者から購入をさせていただいているものにつきましては、ライセンスのないグロッソというふうな品種のほう、これはこの千年の苑事業を始めたときに、育苗者をこちらにお招きをさせていただきまして、農産物生産組合の花卉部会の方を中心に、希望する方につきましては挿し芽からやり方を順次指導いたしまして、育成をした農家がございました。その当時、12～13戸の農家が参加していただいたと思います。そうした中で、やはりロスであったり、なかなか向き不向きがございますので、最終的には3～4戸の農家さんのが今現在苗のほうを育苗していただいているというふうな状況でございます。

先ほどお話をさせていただきました苗につきましては、令和2年度に新規として購入した種類といたしましては、オーシャンブルーであったり、ミストドニングトンであったり、ヒドコート、ミスキヤサリン、こういったものが、グロッソ以外で、あそここのところで暑さ、湿気等に強い品種であろうということで圃場に植付けのほうをさせていただいてございます。こういった苗も含めましての数でございますので、グロッソという形でさせていただきますと5,425本購入させていただいてございますけれども、そのうちの中の町内業者が1,748本というところでございます。

また、ちょっと町内のほうの購入の単価でございますけれども、一般の町外の方から購入させていただいている金額につきましては165円で購入させていただいてございますけれども、町内業者の方からにつきましては198円ということで、単価のほう

もちよつと上乗せをさせていただきながら、購入させていただいているというふうな状況でございます。今後も、祭り等ができれば、そこでやはり町外の方に、ある程度の株にして売っていただくというものが農家さんのほうの収入につながってまいりますので、引き続き育苗指導につきましては支援をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、マイラベンダークラブのほうの関係でございます。こちらにつきましては、平成30年のプレオープンのときに、県知事等にご参加をいただきまして、町民の方、また東京都内の23区の方に来ていただきましての植樹、そういったこともやった経緯がございます。そういった中で、町民参加はやはり必須な条件ではないかということで、マイラベンダークラブを発足した経緯がございます。これにつきましては、基本といたしまして、町民の方々にラベンダーに関しまして興味を持っていただく、また育苗していただきながら楽しんでいただく、そういった事業の中で手芸施設のほうも設置をさせていただきまして、マイラベンダークラブの方々に手芸教室であったり、蒸留であったり、今まででは株のほうの雑草取りが中心になってしまったという経緯がございますけれども、これからはあそこのところで、枯れないところで、より摘み取り、加工、手芸、そういったものを楽しんでいただく機会ということで、やっていければなというふうに考えてございます。

場所につきましては、今現在あのエリアが一番株のほうの存続率がいいというふうに考えてございますので、希望によりまして、そういう方々の声があれば、あのエリアを増やしていくということは可能ではないかなというふうに考えてございます。

他の花についてはということでございますけれども、そこで育苗指導しているのが農場長のほうでございますので、ラベンダーにつきましては、ああいう形で知識を吸収させていただきながら指導してまいっているわけでございますけれども、他の花につきましてはなかなか指導ができる部分があるのかどうかというところもございますので、これにつきましては検討させていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、3回目の質疑になります。

藤野和美委員。

○藤野和美委員 臨時交付金のことなのですが、臨時交付金の中で子育ての1,732万と

いうのが課長のほうからあったと思うのですけれども、これは国の事業として決められたことかなという、その執行かなと思っているのですけれども、そう考えますと、今回の臨時交付金の中で町が独自に子育て世代のをやったというのが、新生児への給付金ですね、630万、それから給食の第2子以降の、これが310万ですか、これ約1,000万。この件につきましては、佐久間町長が9月から就任されました。第二次の臨時交付金の申請がぎりぎりのところで、たしか9月末だったかなと思うのですけれども、そこで佐久間町長の判断もあって、我々もというか、私もちょとお願いした経緯もあったのですけれども、これは佐久間町長の判断でこの2件は入ったかなという経緯も持っていますけれども、これについて、また町長のほうのその辺についての考え方というか、思いもお聞かせ願えればなと思います。

それから、西口につきましては、県のほうのハードルが高いというのは当初から、ある意味では分かっていた。ですから、この西口の10か年計画の中で、実は停車場線の拡幅というのはちょっと想定外というか、構想の中に実際には入れることができないというか、交渉事がずっと残ったまま、ハードルが高いままの計画だったのかなというのを思いますが、そういうことなのでしょうから、これは返答がなくても結構ですけれども、もし何かあれば、それについてお聞かせください。

あと、歩道の件ですけれども、これは当然今後、この後、駅前ロータリーの整備が終わって、実はその後の周辺の関係、お店の展開もそうですけれども、にぎわいづくりもそうですけれども、それが非常に大きな課題というか、町民の方の協力もいただきながら、あそこをどうにぎわいの場にしていくかとか、それから歩行者の方、それから町外から観光に来る方に、やっぱり利用しやすいようなものに仕上げていくというのは、ある意味これからだと思うのです。これから仕事だと思います。そのときに、歩く人の誘導です。誘導のところを、駅から降りて右側の道、あの道をやはり、それから農協に抜ける道がありますので、農協というか、あれは歩道だけですけれども、道路というよりも。ですから、そういうことも、工夫もぜひ、誘導の仕方も工夫をしていただいて、そのことによって右側の新しく移る方にぎわい等も、お店等も含めて考えられるのかなとちょっと思っていますけれども、そういうものを今後の検討の中で入れていただければなと思います。

それから、千年の苑についてですけれども、これは当然、日本一のラベンダー園というところから、面積に対して5ヘクタールにした、これは賢明だと思うのです。や

はり1つの花で1年を暮らすというのは、実質上これ、観光地としてはできませんので、やはりほかの花等を含めて、総合的にやっていくという意味で、そういう意味ではポピーを来年も咲くような形でお考えでしょうから、これはしっかりとやっていただけだと思います。これは、返答は結構です。

それから、苗の関係ですけれども、ちょっと確認なのですが、今の町内でやっている方は大体グロッソを中心に、ノーライセンスのグロッソをやっていると。今圃場の中で植えてあるのはグロッソだけではないですね。当然枯れたり、枯れなかつたり、いろいろ苦労もされているわけですけれども、そのグロッソについては、その辺の判断ですね、今後圃場の中でまだグロッソがメインになっていくのか、メインであれば町内業者さんから調達というか、購入していくと思うのですけれども、その辺については去年の段階で大体総括がもう出ていると思うのですけれども、それについてお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、随時質問をお願いをいたします。

佐久間町長、答弁お願ひいたします。

○佐久間孝光町長 1について、お答えをさせていただきたいと思います。

今藤野委員のほうからご指摘がありましたけれども、その当時、藤野委員からもそういうおつたご要望をいただきて、私自身もそういうふうに考えておりましたし、また府内で職員の方々といろいろ議論する中で、やはりそれが妥当だろうという形の中で、そういう形にさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、高橋副町長、答弁お願ひいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、歩道等の関係につきましてお答え申し上げたいと思います。

今藤野委員からご指摘もいただきましたように、やはりこれからどうするのかなというふうに、いろいろ考えております。先ほど課長が答弁しましたように、現在の計画の中で広げられる歩道があれば広げていこうという形で、駅から降りて左側になりますけれども、駅から降りて左側ですね、嵐山食堂のある側です。そのところについては、多少道路の中心線をいじくりながら、できるだけ歩道が広げられるように今考えています。

それと、それから先なのですけれども、当然埼玉りそなさんもございますし、将来を見ていくと、やっぱり右側はなかなか、まだお店もありますし、住宅もありますから、そう簡単にはいかないのかなと。ただ、農協さんが新しいところに移転をするということも、もう既に工事が始まりました。したがって、あの後がどうなるのかということもありますし、県道の菅谷寄居線の交差点の歩道の計画もありまして、あそこのところがどうなるのかなというようなことで、ちょっと全体的に見ていくといろんなことも考えられるのかなというふうに思っています。

したがって、これから地権者の協力を得ながら、駅広が完成した後、どうしていったらいいかというのも改めて考えていきたいと思っていますし、それとやっぱり駅広から、駅に降りた人が左側の歩道というのですか、先ほど嵐山食堂のこと申しましたけれども、そちらのほうに警察の協議で横断歩道から、駅広から渡っていくと、そんなふうな今協議もなっておりますので、その辺を見据えながら今後どうしていったらいいのかなというふうに、少なくともりそなさんの脇に町道はございますけれども、そこまでは今駐車場等になっております。したがって、当面はそこまでをどうしていこうかなということです。

ただ、県道は県道ですので、県は、先ほど申し上げましたように、一次改良は終わっているので、その後の手というのはなかなかつけられないというふうな基本的な考え方もあります。ただ、やはり地権者との交渉を町がして、拡幅の用地の方針が出れば、やっぱり県のほうにお願いをする時期もあるのかなというふうに思っています。これから一つの課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続きまして、杉田農政課長、お願ひいたします。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは2点ほど、花の関係につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、あそこの千年の苑エリアが、春から秋まで楽しんでいただけるようなエリアにできればなというふうには考えてございます。今後どういった、昨年度につきましてはポピーをということで、また違った花がどうなのか、そういうしたものにつきましては、観光協会とこれから、1年を通してあそこで楽しんでいただくようなスケジュールを組みながら、調整を取っていければなというふうに考えてございます。

続きまして、苗の関係でございますけれども、今あのエリアの中で約半分程度がグロッソの種類という形でさせていただいてございます。これにつきましては、見に来ていただいた方々が、やはりあそこで摘み取りをしたり、生花として買っていかれる方も非常に多いというところもございますので、販売もできる、またある一定の量の中でオイルを搾らせていただきまして、オイルであったり、芳香蒸留水であったりということで、マスクスプレー等に加工してございますので、ある一定量につきましてはやはり原資として生育していく必要はあるのかなというふうには考えてございます。

また、苗につきましては、グロッソという品種がやはりもうライセンスがないということで、一般のホームセンター等々で販売をしている経緯というのが非常に少ないものですから、見に来られた方は、この花の苗が欲しいのだということで、希望する方も非常に多いわけでございますので、生産農家さんにつきましては、ある一定量の生産のほう、販売ということもございますので、半分程度はグロッソのほうでさせていただきたいと。残りのものにつきましては、補充程度の苗の購入というふうな形で維持管理ができればなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本美子委員長 以上をもちまして総括質疑を終了させていただきます。

これにて全ての質疑が終了したわけでございますけれども、討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結させていただきます。

これより認定第1号 令和2年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会をさせていただきます。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまです。

(午後 2時18分)

決算審査特別委員会

9月10日（金）午前9時00分開議

- 議題1 「認定第2号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 令和2年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 令和2年度嵐山町下水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第46号 令和2年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について
- 7 「議案第47号 令和2年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員	2番 山田 良秋 委員
3番 犹守 勝義 委員	4番 藤野 和美 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 長島 邦夫 委員
7番 青柳 賢治 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 渋谷 登美子 委員	10番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
書記	安在 洋子

○説明のための出席者

佐久間 孝光	町長
高橋 兼次	副町長
村田 朗	税務課長
贊田 秀男	税務課課税担当副課長
岡野 富春	税務課収納対策室長
高橋 喜代美	町民課長
吉田 信子	町民課保険・年金担当副課長
近藤 久代	長寿生きがい課長
菅原 広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾藤 久史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
福嶋 啓太	技監
清水 延昭	上下水道課長
片岡 範行	上下水道課水道管理担当副課長

永 嶋	稔	上下水道課水道施設担当副課長
奥 田	定 男	教 育 長
堀 江	國 明	代表監査委員
大 野	敏 行	監 査 委 員

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時01分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第2号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 私からは3点でございます。

まず、1点目は説明書の166ページ、ちょうど私、不納欠損額にちょっと注目していまして、それを見ていましたら、特別徴収、普通徴収とも現年度分はゼロということで、これはよかったです、不納欠損額、滞納繰越分というのがそのままです。一応あるということですが、ただ前年度と比較すると、これも減額になっているなというふうなところは、これは評価できるかなというふうに思います、素朴な質問として、この不納欠損内訳のこの表なのですが、どういう方が滞納して、そして納めていただけていないのかなということをお尋ねしたいということがまず1つあります。

それから、2点目は167ページ、これは保険給付等交付金ということで、ちょうど

この保険給付等交付金の保険者努力支援分ということで、この努力支援というのに非常に興味がありまして、これはどういうことなのかなということです。努力支援というのは、どういうようなことで交付を受けられるのか、これをちょっとお尋ねしたいということです。

それから、3点目は175ページの特定健診の部分です。これは、令和元年度と比べると随分委託料が減額になっているということです。ということは、当然これは要するに受診率も相当前がつたのかなということです。ですから、その点のところをちょっとお尋ねしたいと。

この3つ、お願ひいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えさせていただきます。

不納欠損の件数というか、この方、どういう方が欠損になっているかということですけれども、主な原因として挙げますと、収入が少なかったということです、低収入。あとは、居所が不明だったり、あと収入の調査をしても分からぬというか、不明の人、あるいは生活保護の受給者の方ですとか、主な原因となるものがその3つかなどいうふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。2点目の努力支援の件についてお答えいたします。

町で行っていますいろいろな事業、点数ごとにいろいろ細かい事業は何点かございますけれども、主にそういった健康づくり、この後の質問にもございます特定健診の健康づくりですとか、あとは徴収のほうの徴収率とかそういったのも関係してくるのですけれども、そういうものの事業の獲得のポイントによって交付金のほうが、点数のほうが決まってきまして、与えられるものになっております。

続きまして、特定健診の件についてお答えいたします。委託料のほうが下がったということですけれども、これにつきましては、コロナ禍のために特定健診のヘルスアップ事業ですとか、そういう行えなかった事業の分が減額というふうな形になって

おりますけれども、受診率のほうにつきましては、昨年度49%でしたけれども、今年度は38.4%ということで、若干落ちてはございますが、受診率的にはさほどぐっと落ちたような形ではなかったので、よかったですのではないかと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、2回目の質疑を、狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 それでは、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目なのですが、例えば収入が下がった方とか、居住がちょっと不明だとか、それから生活保護の方とかというふうなお話だったのですが、この（2）番目の内訳でいくと、そういう方々はどこに入っているのか、それはお答えできないですか。例えばここで地方税法第15条の7第4項該当とかと、要するに3つほど表がありますよね。この方たちはこれに該当しているとか、そういうのをきちっと明確に分かればありがたいなというふうに思っているのですが、それがまずどれに該当するのか教えていただければというふうに思います。

次に、2点……これは1個ずつでしたっけ。

○松本美子委員長 続けて。

○狩守勝義委員 2点目なのですが、いろいろなところを評価してということなのですが、嵐山町の場合に、これは683万6,000円というのが1つ、決算として、金額として載っていると思うのですが、この金額というのは、例えば評価的に見ると埼玉県または全体の中、または市町村でも結構なのですが、どのくらいの位置にあるものか。要するに標準的なものなのか、評価としては高いのか低いのか、その辺のところを教えていただきたいなということです。

それから、3点目としては、やはりコロナの影響で受診率が下がったと。これは、予想はしていたのですが、ただそれが11%ぐらい下がっているということは、やはり病気とかそういうものというのは早期発見というのが一番大事だというふうに言われています。そう考えたときには、もう少し受診率をこれから上げていこうというような考え方があつぱり当然あるだろうと思うのですが、その辺のところでどういった対策というか、要するに今までの状況を見たときにどういう総括をして検討するのかというような考えがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思うのですが。

以上、3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えをさせていただきます。

この表にあります地方税法15条の7の第4項該当というのがあるのですけれども、これについては収入がなかったり、生活保護の受給者の方だったりということで調査をした結果、停止が妥当だというふうに判断した場合には、この一番上の4項該当というところに入りまして、ここでその後3年間、継続して調査をいたしますけれども、状況が変わらないという場合には3年後に不納欠損になるというものでございます。

続いて、2段目の15条の7第5項については、これは即時欠損と言いまして、先ほど言った3年を待たずに、今後納める見込みがほとんどないだろうということで、すぐに欠損するものがこの5項の該当というものです。

最後に、18条の1項該当というのは、同じように調査は進めておるのですけれども、結果として何もしていないわけではないのですけれども、先ほど申し上げました滞納処分の停止とか、そういう措置を取らない状態で5年間たって欠損になってしまったというものですので、先ほど最初に答弁させていただきました低収入だったり、居所不明で収入も分からなかったり、生活保護の受給者の方だったりというのがどこにという、それぞれ区分けして入るわけではなくて、こちらの調査の状況によって入るところが違うというか、そういうことでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

努力支援の件ですけれども、評価の途中で何度か事業報告を、途中経過を出させていただくのですが、そのときに途中経過ですと上位5位以内の順位ぐらいをいたしまして、最終的に何位というのは出ていないのですけれども、近隣に比べれば上位のほうの結果の成績でいたしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 私からは、3番目の特定健診等の今後の受診率向上の対策につきましてお答えさせていただきます。

まず、受診率ですけれども、先ほど副課長のほうから報告させていただきました38.4%、これは昨年の49%に比べると、委員さんご指摘のとおり10.6ポイント減とな

っております。ここ近年ずっと受診率のほうは向上しておりましたので、下がってしまったということにつきましては大変残念に思っておるところなのですけれども、なかなかこのコロナ禍の中、例年やっておりました受診勧奨対策の事業が思うようにできませんでした、委託しての受診対策が今回できなかつたことで委託料のほうも減額となっております。

初期の頃は、受診のほうが、病院さんからも若干少し控えてほしいというようなことがございました。しかし、一般会計のときにもお話をさせていただきましたが、夏過ぎぐらいからは、ぜひ健康管理のためにも受けさせていただきたいというような状況が整つてまいりまして、被保険者の方もだんだん受診されるようになりました。

そうしまして、秋には対策としまして、ぜひ受けさせていただきたいというようなおはがきは出させていただきまして、そういうことで最終的には38.4ということですけれども、近隣の状況を見ますと、滑川町さんで32.1%、小川町さんで38.9%、ときがわ町さんで17.6%ということで、県内市町村の平均的な受診率が34.5%ということになつておりますので、県内平均よりは高い受診率となっております。

そうしまして、令和2年度に初めて行いました特定健診連続受診者報償制度、175ページの中ほどに記載をさせていただいております42万8,500円でございますが、こちらは特定健診受診率アップのために、3年連続で特定健診を受診した方に地域商品券500円分を贈呈する事業でございます。ですので、令和2年度につきましては、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年連続受診をされた方に、こちら地域商品券ですけれども、500円分をお渡ししまして、こちらを857人の方にお渡しすることができました。こうした事業等を通して、今年も広報等で連続受診の方にはこういった報償制度がありますということをお知らせしておりますので、こういったことをきっかけにして、また受診率のほうを向上させていきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから、最初は164ページですけれども、歳入のほうは県の支出金が7,154万云々かんぬんが増えております。そして、歳出のほうは保険給付費が8,970万と増えているわけですけれども、基本的には県の支出金が増えた理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つは164と168に関係いたしますけれども、繰入金です。繰入金のことです。繰入金が1億2,000云々かんぬん繰入れされているわけですけれども、これは168ページを見ますと一般会計繰入金の中で、いわゆる保険基盤安定、要するに（税軽減分）繰入金という項目があります。この一般会計繰入れというのが県の方針、これは国全体もそうですが、一般会計からの繰入れを抑制していくという方向があります。この繰入れが、いわゆる3月の議会でもちょっとお聞きしたかと思うのですけれども、法定内繰入れ、法定外繰入れというのがありましたけれども、その辺のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

それでは、吉田副課長、答弁をお願いいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

全体的に県支出金のところですけれども、保険給付費交付金ですとか、特別調整交付金とか、県繰入金の、全体的に見まして少しずつのアップということで考えております。

続きまして、繰入金についてですが、法定内繰入れと法定外繰入れということで……すみません、失礼いたしました。基盤安定のところの税軽減分と保険者支援分につきましては、基盤安定の税軽減分につきましては県が4分の3、町が4分の1ということで、一般会計からの繰入れということで歩合が決まっております。また、同じ基盤安定でも保険者支援分として、保険税軽減対象の保険者数に応じた割合ということに関しましては、国が2分の1負担、県と町が4分の1負担というふうな割合で決まっております。

法定内繰入れと法定外繰入れですが、うちのほうでは、町では法定内繰入れのほうのみに……すみません。町につきましては、法定内繰入れで行っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、藤野委員、どうぞお願いします。

○藤野和美委員 一般会計の繰入れのことの確認ですけれども、非常に国保全体の料金というか、税金の金額は、一般の社会保険に比べてかなり高い、負担が高いという、これもあります。その中で、一般会計から軽減分が繰り入れられていると。県の、先ほど申し上げましたけれども、全体としては一般会計からの繰入れをやめていくとい

う方向です。これが、もしこの税軽減分の関係で対象になるとすると、これは大変なことになるなと思ったのですが、今後もそういう意味では一般会計のこういう法定内の繰入れに関しては、その対象にはならないというふうに理解していくよろしいのでしょうか。それをちょっとお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

委員さんご指摘の法定外繰入れ、こちらにつきましては、国、県の方針で法定外繰入れは一切やめていくという方向で、嵐山町においても令和3年度の会計からは法定外繰入れは行っておりません。

しかしながら、委員さんがご心配されておりますような保険税軽減分につきましては、決められた法定の率におきまして基準に沿った繰入れをしておりますので、これにつきまして被保険者の方に余分な保険税の負担をお願いするようなことにはならないと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 その法定内につきましては今後やっていくということで、それは安心いたしました。

もう一つ、法定外の繰入れをやっていたということですけれども、どのようなものをやっていたかということをお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、答弁をお願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

嵐山町で令和2年度まで行っておりました法定外繰入れに該当するものにつきましては、保健事業分になっております。こちらの保健事業に関しましては、県が事業主体になる以前から、保健事業につきましては一般会計と国保会計両方でやっていたわけですけれども、町民の方の健康を守るということにつきましては同じだということで、国保の方が受診される分につきましても、一般会計のほうで幾分か補助をしましようということでやっていたいたものと思っております。

しかしながら、従前お伝えしておりますように財政主体が県のほうに変わりまして、運営方法も変わりましたので、こういったことは、後々は保健事業も県で統一された保健事業というように変わっていく方向もあろうかと思いますので、町からそういう

た法定外の繰入れはなしということになりました。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 163ページ、被保険者数が4,149人でございました。どうなのでしょうか。この4,149人のうちの、令和2年度において、何らかの風邪だったり発熱、いろいろあって病院に受診したという受診者率というのですか、そういうものは担当課のほうで把握できているのかどうか。

それと、165ページです。保険税の状況ですけれども、予算の額に対しまして3,100万ほど増額になりました。収納状況がその下に載っておりますけれども、この収納状況も令和元年度と比べても非常に率が向上しているのです。これがいろんなポイントに反映してくるということは、先ほどの説明で理解します。令和2年度において、これだけの収納率を上げていった担当課としてのまたいろいろな努力もあったと思うのです。その辺のところについてお聞きしておきたいと思います。

それと、175ページの基金積立金ですけれども、去年と比較して若干多く積み立てられることができました。4,944万8,245円。これによって、令和2年度3月時点の嵐山町の基金積立金分というのはどのくらいになっているものでしょうか。

3点、お願いいいたします。

○松本美子委員長 それでは、村田税務課長、答弁をお願いいたします。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

2点目の予算に対し、3,000万円増額になっている収納状況と努力した点ということにつきましてお答えさせていただきます。令和2年度はコロナ禍の状況で、いろいろと国保税の減免という申請もございました。また、徴収に関しましては、滞納している方の状況をよく聞き取りをして、分割納付をしたり、そういう納税相談をよくしなさいということで、国、県のほうからも通知が来ておりました。期限内収納の確保に努めるということで、いろいろ口座振替の推進、広報やホームページ等に載せて取組を行いました。

また、令和3年度になりますけれども、スマホ収納が始まりました。この取組について、今までコンビニ納付を行っておりましたけれども、いろいろ近隣等、あるいは業者等の打合せを行いまして、令和3年度からスマホ収納を導入することもできまし

た。そういうような担当職員の納税相談、あるいは収納率の向上のための納税者の利便性、そういうものをいろいろ行ってまいりました。

結果的に、収納率は、令和元年度につきましては87.8%でありましたけれども、今回、165ページの右下にもございますが、全体で89.8%ということで、コロナ禍ではありましたけれども、いろいろな努力の成果で、あと納税者の納税意識が高かったこともありますして、このような収納率と税収が確保できたと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、吉田副課長、答弁をお願いいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

全体の被保に対する受診率ということですけれども、申し訳ございません、全体に対する受診率というのは、ちょっとうちのほうでは把握してございませんので、申し訳ございません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、答弁をお願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 私からは、基金の残高につきましてお答えさせていただきます。

令和2年度におきましては、令和2年度当初の基金残高が1億3,787万1,027円ございました。この額に、令和2年度中に、主要な施策の163ページを御覧いただけますでしょうか。この決算の概要の総括収支の状況の8、積立金でございますが、こちらの欄の4,944万8,245円、こちらを令和2年度内に積立てをいたしました。しかしながら、取崩しもございまして、この表の欄の10番の積立金取崩額でございますが、2,066万円、こちらのほうを取り崩して繰入れをしましたので、こちら4,944万8,245円をプラスし、2,066万円をマイナスしましたので、令和2年度末の基金残高は1億6,665万9,272円となっております。この基金は、医療費の急激な伸びとかによりまして予算が足りなくなったときに使うような形になっておりますが、令和2年度につきましては少し増額できたということになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この収納率、本当に収入未済額が前年比でも878万ぐらいで少なくなっている。やっぱり国保が一番、なかなか財政が厳しいということで、県のほうに一括になっているわけですけれども、そういう努力は本当に担当課として大事だと思いま

ますので、やっぱりこれも基盤ですから、これがあってこそ国保会計が成り立っていくわけです。引き続きの努力をお願いしたいと思います。

そして、国保会計全般で1億6,600万の令和2年で基金が積み立てられていると。急激な、大きな医療費がかったときの元になるわけで、非常にこの件についても評価をしておきたいと思います。答弁は結構です。

○松本美子委員長 そのほかに。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 164ページの国民健康保険税が減額になっているわけなのです。その理由を伺いたいのですけれども、世帯がプラス42件、世帯が大きいわけですよね。増えているにもかかわらず、どうして減額になったのかなとも思いまして、ちょっと伺いたいと思います。

それから、歳出の保険給付費なのですが、昨年は前年比減額でしたけれども、今回は9,000万円近く増額になっていると。こども医療費を嵐山町は補助していますけれども、あれは大きく減額になったのです。やっぱり病気になる子どもが少ないのでうなと思って、マスクの影響は大きいのではないかと思ったのですけれども、大人はそうではなかったということなのですか。ちょっとどういう要因で、病気で増えてしまったのか伺いたいと思います。

それと、どんな病気が主だったのか。コロナは、そんなに昨年度は嵐山は大きくなかったと思うのですけれども、でもコロナも結構大きかったのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、165ページの収納状況で、現年のほうです。収入未済、還付未済。還付未済、どうしてお金返しますよというのにもらわないのか。ちょっと収入未済と還付未済、理由を伺いたいと思います。

それから、166ページの上の表の特別徴収と普通徴収の人数を伺いたいと思います。収入未済、還付未済、ここに入っているのだと思うのですけれども、この金額は。そうですよね。

それと、先ほど守委員さんがご質問して、不納欠損、低収入の方、居所不明、生保というようなことをお答えになったわけですけれども、居所不明は仕方ないのでそれとも、低収入の方、生活保護の方、欠損後、どういう保険の在り方になっているのか伺いたいと思います。

それと、令和2年度中の差押えがあったのか、あれば内容を伺いたいと思います。

減免7、5、2の人数、世帯数を伺いたいと思います。

それから、175ページの下の特定健診の表の特定健診未受診者の診療情報の提供とあるのですけれども、これは前もありましたけれども、どんな情報を提供しているのか伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは不納欠損と差押えについてお答えをさせていただきます。

申し訳ございません、不納欠損のご質問ですが、欠損になった方がその後どういう状況かということでおろしかったでしょうか。すみません。

○川口浩史委員 そのまま保険に入っているのか、国保に入っているのかどうか。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、続けてお答えをさせていただきます。

この不納欠損の方ですけれども、全部で31件というか、31人おりまして、町外に転出された方も半数近くいらっしゃいますので、その後の状況というのはちょっと分からぬ部分があるのですけれども、町内については、国保に入っているかどうかというのは、細かくは調べていないですけれども、引き続き国保に加入している方もいらっしゃいます。国保に加入していて、当然国保税が出ている方については、引き続きこちらのほうも調査等を進めておりまして、その中で当然折衝ができれば、そこで納めていただきたい旨のお話ををして、少しずつでもというお話をしますけれども、なかなか折衝ができなかつたり、調査しても内容がつかめなかつたりということですと、その内容、金額によって滞納処分の停止をかけたりですとかということで、引き続き対応していっている状況でございます。

続きまして、差押えですけれども、一般会計のときも答弁させていただきましたが、国保税についても差押えのほうはしております。件数につきましては36件で、差押えの内容ですけれども、預金の差押えが29件、給与の差押えが3件、生命保険の差押えが1件、所得税還付金の差押えが2件と、最後に差押えの債権の残預金の差押えが1件ということで、合計で36件でございます。

ちなみに、前年と件数を比較いたしますと、令和元年度が52件ですので、16件ほど

減少、少なかったという状況でございます。

私のほうからは以上です。

○松本美子委員長 それでは、贊田副課長、答弁お願ひいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

一番最初の世帯数が増えているのに調定が減っているという理由なのですけれども、昨年コロナの減免とかありまして、今までそういうのはなかったのですけれども、あと一人一人の所得の変化にもよると思うので、一概に世帯が増えたので減ったというのが、理由は細かくはちょっと分からぬのですけれども、一応コロナで社会情勢は変わったということがあるかと思います。

あと、還付未済につきましては12万8,800円なのですが、これはこの出納閉鎖期間、年度が替わる変わり目のときに、異動は毎月ありますので、6件の異動がありました。国保から社保へ、また転出する方といった異動なのですが、その異動の処理をするのに還付する金額を口座に振り込ませてくださいということで、郵送でのやり取りがあるのですが、そのやり取りの間に年度が替わってしまってということで、その金額は12万8,800円あったのですが、口座先が確認でき次第、還付をいたしました。

あと、特徴、普徴の人数ということで、これは世帯で、当初の数なのですが、特徴が611件で、普徴が2,073件になります。

あとは、7、5、2、人数ということで、7割、5割、2割の軽減の人数だけでよろしいのですか。人数ですが……

〔「世帯」と言う人あり〕

○贊田秀男税務課課税担当副課長 世帯。7割軽減が835人、663世帯。5割軽減が667人、世帯が384世帯。2割軽減622人、371世帯です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願ひいたします。

吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

保険給付費のアップということでございますけれども、年を通しまして、前半はやはりコロナの影響もありまして受診控えというのがあったのですけれども、後半、その分受診のほうがやはり増えてきまして、特に70歳以上の方で大きな病気の方がいらっしゃったために、結果的に保険給付費のアップのほうになってしまったという形に

なっております。

続きまして、主立った病気ということですけれども、主には白血病、大動脈瘤、くも膜下出血といったところが主立った病気となっております。

最後の情報提供の件に関してですけれども、特定健診に相当する診療情報を特定健診未受診者の方に医療機関から町へ提供していただくというふうな内容になっておりまして、特定健診を要するに受けていない方で、その方のかかりつけ医のところで特定健診の診療情報の内容に合致する情報を持っていらっしゃる場合に、未受診者の方の内容を提供していただくというふうな形になっております。今回その対象者が672人いらっしゃったのですが、それで提供を受けた件数は32件となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 国保税が、コロナということありますから……一般会計の税収は若干下がっているのです。一般会計も若干下がっているのです。でも、それ以上に下がっている感じがするのです、国保は。確かに人数を見まして、特徴が611人、普通徴収のほうが2,073ですから、普通徴収の方が多いというのは、それだけ、これは月18万円以下ですよね、の方が多いということですから、低い人が多いのでこういう結果になったのか。分かりました。これは、ではいいです。もう少し分かるようになるといいのですけれども、何かの機会に聞きたいと思いますので。

保険給付費ですけれども、大きな病気が、やっぱりそこが一番大きいのでしょうか。大きな病気を除くと、こども医療費のように全体で下がるのですか。ちょっとそれが分かりましたら伺いたいと思います。

165ページの還付未済で、そうするとこれは全体で、全て払い切っている、戻し切っているということでおろしいのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、どんな病気かで、白血病、大動脈、くも膜下、今まで脳だとか、心臓だとか、骨格筋だとかというのがありましたけれども、ちょっと状況変わったのですか。ちょっとそれ確認ですので、伺いたいと思います。

166ページの不納欠損のその後の関係なのですけれども、国保に入れている方もあると。入れている方に対しては、低収入の方、そして生保の方が不納欠損になっているわけですから、何とか生保の方はもう少しもらえる金額が増えるようなことで対策を取ったのでしょうか。ただ、生保の方は、国保は来ているはずなのですけれども、

そうだと思いますけれども、分かりますか、担当者は。ただ、それも生活のほうに使ってしまったと、それで払い切れなくなってしまったということなのですか。ちょっととそれ1件目、確認するのを忘れてしました。

低収入の方は、やっぱり保険ですから、保険に入っておかないといけないと思うのです。その方たちの何らかの対応ということはしているのか。低収入なので、お金がありませんので払えません、ではもうしようがないですねで終わったのではちょっとまづいので、国保に入れるような対応をしているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

差押えは、一般会計で聞きましたから、その件だけでいいです。

○松本美子委員長 それでは、約1時間たちますので、10分まで暫時休憩とさせていただきますので、お願いいいたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時10分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民健康保険特別会計の答弁からということになると思いますが、よろしくお願ひします。

それでは、贊田副課長、お願いいいたします。

○贊田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

還付未済の先ほどのご質問なのですが、先ほど還付口座が分かり次第返していますとお答えしたのですけれども、実は例年、今の時期ですと、もう全て還付は終わっているのですが、今回1人海外に転出された方がいまして、その方に連絡が取れない状態で、調査というか、附票とかそういうものを取って、また日本に戻ってきているのかとかということを確認するために今調査しているところです。ということで、まだ全ては今回は還付できておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして岡野収納対策室長、お願いいいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは、欠損の関係で生活保護の方と低収入の方について答弁をさせていただきます。

生活保護の方については、今回のこのケースですと、以前は働いていたけれども、

例えば事故に遭ってしまったとかということで、収入が途絶えてしまった場合に生活保護になる方がいらっしゃると思うのですけれども、そういう方の分として今回計上してあるものでして、生活保護の場合ですと、ちょっと担当外なのですけれども、国保には入っていなくて、医療扶助の対象になっている方については、国保の資格は多分ないのかなというふうに考えております。

低収入の方ですけれども、こちらについてはご連絡いただいたり、ご相談いただいたりしている中で、本当に大変なのだよというような、そういうお話をいただいたときには、その後のフォローといいますか、ケアといいますか、そういうのは担当外になってしまいますので、これは福祉サイドのほうにつないで、相談してくださいというようなことでお話はさせていただいているところです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました高額の方に係る費用分を差し引きますと、おおよそ7,000万円ちょっとの分が引かれる形になりますので、例年どおりになるのではないかと思われます。

続きまして、先ほど主立った病気ということで、高額のほうの病名のほうを申し上げましたので、例年うちの、嵐山町の傾向といたしましては、一番多いのががんといった新生物、続きまして脳梗塞とか脳出血といった循環器系で、3番目に精神といった例年と変わりない状況が今年度も続いております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 低収入の方の件ですが、そうするとこの低収入の方は、当然7割軽減の対象者ということでよろしいのでしょうか。さらに、コロナの関係でここに。ただ、昨年と比べて7割軽減は世帯数でも人数でも減っていますよね、若干ですけれども。大きく増えているとコロナも影響するかなとも思ったのですけれども、増えていないので、ここに入っている方なのか、まず低収入の。さらにコロナの方がここにはいるのか、ちょっと確認で伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

岡野収納対策室長、お願ひいたします。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えいたします。

軽減になっているかどうかということでございますけれども、こちらで把握した限りでは軽減の該当になっているということでございます。

コロナの影響はあるかということですけれども、その辺、正直そこまで詰めて見てございませんで、当然何人かの方については影響があるかと思いますけれども、それ以前からの方もいらっしゃいますので、その辺は正直何ともお答えできかねます。申し訳ございません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 指名をいただきましたので、質問させていただきます。1点だけです。

今もというか、前の委員さんが特定健診等の質問をしておりましたが、私はそこのところの人間ドックの関係をお聞きしたいというふうに思います。174ページです、遅くなりましたが。ここの中に197人、併診まで含めると14人。予算のときに、予定では300人の50人ですよというふうなことで、それなりの予算がついていたかなというふうに思うのですが、さほど、逆に予防の健診というか、早期発見で重要な部分、特定健診と同じに非常に重要な部分だというふうに考えています。そういう観点から、この少なくなっているところをどのように評価しているかということと、あと医療機関が指定されていまして、ここに載っておりますが、この受診というか、受けていらっしゃる方の人間ドックと併診ドックのほうの数を教えていただきたいというふうに思うのですが。受診者数です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

前年度に比べて、やはりコロナの影響で受診の人数のほうは減っているような形になりますけれども、皆さんのはうの、各個人個人、事情があるかと思いますけれども、一応今年度もやはり予算のほうはございますので、皆さんには受けていただければなと思っております。

続きまして、医療機関のそれぞれの人数ですけれども、嵐山病院の人間ドック50名、併診ドック5名、市民病院、人間ドック28名、併診ドック2名、小川日赤、人間ドッ

ク45名、併診ドック1名、医師会病院、人間ドック15名、併診ドック5名、野崎クリニックは人間ドックのみで16名で、埼玉成恵会病院、人間ドック43名、併診ドック1名となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 ありがとうございました。

我々なんかが思うに、コロナだけではないのではないかなというふうに。いろんなところの健診をしていただけるところが増えているということと、町のほうの料金だとか、そういうところの基準か何か、私は変わったところはないかなというふうに思うのですけれども、だから逆に増えていってもおかしくないというふうに思うのですが、そういうところはなかったかどうか。

受診者数については分かりましたので、これで後で参考にさせていただきます。

そこのところだけ、どうでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、高橋町民課長、答弁をお願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

人間ドック、併診ドックでございますが、嵐山町はこうした併診ドックに係る脳ドック、こういったものを県内、国内で言ってもいち早く取り入れた自治体であったと記憶しております。平成5年ですとか、そういった当時は大変画期的なもので、市町村が脳ドックまでやるというのは大変画期的なことであったということでした。脳ドックセミナーなどを開いて、脳ドックに関する知識を得た上で受診していただくというのが当時の受診の仕方であったと思います。

現在は、こういった脳ドック等も多くの方に受けさせていただけるようになっておりますが、人間ドックは町負担分が2万円、併診ドックにつきましては3万6,000円を町から補助しております。その補助をいたしますと、人間ドックにつきましては、およそ自己負担が1万8,000円程度、併診ドックにつきましては3万円から4万円程度、医療機関ごとによって健診項目が違いますので、自己負担額に変わりは出ますけれども、そのぐらいの金額で受けられるようになっております。

この自己負担額は、社会保険の健康診査における自己負担額よりも大変低いものになっておりまして、最近社会保険から国保に移られた方で、こういった人間ドックの申込みをされた方の中には、こんなに安く受けられるのだねというふうにおっしゃつ

ていただけた例もございました。そういうことで、多くの方に受診をしていただけ
るように体制のほうは整えている状況だと考えております。

受診につきまして、確かにコロナだけではない受診控えというのも、受診をなさらない方の理由の中にはコロナだけではないかと思いますので、日頃の健康意識をどのように持つていただきかということを町民課、また実施する課であります健康いきいき課のほうと相談をしながら、広報や、またその他の健康講座の中でも受診の勧奨をしていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 確かに私も社保から国保のほうに移った人間ですから、内容的にはよく分かります。私も初めて受けたときに、相当安く、いろんな部分を診ていただけるので、よかったですなというふうな感じは持っています。ですけれども、社保から国保に移る方というのは、大体年齢的に退職した後の自分の医療機関の中で国保を選んでいくと、そういうふうな関係の中から、それは分かります、内容的には安いのも分かります。ですけれども、この一環の中で、自分でする場合、ほかの原因もあるかなというふうに。要するに脳ドックの場合なんかは1年に1回ということで、また国保のほうでは、この人間ドックでは2年に1回ということで、そうすると1年空いてしまうわけです。空いてしまうと、先生方のほうで、少しでも、何もなければいいですけれども、何かあった方は必ずその後で再診というか、再検査を受けたほうがいいですよというふうなことで受けるわけです。そうすると、定期的に1年に1回はその病院の中で医療として、それで少なくなっている部分もあるかなというふうに思います。

いろんなことが考えられるわけですけれども、やはり多くの方に、これだけ予算を取っていただいて大変ありがたいなというふうに私なんかもいつも予算のとき思うのです。ですから、やはり先駆的にこれを取り入れたということであれば検証して、なるべく国保に移った方については、軽減ない方には特にお勧めをして、もちろん費用もかかりますけれどもということで、前提はありますか、受けていただきたいなというふうに思うのです。そこら辺のところの考え方はどうでしょうか。初年度に限っては何かをするだとか、初めて町のドックを受けた方には何か特典があるだとか、そういうふうな啓発のあれというのは、意向的なものは持っていますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

人間ドックにつきましては、国保では35歳から74歳の方まで毎年希望があれば受けられます。併診ドックにつきましては、35歳から69歳までの方が3年に1回受けられることになっております。費用のほうもかかりますので、なかなか毎年受けられるのは難しいということになりましたら、その間は特定健診のほうを受けていただいて、何年かに1回は人間ドックを受けていただけるように、毎年何がしかの健診は受けていただきたいと考えております。

先ほど特定健診につきましては、連続受診者への特典で、3年連続受診の方には景品を差し上げるという制度を令和2年度から実施ということになっております。そうした中で、人間ドックや併診ドックを受けられる方への特典というものは、やはり補助する金額が2万円、3万円とかなり高額な金額を補助している観点からも、今のところはその方たちに受診をしたことに対しての特典ということは想定しておりませんが、今後そういうことをすることによって、より受診が高められるということがあれば、何がしか検討していく余地はあるのかなと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ある方はどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第3号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山町の医療費の総額を伺います。

それと、医療費の負担額が1割の方と3割の方の人数を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

医療費の総額についてですが、20億7,574万7,305円となっております。

続いて、1割の人数ですが、2,684人、3割の方は148人となっております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、2回目の質疑、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、嵐山町の1人当たりの医療費というのはどのくらいになりますか。それは、嵐山町は県内の平均と比べるとどんな感じになっていますか。

○松本美子委員長 それでは、吉田副課長、答弁をお願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

1人当たりの医療費ですが、73万8,437円となっております。県内平均の1人当たりの医療費ですが、81万1,648円となっております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 182ページの収納状況の特別徴収と普通徴収の人数を伺いたいと思います。

それから、ただいまの1人当たりの金額は、医療費、昨年と比較して増えているのか減っているのか。納付金を見ると大きく増えているわけですけれども、人数も増えていますので、このぐらいの納付金になるのかなとも思いますので、ちょっと前年とどうなのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

特別徴収の人数ですが、2,132名となっております。普通徴収の人数ですが、700名となっております。

続きまして、医療費ですが、昨年度との比較ということですけれども、昨年度に比べますと、昨年度の1人当たりが80万6,173円となっておりましたので、前年比約8%減少した形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まだ分析できていないですか、減った要因は。もし分かれば伺いたいと思います。

それから、ここに、7割軽減等の表になっているわけです。ぜひ国保でもこういう表を作ってもらえば質問しなくて済みますので。ただ、私が言うとやらないのでしようけれども。

〔「余計なこと言わない」と言う人あり〕

○川口浩史委員 余計なこと言ったね。

長期入院をされている方というのは、1人当たりの金額が減っているから、いないのかなとは思うのですけれども、昨年聞いたのかな、ちょっとメモはしてあるのですけれども、一体どんな病気だったのかが、もしお話しえるのであれば伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

吉田副課長、お願ひいたします。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

長期入院の該当者がどのくらいいたかということなのですけれども、申し訳ございません、そこまでは把握してございませんので、お答えできません。傾向といたしましては、病気のほうはやはり循環器系がトップになっております。続いて消化器系、筋骨格系及び結合組織の疾患、内分泌系というふうな形で続いているのが現状でございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、もう一度答弁をお願ひいたします。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

分析についてということですけれども、申し訳ございません、そこまでの分析等は行っておりませんので、お答えできません。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 分析できていないので、何とも言えないのでしょうかけれども、やはりマスクというのは大きいかなと思うのですけれども、どうでしょうか、感じとして。

こども医療費が大きく下がって、先ほど言われたのですけれども、赤ちゃんや乳幼児はそんなつけるわけないので、そこが大きいわけですから、こども医療費の。だんだん大きくなればなるほどあまり医者にかかるなくなるわけで、ちょっと違うなというのを言われて、そうだなと思って。ちょっとそこは訂正したいと思うのです。ただ、これはマスクが大きいのかなと思うのですが、感じでいかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

コロナとの関係ですけれども、こちら後期高齢、今副課長が申しましたように、主立った減少の要因につきましては分析ができておりませんが、大きな減少につきましては、がんなどの大きな病気がまたまこの年度は少なかったということかなと思います。

そして、全般的なことにつきましては、これは国保、後期通してなのですけれども、レセプト点検をしております点検員のほうに確認いたしましたところ、令和2年度はインフルエンザの流行がほとんど見られなかった。これにつきましては、タミフルですとかリレンザ等のインフルエンザ治療薬がほぼ処方されていなかったということなのです。ですので、委員さんのおっしゃるとおり、マスクの着用、手洗い、うがい、こうしたことをしていただくことによって、インフルエンザや風邪など予防できるものが大きかった、こういったことは本当によく分かった1年だったと思います。今後も、引き続きマスクの着用や手洗い、うがいを励行していただくことは、医療費削減に大きな貢献をしていただけることだと思っております。後期ではございませんが、特に未就学児や小中学生の医療費は、インフルエンザがはやらなかつたことによって令和2年度は大変抑えられている状況でございました。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方。

山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 1点だけ伺います。

説明書の181ページです。(2)の歳入の状況の表中、寄附金という区分があります。ほかの特別会計ではないようなのですけれども、この寄附金の意味と、なぜ設けているのかということ、素朴な質問なのですけれども、お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

こちらの歳入区分におきまして、1から6までの区分を設定しておりますが、こちらは後期高齢者医療広域連合、こちらのほうの歳入科目に沿ったものとなっておると考えておりますので、町に対しての寄附金というのはなかなか想定できないかもしれませんのですけれども、こういった科目の設定につきましては各保険者共通のものとなっておると考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。もう一度質疑しますか。

○山田良秋委員 決まっているということなのですよね。

○松本美子委員長 すみません。山田委員、どうぞ、質疑を。

○山田良秋委員 それで、では過去あったかとか、そういうのはないですよね。再質問ですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

高橋町民課長、お願ひいたします。

○高橋喜代美町民課長 過去にこの寄附金において歳入の事例はございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようでございますので、終結をさせていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時47分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第4号の質疑でございますが、令和2年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほどあるのですけれども、お願ひしたいと思います。

最初に、190ページの要介護、要支援の認定者数の関係なのですけれども、団塊の世代がピークというか、一番多いのは73だか74、75ぐらいの方が一番多いのではないかなというふうに思います。ですから、その人たちがもう少し年を取ってくると、認定者のはうが当然増してくるというふうに私は思いますが、そこら辺のことをどのように現状を捉えているか、まずお聞きをできればというふうに思います。

それと、202ページの予防の住宅改修の関係でお聞きをしたいのですけれども、19件の内容、予算に対して申込みは少ないよう思うのですが、どのような内容のものが改修であっても、手すりだとか、お風呂の改修だとかいろいろあると思うのですが、そこまで把握しているようであれば教えていただきたいなと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

190ページの認定者数の件のお問合せなのですけれども、令和2年度につきましては第1号被保険者が884人ということで、昨年に比べても増えているのですけれども、今後ももちろん増える予定になっております。

それから、202ページの住宅改修なのですけれども、住宅改修の内容につきましてはほとんどが手すりの設置になります。98%ぐらいが手すりの設置になりまして、あとは段差の解消とか、開き戸から引き戸に変えたりとか、床材を滑りにくい床材にするということがあります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 対象者が増えているということは、認定者数も増えてくるのでしょうか。

それなりのこれから様々な対策を、今の事業のほかにもこれから考える必要があるのかなというふうな感じで思いますが、とにかくこれについては、認定者数はそのように思っているということで、見守っていきますから結構です。

202ページの住宅改修の件なのですけれども、ほとんど手すりの関係だということをございますけれども、この中においても手すりでも、要するにベッドのところから

自分の行動する範囲は全て手すりをつけるとか、お風呂のところだけにつけるだとか、いろいろ内容はあるかなと思うのですけれども、一番大きなような金額で、1件についてどのくらいのものがあったでしょうか。平均ではなくて、1件でどのくらいの金額が、多い人では1件についてこのくらいのあれがありましたというふうなのはありましたか。もうこれは補助でほとんどやっているような関係ですから、大変助かっているのではないかなと思いますが、お願ひいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

菅原副課長、お願ひいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

住宅改修につきましては上限がありまして、20万円が上限になっておりまして、それ以下の方が結構多いです。手すりを1つつけるに当たりまして、大体1万円から3万円ぐらいかかるので、一遍に5か所つけたりとか、1か所だったりとか、いろいろあるのですけれども、大抵は部屋につけて、廊下につけて、トイレにつけて、階段につけてという感じですか。ですので、10万円ぐらいの方が大体一般的なのかなというところです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 了解しました。特別、1件でたくさんの金額ということは、上限が決まっているからなのですよと、大体平均的に皆さん利用されているということで了解しました。ありがとうございました。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 被保険者の介護保険の認定率、全国と県と、それから比企市町村圏内の65歳以上と75歳以上の割合を伺いたいと思います。

それと、介護給付費の方で、今1割と3割になるのですか、の方の人数を伺いたいと思います。

それから、200ページになるのかな、居宅介護の人で介護度3以上になると大体施設介助になると思うのですけれども、独り暮らしの方の人数を伺いたいと思うのです。

それから、190ページにやっぱり居宅介護のことが書いてあるのですけれども、居宅介護の方でショートステイ利用の方はどの程度いらっしゃって、ショートステイの

申込みからどれくらいの、すぐに予約できるものかどうかの現状を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

それでは、私のほうからは令和3年3月末現在の1号被保険者の認定率につきましてお答えさせていただきます。全国になります。全国は、全体でいくと18.7%です。65歳以上75歳未満につきましては4.3%です。75歳以上につきましては32.4%です。

埼玉県です。埼玉県は、全体ですと15.8%、75歳未満が4.1%、75歳以上が27.6%です。

嵐山町です。嵐山町は、全体で15.1%、75歳未満が3.7%、75歳以上が27.3%。

滑川町です。滑川町は、全体で12.3%、75歳未満が3.3%、75歳以上が23.7%です。

小川町です。全体で15.3%、75歳未満が3.6%、75歳以上が29.4%。

ときがわ町です。全体で15.8%、75歳未満が3.6%、75歳以上が30.3%です。

吉見町です。全体で13.5%、75歳未満が3.5%、75歳以上が26.3%。

川島町が全体で14.1%、75歳未満が3.2%、75歳以上が28.7%。

東秩父村です。全体が17.0%、75歳未満が4.6%、75歳以上が30.5%。

鳩山町です。全体で11.5%、75歳未満が2.9%、75歳以上が21.0%です。

最後に、東松山市です。全体が14.9%、75歳未満が3.9%、75歳以上が27.5%です。

認定率につきましては以上です。

続きまして、負担割合になります。令和3年3月末現在の負担割合ですが、1割負担の方が821人です。そのうち75歳以上は716人です。2割負担の方が42名おります。そのうち75歳以上は35名です。3割負担の方は21名です。そのうち75歳以上は20人になります。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、簾藤副課長、お願ひいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 3点目の独り暮らしの人数につきましてお答えいたします。

令和3年度の民生委員さんの社会調査のデータのほうをお借りしまして、人数のほうを集計させていただきました。独り暮らしの人数、65歳以上の独り暮らしが750名

になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、近藤長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 続きまして、私からはショートステイの人数等についてお答えいたします。

令和2年度のショートステイの利用の延べ件数は370件となっております。令和3年2月にショートステイを利用された方が25名となっております。

予約の現状なのですけれども、各事業所でショートステイの枠を取っていただいているまして、ケアマネジャーさんが事業所を探していただいているわけなのですけれども、いっぱい入れないところもありますが、ご尽力いただきまして、希望されている方にはショートステイができるような形で対応していただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 被保険者数が令和1年と比べると伸びていますよね、60人か、全部で。それで、今の認定率を見ますと、やはり鳩山町が低いのですよね。この状況についての嵐山町の認定者が増えているということの分析というのはどういうふうになさっているか。私は、コロナがやっぱり影響して外に出られないというのが大きいのかなと思っているのですけれども、人の交渉が、人と会えないということが結構大きくなっているのかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

あと、ショートステイなのですけれども、ショートステイは特定の方が何回かという形なのでしょうか、その点伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

近藤長寿生きがい課長、お願ひいたします。

○近藤久代長寿生きがい課長 まず、1点目の認定者数が増えてきているのにコロナの影響があるかということなのですけれども、1号被保険者に対する要介護認定者数の割合というのが、令和2年度は15.1%になっております。令和元年度が14%なので、それ以前、平成24年度から令和元年度くらいまでは14%台を維持していたところが、2年度になりまして急激にちょっと上がっておる状況でございます。

ただ、コロナの影響で認定を受ける人が多くなってきたかというと、確かに外出がなかなか自粛される中で、お買物に行けなくなってしまったりとかという方もいらっしゃる

しゃいますので、そういう方たちが介護認定を受けて訪問介護等を利用していただくということはあるかと思いますが、詳細に関してはまだそこまで分析というかはできていない状況でございます。

あと、ショートステイにつきましては、特定の人かどうかということなのですけれども、先ほど令和3年2月のショートステイを利用された方が25名ということで、月ごとの人数を見ましても大体20人前後の方が利用されておりますので、ある程度やはり在宅で過ごされている方の中でもショートステイを利用することが必要な人というのは特定の方でいらっしゃるかと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

狩守さん、どうぞ。

○狩守勝義委員 私からは1点です。これは、国民健康保険のときもちょっとお聞きしたのですが、195ページの努力支援交付金です。これは226万6,000円ですか、交付されているわけですけれども、これは上限というのはどのくらいの金額なのか。それから、嵐山町はどういうところを評価していただいてこういう金額の交付になったのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

195ページの介護保険保険者努力支援交付金につきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、主に包括的支援事業、任意事業という事業があるのですけれども、そちらに対しまして評価指標に基づいて点数をつけて交付されるものなのです。要はインセンティブ交付金というものなのですけれども、ですので上限というのではないのですが、これは令和2年度から始まった交付金なのですけれども、870点が満点なのです。それで、嵐山町は328点ですので、その点数に沿った金額になっております。

以上です。

○松本美子委員長 狩守委員、どうぞ。

○狩守勝義委員 870点満点で328点ということは、今後まだまだこれから努力するというような方向性だろうと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

嵐山町につきましては、先ほど申し上げたとおり328点なのです。それで、埼玉県内の平均が413.4なのです。ですので、埼玉県の平均より若干低いのですけれども、今後介護予防に取り組みまして点数を上げていければなと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は2点です。

まず、191ページなのですが、介護サービスの未利用者数、利用されていない方が198名の方がいらっしゃるということなのですが、この方の……認定を受けているのにもかかわらずサービスを利用していないということなのですけれども、この状況をどういう形で把握等しているのかをまずお聞きいたします。

それから、208ページに配食サービスの委託料というのが入っておりますけれども、これを利用されている方の人数をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

191ページのサービス未利用者数の198人なのですけれども、こちらにつきましてはそこまで分析していないのですけれども、大抵病院で入院していますと、介護申請を受けたほうがいいというふうに勧められまして、介護申請をすると。まだ病院から退院できていないという方が結構いらっしゃいまして、あとそれから介護申請をして、住宅改修をするためだけに申請する方もいるので、住宅改修が終わってしまったら、もうあとは大丈夫という方もいらっしゃるし、福祉用具を購入したいということで申請をして、福祉用具が購入できたら、その後介護サービスを使わなくて大丈夫という方が結構いらっしゃいます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて簾藤副課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 2点目の配食サービスにつきましてお答えさせていただきます。

昼食、お昼が44名です。夕食が22名になっております。

以上です。

○松本美子委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、198名の方、病院に入院される方、これははっきりしていると。そのほかは、こういう形でいろんな方が申請をして、いろんなサービスというか、住宅改修とかを受けるということで、ある意味では軽度というふうなことで理解してよろしいですね。その1点だけ。

○松本美子委員長 菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

先ほどおっしゃられたとおり、割と軽度の方が多いということです。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに何人かいらっしゃいますか。

質疑のある方が何人かまだいらっしゃるようですけれども、時間が1時間以上たちましたので、暫時休憩とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

25分から再開ということになりますので、お願いします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時24分

○松本美子委員長 それでは、皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入る前に、高橋町民課長より答弁漏れということの申出がありましたので、これを許可させていただきますので、課長、お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 貴重なお時間をおかげして申し訳ございません。国保会計の長島委員さんのご質問の中で私の答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。175ページの特定健診連続受診者報償品でございますが、こちらは人間ドック、併診ドックの内容も特定健診の受診内容を含みますので、人間ドックを例えれば3年連続で受けていただいても、こちらの連続受診者報償事業の対象となります。人間ドック、特定健診、特定健診でもいいですし、併診ドック、人間ドック、特定健診でもこちらの報償事業のほうの対象になりますので、人間ドック、併診ドックを受けた際の特典を考えていただきたいということでしたが、こちらの特典のほうはこの報償品事業のほうに含まれますので、実施しているということでございました。大変失礼

いたしました。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員さん、今の答弁でよろしいでしょうか。

○長島邦夫委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、質疑のほうを続行させていただきますけれども、質疑のある方はどうぞ。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 決算書の340ページの実質収支に関する調書が出ております。これを見ますと1億5,736万4,213円というのが今年の調書になっておりまして、前年と比較しても増えています。ただ、返還金がこの後発生してきますので、返還金になってきます主要な施策の説明書192ページ、国庫支出金と県の支出金が約9,000万ぐらいになります。この辺の今回の決算には増えているのだけれども、返還をしていかなくてはならないというふうな流れになるわけですけれども、この辺のこれだけの金額が増減してしまったという経緯、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

それともう一点、195ページです。これは、第2款の国庫支出金の中で、4目の介護保険災害臨時特例補助金、これが町のほうに補助基準額の10分の6ということで、15万5,000円ほど今回補助していただいている。これがどのようにこの介護保険の制度の中で、これは免除ですから、減免措置に補助されたとあります。この減免の措置というのは、どのようなところに表現されているのかということです。この主要な施策の説明書を通したり、決算書を通して。ちょっと見当たらなかったので、その2点についてお尋ねしておきます。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

192ページの返還金、国庫と県支出金の関係の返還金の関係なのですけれども、今回につきましては返還金がとても多いということなのですけれども、この返還金につきましては、給付費の過去3年間の伸び率があるのですけれども、その伸び率で国や県から来るのです。ですので、割と多めに国や県から交付されますので、実績に伴いまして返すということになりますので、令和2年度につきましては実績がそこまでそんなに、要はもらい過ぎてしまったということなのですけれども、そこまで実績が伸びなかつたので、返す金額が9,000万というか、1億近くになってしまったというの

が経過になります。

それから、195ページなのですけれども、195ページの災害臨時特例補助金なのですけれども、こちらは195ページの15万5,000円と、あと隣のページの194ページの調整交付金というのがあるのですけれども、その調整交付金の中ほどぐらいに特別調整交付金というのがあって、そこでもコロナウイルスの関係で一定程度収入が下がった方に対して免除しているのです。それで、昨年はコロナで一定程度収入が下がった方に対して、介護保険料を免除している方が6人おりました。6人に対してこの調整交付金と、あと国の災害特例補助金というのが、その免除した分が充てられるものなのです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、当初3年平均の予定をしていた伸び率というところに至ることなく、順調に介護保険が運営できたというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

そうでございます。よろしくお願ひします。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 192ページの一番上の表の保険料の件なのですが、昨年度に比較して130万円ほど減額になっているわけなのです。人数は、この初めの表にもありますように72人増えているわけですよね。72人増えていて保険料が減っているというのは、ちょっとどういう理由なのか伺いたいと思います。

それから、193ページの上の表なのですけれども、収納状況の。昨年もこういう表を出されたのですけれども、調定額より収入済額のほうが多いということで、調定額はこれだけのお金が入りますよということで決められた金額ですよね。普通、それを上回るということは、通常考えられないと思うのですけれども、ちょっとそれをどういう理由からか伺いたいと思います。

それと、収入未済と還付未済、4万円で発生しているわけですけれども、この理由

を伺いたいと思います。

それと、特別徴収の人数、普通徴収の人数を伺いたいと思います。

それから、その下の表の不納欠損ですけれども、件数、延べ、実、両方とも減っています。金額も減っていますが、ちょっとどういうことで。これは時効だということで、介護保険5であるということなのですけれども、内容を伺いたいと思います。

それから、入所待ちというのは、令和2年度ではどのくらい発生したのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

192ページの歳入の状況の保険料なのですけれども、130万円の減額についてなのですけれども、こちらにつきましては、確かに被保険者数は増えているのですけれども、低所得者に対する保険料の公費負担といいまして消費税分が減額されるのですけれども、低所得者の方が増えまして減額になっております。ページで言うと、189ページの（4）番に所得段階別第1号被保険者数というのがあるのですけれども、1段階から9段階まであります、1段階から3段階の方が対象になります。こちらの対象者が42名増えておりまして、その分の方の軽減率が昨年よりもさらに軽減されまして介護保険料が安くなりましたので、その分130万円ぐらい減額になっております。

続きまして、193ページなのですけれども、こちらの収納状況の調定額と収入済額の関係なのですけれども、この収納済額の中に還付未済の4万円が入っているので、調定額と収入済額が違っていることになります。それから、還付未済につきましては4万円ということで、内容につきましては7件ございました。7件のうち1件が相続放棄になります、残り6件につきましては年金から天引きになっている方なので、年金機構のほうから通知を待ってから還付することになっていますので、年度中に還付できなかったので、その6件の方については還付未済として計上されてしまっています。今現在は、その6件につきましては還付済みになっております。

それから、普通徴収の方なのですけれども、普通徴収の方は5,320人になります。普通徴収の方は502人です。それから、特徴と普通徴収がある、一緒に年度中になる方がいるのですけれども、その方は26人になります。

不納欠損につきましてですが、不納欠損は川口委員のおっしゃるとおり時効が来ましたので、不納欠損をさせていただいております。こちらにあるとおり、実件数が39件になっています。

次に、入所待ちなのですけれども、入所待ちは令和2年度は25人です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 保険料については、なるほど、そうですか。軽減がどういうふうになっているのか、ちょっとこれだと分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、193ページの調定額と収入済額は、なるほど、そういう還付未済がこちらに入るということなのですか。収入未済は、この表の見方はどういうふうに見たらいいのでしょうか。収入未済のほうに……還付未済は支払うわけですから。たまたま金額が同じだということで見てよろしいのでしょうか。

不納欠損なのですが、時効でこういう方も当然いるとは思うのですけれども、ちょっとどういう方だったのかが具体的に分かると。低収入で、なかなか生活が厳しそうだったですよとかというのが分かれば伺いたいと思います。

それから、入所待ちなのですが、25人と。入所待ちであるから、施設に入れないわけですから自宅になるわけです。192ページの歳出の状況で、地域支援事業費、昨年は減っているのですけれども、増減で。今年も236万7,263円と減額になっているわけです。家での介護、地域の支援事業が十分行われているのかなとちょっと疑問に思うのですけれども、こういう金額を減らしてしまって。その点どうなのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、介護保険料の軽減につきましてお答えさせていただきます。

第1段階の方が軽減前は0.5なのですけれども、軽減後は0.3になりました。それから、第2段階が0.75が0.5、第3段階が0.75だったのが0.7になりました。

それから、193ページの収納状況の件なのですけれども、こちらにつきましては収入未済が4万円あって、還付していないのが4万円ということで計上させていただいているところなのですけれども。

それから、不納欠損なのですけれども、こちらは時効が来てしまったから不納欠損

になったわけなのですけれども、収入が低いからというわけでもなくて、割と介護認定を受けていない、まだ健康で納めるべき方が納めていないという状況になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤副課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 192ページの地域支援事業が減っていると、事業は十分に行っているかというご質問に対しましてですが、コロナによりまして、やはり地域支援事業はデイサービスとか、居宅介護とか、ヘルパーさんですね、そういういたものも、要支援の方に対するサービスも入っております。あと、町の当然事業も入っているのですが、デイサービス等はなかなか、控えたという方もいらっしゃいまして、利用者が減っております。

十分事業を行っているかというご質問に対しましては、町の事業をいろいろやっているのですが、町の事業に関しましては、緊急事態宣言中はやめた時期もあったのですが、その後に関しましては、ただ単にやめるのではなく、感染対策を十分に考慮、配慮した上で事業のほうを行うようにしておりますので、努力した上で十分やっておるというふうに理解しております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結させていただきます。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時46分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第5号 令和2年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

では、質疑をどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 下水道の企業会計になるというの……

○松本美子委員長 すみません、水道事業です。

○渋谷登美子委員 水道。ごめんなさい。

○松本美子委員長 ほかにいらっしゃいますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 水道会計には、令和2年度の一般会計から約2,000万ほどのいわゆる繰入れといいますか、減免の関係で基本料、出てきましたが、その辺のところは給水収益のところに反映されているのか、どのようにそれが水道事業会計の中で処理されているのかということと、それと実際に担当課として、それぞれの家庭だとか、それから実際に受益を受けた町民皆さん、全員なわけですよね。そういったようなところの意見などが聞けていたらお聞きしておきたいと思います。1点。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願ひいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、ご答弁いたします。

先ほどの一般会計から補助金を水道事業のどこに繰入れをしていたのかというご質問なのですけれども、決算書の375ページ、収益費用明細書のほうをお開きいただければと思います。こちらの中の収益で、款、項、目、節とございまして、款で事業収益、2項の営業外収益、目として4番の他会計補助金、節といたしましては一般会計

補助金、こちらのほうで一般会計補助金として基本料金減免分につきましての補助金を受け入れております。

続きまして、2つ目のご質問なのですけれども、こちらのコロナに関わります基本料金減免事業というものを水道事業のほうで実施いたしましたけれども、町民の方から直接どうだったよというお声がけのほうはいただいてはいないのですけれども、実態といたしましては、町内で水道をご利用いただいている一般家庭の皆様、あとは事業所の皆様とかというのを分けずに基本料金のほうを減免いたしました。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この費用明細で分かりました。そうすると、減免された約2,000万相当の額というのは、この給水収益が減収になっているという捉え方でよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、片岡副課長、答弁をお願いいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 給水収益のほうには水道料金のほうが掲載といいますか、計上しているのですけれども、水道料金の中に基本料金分といたしまして軽減いたしました約2,000万円なのですけれども、こちらのほうは水道料金といたしましては少なくなっているのですけれども、先ほどご説明いたしました他会計補助金、一般会計補助金、こちらのほうが営業外収益のほうで受け入れておりますので、収益といたしまして、全体としてはそちらで、水道料金のほうの減収分を一般会計補助金のほうで補っているという形でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、報告書の1ページの有収率が今回下がっているのですけれども、平成30年と令和元年はそんなに違わないな、今回ちょっと下がっています。どういう要因だったのか伺いたいと思います。

それから、2ページの県水の関係なのですけれども、これ一般質問で課長が、1日2,000トンが来ているということなのですか。2,000トンとちょっと書いてあるのですけれども。この受水量……2,000トンでは合わないな、ミリリットルではない。この70万立方メートルの関係なのですけれども、第3水源、第2水源だったかな、その補修の

関係でまだ高い値だということになっているのですか、値ということは。一般的には30年までの67万ぐらいが平均で来ていますけれども、この高いというのはそういうことで高かったのか、第2水源だか第3水源だかの関係で。ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、決算書の355ページの不納欠損なのですけれども、14万2,000円、かつて50万円ぐらいありましたから、大分減ってきたなというのを。ちょっとどういうことで不納欠損になったのかを伺いたいと思います。

それから、令和2年度の内部留保はどのくらいになったのかを伺いたいと思います。

工事の表が載っていますよね。これで、一般質問に出ていた10年かけて更新するというやつ。令和2年度はどの程度更新できたのか、メートルとこの工事内容、報告書の14ページの内容、どこに当たるのかを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 質疑の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。

1時30分から始めさせていただきますので、お願いをいたします。

暫時休憩です。

休 憇 午前1時55分

再 開 午後 1時27分

○松本美子委員長 それでは、全員の方がお集まりのようでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事業会計の決算認定でございますけれども、川口委員さんの質疑が終わっておりますので、答弁からお願いをいたします。

それでは、清水上下水道課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 それでは、私のほうからは県水の関係についてからご説明申し上げます。

令和2年度の県水が70万4,000立米と例年より多かったというご質問でございますけれども、令和2年度の計画予定水量、契約予定水量でございますけれども、そちらが66万3,000立米でございました。これと比較して、結果4万1,000立米多く県水を入れていたということでございますけれども、原因が令和元年度の台風19号によりまして、第3水源の付近の護岸が崩壊しまして、そちらのほうは県の河川のほうで護岸の

改修工事をしていただいたところなのですけれども、その工事期間中の令和2年の2月から6月までの間、第3水源から取水を停止しておりました。

理由につきましては、井戸の近接の護岸工事でございましたので、何か工事によって井戸に影響を受ける可能性があったため、その期間、104日間ですけれども、取水を停止いたしました。その分、第3配水場に補給水が行くわけですけれども、その間は補給水も入れていたのですけれども、若干、停止期間の分の水量が貯えないので、県水のほうから4万1,000立米増量して第3配水エリアの水量を確保したということです。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、片岡副課長、お願ひいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうからご質問のありました有収率が下がっているというところについてお答えいたします。

令和2年度の有収率なのですけれども、91.59%ということで、令和元年度の実績から比べて1.63%の減となっております。こちらの有収率についてなのですけれども、計算の求め方といたしましては、有収水量を総配水量で割ったものでございます。

この有収率が下がった理由なのですけれども、すみません、業務報告書の1ページの給水人口統計表を基にちょっとご説明差し上げたいと思うのですけれども、この表の右から2番目が令和2年度の実績になっております。番号の11番の項目が有収率になっているのですけれども、こちらのすぐ上の行の無効水量、こちらにつきまして令和元年度より大きく増えている数字でございます。この無効水量なのですけれども、17万3,077立米となっておりまして、こちらのほうの配水の分析をしている中で、無効水量につきましては調定で漏水軽減とかさせていただいている水量と、あとほかにも無収水量という項目があるのですけれども、そちらにつきまして町の事業用の水量、配水管で漏水があった内容ですとか、それに伴う工事の後の洗管作業をやったりですか、そういうものを除いた、ほかに起因する水道施設等の破損により無効となつた水量、不明の水量ということでこの数字が上がつてくるものでございます。考えられる理由といたしましては、各配水池、配水場から配水しているのですけれども、まだこちらのほうで確認できていない配水管の漏水とかということがあった影響かなと思つております。

続きまして、355ページの不納欠損の内訳の関係なのですけれども、令和2年度の

不納欠損といたしましては14万2,715円を計上いたしておりまして、全体で人数といたしましては27名の中で、その内訳といたしましては居所不明、転出して、その転出先が追えなくなってしまった人が20名、あとお亡くなりになられた方が6名、破産した事業所が1社ということになってございます。

続きまして、令和2年度決算を終えての内部留保はどのくらいかというご質問なのですけれども、内部留保といたしましては、積立金として減債積立金を1億2,770万円、建設改良積立金といたしまして1,210万円、こちら合計いたしまして1億3,980万円、このほかに2年度決算、これからご審議いただく分の未処分利益剰余金といたしまして1億3,277万2,950円、損益勘定留保資金といたしまして10億4,172万3,396円と、このほかに引当金として計上しております3億7,747万8,777円がございまして、これらを合計いたしますと16億9,177万5,123円となります。こちらから資本繰入れ分といたしまして4,050万円、長期前受金戻入分の別管理分といたしまして3,570万7,786円を差し引きまして、事業全体として使用可能な資金として把握している分は16億1,556万7,337円となります。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

永嶋副課長、お願いいたします。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、昨年度の工事の概要として、総延長ということで、昨年度におきましては総延長630.966メートル、こちらは全て耐震管を布設しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。分かりました。

ちょっと1点だけ伺いたいと思うのですが、有収率なのですけれども、漏水があったのではないかということでご説明があったのですけれども、決算書の372ページに重要契約の要旨というのがあって、下から4番目に漏水調査業務委託というのがあるわけです。この調査でどの程度漏水というのは発見できているのか、ちょっとそれを伺いたいのです。この調査で全域を調査できているのか、部分的なものなのか。全域にするには、この金額ではとてもできないですよということになるのかな。ちょっとそこを確認したいので、この業務委託のこここのところだけ伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、永嶋副課長、答弁をお願いいたします。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうから、昨年度行われました漏水調査業務委託の内容についてお答えいたします。

昨年度におきましては、対象エリアを平沢、千手堂、遠山、鎌形、大蔵、根岸、将軍沢のエリアで調査を行いました。総延長距離として52.1キロメートル、戸数としては1,967戸、漏水発見件数としましては16件となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

清水上下水道課長、お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 ちょっと補足いたします。漏水調査業務委託、これは毎年行っております。町内を昔は2分割にして、毎年南部、北部というふうにやっていたのですが、今は3分割にいたしまして、北部、中部、南部の順番で調査を行っております。3年に1度その地区の漏水調査が入りますので、3年に1度ですので、その間にまた新たな漏水等々増えてくる可能性もございますけれども、目に見える、道路に出てくるような漏水につきましては即座に修理を行っております。どうしても水脈ができてしまって地下に潜ってしまう漏水につきましては、なかなか発見が難しく、そういった漏水調査で見つける以外方法がございませんので、なかなかすぐにそういう無効水量になるような漏水につきましては発見が困難な状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうだと思うのです。それで、有収率をいかにして上げるかとなったら、やっぱり漏水調査しかないのかなと思うのです。3年に1度だと、やっぱり無駄に地面にお金かけて水を流しているということになるわけですから、それを1件1件、あるいは工場にやればお金になるわけですけれども、町がお金を負担して地面に出している、お金を流しているということになってしまふわけですから、ですので漏水調査の在り方というのが3年に1度ではどうでしょう。全域、全部だと、大体この3倍のお金がかかると見たほうがいいのですか。どうなのだろう。せめて2年に1回ぐらいのことはできないのか。有収率を上げていくということはどうでしょうか。ちょっと課長に伺いながら、町長あるいは副町長に伺いたいと思うのですけれども、その判断を。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

やはり毎年全域を調査するというのが一番理想的な形でございます。しかしながら、全域となりますとかなり面積もございまして、予算的なものもございます。先ほど3倍かかるのかとおっしゃいましたけれども、まさしく3倍の委託料が毎年毎年かかってまいります。しかしながら、費用対効果を考えますと、全て漏水が原因ではございません。漏水をなるべく少なくするのもやはり有効率を上げるには有効な手段と考えておりますので、以前のように南部と北部を交互にやるというような方法に変えていけるかどうか、これから検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

〔「町長、副町長。考え」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、高橋副町長、お願ひいたします。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

漏水調査、非常に大事な調査ではないかというふうに思っております。ただ、いかんせん広範囲でございますので、どうやったら効率的に毎年の調査が生かせるのかというのも検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。いずれにしても、一回全体的にこういうふうにしていいたらどうかというのを改めてちょっと考えていきたいなというふうに思っております、あとはまた予算の許す範囲内でできるだけやっていくというふうに考えていきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

嵐山委員、どうぞ。

○嵐山美幸委員 嵐山町の水道事業業務報告書の中の1ページなのですけれども、今回は総配水量が、コロナ禍で在宅が増えたということで、277万6,304立方ということで、9,219万円の確保ができたということであるのですけれども、前年度、元年はそれよりも3万立方ぐらい少なかったのですが、元年は幾らぐらい利益があったのか教えていただきたいと思います。

それで、5ページになるのですけれども、今の報告書の5ページなのですが、こちらに地区別給水件数と用途別と口径別とあって、8,248件ですよという報告がござい

まして、次のページの6ページのところに検針委託費用ということで、検針件数が、こちら令和2年度は5万3,419件ということで、さっきの件数と一緒ににならないのですけれども、この多くなっている理由というのですか、教えていただきたいと思います。

以上、2件です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

片岡副課長、お願ひいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

令和2年度の決算といたしまして、損益計算書の中で9,219万428円の利益があつたということでございまして、令和元年度なのですけれども、8,125万240円の当期純利益、令和元年度の決算といたしましてその利益がございました。

続きまして、地区別件数と、あと検針の合計の件数、業務報告書の5ページと6ページの関係なのですけれども、こちらの5ページに掲載させていただいている地区別給水件数なのですけれども、これは令和3年の2月の検針の時点での水道使用中の分の件数となっております。それが8,248件、町内でご利用いただいている件数となっておりまして、続きまして6ページの検針委託費用の中の検針件数なのですけれども、こちらにつきましては例月、偶数月に検針を実施しているのですけれども、そちらの件数と、あと休止精算をしている分の件数と、あと検針につきましては中止中のもののメーターにつきましても検針をしておりまして、そちらの年間の合計の検針件数となってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、嵐山委員、どうぞ。

○嵐山美幸委員 今の2番目の質問なのですけれども、そうしますと5,319件、休止のものとかも全部含めて、これだけのものが嵐山町内にメーターが設置してありますよということでおろしいのでしょうか。ちょっとよく意味が分からぬのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

片岡副課長、お願ひいたします。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 申し訳ございません。ちょっと私の説明が拙かったのかもしれないのですけれども、5ページの地区別の給水件数は2月の検針の一月分でございまして、6ページの令和2年度の検針件数の5万3,419件というの

は、先ほどの5ページの2月の検針の件数を6回に検針したものにプラスいたしまして、もう利用していない、水道としては使用していない中止中のメーターにつきましても、無断使用がないかとかということで実際検針をしておりまして、それにプラスして利用をやめたお客様につきましての休止精算の件数も含んだ件数の年間の合計となっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結させていただきます。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和2年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時51分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第6号 令和2年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。ありませんか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 報告書の5ページなのですけれども、令和2年度公共下水道を建設しなかったという理由はどういうふうなことになっているのか伺いたいと思います。5ページ。ということになると思うのですが、違いますか。進捗が増えていないので、具体的には。違ったかな、私何か間違えているかな。だと思ったのだけれども。令和2年度の増減というのがありますよね、下水道管口径別の延長というの。それ合計するとゼロになっていますでしょう。

あともう一点、5ページの下の管理型浄化槽の人槽別基数なのですが、これは21人槽とか個人型ではないものも結構あるのだなと思っているのですけれども、これは後で設置されたものが町に移管されたものというふうに考えていいのでしょうか。

あとそれなりますと、この389ページのところに減価償却が出ていますけれども、合併浄化槽と公共下水道の減価償却なのですが、公共下水道のほうは耐震化していくと減価償却費はどういうふうになっていくのか。ちょっとごめんなさい、私は今回決算が初めてなので、どういうふうに見たらいいのかなと思っていて、合併浄化槽についても移管されたものというのですか、町管理型に。それは、21人槽などみたいのは、やっぱり減価償却がだんだん減っていくわけですね。それはどういうふうにして考えていくのかなと思っているのですが、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水上下水道課長、お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目の公共下水道事業につきまして、工事をしなかったかというご質問でございます。令和2年度につきましては、公共下水道につきましては工事はございませんでした。公共下水道の工事につきましては、もう既に完了しておりますので、今後発生する公共下水道事業、工事が始まるまでは、こちらの記載はゼロということになっております。

続きまして、浄化槽の21人槽のこちらでございますけれども、こちらは集会所の浄化槽でございます。これは、町管理型浄化槽の整備につきましては、専用住宅、併用住宅、店舗兼併用住宅並びに集会所が町管理型浄化槽の整備対象となっておりますので、こちらは平成25年度に整備をいたしました大蔵の構造改善センターの浄化槽となってございます。

続きまして、減価償却の関係でございますけれども、こちらにつきましては公営企業会計化に移行するに当たりまして、29年度、30年度において現有する公共下水道施設、それと町管理型浄化槽施設の固定資産を全て整理いたしました。そちらに従いまして、公共下水道施設及び浄化槽施設を耐用年数に従って毎年毎年減価償却をしていくものでございます。それと、減価償却もいたしますけれども、国庫補助金等のそのようなものは長期前受金戻入として、同じく減価償却をして収益化されていくというものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、公共下水道については次の川島地区が始まるまではもうしばらくない、建設についてはなくて、耐震化が始まっていくということで、耐震化の工事はあるかもしれないということですね。それもまだ分からぬといふことなのかな。ということでよいのかなと思うのですけれども。

これはよく分からぬのですけれども、耐震化した場合に減価償却の部分というのはどうなっていくのか。50年の減価償却の期間だったと思うのです。それで、耐震化はどういうふうになっていくのか。たしか合併浄化槽も50年になっていたのですか、そのところがよく分からぬのですけれども、どういうふうに計算していくのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず、公共下水道工事は、おっしゃるとおり、川島の工事が始まるまでは開始されません。

老朽化に対する耐震化でございますけれども、こちら昨年度策定しましたストックマネジメントによりまして、優先すべき、今ちょっと老朽度が激しい管路から順次調査、点検をして、それで更新をしていくという計画になっております。更新をいたしますと長寿命化されますので……入れ替えると、また新しい管になりまして生き返るわけです。またゼロから始まる。長寿命化、補修的なものと、修繕的なものは固定資産の延命になりませんので、そのまま減価償却されていくという考え方になっております。

それと、浄化槽のほうで、耐用年数につきましては28年で見ております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 決算書の385ページの下から2段目に特別損失があるのですけれども、結構金額が大きいなと思って、これは全部不納欠損になってしまいそうですか。ちょっと内容が違うかなと思って、伺いたいと思います。

それから、報告書の9ページの一番下に企業債元金償還金、そして2としてその他の企業債償還金とあるのですけれども、元金償還金があると利息は、この2が利息になるのですか、ちょっと別な形になるのですか、利息はどうなっているのか伺いたい。

水道会計の決算書の379ページに企業債明細書と詳しく載っているのです、どこで借りたというのが。ところが、下水のほうはそういうのがないのです。この企業債の表をもう少し詳しく見せてもらいたいなと思うのですけれども……

〔「408ページ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 この細かいのがどうか。すごく細かいのだな。そういうことか。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○川口浩史委員 ちょっと一応聞いてみる。

○松本美子委員長 質疑なさいますか。

○川口浩史委員 はい。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 順次お答え申し上げます。

まず最初の特別損失でございますけれども、不用額の欄に2,641円のところでございますけれども、これが過年度損益修正損の掲載となってございます。

それと、2点目の企業債、その他の元金償還金でございますけれども、こちらは公営企業適用債の元金償還金となってございます。利息につきましては、3条の支出のほうに支払利息ということで掲載をさせていただいているところでございます。

3点目の企業債明細書でございます。こちら一般会計の主要な施策の地方債の明細は利率別とか、借入先別とか、そういった表記になっていると思います。こちらにつきましては、借入れ年度別にずらすと表記させていただいているところでございます。全部で115件で、未償還残高が20億3,200万ほどになってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁漏れのようですから、清水上下水道課長、お願ひいたします。
○清水延昭上下水道課長 その他特別損失の内訳でございますけれども、引当金の繰入額が255万1,000円、その他特別損失につきましては令和元年度分の消費税でございます。こちらの金額が235万8,000円ほどでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続きまして川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 そうしますと、特別損失では不納欠損はこの年度は発生していないというふうに見ていいのですか。ほかのところであるのか、ちょっと確認したいと思います。

それから、企業債の関係なのですが、3条予算は、これ予算書のほうに載っていますよね。3条予算の中に載っているということなのですか、3条というのは。3条予算に載っていたかな。3条はあれではないか、資本の部のあれではなかったっけ。ちょっとその点を確認です。予算書持ってきていないのだよな。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず、不納欠損の関係でございますけれども、下水道使用料及び受益者負担金の中で不納欠損がございました。まず、下水道使用料につきましては12万1,671円、こちら数にいたしますと37件でございます。人数で申し上げますと、19名の不納欠損がございました。その欠損理由につきましては、16名につきましては転出先不明、3名につきましては死亡による不納欠損でございました。受益者負担金の不納欠損でございますけれども、こちらは、令和2年度につきましては9万6,520円の不納欠損でございます。こちらにつきましては、令和元年度の大幅な移行に伴いまして、大幅な不納欠損がございました。そちらの方々の令和2年度分の不納欠損分ということで計上しております。そのうち死亡が4、破産が2、転出先不明が2でございます。

続きまして、企業債利息につきましてお答え申し上げます。3条予算の事業費用の中の営業外費用の中に、企業債の利息ということで掲載をさせていただいております。2年度につきましては、4,502万336円で掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 この不納欠損はどこのところを見たらいいのか、ちょっと教えてもらえますか。企業債の利息の部分は、そこの3条予算を見れば分かるということですね、予算書の。これは確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水上下水道課長、お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

不納欠損につきましては、特別損失の中のその他特別損失の1、引当金繰入額の中に貸倒……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課長 406ページです。その他特別損失の引当金繰入額の中に貸倒引当金繰入額として不納欠損分が入っております。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑のある方、どうぞ。

○川口浩史委員 利息は、予算書の3条予算を見れば分かるということで。ちょっと確認ですが。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 決算書406ページ、同じく406ページの2項営業外費用の中の支払利息及び企業債取扱諸費の中に企業債利息ということで明記させていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑をどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 令和2年度で浄化槽を寄附されていて、故障したとかで一から入れ直した基数の数というのは分かりますか、基数は。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

令和2年度中の寄附の浄化槽の入替えは1件でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 20年ぐらいたっていても寄附される方というのはいると思うのです、今までこの10年近くの中で。その中で、令和2年度は寄附されていたのだけれども、

故障してというか、新しく入れ直したというのが1件でよろしいのですね。

○松本美子委員長 それでは、お願いいいたします。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 そのとおり、1件でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 町側としては、移管するときにしっかり修理をすれば受け入れてくれて、それが年数が何年であっても受け入れていただいているわけなのですけれども、そういう中で、やはり古いものを頂いたために毎年毎年入れ直さなくてはいけないという業務が増えているのではないかと思って確認したわけですけれども、今までの期間の中で、総数にして入れ替えた数というのは分かりますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。

清水上下水道課長、お願いいいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今まで寄附していただいた浄化槽につきましては288基、そのうち寄附後、入れ替えた浄化槽が10基でございます。また、寄附後、更地になってしまった浄化槽が1基、それと寄附後、建て替えによる取下げが1基でございまして、差し引きいたしますと町管理型の寄附浄化槽の管理基数は現在276基でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はおりますか。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 1点お尋ねしておきます。

405ページの収益費用明細書、このところの営業外収益として国庫補助金886万7,000円、県の補助金177万9,000円というふうに載っております。この辺の補助金について、令和2年は予定どおりある程度確保できているのか、それとも少しやっぱり減額になっているのかというのを、その点のところについてお尋ねしておきます。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

浄化槽の補助金がほとんどでございます。国庫補助金は整備基数、転換に係るものは2分の1補助、それ以外、新築、合併から合併浄化槽への変更は3分の1でございます。そのほかに県からの補助金につきましては、配管及び撤去費補助金が40万円以

内で、さらに工事が困難であるような場所につきましては、県との協議の上、20万円を限度に補助金が交付されております。

それと、令和2年度につきましては、国庫補助金としまして800万円が、ストックマネジメントの計画策定に係る補助金として800万円が交付されております。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 その部分というのは、そうするといわゆる浄化槽の寄附、町が買い取るというようなことがないと、今のストックマネジメントの800万を除くとあまり収入が、補助金が確保できるというふうには考えられないのだなということでおろしいのですね。それ確認しておきます。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、お願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 大変申し訳ございませんでした。こちらにはストックマネジメントの交付金と、国の補助金のその中の転換に係る部分の補助金のみが入っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 そうすると、800万は今回だけだったというような捉え方でいいのでしょうか。国からのストックマネジメントについての補助金は今回限りだと。

○松本美子委員長 それでは、清水上下水道課長、答弁をお願ひいたします。

○清水延昭上下水道課長 ストックマネジメント計画は策定が完了いたしましたので、今回限りの交付となっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結させていただきます。討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和2年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 それでは、議案第46号に移らせていただきます。令和2年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結します。

これより議案第46号 令和2年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 続いて、議案第47号でございますが、令和2年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和2年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第46号及び議案第47号の審査は全て終了をいたしました。

5日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでございました。

また、堀江代表監査委員、大野監査委員、佐久間町長をはじめとする町理事者の皆様には大変ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。お世話になりました。ありがとうございました。

(午後 2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

委員長